

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
児童厚生施設のあり方に関する調査研究
事業報告書

令和6年3月

PwC コンサルティング合同会社

目次

要旨	1
1 事業の概要.....	3
1.1 事業の背景・目的.....	3
1.2 調査の対象	4
1.3 事業の実施内容	7
2 調査結果.....	17
2.1 児童屋内遊戯施設調査結果	17
2.2 アンケート調査結果.....	18
2.3 ヒアリング調査結果.....	63
3 考察	80
3.1 本事業のリサーチクエスチョン	80
3.2 児童遊園と大型児童館の現状.....	81
3.3 今後の在り方.....	91
4 今後の児童厚生施設の活用に向けた提言.....	99
付録.....	100
付録1 児童屋内遊戯施設デスクトップ調査結果一覧	101
①児童屋内遊戯施設の一覧（概要）	102
②児童屋内遊戯施設の一覧（詳細）	126
付録2 自治体向けアンケート調査票.....	144
付録3 大型児童館・類似施設アンケート設問・選択肢一覧.....	155
付録4 ヒアリング録	160

要旨

【事業の目的】 本事業は、総合的に児童厚生施設に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施した。具体的には、市区町村の児童遊園・児童館それぞれの担当部局、および大型児童館全館ならびに、児童屋内遊戯施設に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、定量・定性データ両面から得られた示唆をもとに児童遊園および大型児童館の現状と今後のあり方を検討した。なお、本事業では児童屋内遊戯施設を大型児童館の類似施設として位置付けた。

【調査方法】 児童厚生施設や都道府県、市区町村を対象に、量的調査および質的調査を実施した。具体的には、①児童屋内遊戯施設デスクトップ調査、②自治体アンケート調査、③大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査、④市区町村及び大型児童館・児童屋内遊戯施設ヒアリング調査の4種類の調査とした。①にあたっては、自治体が設置する児童屋内遊戯施設を対象とし、公知情報から特徴や施設概要を把握し、一覧化した。②にあたっては、全国47都道府県、1,741の市区町村へ悉皆調査を実施。③にあたっては、大型児童館18（悉皆）、児童屋内遊戯施設73（抽出）を対象とし実施。④にあたっては、アンケート回答施設からそれぞれ4か所程度、計9か所を抽出し実施したほか、全国的な児童館の関係団体としての所感を尋ねるために、児童健全育成推進財団にも実施した。②はメールによるExcelファイルの配布により、③はWebアンケート回答フォームのQRコードを記載した資料を含む一式の郵送により、④は半構造化インタビュー形式で対面またはオンラインにより実施した。アンケート調査の有効回答率は、②においては46.2%、③の大型児童館においては77.7%、児童屋内遊戯施設においては39.7%であった。

また、本事業を円滑に進めるため、児童福祉分野やこどもの遊び環境に詳しい学識経験者などで構成する事業検討委員会を設置し、5回開催した。

【調査結果・考察】 アンケート調査結果およびヒアリング調査結果より、現状、児童遊園については児童厚生員の配置や巡回、こどもの健全な発達に資する遊びのプログラムの提供などにおいて、本来期待される役割を十分に発揮しているとはいいがたい状況であることが明らかになった。一方、大型児童館については、多様な特色ある遊びの実施や、地域の他の児童厚生施設との情報共有・連携などの点において、本来の役割が概ね発揮されていると考えられた。また、大型児童館を屋内児童遊戯施設と比較した結果、大型児童館は「児童厚生施設の中核的役割」を果たしており、児童屋内遊戯施設は地域の子育て支援のニーズを踏まえた「屋内でのびのび遊べる空間」の意味合いが強いという傾向がみられた。

以上を踏まえ、児童遊園については、まず外遊びの場としての本来の役割を果たすために必要な3点の対応策案を検討した；①自治体職員への児童遊園の存在の重要性と役割の啓発、②児童館に勤務する職員による児童遊園での取組の実施、③児童館に勤務する職員からこどもに対する魅力的な外遊びの提案。他方、大型児童館については、その特徴・機能について児童屋内遊戯施設との比較を行い、今後も発揮すべき機能、強化すべき機能、新たに持つべき機能について整理した。大型児童館が強化すべき機能としては、①地域の児童館や子育て支援の関係機関に加え、近隣の児童屋内遊戯施設なども含む地域の社会資源との連携を通じた「地域エコシステム」の強化、

②災害時の遊び支援の広域拠点としての機能の2点で、新たに持つべき機能としてはマクロとしての国（こども家庭庁）・メゾとしての大型児童館・マイクロとしての地域の児童館の連携機能の強化とした。

【提言】 考察を踏まえ、児童遊園および大型児童館に関する現状と今後のあり方の差を解消するために、主に国が実施すべき次の3つの施策案を提言とした；①「こどもにとっての遊びの重要性」特に「こどものための外遊びの場」を担保するための自治体への周知または通知、②大型児童館に関する強化すべき・追加すべき機能のガイドラインへの追記、③児童厚生員の役割の一部の強化に関するガイドラインへの追記。

1 事業の概要

1.1 事業の背景・目的

1.1.1 事業の背景

児童厚生施設については、屋内型の児童館と屋外型の児童遊園に大別されているところだが、両施設類型共に減少傾向にある。

児童館は、「こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」の機能・役割を担い、18歳未満のすべてのこどもが利用できる施設として、特に学齢期（小学生・中学生・高校生世代）児童とその保護者についての相談支援等の実施が期待されている。また、児童館はこどもの居場所（サードプレイス）として位置付けられ、こどもの可能性を引き出すための取組も期待されている。

そのような中、児童館等の課題の現状把握と今後の方向性に向けての議論を目的として開催された「放課後児童対策に関する専門委員会・児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」のとりまとめ（令和4年12月20日公表）では、児童館に期待される機能・役割等が拡張する中で、制度の見直しも将来的に見据える必要性や、「児童厚生施設類型における、児童遊園のあり方について」および「社会教育施設等を含むこどもが利用する施設のあり方について」等が今後の論点として指摘された。

児童遊園に関しては、毎年为社会福祉施設等調査で全数は把握されているが、具体的な実態把握を試みた先行研究がほとんど存在していない状況である。また、児童館に関しては、厚生労働省こども・子育て支援推進調査研究事業における調査研究をはじめとして実態把握が多数実施されてきたが、大型児童館や児童館と類似する児童屋内遊戯施設に関する調査研究はほとんど存在していない。

これらのことから、児童遊園の実態を把握し、そのあり方を検討することや、大型児童館の設置・運営の方向性を検討するために、児童屋内遊戯施設との比較等を実施することが、今後の児童館に期待される機能・役割等の制度の見直しにあたって求められている。

1.1.2 本事業の目的

上記の背景を踏まえ、本事業は、総合的に児童厚生施設に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施した。具体的には、市区町村の児童遊園・児童館それぞれの担当部局、および大型児童館全館ならびに児童屋内遊戯施設に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、定量・定性データ両面から得られた示唆をもとにリサーチクエスチョンへの解を出した。

【リサーチクエスチョン】

1. 児童遊園は自治体においてどのように位置付けられ、今後どのように活用されていくべきか
2. 大型児童館は、自治体において児童屋内遊戯施設との役割分担も踏まえながらどのように位置付けられ、今後どのような施設として運営されるのが望ましいか

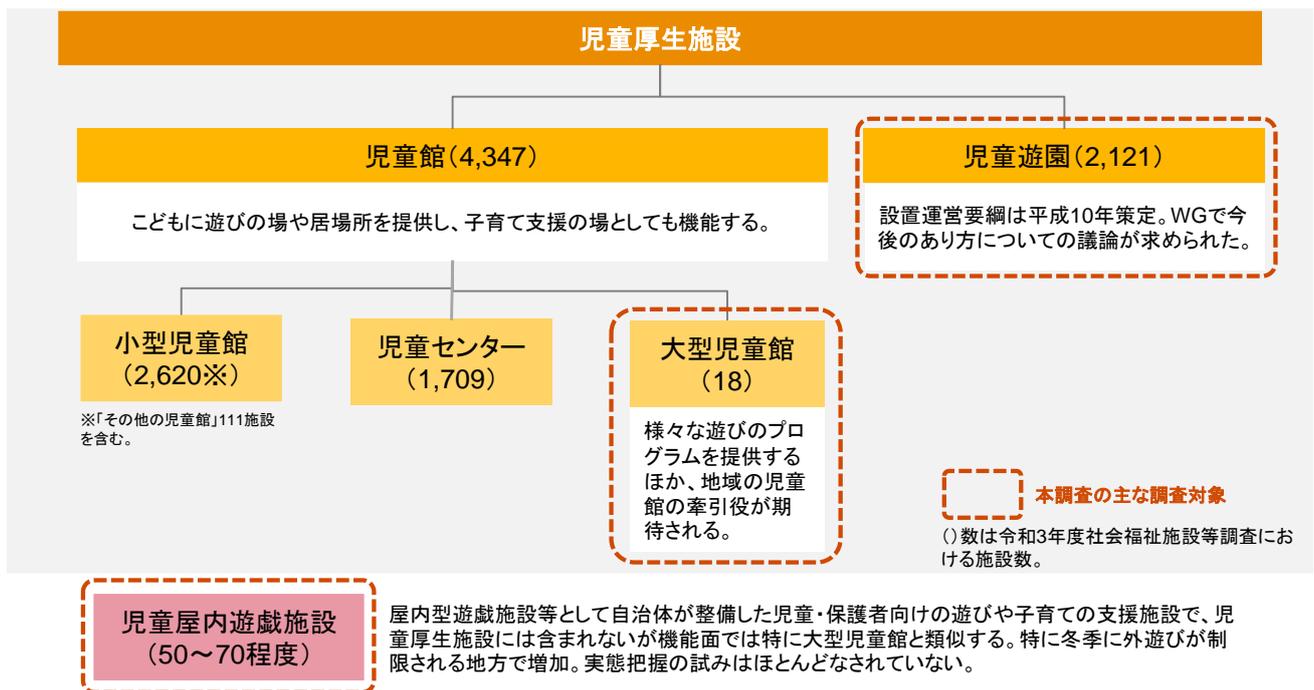
事業の結果は、今後の児童厚生施設の在り方を見直す際の基礎資料となることを想定する。

1.2 調査の対象

児童厚生施設は、下図の通り、主に屋内型の児童館と屋外型の児童遊園から成る。

本調査では、特にこれまでの調査で利活用に関する実態把握が進んでいなかった児童遊園、大型児童館及び児童屋内遊戯施設を主な調査対象とした。

図 1 調査対象の整理



1.2.1 「児童厚生施設」について

児童厚生施設は、児童福祉法において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設と定められている。児童厚生施設には、屋内型の児童館と、屋外型の児童遊園がある。

1.2.2 「大型児童館」について

児童館の設置運営要綱¹では、大型児童館には、小型児童館および児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、

¹ 平成2年通知

子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある旨が定められている。なお、大型児童館は現在、国内の14の県にA型15施設、B型3施設の計18施設がある。県が設置し、民間が指定管理者として運営するものがほとんどだが、市が設置したものや指定管理者が県内の市町というケースもある。詳細は表1の通り。

表1 大型児童館一覧

	地域	名称	種類	設置自治体	管理形態	設置・運営状況
1	東北	岩手県立児童館いわて子どもの森	A型	岩手県	指定管理	公設民営
2	東北	秋田県児童会館みらいあ	A型	秋田県	指定管理	公設民営
3	関東	栃木県子ども総合科学館	A型	栃木県	指定管理	公設民営
4	関東	ぐんまこどもの国児童会館	A型	群馬県	指定管理	公設民営
5	中部	新潟県立こども自然王国	B型	新潟県	指定管理 ² (柏崎市)	公設民営
6	中部	富山県こどもみらい館	A型	富山県	指定管理	公設民営
7	中部	いしかわ子ども交流センター	A型	石川県	指定管理	公設民営
8	中部	いしかわ子ども交流センター小松館	A型	石川県	指定管理	公設民営
9	中部	いしかわ子ども交流センター七尾館	A型	石川県	指定管理	公設民営
10	中部	福井県児童科学館(エンゼルランドふくい)	A型	福井県	指定管理	公設民営
11	中部	福井県こども家族館	A型	福井県	指定管理 ³ (おおい町)	公設公営
12	中部	愛知県児童総合センター	A型	愛知県	指定管理	公設民営
13	中部	三重県立みえこどもの城	A型	三重県	指定管理	公設民営
14	近畿	滋賀県立びわ湖こどもの国	B型	滋賀県	指定管理	公設民営
15	近畿	兵庫県立こどもの館	A型	兵庫県	指定管理	公設民営
16	近畿	姫路市宿泊型児童館「星の子館」	B型	姫路市	指定管理	公設民営
17	中国四国	さぬきこどもの国	A型	香川県	指定管理	公設民営
18	中国四国	えひめこどもの城	A型	愛媛県	指定管理	公設民営

² 新潟県立こども自然王国(柏崎市に所在)は、新潟県が条例により柏崎市に運営を委託し、柏崎市が指定管理者制度により運営者選定を行っている

³ 福井県こども家族館(おおい町に所在)は、福井県がおおい町を指定管理者として指定している

1.2.3 「児童遊園」「街区公園」について

標準的児童遊園設置運営要綱⁴によると、児童遊園は、地域における児童を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有するものであるとされている。

街区公園は、都市公園に含まれる住区基幹公園である3種類⁵のうちの一つである。主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置される。

本事業においては、街区公園を児童遊園の類似の場として扱う。

1.2.4 「児童屋内遊戯施設」について

自治体が整備した児童・保護者向けの遊びや子育ての支援施設で、児童厚生施設には含まれないが機能面では特に大型児童館と類似する。特に冬季に外遊びが制限される地方で増加した。実態把握の試みはほとんどなされていない。

本事業においては、児童屋内遊戯施設を大型児童館の類似施設として扱う。

⁴ 平成4年通知

⁵ 街区公園、近隣公園、地区公園

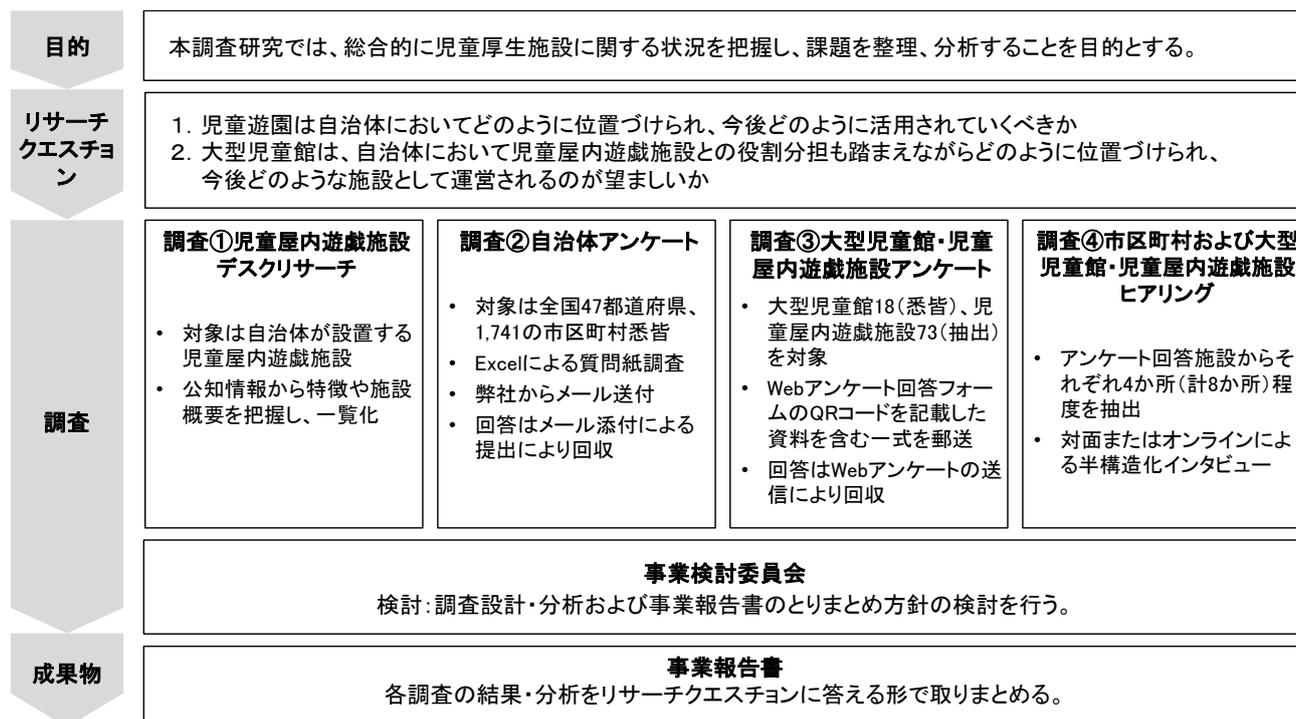
1.3 事業の実施内容

1.3.1 事業の全体像

目的達成のため、事業検討委員会に諮りながら4つの調査を実施した。

本調査研究全体で明らかにすべき問であるリサーチクエスチョンを設定し、本報告書で4つの調査から得られる示唆をこれに答える形でとりまとめた。

図2 事業の全体像



1.3.2 スケジュール

事業は、以下の流れで実施した。

表 2 年間スケジュール

		事業実施状況			
令和5年		↑	↑	↑	
7月		児童屋内遊戯施設デスクリサーチ実施	自治体アンケート調査設計	大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査設計	
8月	★第1回委員会	↓	↓	↓	
		ヒアリング先抽出			
9月	★第2回委員会	↓	↓	↓	↑
			調査票作成	調査票作成	市区町村及び大型児童館・児童屋内遊戯施設ヒアリング調査設計
10月			↓	↓	↓
			調査	調査	プレヒアリングヒアリング対象選定
11月	★第3回委員会		↑	↑	↓
			分析	分析	
12月	★第4回委員会	↑	↓	↓	↓
					ヒアリング
令和6年					↓
1月		事業報告書執筆			
2月	★第5回委員会	↓			↑
					とりまとめ
3月		↑	↑		
		印刷・製本			

1.3.3 事業検討委員会

本事業を円滑に進めるため、児童福祉分野やこどもの遊び環境に詳しい学識経験者などで構成する以下の事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会を5回開催した。委員会の座長には立正大学の竹智教授が就任した。また、こども家庭庁よりオブザーバーを招いた。委員会等の構成員は表3、表4、表5の通り。

表3 委員名簿（五十音順・敬称略、◎は座長）

氏名	所属
安部 芳絵	工学院大学教育推進機構教職課程科 教授
◎大竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科 教授
梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授 特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会 理事
仙田 考	田園調布学園大学大学院人間学研究科子ども人間学専攻 田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科 准教授
中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科 准教授 一般社団法人 TOKYO PLAY 理事
引原 有輝	千葉工業大学創造工学部教育センター 千葉工業大学大学院創造工学研究科デザイン科学専攻 教授

表4 委員会オブザーバー（順不同、敬称略）

氏名	所属
阿南 健太郎	こども家庭庁成育局成育環境課 課長補佐
佐々木 あやの	こども家庭庁成育局成育環境課 児童健全育成専門官

表5 委員会事務局

氏名	所属
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
大瀬 千紗	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
川崎 のぞみ	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
清水 式子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

委員会の開催状況は、表 6 の通り。

表 6 委員会開催状況

回数	日程	主な議題
第 1 回	2023 年 8 月 24 日(木) 18:00~20:00	1. ご挨拶 2. 委員紹介 3. 事業概要 4. 児童屋内遊戯施設デスクトップ調査の報告 5. 市区町村アンケート調査設計の検討 6. 大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査設計の検討
第 2 回	2023 年 9 月 25 日(月) 18:00~20:00	1. 事業概要 2. 自治体アンケート調査設計の検討 3. 大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査設計の検討 4. 自治体および大型児童館・児童屋内遊戯施設ヒアリング調査設計の検討
第 3 回	2023 年 11 月 20 日(月) 9:30~11:00	1. 事業概要 2. 自治体アンケート及び大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート回収状況の報告 3. プレヒアリング結果の報告 4. ヒアリング調査に関する検討
第 4 回	2023 年 12 月 25 日(月) 13:30~15:00	1. 事業概要 2. 報告書骨子について 3. アンケート結果について 4. ヒアリング結果について 5. 調査結果のとりまとめの方針に関する討議
第 5 回	2024 年 2 月 26 日(月) 14:00~16:00	1. 事業とりまとめに向けた本事業の方向性 2. 事業概要 3. アンケート調査結果追加報告（児童屋内遊戯施設の自治体人口規模別集計） 4. ヒアリング結果について 5. 調査結果のとりまとめについて

1.3.4 児童屋内遊戯施設デスクトップ調査

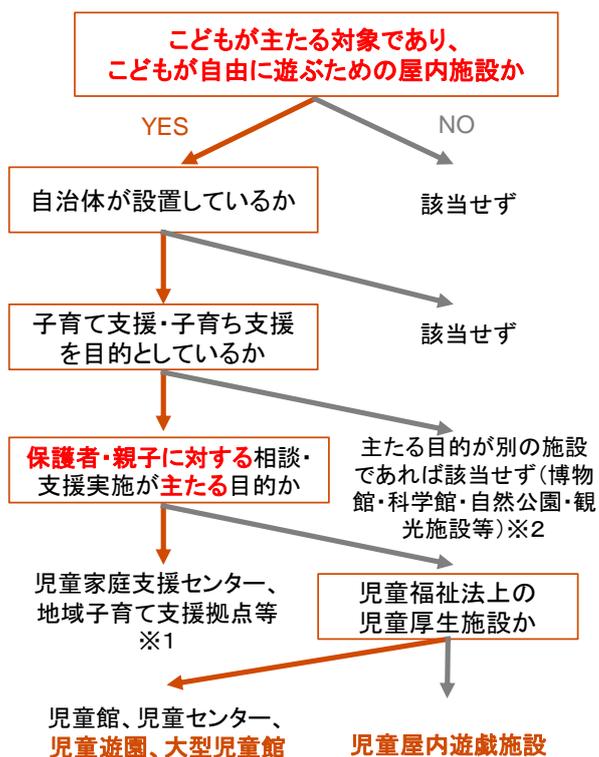
児童屋内遊戯施設の公的な一覧は現状存在しないことから、今後のこどもの遊び場の検討に資するよう、どのような施設があるかをデスクトップリサーチを通じて調査し、公知情報から確認できる施設 70 程度を一覧化した。なお、調査項目については、大型児童館の今後のあり方の検討に資するよう、大型児童館の運営や利用の実態と比較することを目的に設定した。調査概要は表 7 の通り。また、施設の絞り込み条件は表 8 の通り。

表 7 デスクトップ調査概要

項目	内容
調査対象	<p>公知情報から確認できる施設⁶</p> <p>「大型児童館の類似施設」としての児童屋内遊戯施設の対象としては、その施設が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもを対象とした屋内で遊べる施設であること ・ 自治体が設置していること ・ 子育て・子育て支援を目的としているが相談・支援実施を主たる目的としていないもの ・ 児童福祉法上の児童厚生施設に位置付けられていないものという観点とした。 <p>よって、体験し遊びながら学ぶ施設（博物館・科学館・木育施設等）は、優先度を下げている。</p>
調査手法	インターネット上に公開されているウェブサイト、市区町村の事業計画等から、情報を収集し、一覧表にとりまとめる。
実施時期	2023 年 7 月中旬～ 8 月下旬
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設名 ・ 設置者・運営者 ・ 設置年 ・ 利用料金 ・ 施設の概要 ・ 利用対象者 ・ 目的別スペースの有無（運動、遊具、おもちゃ、集会等） ・ 位置付け（児童福祉、子育て支援、公園等） ・ 設置の根拠となる事業・計画・条例等 ・ 設置費用・運営費用の補助等

⁶ 調査の結果、73 の施設について一覧化した。

表 8 「大型児童館の類似施設」としての児童屋内遊戯施設の絞り込み条件



注) ※1 子連れで訪れてこどもを遊ばせることができるスペースはあるが、施設そのものはこどもが遊ぶことを主たる目的とした施設ではない
 ※2 自治体の子育て支援計画等に子育て支援施策の一つとして位置づけられていることもあるが、本来別の目的を持つ施設がある

1.3.5 アンケート調査

(1) 自治体アンケート調査概要

各自治体における児童厚生施設の位置付けや、今後の展望等について把握するために都道府県および市区町村へ悉皆でアンケート調査を実施した。調査概要は表 9 の通り。

表 9 自治体アンケート調査概要

項目	内容
調査対象	47 都道府県と全国 1,741 市区町村（悉皆）の児童遊園・児童館のそれぞれの担当部局担当者
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> Excel 質問票を自治体担当部局あてにメールで送付 回答はメールによる Excel の提出により回収 回答期限 1 週間前に、よくある問い合わせと回答とともにメールによる督促を実施。
実施時期	2023 年 10 月 10 日（火）～11 月 17 日（金）
有効回答数／有効回答率	827 件／46.2%（最終回答〆切（11 月 17 日）時点）

項目	内容
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 自治体基礎情報（大型児童館／児童遊園の所管課室名・連絡先等、人口、児童人口、施設数 等） 大型児童館について（設置根拠、政策目的、運営費、期待される役割、取組内容 等） 児童遊園または街区公園について（設置根拠、協議会の有無、施設面積、期待される役割 等） 児童屋内遊戯施設について（施設有無、設置根拠、子ども・子育て支援事業計画及び総合戦略における位置付けの有無、運営方法、設置・運営費用、児童厚生施設ではなく独自に設置した理由 等） <p>※詳細は付録2参照</p>

(2) 大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査概要

大型児童館および児童屋内遊戯施設のそれぞれの利用状況、活動内容等を把握することにより、大型児童館・類似施設の役割等を明らかにするために、大型児童館および把握しうる児童屋内遊戯施設へ悉皆でアンケート調査を実施した。調査概要は表 10 の通り。

表 10 大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査実施概要

項目	内容
調査対象	大型児童館 18 施設（悉皆）、デスクトップ調査で把握できた児童屋内遊戯施設（73、悉皆）を対象とする。
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> Web アンケート回答フォームの QR コードを記載した資料を含む一式を郵送。 Web アンケートへの回答をもって、回答を回収する。 回答期限 1 週間前にはがきによる督促を実施。
実施時期	2023 年 10 月 10 日（火）～11 月 17 日（金）
有効回答数／有効回答率	大型児童館 14／77.7% 児童屋内遊戯施設 29／39.7% （最終回答〆切（11 月 17 日）時点）
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 基礎情報（施設名、所在地、施設種別、連絡先、運営主体、開設年、利用対象、職種別職員数 等） 利用について（利用者数、料金、市民／市外の別） 設備について（延床面積、目的別スペースの有無、周辺・併設施設） 機能について（開設の背景・目的、スタッフの役割、こども・親子向けの取組内容、保護者向けの取組、地域コミュニティとの関わり、子育て支援の取組、運営上の課題） <p>※詳細は付録3参照</p>

1.3.6 ヒアリング調査

(1) 自治体ヒアリング調査

自治体へのアンケート調査結果の深堀を行うために、自治体へのヒアリングを抽出により実施した。調査概要は表 11 の通り。また、ヒアリング対象は表 13 の通り。

表 11 自治体ヒアリング調査概要

項目	内容
調査対象	自治体の児童遊園・児童館それぞれの担当部局の職員を対象とし、4か所抽出する。対象の詳細については表 13 を参照。
調査手法	明石市子育て支援課を除きオンライン会議または電話による。
実施時期	9月下旬～2月下旬
調査項目概要	<p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型児童館について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大型児童館の設置について ➤ 大型児童館の運営について ➤ 大型児童館の利用について ➤ 児童福祉における大型児童館の今後の展望・課題等 <p>市区町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園／街区公園について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童遊園／街区公園の設置について ➤ 児童遊園／街区公園の運営について ・ 児童屋内遊戯施設について <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童屋内遊戯施設の設置について ➤ 児童屋内遊戯施設の運営について ➤ 児童屋内遊戯施設の利用について ・ こども・子育て支援施策における児童屋内遊戯施設の今後の展望・課題等

(2) 大型児童館・児童屋内遊戯施設ヒアリング調査

大型児童館・児童屋内遊戯施設へのアンケート調査結果の深堀を行うために、大型児童館・児童屋内遊戯施設へのヒアリングを抽出により実施した。調査概要は表 12 の通り。また、ヒアリング対象は表 13 の通り。

表 12 大型児童館・児童屋内遊戯施設ヒアリング調査概要

項目	内容
調査対象	大型児童館ならびに児童屋内遊戯施設の職員を対象とし、4か所抽出し、半構造化調査を実施。(2か所をプレヒアリングとして先行実施)。対象の詳細については表 13 を参照。
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわて子どもの森、ペップキッズこおりやまはオンライン会議による。 ・ さぬきこどもの国、あかしこども広場については現地視察を兼ねて訪問にて調査を実施。
実施時期	9月下旬～2月下旬
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用について ・ 施設の設備について ・ 施設の機能について ・ 貴施設以外の機関等との関わりについて ・ 課題等

表 13 ヒアリング対象一覧

所在地	#	区分	対象	補足
岩手県	1	自治体(都道府県)	子ども子育て支援室子ども家庭担当	-
	2	大型児童館	いわて子どもの森	-
香川県	3	自治体(都道府県)	子育て政策課	-
	4	大型児童館	さぬきこどもの国	-
郡山市	5	自治体(市区町村)	こども政策課	児童屋内遊戯施設担当
	6	自治体(市区町村)	こども家庭未来課	児童遊園担当
	7	児童屋内遊戯施設	郡山市元気なこどもの遊び場 ペップキッズこおりやま	-
明石市	8	自治体(市区町村)	子育て支援課	児童屋内遊戯施設担当
	9	自治体(市区町村)	緑化公園課	児童遊園担当
	10	児童屋内遊戯施設	あかしこども広場	-

(3) 児童健全育成推進財団ヒアリング調査

大型児童館およびその児童厚生員の役割や課題について、全国的な児童館の関係団体としての所感を尋ねるために、児童健全育成推進財団にヒアリングを実施した。調査概要は表 14 の通り。

表 14 児童健全育成推進財団ヒアリング調査概要

項目	内容
調査対象	一般財団法人児童健全育成推進財団
調査手法	オンライン会議によるヒアリング
実施時期	2月9日(金)
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none">・ 団体の活動について・ 児童厚生員について・ 大型児童館について・ 児童遊園について

2 調査結果

2.1 児童屋内遊戯施設調査結果

デスクトップ調査で把握した児童屋内遊戯施設の詳細な一覧については、付録1の通り。情報量が多いことから、見やすさの観点より「概要版」と「詳細版」の2種類に分けて、それぞれにおいて地域順に73の施設について一覧化した。なお、調査項目については1.3.4にも記載の通り、大型児童館との比較することを目的に設定している。

なお、自治体アンケート調査を通じ、児童屋内遊戯施設は全国に少なくとも100施設程度あることが把握された点に留意が必要である。

2.2 アンケート調査結果

2.2.1 自治体アンケート調査(都道府県)

本節では、自治体アンケートの結果のうち、原則都道府県からの回答について述べる。ただし、大型児童館に関する回答の傾向の把握のために、大型児童館を設置している中核市1か所からの回答も含めて結果を掲載したことに留意が必要である。

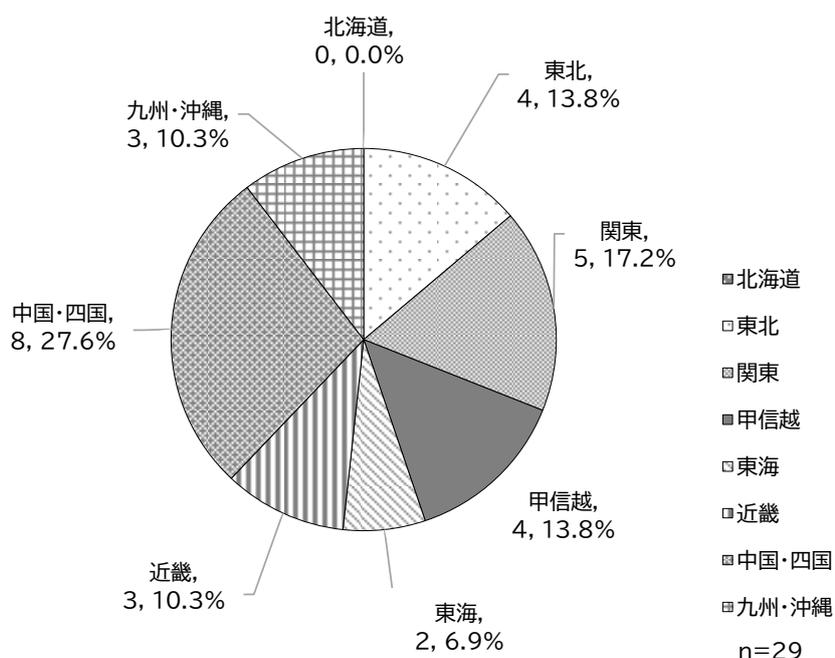
(1) 自治体基礎情報

回答のあった自治体の属する地域については、表15・図3の通り。最も多かったのは「中国・四国」(27.6%)、ついで「関東」(17.2%)であった。

表15 回答のあった自治体の属する地域

カテゴリー名	n	%
北海道	0	0.0
東北	4	13.8
関東	5	17.2
甲信越	4	13.8
東海	2	6.9
近畿	3	10.3
中国・四国	8	27.6
九州・沖縄	3	10.3
全体	29	100.0

図3 回答のあった自治体の属する地域



住民基本台帳人口は表 16、住民基本台帳人口における児童人口は表 17、自治体区分は表 18 の通り。表 16 の通り、住民基本台帳人口で最も多かったのは「100 万人以上」(69.0%)、次いで「15 万人以上～100 万人未満」(20.7%)であった。

表 16 住民基本台帳人口

カテゴリー名	n	%
1000 人未満	0	0.0
1000 人以上～5 万人未満	0	0.0
5 万人以上～15 万人未満	0	0.0
15 万人以上～100 万人未満	6	20.7
100 万人以上	20	69.0
無回答	3	10.3
全体	29	100.0

表 17 住民基本台帳人口における児童人口

カテゴリー名	n	%
1000 人未満	0	0.0
1000 人以上～5 万人未満	0	0.0
5 万人以上～15 万人未満	6	20.7
15 万人以上～100 万人未満	7	24.1
100 万人以上	3	10.3
無回答	13	44.8
全体	29	100.0

表 18 自治体区分

カテゴリー名	n	%
都道府県	28	96.6
政令指定都市	0	0.0
中核市	1	3.4
一般市	0	0.0
特別区	0	0.0
町	0	0.0
村	0	0.0
全体	29	100.0

各施設（大型児童館・児童遊園・街区公園・児童屋内遊戯施設）の設置については、表 19、表 20、表 21 の通り。

表 19 の通り、大型児童館を設置している都道府県が 41.4%。表 20 の通り、児童遊園、または街区公園を設置している都道府県が 13.8%。児童屋内遊戯施設を設置している都道府県は 0.0%であった。

表 19 大型児童館の設置状況

カテゴリー名	n	%
設置している	12	41.4
設置していない	17	58.6
全体	29	100.0

表 20 児童遊園、または街区公園の設置状況

カテゴリー名	n	%
児童遊園または街区公園を設置している	4	13.8
児童遊園または街区公園のいずれも設置していない	24	82.8
無回答	1	0.3
全体	29	100.0

表 21 児童屋内遊戯施設の設置状況

カテゴリー名	n	%
設置している	0	0.0
設置していない	28	96.6
無回答	1	3.4
全体	29	100.0

(2)大型児童館について

大型児童館の有無は表 19・図 4、大型児童館の施設名については表 22 の通り。表 19・図 4 の通り、大型児童館を設置しているのは 12 自治体であった。

図 4 大型児童館の有無

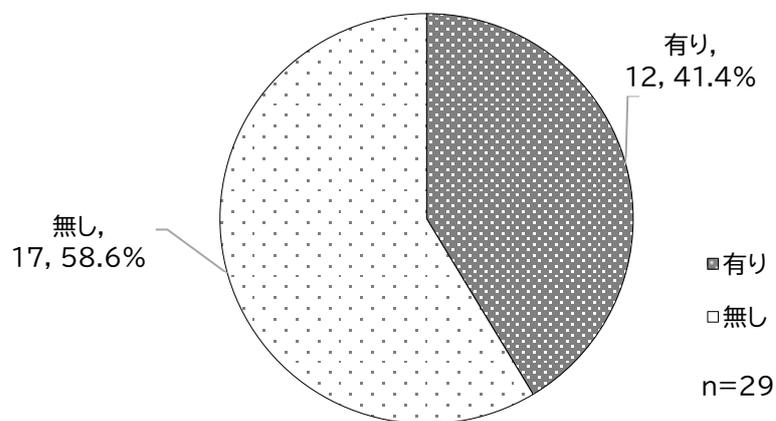


表 22 大型児童館の施設名

施設名
岩手県立児童館いわて子どもの森
秋田県児童会館みらいあ
栃木県子ども総合科学館
ぐんまこどもの国児童会館
富山県こどもみらい館
福井県児童科学館 (エンゼルランドふくい)
愛知県児童総合センター
三重県立みえこどもの城
滋賀県立びわ湖こどもの国
姫路市宿泊型児童館「星の子館」
さぬきこどもの国
えひめこどもの城

設置根拠となる条例の有無は表 23、令和 4 年度の運営費については、表 24 の通り。表 23 の通り、回答自治体のすべてが、大型児童館設置に関する個別の条例を設置根拠としていた。表 24 の通り、令和 4 年度の運営費で最も多かったのは「1 億円以上」（83.3%）で、次いで「5000 万円～1 億円未満」（16.7%）であった。

表 23 設置根拠となる条例の有無

カテゴリー名	n	%
大型児童館設置に関する個別の条例	12	100.0
こども基本条例等	0	0.0
その他の条例・計画等	0	0.0
個別の条例を制定していない	0	0.0
全体	12	100.0

表 24 令和 4 年度の運営費

カテゴリー名	n	%
3000 万円未満	0	0.0
3000 万円～5000 万円未満	0	0.0
5000 万円～1 億円未満	2	16.7
1 億円以上	10	83.3
全体	12	100.0

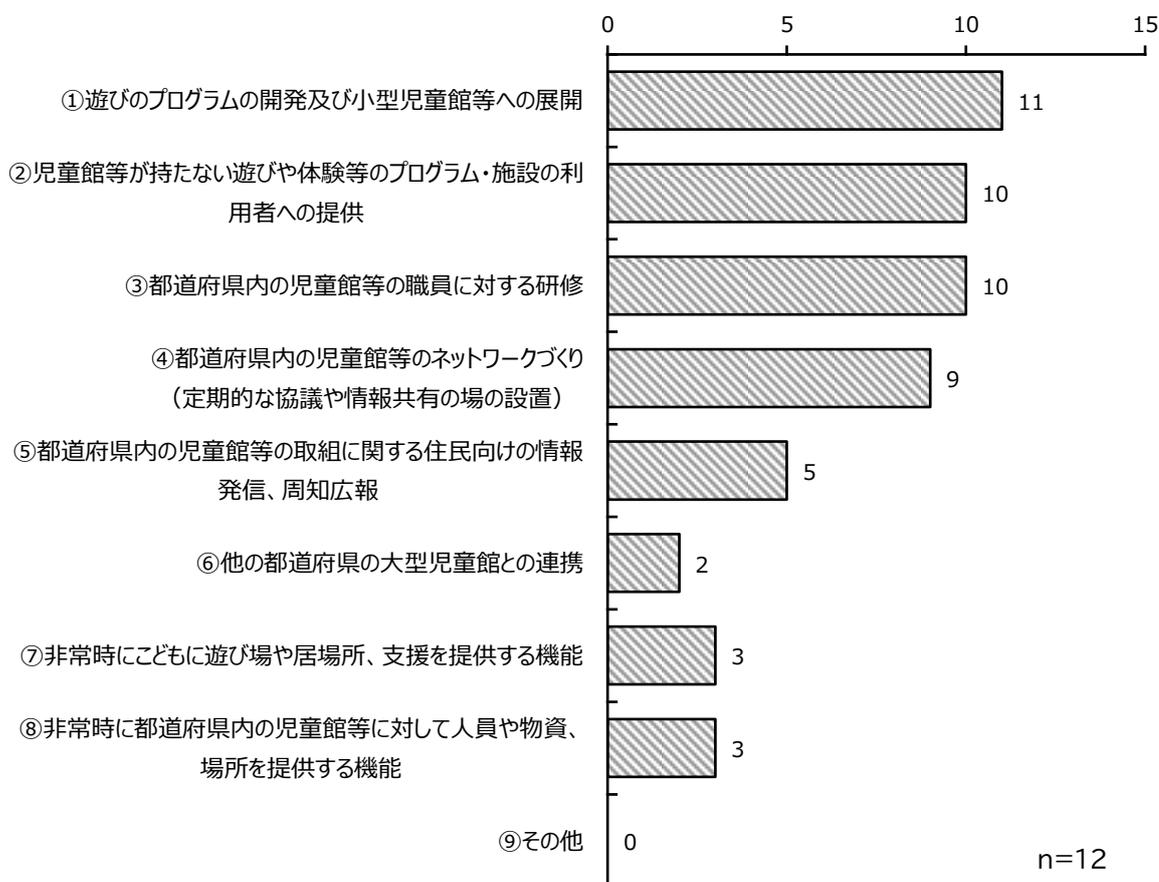
平均	189,898.5
標準偏差	102,980.4

大型児童館に期待する役割については、表 25・図 5 の通り。最も多かったのは「①遊びのプログラムの開発及び小型児童館、児童センター等への展開」（91.7%）であった。

表 25 大型児童館に期待する役割（複数回答）

カテゴリー名	n (=12)	%
① 遊びのプログラムの開発及び小型児童館、児童センター等への展開	11	91.7
② 小型児童館や児童センターが持たない遊びや体験等のプログラム・施設の利用者への提供	10	83.3
③ 都道府県内の小型児童館、児童センター、放課後児童クラブ等の職員に対する研修	10	83.3
④ 都道府県内の小型児童館・児童センター、放課後児童クラブ等のネットワークづくり（定期的な協議や情報共有の場の設置）	9	75.0
⑤ 都道府県内の小型児童館・児童センターの取組に関する住民向けの情報発信、周知広報	5	41.7
⑥ 他の都道府県の大型児童館との連携	2	16.7
⑦ 災害等の非常時にこどもに遊び場や居場所、支援を提供する機能	3	25.0
⑧ 災害等の非常時に都道府県内の児童館等に対して人員や物資、場所を提供する機能	3	25.0
⑨ その他	0	0.0

図 5 大型児童館に期待する役割（複数回答）



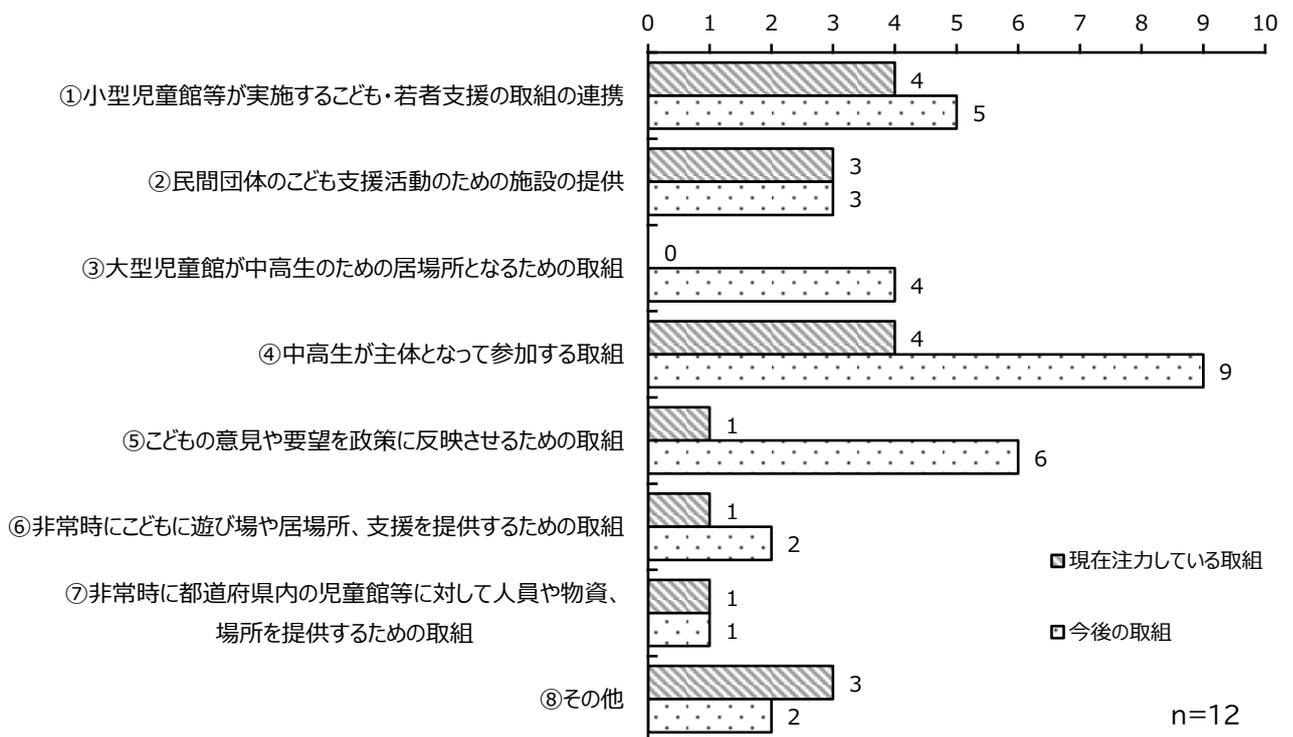
現在、注力している取組と、今後の取組については、表 26・図 6 の通り。注力している取組で最も多かったのは「①小型児童館等が実施するこども・若者支援の取組の連携」および「④中高生が主体となって参加する取組」で 4 施設。今後の取組みで最も多かったのは「④中高生が主体となって参加する取組」で 9 施設であった。

表 26 現在、注力している取組と、今後の取組（複数回答）

	① 小型児童館等が実施するこども・若者支援の取組の連携	② 民間団体のこども支援活動のための施設の提供	③ 大型児童館が中高生のための居場所となるための取組	④ 中高生が主体となって参加する取組	⑤ こどもの意見や要望を政策に反映させるための取組	⑥ 非常時にこどもに遊び場や居場所、支援を提供するための取組	⑦ 非常時に都道府県内の児童館等に対して人員や物資、場所を提供するための取組	⑧ その他
現在、注力している取組み	4	3	0	4	1	1	1	3
今後の取組み	5	3	4	9	6	2	1	2

n=12

図 6 現在、注力している取組みと、今後の取組み（複数回答）



2.2.2 自治体アンケート調査(市区町村)

本節では、自治体アンケートの結果のうち、市区町村からの回答⁷⁾について述べる。

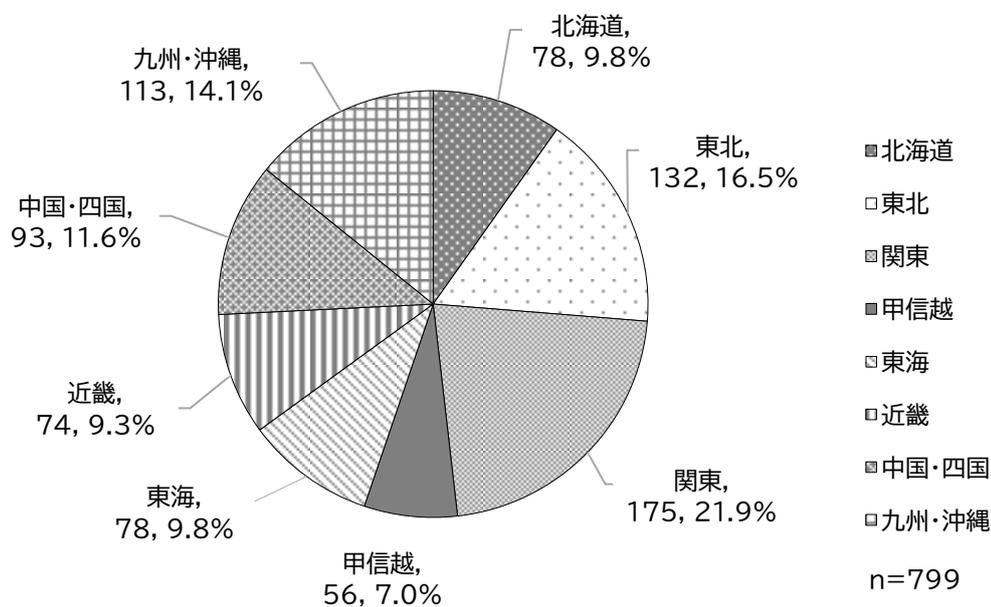
(1) 自治体基礎情報

回答のあった自治体の属する地域は表 27・図 7 の通り。最も多かったのは「関東」(21.9%)、ついで「東北」(16.5%)であった。

表 27 回答のあった自治体の属する地域

カテゴリー名	n	%
北海道	78	9.8
東北	132	16.5
関東	175	21.9
甲信越	56	7.0
東海	78	9.8
近畿	74	9.3
中国・四国	93	11.6
九州・沖縄	113	14.1
全体	799	100.0

図 7 回答のあった自治体の属する地域



⁷⁾ 2.2.1 自治体アンケート調査(都道府県)において、大型児童館に関する回答の傾向の把握のために掲載していた大型児童館を設置している中核市1か所からの回答も含めていることに留意が必要である。

住民基本台帳人口は表 28、住民基本台帳人口における児童人口は表 29、自治体区分は表 30・図 8 の通り。表 28 の通り、住民基本台帳人口で最も多かったのは「1000 人以上～5 万人未満」（52.8%）、次いで「5 万人以上～15 万人未満」（19.1%）であった。

表 28 住民基本台帳人口

カテゴリー名	n	%
1000 人未満	5	0.6
1000 人以上～5 万人未満	422	52.8
5 万人以上～15 万人未満	153	19.1
15 万人以上～100 万人未満	100	12.5
100 万人以上	102	12.8
無回答	17	2.1
全体	799	100.0

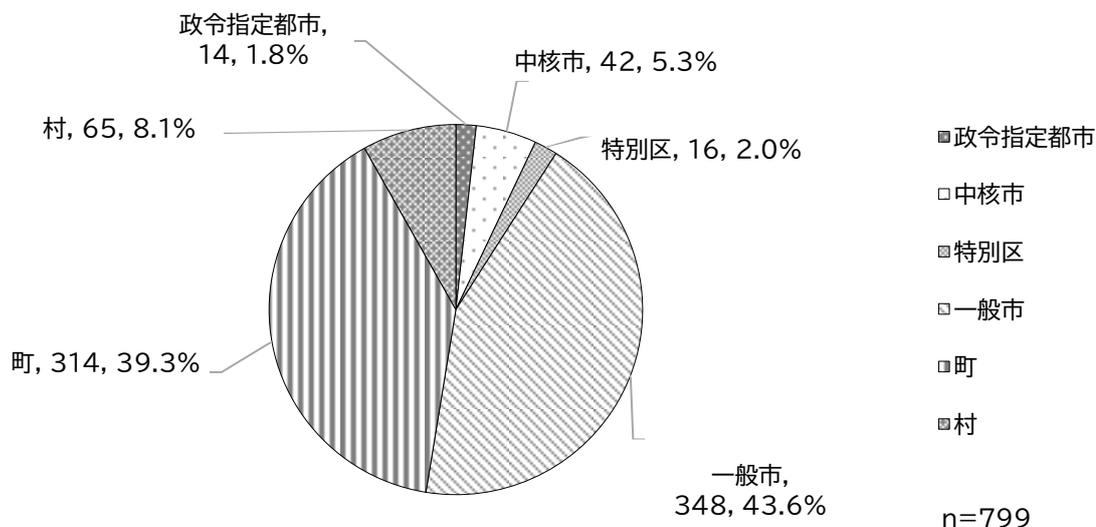
表 29 住民基本台帳人口における児童人口

カテゴリー名	n	%
1000 人未満	79	9.9
1000 人以上～5 万人未満	536	67.1
5 万人以上～15 万人未満	40	5.0
15 万人以上～100 万人未満	27	3.4
100 万人以上	71	8.9
無効回答	1	0.1
無回答	45	5.6
全体	799	100.0

表 30 自治体区分

カテゴリー名	n	%
都道府県	0	0.0
政令指定都市	14	1.8
中核市	42	5.3
一般市	348	43.6
特別区	16	2.0
町	314	39.3
村	65	8.1
全体	799	100.0

図 8 自治体区分



児童遊園の設置状況、または児童遊園を設置していない場合に街区公園の設置状況と設置数別の自治体数は表 31・図 9、また管轄部局別の自治体数については表 32・図 10 の通り。児童遊園を設置している自治体で最も多かったのは「福祉部局」(54.6%)、街区公園を設置している自治体で最も多かったのは「建設部局」(83.1%)であった。

表 31 児童遊園の設置状況、または児童遊園を設置していない場合には街区公園の設置状況

カテゴリー名	n	%
児童遊園を設置している	185	23.2
児童遊園を設置していないが、街区公園を設置している	326	40.8
いずれも設置していない	288	36.0
全体	799	100.0

図 9 児童遊園の設置状況、または児童遊園を設置していない場合には街区公園の設置状況

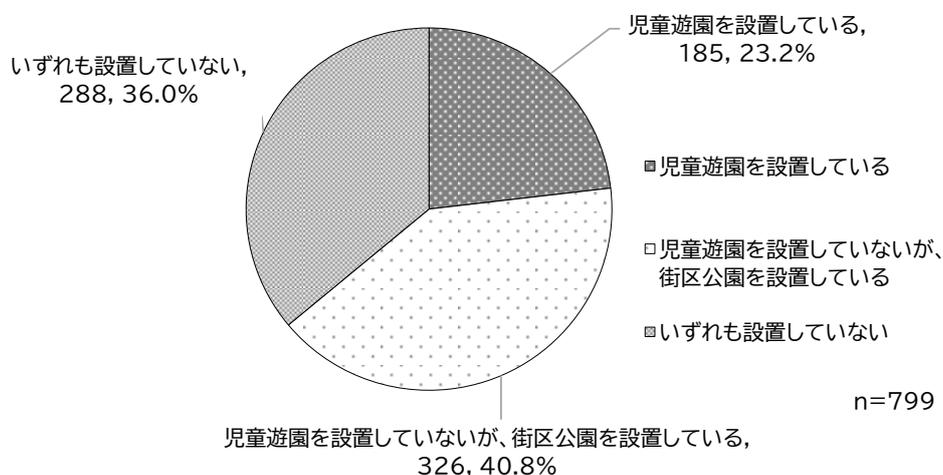
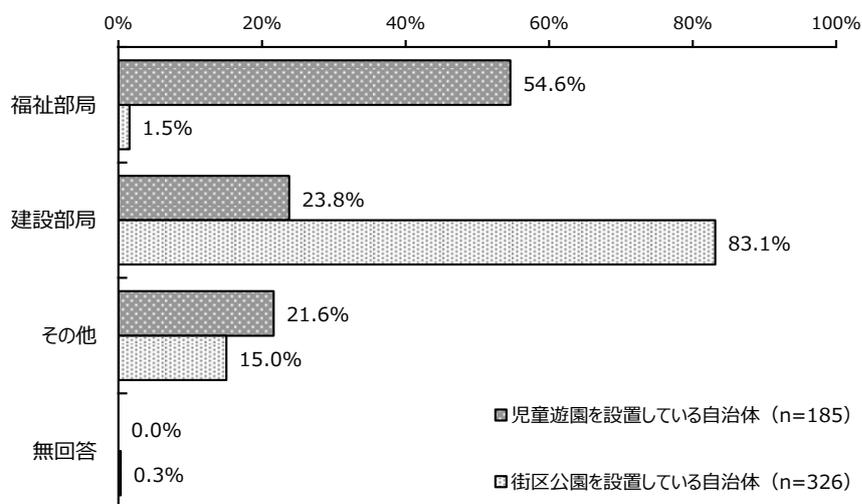


表 32 児童遊園、または街区公園の管轄部局別の自治体数

	児童遊園を設置している自治体	街区公園を設置している ⁸ 自治体	児童遊園を設置している自治体 (%)	街区公園を設置している自治体 (%)
福祉部局	101	5	54.6	1.5
建設部局	44	271	23.8	83.1
その他	40	49	21.6	15.0
無回答	0	1	0.0	0.3
全体	185	326	100.0	100.0

図 10 児童遊園、または街区公園の管轄部局別の自治体数



⁸表 31 児童遊園の設置状況、または児童遊園を設置していない場合には街区公園の設置状況と同様、児童遊園を設置しておらず、街区公園を設置している場合を指す

(2)大型児童館について

回答のあった市区町村が設置する大型児童館1か所の状況については、表33の通り。令和4年度の運営費は「1億円以上」、また、大型児童館に期待する役割は「小型児童館や児童センターが持たない遊びや体験等のプログラム・施設の利用者への提供」であった。

表33 大型児童館の状況

	内容
① 設置根拠となる条例の有無	大型児童館設置に関する個別の条例
② 令和4年度の運営費	1億円以上
③ 大型児童館に期待する役割	小型児童館や児童センターが持たない遊びや体験等のプログラム・施設の利用者への提供
④ 大型児童館による支援で注力している取組	小型児童館、児童センターが実施するこども・若者支援の取組の連携
⑤ 今後の方向性、取り組んでいきたい取組、期待される取組	小型児童館、児童センターが実施するこども・若者支援の取組の連携
	大型児童館が実施するイベント等の運営に関わるなど、中高生が主体となって参加する取組

(3) 児童遊園・街区公園

児童遊園、または街区公園の運用中・整備予定の件数別の自治体数については、表 34、表 35、図 11、図 12 の通り。表 34、図 11 の通り、児童遊園を設置している市区町村で最も多かった運用中の児童遊園数は「15 未満」（84.9%）。表 35、図 12 の通り、児童遊園を設置しておらず街区公園を設置している市区町村で最も多かった運用中の街区公園数も同様に「15 未満」（43.3%）であった。

表 34 児童遊園の運用中・整備予定の件数別の自治体数

		運用中 (n=185)	整備予定 (n=799)	運用中 (%)	整備予定 (%)
児童遊園	15 施設未満	157	558	84.9	69.8
	15～50 施設未満	22	0	11.9	0.0
	50～100 施設未満	4	0	2.2	0.0
	100～300 施設未満	1	0	0.5	0.0
	300～1000 施設未満	0	0	0.0	0.0
	1000 施設以上	0	0	0.0	0.0
	無回答	1	241	0.5	30.2

表 35 街区公園の運用中・整備予定の件数別の自治体数

		運用中 (n=326)	整備予定 (n=799)	運用中 (%)	整備予定 (%)
街区公園	15 施設未満	141	544	43.3	68.1
	15～50 施設未満	84	4	25.8	0.5
	50～100 施設未満	36	1	11.0	0.1
	100～300 施設未満	42	0	12.9	0.0
	300～1000 施設未満	20	0	6.1	0.0
	1000 施設以上	3	0	0.9	0.0
	無回答	0	250	0.0	31.3

図 11 児童遊園、または街区公園の運用件数別の自治体数

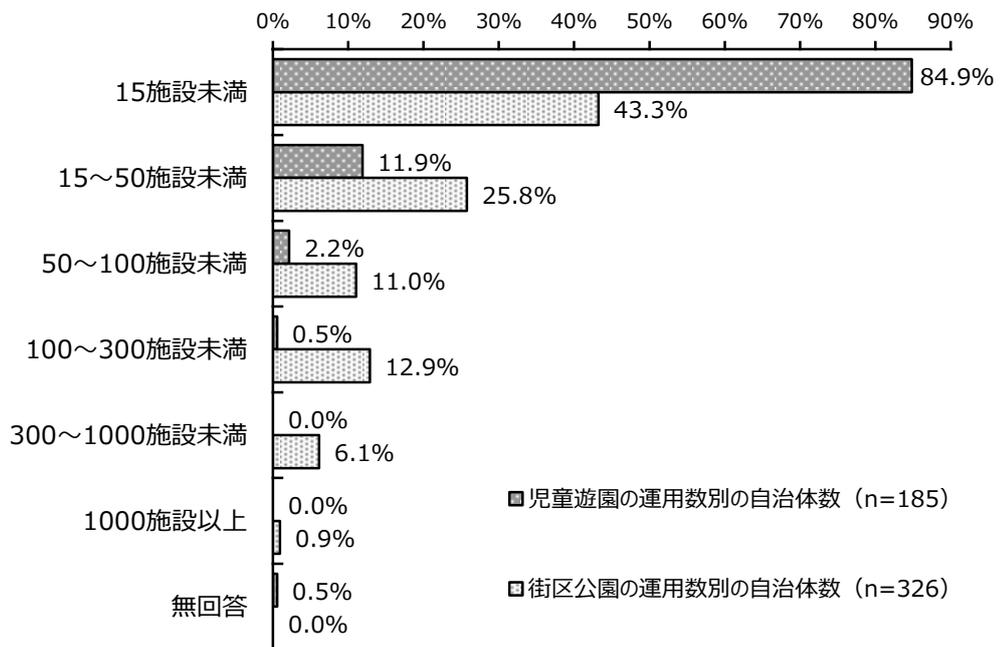
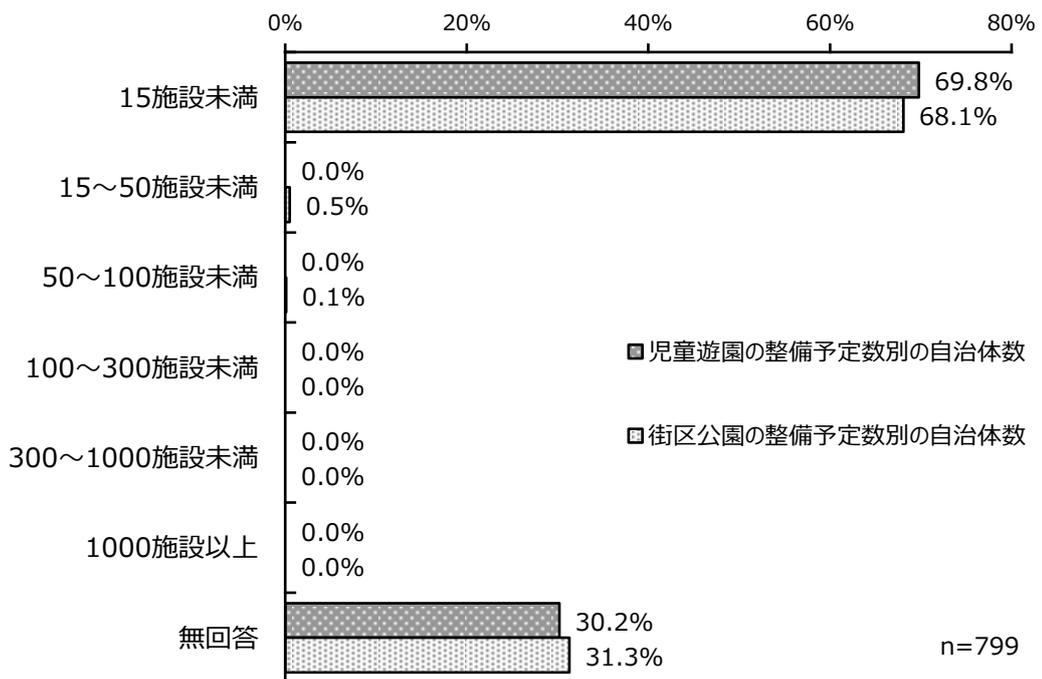


図 12 児童遊園、または街区公園の整備予定件数別の自治体数



児童遊園、または街区公園の運営形態別設置数は表 36、面積・設備別の施設数は表 37 の通り。表 36 の通り、公設公営の最大値は 1,321 施設、公設民営の最大値は 181 施設であった。

表 36 児童遊園、または街区公園の運営形態別設置数

	公設公営	公設民営	その他
合計	26,750.0	1,128.0	541.0
平均	53.2	2.5	1.2
分散(n-1)	19,795.0	211.6	269.6
標準偏差	140.7	14.5	16.4
最大値	1,321.0	181.0	330.0
最小値	0.0	0.0	0.0
中央値	9.0	0.0	0.0
無回答	296.0	366.0	364.0
全体	799	799	799

表 37 児童遊園、または街区公園の面積・設備別の施設数（複数回答）

		330 m ² 未満		330 m ² 以上 660 m ² 未満		660 m ² 以上 2,500 m ² 未満		2,500 m ² 以上		不明 ⁹	
		施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)	施設数	割合 (%)
児童遊園 (n=1,774)	遊具	580	32.7	579	32.6	828	46.7	145	8.2	89	5.0
	広場	328	18.5	275	15.5	504	28.4	84	4.7	72	4.1
	トイレ	75	4.2	122	6.9	267	15.1	68	3.8	40	2.3
	不明	10	0.6	4	0.2	5	0.3	1	0.1	21	1.2
街区公園 (n=27,007)	遊具	5,828	21.6	4,066	15.1	11,570	42.8	5,749	21.3	2,848	10.5
	広場	3,448	12.8	1,725	6.4	5,321	19.7	2,680	9.9	2,050	7.6
	トイレ	353	1.3	319	1.2	2,500	9.3	2,128	7.9	403	1.5
	不明	587	2.2	451	1.7	978	3.6	401	1.5	1,866	6.9

⁹ここでの「不明」は、選択肢「不明」に記載の数を指す

児童厚生員の専任・兼任の状況（児童遊園設置の自治体のみ）は表 38・図 13、児童遊園、または街区公園への巡回状況については表 39 の通り。表 38・図 13 の通り、児童厚生員の専任・兼任状況で最も多かったのは「配置していない」（65.9%）、次いで「兼任」（26.5%）であった。

表 38 児童厚生員の専任・兼任の状況（児童遊園設置の自治体のみ）

カテゴリー名	n	%
専任	10	5.4
兼任	49	26.5
配置していない	122	65.9
無回答	4	2.2
全体	185	100.0

図 13 児童厚生員の専任・兼任の状況（児童遊園設置の自治体のみ）

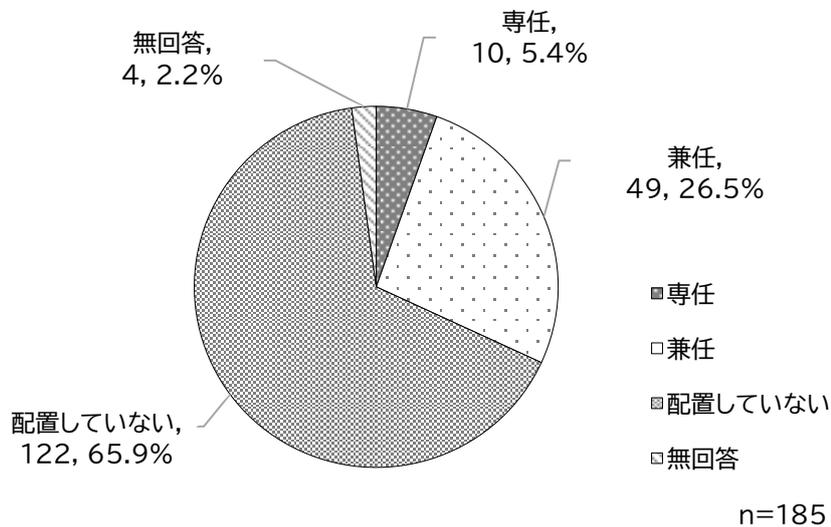


表 39 児童遊園、または街区公園への巡回状況

		児童厚生員		公園愛護会等の公園の維持に係る団体		自治会、町内会		母親クラブ、こども会等の地域活動団体		その他	
		回答	割合 (%)	回答	割合 (%)	回答	割合 (%)	回答	割合 (%)	回答	割合 (%)
児童遊園 (n=185)	巡回なし	101	54.6	111	60.0	89	48.1	119	64.3	47	25.4
	月1回未満	10	5.4	5	2.7	37	20.0	5	2.7	30	16.2
	週1回～月1回	11	5.9	6	3.2	16	8.6	4	2.2	23	12.4
	毎日～週2, 3回	14	7.6	0	0.0	2	1.1	1	0.5	5	2.7
	無回答	49	26.5	63	34.1	41	22.2	56	30.3	79	42.7
街区公園 (n=326)	巡回なし	193	59.2	173	53.1	166	50.9	189	58.0	90	27.6
	月1回未満	0	0.0	8	2.5	26	8.0	4	1.2	9	2.8
	週1回～月1回	1	0.3	18	5.5	13	4.0	2	0.6	25	7.7
	毎日～週2, 3回	1	0.3	1	0.3	2	0.6	0	0.0	15	4.6
	無回答	131	40.2	119	36.5	117	35.9	130	39.9	186	57.1
	無効回答	0	0.0	7	2.1	2	0.6	1	0.3	1	0.3

インクルーシブな公園、冒険遊び場等の整備・活用等、新たな児童遊園づくりについての取組については表 40 の通り。

表 40 インクルーシブな公園、冒険遊び場等の整備・活用等、
新たな児童遊園づくり¹⁰の取組

回答一覧
総合公園の1か所において、インクルーシブの考えを取り入れた遊具を配置する「インクルーシブゾーン」、アクティブな遊具を配置する「アクティブゾーン」を令和4年度から整備している。「インクルーシブゾーン」複合遊具1基、単体遊具4基「アクティブゾーン」大型複合遊具1基、単体遊具2基。
老朽化した遊具を更新する際にインクルーシブ遊具を設置している。
昨年度、1か所の公園内にインクルーシブの滑り台を1基設置した。
障がい者が公の施設を利用することをもって社会参加が促進されるよう利用料金の免除制度を設けている。
市内 NPO 法人主催により、年5回程度、市内公園を活用しプレイパーク事業を実施している。
現在整備中の地区公園にインクルーシブ遊具を設置している。(令和6年3月供用開始予定)。トイレのバリアフリー化を実施した公園を対象として、インクルーシブ遊具の設置計画を内部で検討している。
令和5年6月に開園した公園では、インクルーシブ遊具を導入し、障がいの有無に関わらず遊ぶことができる。
市内の都市公園で冒険遊び場づくり(プレイパーク)事業を実施している。
近隣公園(1か所)の遊具広場に、障がいのある子もない子も一緒になって遊べる「インクルーシブ遊具」を設置している。
冒険遊び場(プレイパーク)事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付している。
保育園等の園外保育や小学校の校外学習の場として提供。
昨年度、区内の街区公園で初めてインクルーシブ遊具を設置した。
インクルーシブ公園として「障害の有無にかかわらず誰もが遊べる遊具アイデア」をもとに整備する公園、令和3年度整備・全体改修1か所、令和4年度整備・遊具のみ1か所、令和5年度整備予定・2か所。
インクルーシブな公園を目指し、小学校への出前授業や特別支援学級の先生へのヒアリングを行っている。
インクルーシブ遊具を設置している公園は7か所。「インクルーシブ遊具」とは体に障がいがある子、ない子も一緒になって遊ぶことができる遊具。ホームページ上で紹介。
プレイパーク運営団体が公園の広場や樹木を活用して、「子どもの自由で多様な外遊びと自然体験の環境作り」を目的に活動している。公園改修の際、インクルーシブな思想で設計された遊具を設置できるよう検討している。
常設型の冒険遊び場を、市内の公園5か所に設置している。
令和5年度～令和6年度にかけて、インクルーシブな公園づくりのためのワークショップを実施し、令和6年度及び令和7年度にインクルーシブ遊具、菜園、子どもの居場所空間を整備する。
1か所の公園内に障がいの有無に関わらず誰もが自由に遊べる場として、インクルーシブ遊具を複数備え、保護者等の付き添い者がゆっくり見守れる環境が整備された。「みんなの広場」を令和5年3月に供用開始した。
1か所の公園にインクルーシブな広場を整備(令和2年度)。
近隣公園1か所においてインクルーシブな遊具を設置しており、今後も設置を検討していくこととしている。
インクルーシブ遊具の整備実績1件あり。

¹⁰ 実際の回答では、児童遊園ではなく街区公園等の都市公園に関するものが多いことに留意が必要である。なお、固有名詞については自治体が特定されない形に加工して記載した。

回答一覧
<p>街区公園において、インクルーシブ遊具を設置していないが、トイレは順次ユニバーサルデザインのトイレに更新整備をしている。なお、都市公園法上の近隣公園にはインクルーシブ遊具を1基、整備してある。</p>
<p>街区公園ではないが、1か所の公園を令和6・7年度で改修工事を行い、インクルーシブな遊具を導入する予定。</p>
<p>1か所の公園に令和4年度、インクルーシブ遊具を整備。他の公園1か所には令和5年度中にインクルーシブ遊具を整備予定。また、他の公園1か所には令和6年度中にインクルーシブ遊具を整備予定。</p>
<p>令和3年度に、インクルーシブ遊具（ブランコ）を設置済み。</p>
<p>街区公園において、劣化した複合遊具を更新する際に、障害の有無に関わらずどなたでもご利用いただけるユニバーサル遊具を設置した。</p>
<p>インクルーシブ遊具を整備した公園1か所を令和6年度開設予定。</p>
<p>老朽化した遊具の更新に併せ、インクルーシブな遊具に入れ替える予定としており、その使われ方などを評価する中で、子ども達の身体機能の発達の観点を取り入れた遊具の選定方法などの検討を行っている。</p> <p>また、駐車場や多目的トイレなどについても、大規模な公園をリニューアルする際には、多くの方々と整備の目的や考え方などを学び、共有する機会を設けたうえで、インクルーシブな公園整備を行っている。</p>
<p>令和5年度中に供用予定の地区公園遊具にインクルーシブエリアを設置。</p>
<p>老朽化した既設遊具を更新する際は、インクルーシブ要素を取り入れた遊具の選定を行うこととしている。</p> <p>平成30年度からプレイパーク事業を開始、令和2年度から地区公園を拠点に定期（毎週土曜日、第1・3水曜日）開催中、街区公園においても地域団体等からの要望により出張開催も可能としている。</p>
<p>総合公園に1か所、街区公園に1か所の計2か所にインクルーシブブランコを設置済み。</p>
<p>第5次総合計画において、「だれもが安全・安心で快適に利用できる公園」を目指しており、ユニバーサルデザイン遊具や健康遊具の整備、トイレの男女別化など、利用者ニーズに対応する公園への再整備を行うこととしている。</p>
<p>令和5年8月にリニューアルオープンし、藤棚の撤去や、新しい遊具の導入で以前より利用が増えた。</p>
<p>インクルーシブ公園は現在1か所あり。</p>
<p>近年の実績（令和3～5年度）公園1か所（令和5年度供用開始）（インクルーシブ公園：ベンチの平面形状）</p> <p>関係団体からのヒアリングを実施し、公園利用時に車いすやベビーカーを待機するスペースを設置。公園1か所（令和3年度設計老朽化した遊具の更新（未更新））（インクルーシブ対応の大型複合遊具）</p> <p>関係団体からのヒアリングを実施し、車いす利用者等も考慮し、低難易度コースを設ける等設計を行った。</p>
<p>街区公園1か所において、バケット型ブランコのインクルーシブ遊具を設置した公園がある。</p>

(4) 児童屋内遊戯施設について

児童屋内遊戯施設の設置状況は表 41・図 14、表 42、児童屋内遊戯施設の地域別の有無については表 43・図 15 の通り。表 43・図 15 の通り、地域別の児童屋内遊戯施設の設置状況で最も多かったのは「東北」(33.3%)、次いで「関東」(28.8%)であった。

表 41 児童屋内遊戯施設の設置状況

カテゴリー名	n	%
児童屋内遊戯施設を設置している	66	8.3
児童屋内遊戯施設を設置していない	714	89.4
無回答・無効回答	19	2.4
全体	799	100.0

図 14 児童屋内遊戯施設の有無

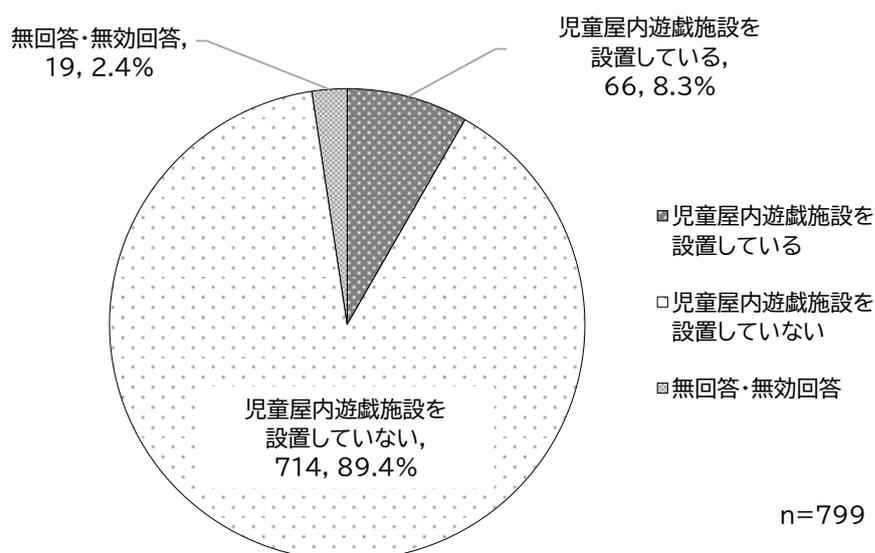


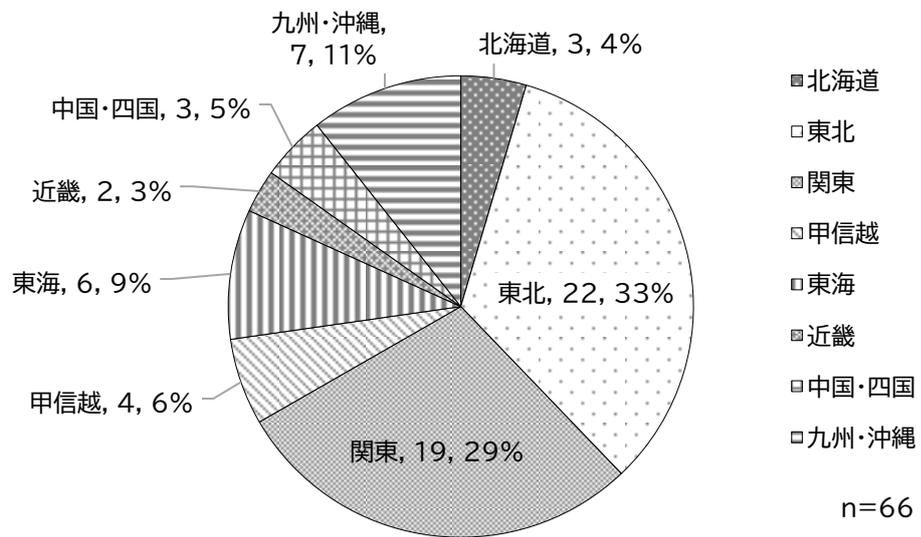
表 42 児童屋内遊戯施設-運用中

カテゴリー名	運用中	整備予定
合計	108.0	6.0
平均	0.2	0.0
分散(n-1)	0.9	0.0
標準偏差	0.9	0.1
最大値	18.0	1.0
最小値	0.0	0.0
中央値	0.0	0.0
無回答	238	243
全体	799	799

表 43 地域別の児童屋内遊戯施設の設置状況

カテゴリー名	n	%
北海道	3	4.5
東北	22	33.3
関東	19	28.8
甲信越	4	6.1
東海	6	9.1
近畿	2	3.0
中国・四国	3	4.5
九州・沖縄	7	10.6
全体	66	100.0

図 15 地域別の児童屋内遊戯施設の設置状況（都道府県）



児童屋内遊戯施設の区分別の設置自治体数は表 44、児童屋内遊戯施設が複数ある一般市については表 45 の通り。表 44 の通り、児童屋内遊戯施設を設置している自治体数が最も多かったのは「一般市」（53.0%）、次いで「町」（21.2%）であった。表 45 の通り、「一般市」においては児童屋内遊戯施設を複数設置している市が見られ、藤沢市では 18 か所設置されていた。

表 44 児童屋内遊戯施設の区分別の設置自治体数

	設置自治体数	設置自治体数の割合 (%)	各自治体区分中で児童屋内遊戯施設を設置している割合 (%)	施設数	1自治体当たりの施設数
政令指定都市	4	6.1	20.0	6	1.50
中核市	11	16.7	17.7	18	1.64
特別区	2	3.0	8.7	2	1.00
一般市	35	53.0	4.4	65	1.86
町	14	21.2	1.9	14	1.00
村	0	0.0	0.0	0	0.00
全体	66	100.0	52.7	105	—

表 45 児童屋内遊戯施設が複数ある一般市

カテゴリー名	n	%
登米市	2	5.6
白河市	2	5.6
伊達市	4	11.1
市川市	7	19.4
藤沢市	18	50.0
塩尻市	3	8.3
全体	36	100.0

設置・運営形態については表 46・図 16、住民基本台帳人口については表 47・図 17 の通り。表 46・図 16 の通り、運営方法で最も多かったのは「公設民営（指定管理）」（42.4%）、住民基本台帳人口で最も多かったのは「10 万人以上 50 万人未満」（36.4%）であった。

表 46 設置・運営形態

カテゴリー名	n	%
公設公営	22	33.3
公設民営（指定管理）	28	42.4
公設民営（委託）	14	21.2
その他	2	3.0
全体	66	100.0

図 16 設置・運営形態

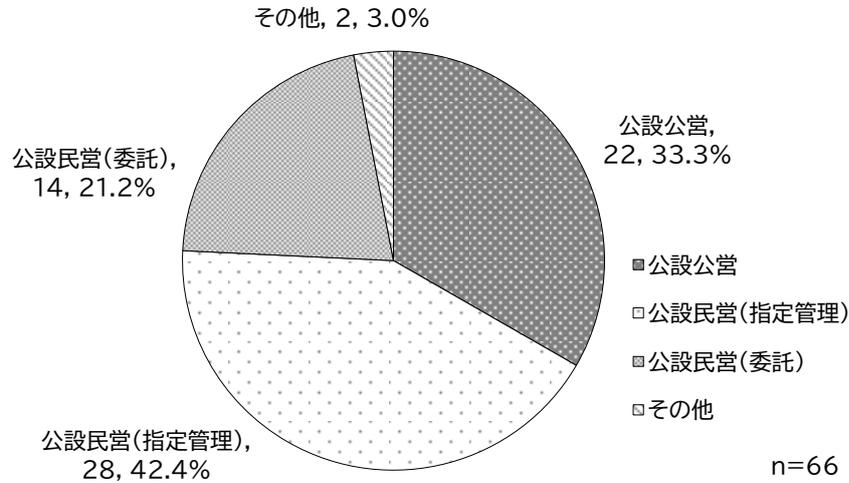
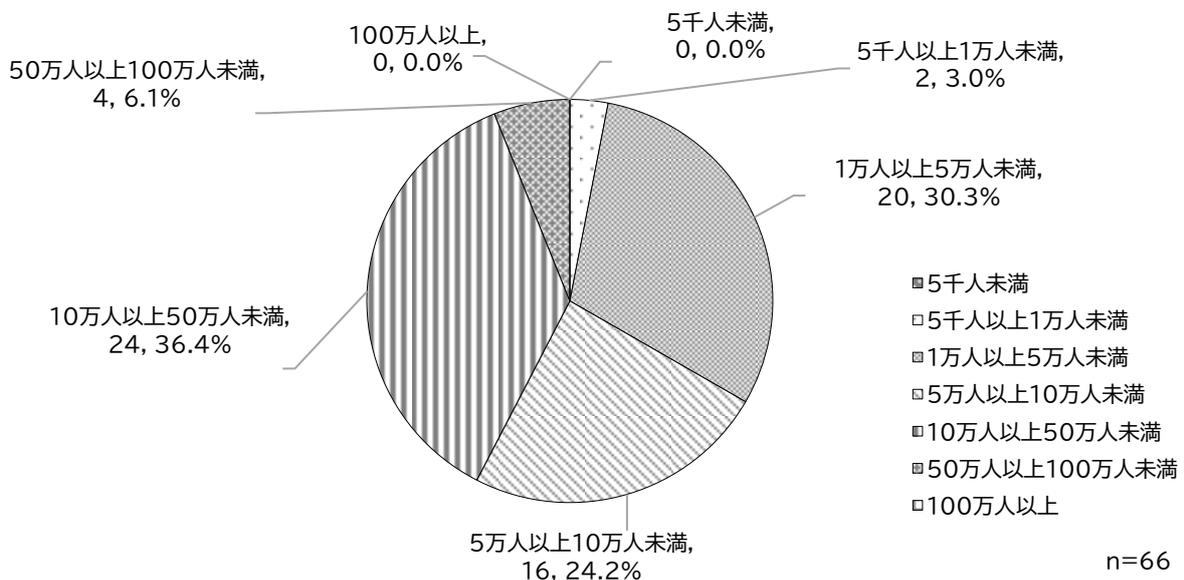


表 47 住民基本台帳人口

カテゴリー名	n	%
5千人未満	0	0.0
5千人以上1万人未満	2	3.0
1万人以上5万人未満	20	30.3
5万人以上10万人未満	16	24.2
10万人以上50万人未満	24	36.4
50万人以上100万人未満	4	6.1
100万人以上	0	0.0
全体	66	100.0

図 17 住民基本台帳人口



子ども・子育て支援事業計画での位置付けの有無は表 48・図 18、自治体の総合計画における位置付けについては表 49・図 19 の通り。表 48・図 18 の通り、子ども・子育て支援事業計画での位置付けの有無で最も多かったのは「位置付けている」（62.1%）、自治体の総合計画における位置付けで最も多かったのも同様に「位置付けている」（63.6%）であった。

表 48 子ども・子育て支援事業計画での位置付けの有無

カテゴリー名	n	%
位置付けている	41	62.1
位置付けていない	25	37.9
全体	66	100.0

図 18 子ども・子育て支援事業計画での位置付けの有無

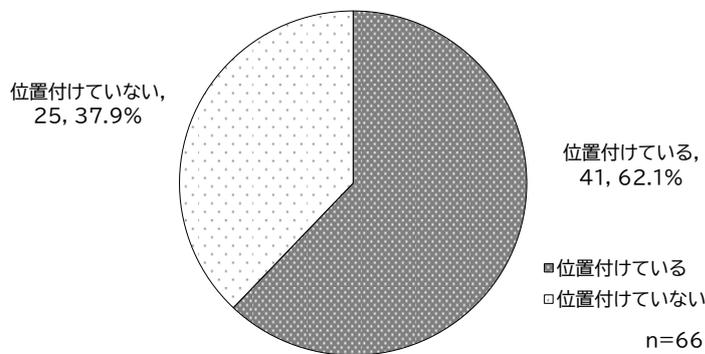
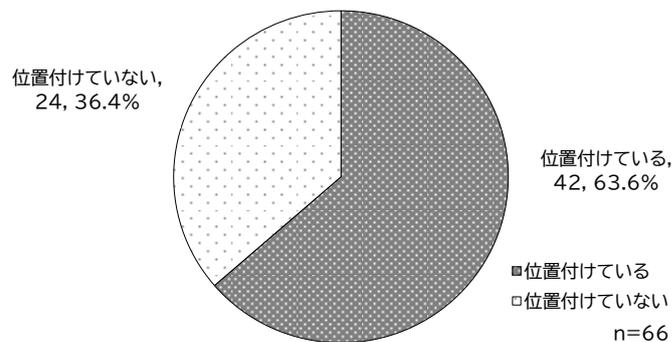


表 49 自治体の総合計画における位置付け

カテゴリー名	n	%
位置付けている	42	63.6
位置付けていない	24	36.4
全体	66	100.0

図 19 自治体の総合計画における位置付け



児童屋内遊戯施設設置費用については表 50、設置費用の補助については表 51・図 20、設置費用の補助割合については表 52 の通り。表 50 の通り、児童屋内遊戯施設設置費用で最も多かったのは「1000 万～5000 万円未満」（40.9%）、次いで「1000 万円未満」（31.8%）。表 51・図 20 の通り、設置費用の補助で最も多かったのは「有り」（56.1%）であった。

表 50 児童屋内遊戯施設設置費用

カテゴリー名	n	%
1000 万円未満	21	31.8
1000 万～5000 万円未満	27	40.9
5000 万～1 億円未満	5	7.6
1 億円以上	13	19.7
全体	66	100.0

表 51 設置費用の補助

カテゴリー名	n	%
有り	37	56.1
無し	6	9.1
不明	6	9.1
無回答・無効回答	17	25.8
全体	66	100.0

図 20 設置費用の補助

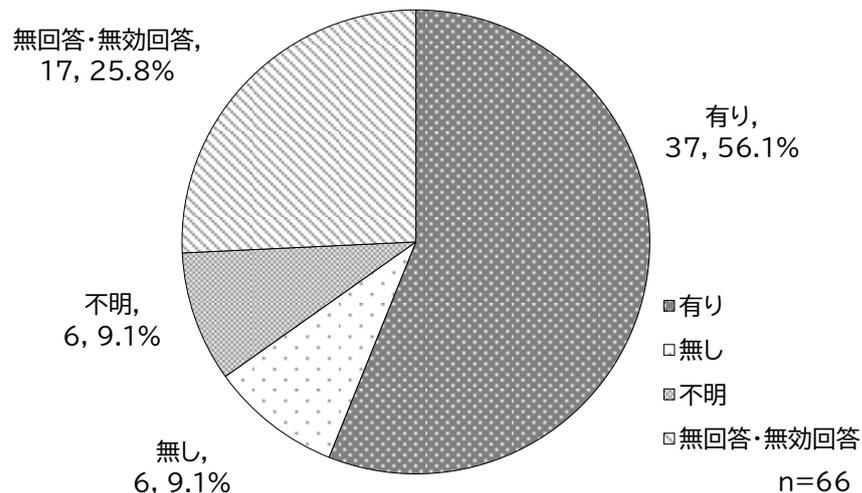


表 52 設置費用の補助割合

カテゴリー名	n	%
0%	13	19.7
25%未満	3	4.5
25%～50%未満	5	7.6
50%～75%	10	15.2
75%～100%未満	0	0.0
100%	1	1.5
不明	20	30.3
無効回答	14	21.2
全体	66	100.0

児童屋内遊戯施設設置の条例の有無は表 53・図 21、独自に設置した理由については表 54 の通り。表 54 の通り、独自に設置した理由で最も多かったのは「③天候によらずすべてのこどもが遊べる遊び場を確保するため」(55.1%)、次いで「①児童館がない地域に住む乳幼児、未就学児・家庭に居場所・安全な遊び場を提供するため」(30.4%) および「④地域子育て支援拠点事業や子育て支援センター、保健センターなど、子育て支援に関わる他の公的機関と併設し、子育て支援施策の中核拠点とするため」(30.4%)であった。

表 53 児童屋内遊戯施設の設置の条例の有無

カテゴリー名	n	%
有り	59	89.4
無し	7	10.6
全体	66	100.0

図 21 児童屋内遊戯施設設置の条例の有無

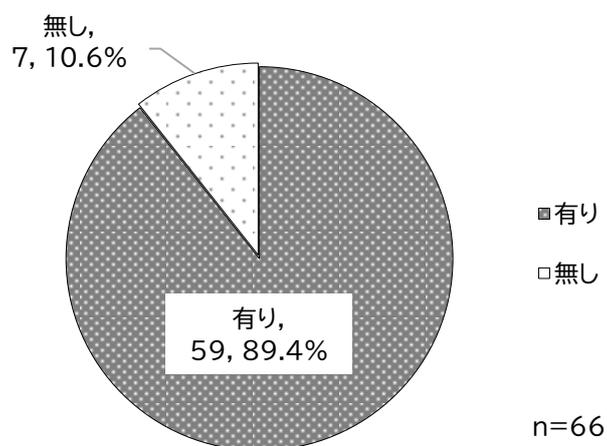


表 54 独自に設置した理由（複数回答）

カテゴリー名	n	%
① 児童館がない地域に住む乳幼児、未就学児・家庭に居場所・安全な遊び場を提供するため	21	30.4
② 児童館がない地域に住む小学生・中学生・高校生世代に居場所、安全な遊び場を提供するため	15	21.7
③ 天候によらずすべてのこどもが遊べる遊び場を確保するため	38	55.1
④ 地域子育て支援拠点事業や子育て支援センター、保健センターなど、子育て支援に関わる他の公的機関と併設し、子育て支援施策の中核拠点とするため	21	30.4
⑤ 図書館や生涯学習センター、運動公園など一般市民向けの公共施設との複合施設として整備し、まちづくりや市民交流、市街地活性化の拠点とするため	19	27.5
⑥ 地域の魅力を発信する施設（観光案内所、農産物直売所等）と合わせて設置し、自治体外からの誘客・移住者促進に活用するため	5	7.2
⑦ 児童厚生施設の設置基準を満たす施設を設置することが困難であるため（用地の確保、児童厚生員の確保等）	8	11.6
⑧ 財源の確保を柔軟に行えるため（ふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用、複合施設の利用料の活用、民間から敷地・施設の寄付や無償提供があった等）	3	4.3
⑨ ランニングコストも含め、児童厚生施設より安価に設置・運営することができるため	2	2.9
⑩ 児童厚生施設の設置基準と、住民の要望する施設像にギャップがあったため	0	0.0
⑪ その他	12	17.4
⑫ あてはまるものはない	5	7.2
全体	66	100.0

ヒアリング調査協力可否については、表 55 の通り。

表 55 ヒアリング調査協力可否

カテゴリー名	n	%
協力できる	97	12.1
詳細を聞いてから協力の可否を判断する	314	39.3
協力できない	230	28.8
無回答	158	19.8
全体	799	100.0

2.2.3 大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート調査

(1) 属性

回答のあった施設の種別は表 56 の通り。

表 56 回答した施設の種別

大型児童館	14
児童屋内遊戯施設	29
全体	43

(2) 設置

大型児童館、または児童屋内遊戯施設の運営形態別設置数、地域、開設年については、表 57～表 59、図 22～図 24 の通り。表 57・図 22 の通り、大型児童館の運営形態で最も多かったのは「公設民営（指定管理）」（85.7%）、児童屋内遊戯施設の運営形態で最も多かったのも同様に「公設民営（指定管理）」（41.4%）であった。

表 57 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の運営形態別設置数

	大型児童館	児童屋内遊戯施設	大型児童館 (%)	児童屋内遊戯施設 (%)
公設公営	0	7	0.0	24.1
公設民営（指定管理）	12	12	85.7	41.4
公設民営（委託）	2	10	14.3	34.5
その他	0	0	0.0	0.0
全体	14	29	100.0	100.0

図 22 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の運営形態別設置数

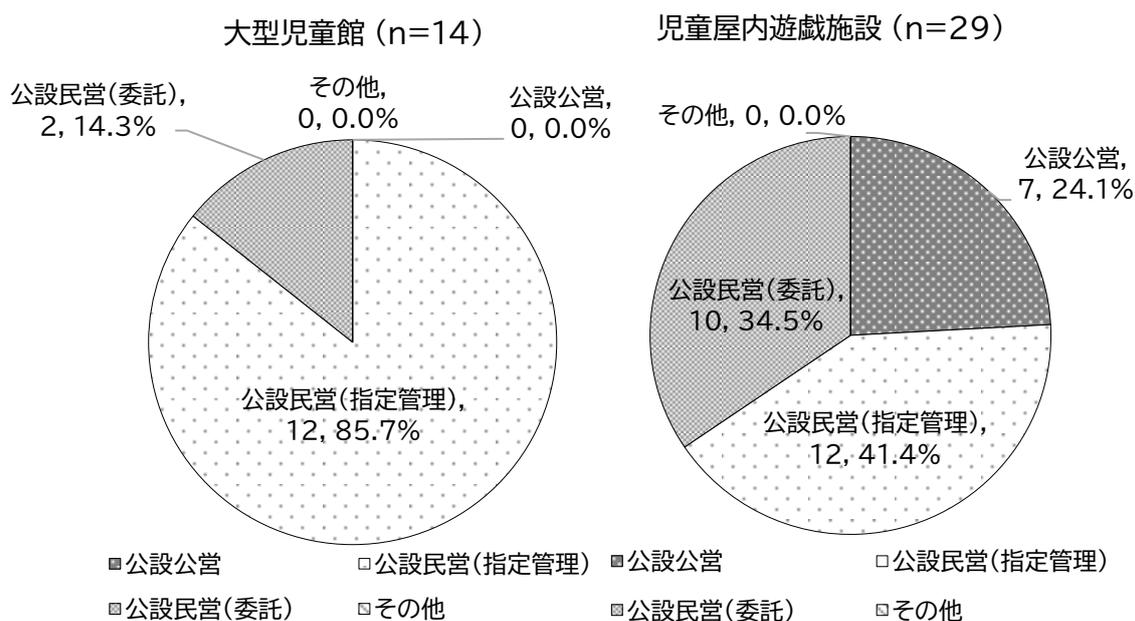


表 58 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の地域別設置数

	大型児童館	児童屋内遊戯施設	大型児童館 (%)	児童屋内遊戯施設 (%)
北海道	0	2	0.0	6.9
東北	2	11	14.3	37.9
関東	2	2	14.3	6.9
甲信越	5	3	35.7	10.3
東海	2	2	14.3	6.9
近畿	1	6	7.1	20.7
中国・四国	2	1	14.3	3.4
九州・沖縄	0	2	0.0	6.9
全体	14	29	100.0	100.0

図 23 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の地域別設置数

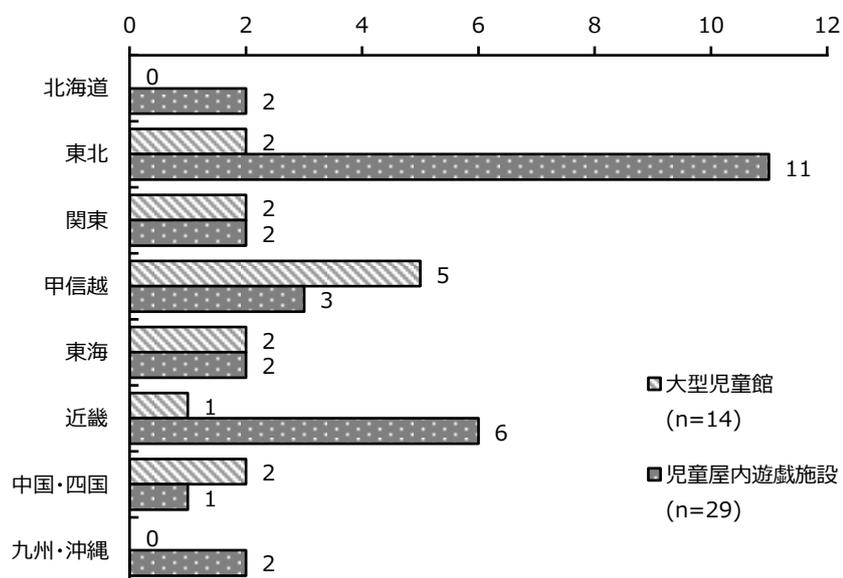
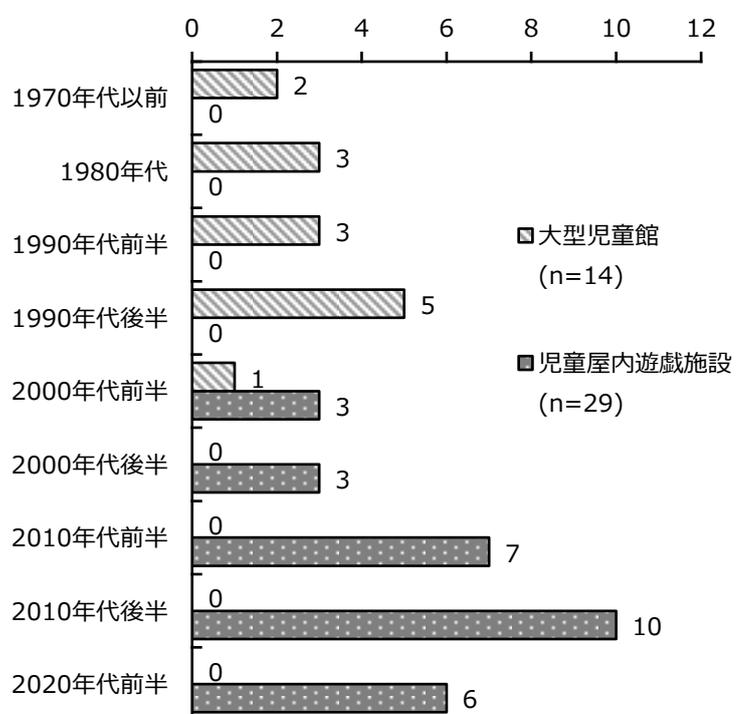


表 59 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の開設年

	大型児童館	児童屋内遊戯施設
1970年代以前	2	0
1980年代	3	0
1990年代前半	3	0
1990年代後半	5	0
2000年代前半	1	3
2000年代後半	0	3
2010年代前半	0	7
2010年代後半	0	10
2020年代前半	0	6
全体	14	29

図 24 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の開設年



大型児童館の各職員数（児童館長・施設長、児童厚生員、行政職員、児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる職員、その他）については、表 60～表 64 の通り。表 60 の通り、大型児童館の児童館長・施設長数は常勤専従が 13 名、常勤兼務が 0 名、非常勤が 2 名、ボランティアが 0 名であった。

また、表 61 の通り、児童厚生員数の標準偏差が「常勤専従」において 5.9、「非常勤」においては 5.8。最大値が「常勤専従」において 17.0、「非常勤」においては 21.0 である一方、最小値が「常勤専従」「非常勤」ともに 0.0 と、大型児童館によって、児童厚生員数にばらつきがみられた。

表 60 大型児童館の児童館長・施設長数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	13.0	0.0	2.0	0.0
平均	0.9	0.0	0.1	0.0
中央値	1.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	0.5	0.0	0.3	0.0
最大値	2.0	0.0	1.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0
無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

表 61 大型児童館の児童厚生員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	116.0	8.0	52.0	0.0
平均	8.3	0.6	3.7	0.0
中央値	7.5	0.0	1.0	0.0
標準偏差	5.9	1.0	5.8	0.0
最大値	17.0	3.0	21.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0
無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

表 62 大型児童館の行政職員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	12.0	0.0	0.0	0.0
平均	0.9	0.0	0.0	0.0
中央値	0.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	2.1	0.0	0.0	0.0
最大値	8.0	0.0	0.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0
無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

表 63 大型児童館の児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる職員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	15.0	0.0	13.0	89.0
平均	1.2	0.0	0.9	6.4
中央値	0.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	2.4	0.0	2.6	22.9
最大値	9.0	0.0	10.0	89.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

無効回答	1	0	0	0
全体	14	14	14	14

表 64 大型児童館のその他の職員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	60.0	6.0	67.0	0.0
平均	4.3	0.4	4.8	0.0
中央値	1.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	6.5	1.1	11.9	0.0
最大値	22.0	4.0	43.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

児童屋内遊戯施設の各職員数（児童館長・施設長、行政職員、児童厚生員以外の児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる職員、その他）については、表 65～表 68 の通り。表 65 の通り、児童屋内遊戯施設の児童館長・施設長数は常勤専従が 20 名、常勤兼務が 6 名、非常勤が 0 名、ボランティアが 0 名であった。

また、表 67 の通り、児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる職員数の標準偏差が「常勤専従」において 4.65、「常勤兼務」においては 2.9。最大値が「常勤専従」において 15.0、「常勤兼務」においては 12.0 である一方、最小値が「常勤専従」「常勤兼務」とともに 0.0 と、児童屋内遊戯施設によって、児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる職員数にばらつきがみられた。

表 65 児童屋内遊戯施設の児童館長・施設長数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	20.0	6.0	0.0	0.0
平均	1.7	0.5	0.0	0.0
中央値	1.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	0.6	0.4	0.0	0.0
最大値	3.0	1.0	0.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

無効回答	2	2	2	2
全体	14	14	14	14

表 66 児童屋内遊戯施設の行政職員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	19.0	2.0	0.0	0.0
平均	1.4	0.1	0.0	0.0
中央値	0.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	1.8	0.4	0.0	0.0
最大値	8.0	2.0	0.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

表 67 児童屋内遊戯施設の児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる職員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	127.0	30.0	208.0	218.0
平均	9.1	2.1	14.9	15.6
中央値	3.0	0.0	2.0	0.0
標準偏差	4.6	2.9	10.5	22.3
最大値	15.0	12.0	34.0	94.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

表 68 児童屋内遊戯施設のその他の職員数

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	ボランティア
合計	14.0	4.0	25.0	0.0
平均	1.0	0.3	1.8	0.0
中央値	0.0	0.0	0.0	0.0
標準偏差	1.4	0.6	2.4	0.0
最大値	5.0	3.0	10.0	0.0
最小値	0.0	0.0	0.0	0.0

無効回答	0	0	0	0
全体	14	14	14	14

(3) 利用

大型児童館、または児童屋内遊戯施設の利用対象年齢別施設数については表 69・図 25、延床面積については表 70・図 26 の通り。

表 69・図 25 の通り、大型児童館の利用対象年齢は全ての項目において 100.0%であった。児童屋内遊戯施設の利用対象年齢で最も多かったのは「乳児（0～2歳）」（100.0%）および「幼児（3歳～就学前）」（100.0%）、次いで「小学生（1～3年）」（86.2%）であった。

表 70・図 26 の通り、大型児童館の延床面積で最も多かったのは「2000 m²以上」（85.7%）、児童屋内遊戯施設の延床面積で最も多かったのは「500～1,000 m²未満」（27.6%）であった。

表 69 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の利用対象年齢別施設数（複数回答）

	大型児童館	児童屋内遊戯施設	大型児童館 (%)	児童屋内遊戯施設 (%)
乳児（0～2歳）	14	29	100.0	100.0
幼児（3歳～就学前）	14	29	100.0	100.0
小学生（1～3年）	14	25	100.0	86.2
小学校（4～6年）	14	21	100.0	72.4
中学生	14	6	100.0	20.7
高校生世代	14	4	100.0	13.8
保護者等	14	18	100.0	62.1
全体	14	29	14	29

図 25 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の利用対象年齢別施設数（複数回答）

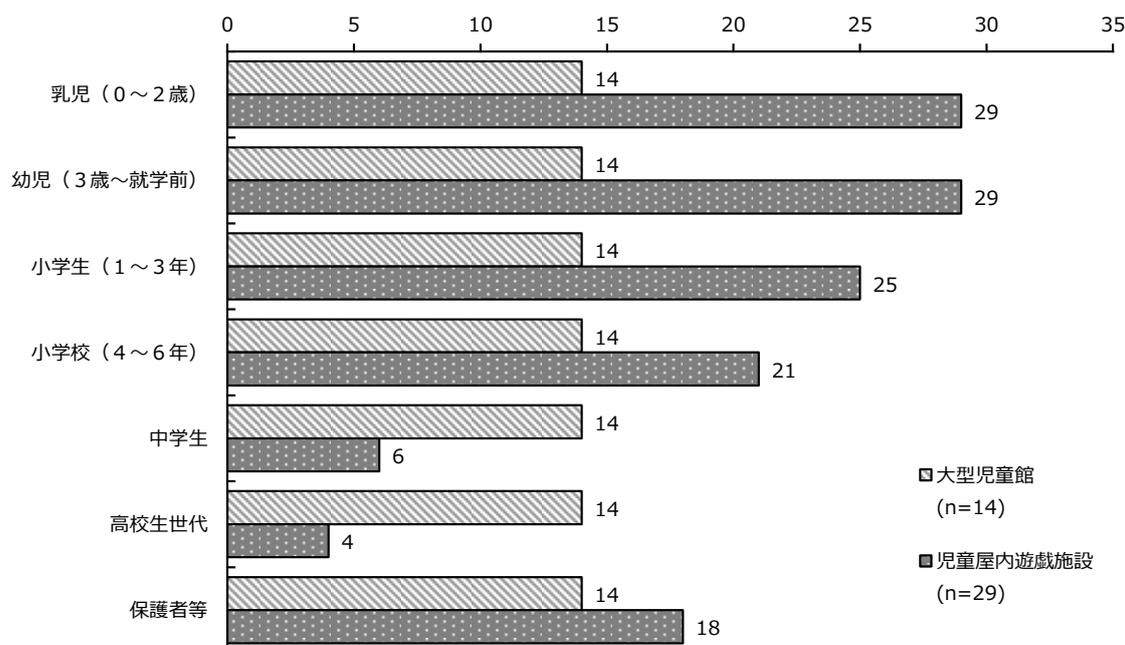
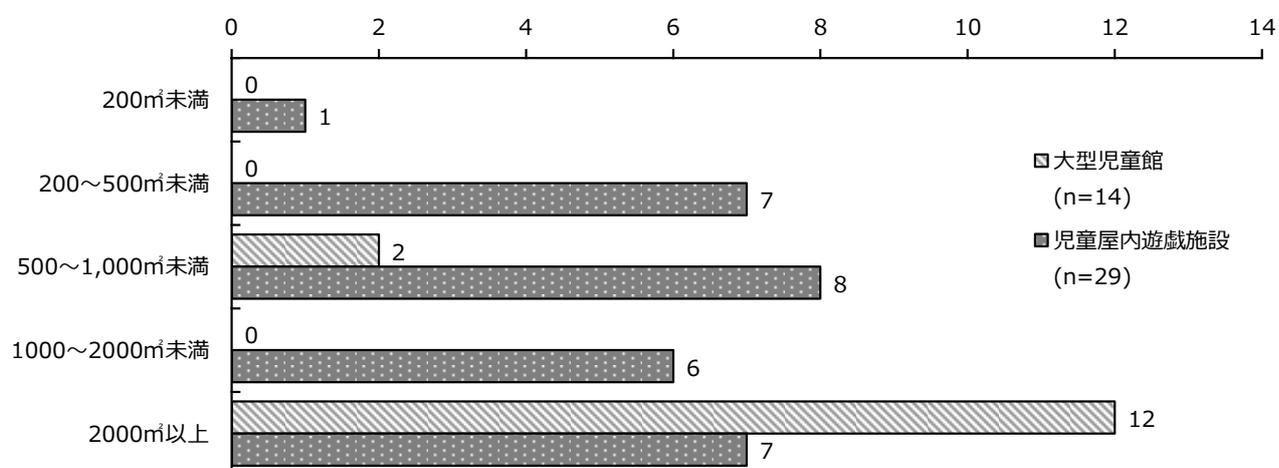


表 70 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の延床面積別施設数

	大型児童館	児童屋内遊戯施設	大型児童館 (%)	児童屋内遊戯施設 (%)
200 m ² 未満	0	1	0.0	3.4
200～500 m ² 未満	0	7	0.0	24.1
500～1,000 m ² 未満	2	8	14.3	27.6
1000～2000 m ² 未満	0	6	0.0	20.7
2000 m ² 以上	12	7	85.7	24.1
全体	14	29	100.0	100.0

図 26 大型児童館、または児童屋内遊戯施設の延床面積別施設数

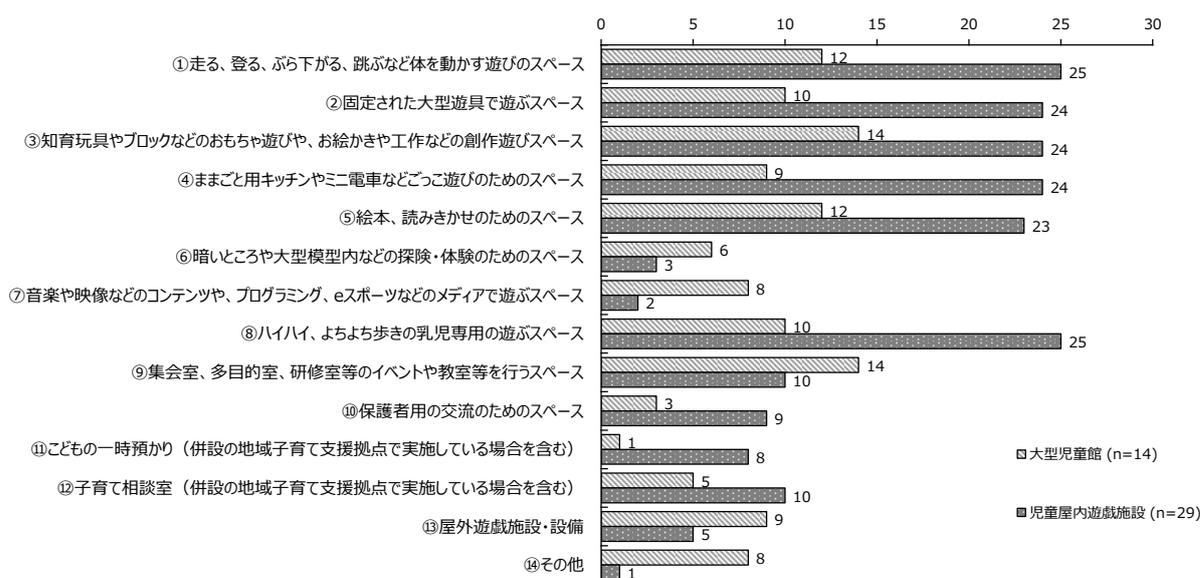


常設の目的別スペースの有無については、表 71・図 27 の通り。大型児童館で最も多かったのは「③知育玩具やブロックなどのおもちゃ遊びや、お絵かきや工作などの創作遊びスペース」（100.0%）と「⑨集会室、多目的室、研修室等のイベントや教室等を行うスペース」（100.0%）。児童屋内遊戯施設で最も多かったのは「①走る、登る、ぶら下がる、跳ぶなど体を動かす遊びのスペース」（86.2%）および「⑧ハイハイ、よちよち歩きの乳児専用の遊ぶスペース」（86.2%）であった。

表 71 常設の目的別スペースの有無（複数回答）

	① 走る、登る、ぶら下がる、跳ぶなど体を動かす遊びのスペース	② 固定された大型遊具で遊ぶスペース	③ 知育玩具やブロックなどのおもちゃ遊びや、お絵かきや工作などの創作遊びスペース	④ ままごと用キッチンやミニ電車などごっこ遊びのためのスペース	⑤ 絵本、読みきかせのためのスペース	⑥ 暗いところや大型模型内などの探検・体験のためのスペース	⑦ 音楽や映像などのコンテンツや、プログラミング、スポーツなどのメディアで遊ぶスペース	⑧ ハイハイ、よちよち歩きの乳児専用の遊ぶスペース	⑨ 集会室、多目的室、研修室等のイベントや教室等を行うスペース	⑩ 保護者用の交流のためのスペース	⑪ こどもの一時預かり（併設の地域子育て支援拠点で実施している場合を含む）	⑫ 子育て相談室（併設の地域子育て支援拠点で実施している場合を含む）	⑬ 屋外遊戯施設・設備	⑭ その他
大型児童館 (n=14)	12	10	14	9	12	6	8	10	14	3	1	5	9	8
児童屋内遊戯施設 (n=29)	25	24	24	24	23	3	2	25	10	9	8	10	5	1
大型児童館 (%)	85.7	71.4	100.0	64.3	85.7	42.9	57.1	71.4	100.0	21.4	7.1	35.7	64.3	57.1
児童屋内遊戯施設 (%)	86.2	82.8	82.8	82.8	79.3	10.3	6.9	86.2	34.5	31.0	27.6	34.5	17.2	3.4

図 27 常設の目的別スペースの有無（複数回答）



周辺・併設施設の有無は表 72、周辺・併設施設の設置状況は表 73、入場料については、表 74・図 28 の通り。表 73 の通り、大型児童館の周辺・併設施設設置状況で最も多かったのは「③図書館や保健センター、体育施設など他の公共施設がある複合施設や運動公園内に設置されている」（2施設）、児童屋内遊戯施設の周辺・併設施設設置状況で最も多かったのは「①市区町村の子育て支援センターや地域子育て支援拠点等に設置されている」（9施設）および「②民営の商業施設内に設置されている」（9施設）であった。

表 72 周辺・併設施設の有無

	大型児童館	児童屋内遊戯施設
単体で設置されている	12	11
他の施設と併設されている	2	18
全体	14	29

表 73 周辺・併設施設の設置状況

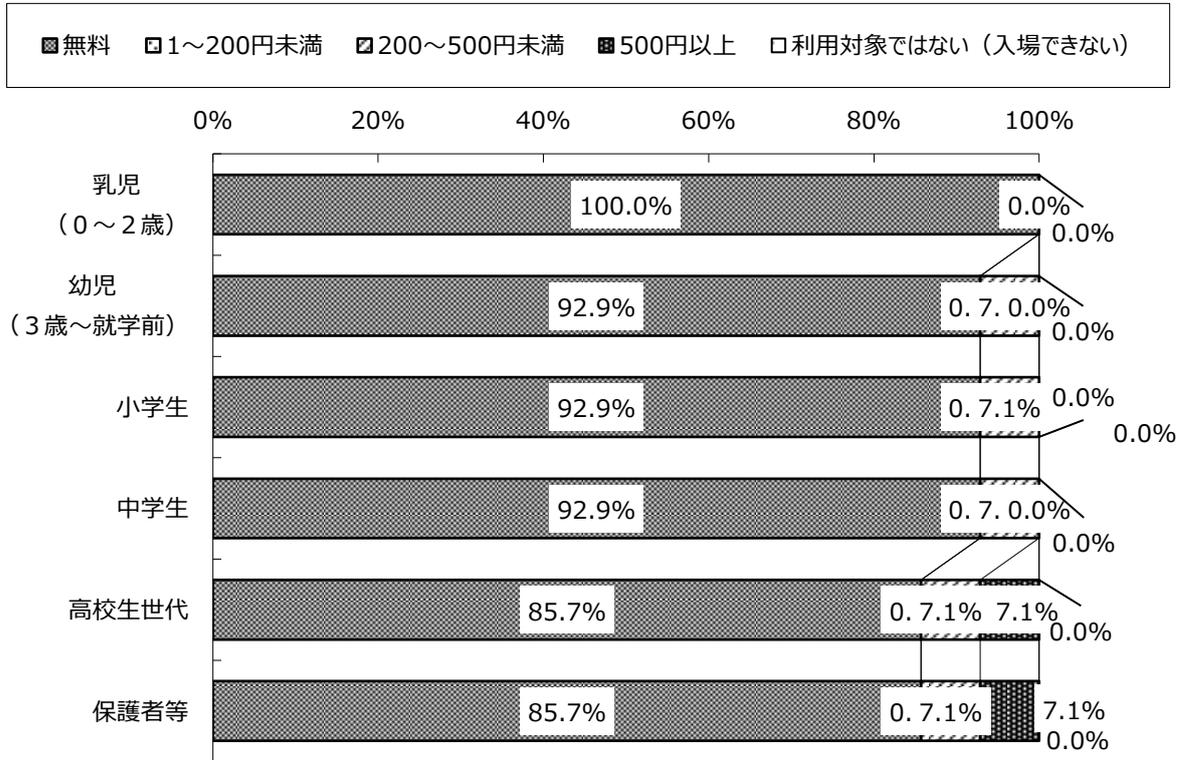
	① 市区町村の子育て支援センターや地域子育て支援拠点等に設置されている	② 民営の商業施設内に設置されている	③ 図書館や保健センター、体育施設など他の公共施設がある複合施設や運動公園内に設置されている	④ 公立保育所・幼稚園等や小学校と併設されている
大型児童館 (n=14)	0	0	2	0
児童屋内遊戯施設 (n=29)	9	9	7	1
全体	9	9	9	1

表 74 入場料

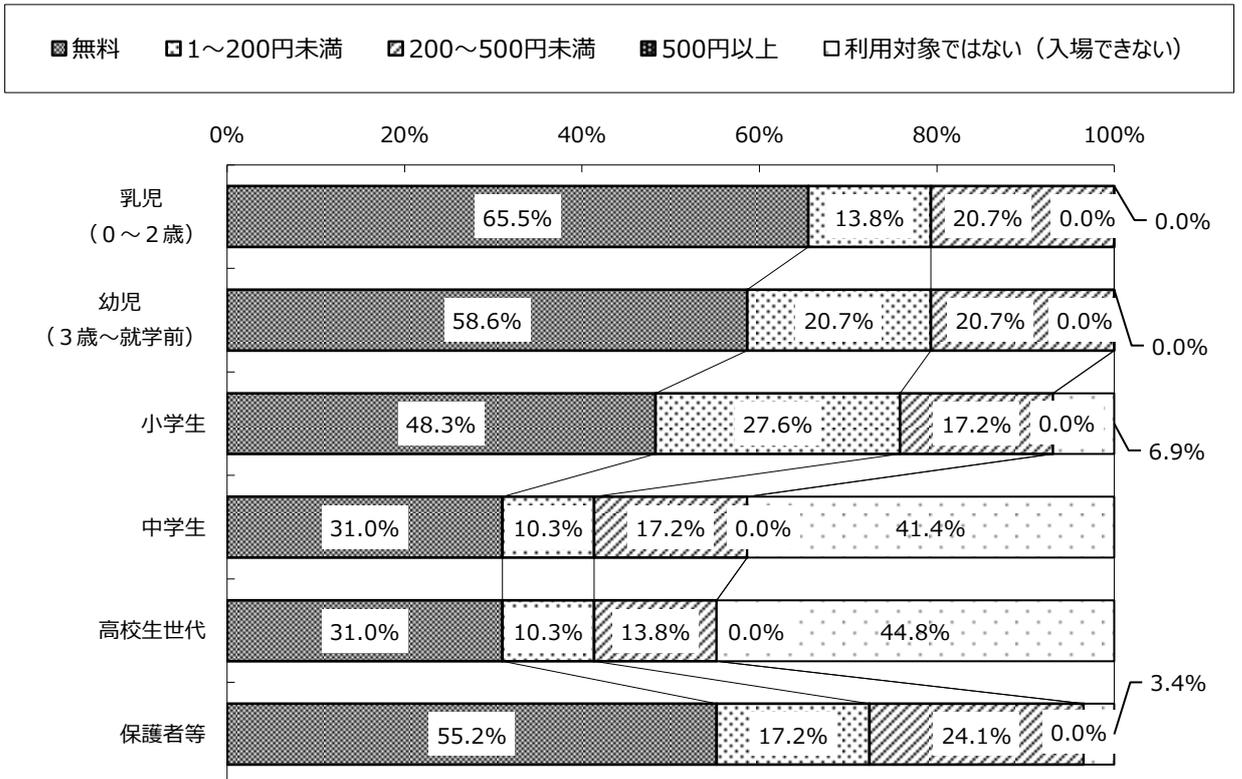
		乳児 (0～2歳)	幼児 (3歳～就学前)	小学生 (1～3年)	中学生	高校生世代	保護者等
大型 児童館 (n=14)	無料	14	13	13	13	12	12
	1～200円未満	0	0	0	0	0	0
	200～500円未満	0	1	1	1	1	1
	500円以上	0	0	0	0	1	1
	利用対象ではない (入場できない)	0	0	0	0	0	0
児童屋内 遊戯施設 (n=29)	無料	19	17	14	9	9	16
	1～200円未満	4	6	8	3	3	5
	200～500円未満	6	6	5	5	4	7
	500円以上	0	0	0	0	0	0
	利用対象ではない (入場できない)	0	0	2	12	13	1
大型 児童館 (%)	無料	100.0	92.9	92.9	92.9	85.7	85.7
	1～200円未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	200～500円未満	0.0	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1
	500円以上	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1
	利用対象ではない (入場できない)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童屋内 遊戯施設 (%)	無料	65.5	58.6	48.3	31.0	31.0	55.2
	1～200円未満	13.8	20.7	27.6	10.3	10.3	17.2
	200～500円未満	20.7	20.7	17.2	17.2	13.8	24.1
	500円以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用対象ではない (入場できない)	0.0	0.0	6.9	41.4	44.8	3.4

図 28 入場料

大型児童館 (n=14)



児童屋内遊戯施設 (n=29)



(4) 機能

開設の背景・目的については、表 75 の通り。大型児童館で最も多かったのは「①児童福祉法上の児童厚生施設として必要であったため」(57.1%)、次いで「⑧その他」(42.9%)。児童屋内遊戯施設で最も多かったのは「③住民から天候(雨・雪、冬季の寒さ)にかかわらず遊べる屋内の遊び場の要望があったため」(69.0%)、次いで「②市区町村独自の住民等への子育て支援サービスとするため」(55.2%) および「⑤子育て支援を充実することにより、移住者・定住者・交流人口を増加させるため」(55.2%) であった。

表 75 開設の背景・目的(複数回答)

	①児童福祉法上の児童厚生施設として必要であったため	②市区町村独自の住民等への子育て支援サービスとするため	③住民から天候(雨・雪、冬季の寒さ)にかかわらず遊べる屋内の遊び場の要望があったため	④東日本大震災・原発事故により外遊びができなくなったため	⑤子育て支援を充実することにより、移住者・定住者・交流人口を増加させるため	⑥地域の多世代交流・まちづくりの拠点とするため	⑦市街地のにぎわい創出のため	⑧その他
大型児童館 (n=14)	8	3	2	0	3	4	0	6
児童屋内遊戯施設 (n=29)	2	16	20	6	16	13	10	6
大型児童館 (%)	57.1	21.4	14.3	0.0	21.4	28.6	0.0	42.9
児童屋内遊戯施設 (%)	6.9	55.2	69.0	20.7	55.2	44.8	34.5	20.7

児童厚生員以外で遊びのサポートや指導を行うスタッフについては、表 76 の通り。大型児童館で最も多かったのは「④スポーツ指導者、学識経験者、民間企業などから専門知識を持つ人を外部講師として招いている」(57.1%)。児童屋内遊戯施設で最も多かったのは「①貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ常勤・専従職員がいる」(55.2%)であった。

表 76 児童厚生員以外で遊びのサポートや指導を行うスタッフについて(複数回答)

	① 貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ常勤・専従職員がいる	② 貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ非常勤職員または有償ボランティアがいる	③ 貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ無償ボランティアスタッフがいます(子どもに接するボランティアスタッフに研修受講を必須としている)	④ スポーツ指導者、学識経験者、民間企業などから専門知識を持つ人を外部講師として招いている	⑤ 児童厚生員以外に子どもの遊びや運動遊びを指導・サポートするスタッフはいない	⑥ その他
大型児童館 (n=14)	5	4	3	8	3	2
児童屋内遊戯施設 (n=29)	16	8	1	6	5	2
大型児童館 (%)	35.7	28.6	21.4	57.1	21.4	14.3
児童屋内遊戯施設 (%)	55.2	27.6	3.4	20.7	17.2	6.9

こども・親子向けのイベント等については、表 77 の通り。大型児童館の定期的実施しているイベントで最も多かったのは「③創作教室・ワークショップ」(85.7%) および「⑨季節行事」(85.7%)。児童屋内遊戯施設の定期的実施しているイベントで最も多かったのは「⑤芸術鑑賞」(44.8%) および「⑨季節行事」(44.8%) であった。

表 77 こども・親子向けのイベント等 (複数回答)

		① 運動教室	② 音楽教室	③ 創作教室・ ワークショップ	④ 英会話教室	⑤ 芸術鑑賞	⑥ 調理体験、 食育	⑦ 動物とのふれあい	⑧ こどもの誕生 日会	⑨ 季節行事	⑩ 年の近い子 を持つ親子の 交流イベント	⑪ 健康診断、 身体測定	⑫ 防災や交通 安全などの啓 発イベント	⑬ 地域子育て 支援拠点事業 (連携型)	⑭ 移動児童館、 移動遊び場	⑮ 中高生世代 向けのプログ ラム	⑯ こどもの意見 を反映するた めの取組	⑰ その他実施し ているイベン ト等
大型 児童館 (n=14)	定期的 に実施	7	7	12	3	9	7	1	2	12	6	3	6	2	10	5	7	0
	不定期 に実施	2	3	1	0	5	3	2	1	1	2	2	3	2	0	3	3	0
	実施し ていない	5	4	1	11	0	3	10	10	1	6	9	5	10	3	6	4	0
	休止し ている	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
児童屋 内遊戯 施設 (n=29)	定期的 に実施	9	2	12	1	13	5	0	7	13	10	6	2	6	2	0	7	0
	不定期 に実施	3	5	8	2	4	4	1	1	5	3	3	6	3	5	1	3	0
	実施し ていない	17	22	9	26	12	19	28	19	10	16	20	21	20	21	28	19	0
	休止し ている	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
大型 児童館 (%)	定期的 に実施	50.0	50.0	85.7	21.4	64.3	50.0	7.1	14.3	85.7	42.9	21.4	42.9	14.3	71.4	35.7	50.0	0.0
	不定期 に実施	14.3	21.4	7.1	0.0	35.7	21.4	14.3	7.1	7.1	14.3	14.3	21.4	14.3	0.0	21.4	21.4	0.0
	実施し ていない	35.7	28.6	7.1	78.6	0.0	21.4	71.4	71.4	7.1	42.9	64.3	35.7	71.4	21.4	42.9	28.6	0.0
	休止し ている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0
児童屋 内遊戯 施設 (%)	定期的 に実施	31.0	6.9	41.4	3.4	44.8	17.2	0.0	24.1	44.8	34.5	20.7	6.9	20.7	6.9	0.0	24.1	0.0
	不定期 に実施	10.3	17.2	27.6	6.9	13.8	13.8	3.4	3.4	17.2	10.3	10.3	20.7	10.3	17.2	3.4	10.3	0.0
	実施し ていない	58.6	75.9	31.0	89.7	41.4	65.5	96.6	65.5	34.5	55.2	69.0	72.4	69.0	72.4	96.6	65.5	0.0
	休止し ている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	6.9	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0

保護者向けのイベントや講座・相談などの取組状況、地域コミュニティや地域住民との関わり・交流に関する取組については、表 78、表 79 の通り。表 79 の通り、大型児童館で最も多かった取組は「⑤中高生の職業体験を受け入れている」(71.4%)。児童屋内遊戯施設で最も多かった取組も同様に「⑤中高生の職業体験を受け入れている」(41.4%)であった。

表 78 保護者向けのイベントや講座・相談などの取組状況 (複数回答)

	① プレママ・パパクラス、祖父母クラス等の保護者向け講座	② ベビーマッサージや離乳食等の乳児の保護者向け講座	③ 専門職への相談・専門職による出前講座(発達など)	④ 保護者向けの就職相談・育休後の復職相談など保護者の就労に関する相談	⑤ 保育所・幼稚園等への就園、小学校・中学校の就学の説明会	⑥ 不登校などのこどもの直面する課題に関する相談	⑦ その他
大型児童館 (n=14)	3	6	4	1	1	3	8
児童屋内遊戯施設 (n=29)	9	12	10	3	3	2	14
大型児童館 (%)	21.4	42.9	28.6	7.1	7.1	21.4	57.1
児童屋内遊戯施設 (%)	31.0	41.4	34.5	10.3	10.3	6.9	48.3

表 79 地域コミュニティや地域住民との関わり・交流に関する取組 (複数回答)

	① (児童館以外の場合) 移動児童館を受け入れている	② 貴施設利用により近隣店舗で割引やサービスを受けられるなどの取組を実施している(子育て支援パスポート事業などへの参加も含む)	③ 災害等の非常時のこども・子育て支援を準備・実施している(食料や物品の備蓄、遊び場の提供、子育て関連設備の提供等)	④ 貴施設を利用しない親子のために赤ちゃんの駅機能を備えている	⑤ 中高生の職業体験を受け入れている	⑥ 高齢者との交流イベントを行っている	⑦ 図書館と連携した読み聞かせイベントや移動図書館、地域スポーツクラブと連携した運動教室等を実施している	⑧ 地域の文化(祭り、地場産業等)の体験や展示を行っている	⑨ その他	⑩ あてはまるものはない
大型児童館 (n=14)	2	6	5	4	10	3	6	6	5	1
児童屋内遊戯施設 (n=29)	3	4	5	6	12	1	7	5	2	11
大型児童館 (%)	14.3	42.9	35.7	28.6	71.4	21.4	42.9	42.9	35.7	7.1
児童屋内遊戯施設 (%)	10.3	13.8	17.2	20.7	41.4	3.4	24.1	17.2	6.9	37.9

他機関との連携等の取組については、表 80 の通り。大型児童館で最も多かった取組は「⑤保育園・幼稚園・小学校の遠足など団体利用の受け入れをしている」(92.9%)。児童

屋内遊戯施設で最も多かった取組も同様に「⑤保育園・幼稚園・小学校の遠足など団体利用の受け入れをしている」（86.2%）であった。

表 80 他機関との連携等の取組（複数回答）

	① こどもや保護者の様子から虐待やネグレクト等が疑われる場合、市区町村や保育所・幼稚園・学校等、要保護児童対策地域協議会等に連携している（市区町村が運営している連携できる場合も含む）	② 遊びのプログラムを開発し、小型児童館や放課後児童クラブ等に展開している	③ こどもの発達に応じた遊びの指導について、児童館や放課後児童クラブの職員向けの研修を主催している	④ こどもの発達や児童福祉に関して、児童館や放課後児童クラブの職員向けの研修を主催している	⑤ 保育園・幼稚園・小学校の遠足など団体利用の受け入れをしている	⑥ その他	⑦ あてはまるものはない
大型児童館 (n=14)	3	11	11	12	13	3	0
児童屋内遊戯施設 (n=29)	11	0	1	0	25	1	3
大型児童館 (%)	21.4	78.6	78.6	85.7	92.9	21.4	0.0
児童屋内遊戯施設 (%)	37.9	0.0	3.4	0.0	86.2	3.4	10.3

運営上の課題や、行政に支援を求めることについては、表 81 の通り。大型児童館で最も多かった項目は「①人件費・施設の維持管理のための予算確保」(92.9%)、次いで「②遊具やおもちゃ、絵本等の維持・更新のための予算確保」(85.7%)。児童屋内遊戯施設で最も多かった項目も同様に「①人件費・施設の維持管理のための予算確保」(69.0%)、次いで「②遊具やおもちゃ、絵本等の維持・更新のための予算確保」(55.2%)であった。

表 81 運営上の課題や、行政に支援を求めること(複数回答)

	①人件費・施設の維持管理のための予算確保	②遊具やおもちゃ、絵本等の維持・更新のための予算確保	③見守りや施設の維持管理のためのスタッフの人手確保	④専門的な知識・技能を持つ人材の不足	⑤地域の子育て家庭への周知広報	⑥地域のその他の児童厚生施設との連携・ネットワークづくり	⑦行政の所管部署との連携強化・明確化	⑧その他	⑨あてはまるものはない
大型児童館(n=14)	13	12	8	6	8	4	7	1	0
児童屋内遊戯施設(n=29)	20	16	11	4	5	7	7	0	4
大型児童館(%)	92.9	85.7	57.1	42.9	57.1	28.6	50.0	7.1	0.0
児童屋内遊戯施設(%)	69.0	55.2	37.9	13.8	17.2	24.1	24.1	0.0	13.8

2.3 ヒアリング調査結果

自治体、大型児童館、児童屋内遊戯施設、児童健全育成推進財団へのそれぞれのヒアリング結果をヒアリング録としてまとめる。そのうえで、大型児童館2施設および児童屋内遊戯施設の2施設について比較を行うとともに、4自治体のうち、2つの市区町村における児童遊園の運営状況について比較する。また、児童健全育成推進財団へのヒアリング結果は、本事業の考察における参考情報として位置付ける。

2.3.1 各ヒアリング結果

各ヒアリング対象に対するヒアリング結果は、巻末付録のヒアリング録にまとめた。

2.3.2 大型児童館・児童屋内遊戯施設の比較

ヒアリングを実施した4施設について、比較を行う。なお、各表に記載の取組等の詳細は、巻末のヒアリング録を参照されたい。

まず、ヒアリングを実施した4施設はいずれも公設民営で、県・市の子育て支援を所管する部署が設置している。特徴としては、大型児童館は面積がかなり広く、児童屋内遊戯施設は開設されてから比較的日子が浅いことが挙げられる。

表 82 ヒアリング対象施設の概要

	いわて子どもの森	さぬきこどもの国	ペップキッズ こおりやま	あかしこども広場 (親子交流施設ハレハレ、 中高生世代交流スペース AKASHI ユーススペース)
種別	大型児童館 A 型	大型児童館 A 型	児童屋内遊戯施設	児童屋内遊戯施設
延床面積	6,313 m ² (単体設置・屋外 設備有、総面積 30ha)	約 5,000 m ² (単体設置・屋外 設備有、総面積 25ha)	約 2,000 m ² (単体設置、屋外設 備なし)	約 2,500 m ² (商業施設内のワンフ ロア、屋外設備なし)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 大型児童館・児童屋内遊戯施設が複数ある東北に所在 運営者独自の工夫が生かされた取組多数 	<ul style="list-style-type: none"> 大型児童館が少ない西日本で人気の施設 子育て支援、相談等も多数実施 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の発生に伴う東北での児童屋内遊戯施設増加の端緒 民間の発意で開設 	<ul style="list-style-type: none"> 有料(一部)施設 商業施設内に所在 中高生世代向けの施設を併設
開設年	2003年	1995年	2011年	2017年
設置者	岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室	香川県子ども政策 推進局 子ども政策課	郡山市こども部 こども家庭未来課	明石市こども局 子育て支援課
運営主体	社会福祉法人 岩手県社会福祉事 業団	公益財団法人香川 県児童・青少年健 全育成事業団	認定 NPO 法人 郡山ペップ子育てネ ットワーク	公益財団法人 神戸 YMCA
運営形態	公設民営 (指定管理)	公設民営 (指定管理)	公設民営 (業務委託)	公設民営 (業務委託)
運営に関 わるよう になった 時期	開設当初から (2003~2005年 は委託により運 営)	2006年4月から (以前は香川県か らの管理委託)	2012年5月から (以前は郡山市直 営)	開設当初から
年間 利用者数 (令和4 年)	143,350人(上半 期に7割の利用、 長期休暇時に増 加)	429,597人(土 日、長期休暇時に 増加)	約20万人(土日、 長期休暇時に増加)	101,553人(土日、長 期休暇時に増加、中高 生世代は試験期間中に 増加)

4施設を設置した県・市の状況についてみると、明石市を除いて小型児童館等がある。また、郡山市には市内に複数の児童屋内遊戯施設があり、背景に東日本大震災の影響があると考えられる。

設置・運営費用をみると香川県が多くなっているが、いずれの施設でも運営費は仕様で定められる取組の実施数や開館時間を見込んだものであった。

表 83 ヒアリング対象自治体の概要

		岩手県	香川県	郡山市	明石市
人口規模	人口 ¹¹	1,189,670	956,787人	317,486人	305,404人
	児童人口 ¹²	167,024人	138,337人	46,147人	50,512人
関連施設設置状況	県・市内の児童館数	小型児童館・児童センター：76か所	小型児童館・児童センター：47か所	小型児童館・児童センター：1か所（福島県内51か所） 県内の大型児童館：なし	小型児童館・児童センター：なし（兵庫県内176か所） 兵庫県所管55か所、神戸市所管121か所） 県内の大型児童館：2か所
	児童遊園・街区公園数	児童遊園：48か所	児童遊園：なし	児童遊園：4か所 街区公園：199か所	児童遊園：なし 街区公園：376か所
	児童屋内遊戯施設数	なし	なし	ペップキッズこおりやま以外に3か所	あかしこども広場以外なし
費用	設置費用	約60億円	総工費約126億円	交付金・民間からの寄付により市の負担なし	こども広場の区画については、14.3億円（2,477㎡）
	運営費用（令和4年の年間）	1億9,133万円（一般財源）	3億5625万円（一般財源）	約1億円（一般財源）	約1億2,700万円（一般財源）
	補足	いずれも開館時間や講座開催数により決定されており、利用者数を見込んだ額ではない。			

¹¹ 人口は令和5年度住民基本台帳人口を参照

¹² 児童人口（0歳から18歳未満）は回答者の事前調査票での回答による

大型児童館 2 施設は、県内の児童厚生施設等の中核的な役割が期待されて設置されており、住民のニーズを聴取して設置したものではないとのことである。

児童屋内遊戯施設 2 施設は、地域のこどもの屋内の遊び場へのニーズがあって設置されたものであった。

表 84 設置の経緯

	開設の経緯について（自治体ヒアリング）			
	背景	住民のニーズ	こどもの意見	児童館としなかった理由
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> 「県内の児童健全育成活動を支援する中核的な施設」として設置。 	特に聴取せず	特に聴取せず	—
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> 県内の児童育成、学習・児童の学びや創作活動の場となるとともに、県内児童厚生施設のセンターとなる役割を持つ施設とすることを目的として設置。 	特に聴取せず	特に聴取せず	—
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> 原発事故の影響により外で遊べないこどもの心身のケアに資する施設の設置の必要性を踏まえて、郡山市、教育委員会、医師会によるプロジェクトチームが発足。郡山市に本社を置くスーパーマーケットの空き店舗の無償貸与・資金提供もあり開設。 	屋内でこどもが遊べる施設へのニーズがあった	特に聴取せず	市内の児童館は小学生の放課後の居場所づくりという目的に重きが置かれているが、児童屋内遊戯施設は小学生に限らず利用できるため。また、家族でも遊びに行ける場所とするため。
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> 市の子育て支援政策への注力の一環として、こどもの健やかな育ちを総合的に支援するとともに、こどもを中心とした多様な交流を創出すること及び、こどもの健全な居場所を提供することにより、次世代を担う子どもの育成と子育て支援の推進を図ることを目的に設置。 明石駅前中心市街地活性化のための再開発事業の一部。 	再開発事業に関するパブリックコメントで子育て支援施設の要望が多かった	特に聴取せず	明石市にはこれまで児童館がなかった。市民にとってなじみのない児童館ではなく、自由に楽しめるところがよいとの意図。

県域が広い岩手県を除き、他の3施設は平日も含め日常的な利用が可能な立地である。
あかしこども広場は駅前商業施設内にあり、他の子育て支援関連施設と併設されている。

表 85 立地

	立地	併設施設
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県庁所在地の盛岡市から車で1時間半程度の距離にある。休日に家族で車で出かけるのにちょうどよい場所であり、隣県である青森県の南部地域、秋田県鹿角地域からもアクセス可能。 ・ オープン半年前に、東北新幹線が八戸駅まで延伸した。いわて子どもの森が所在する県北地域、沿岸地域の活性化は以前より県としての課題とされており、開館した時期はちょうど県北地域の活性化に目が向けられる時期であったと思われる。 	なし
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県庁からは車で30分弱の距離で、市街地在住者でも比較的アクセスしやすく、日常的な利用も可能である。 ・ 高松空港に隣接して設置されている。香川県21世紀長期構想の中で大型児童館を設置することが決まり、用地を検討していた際に、すでにあった高松空港隣接地が適した土地と判断された。 	なし
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡山市中心部に所在 ・ ペップキッズこおりやまは市内企業によって無償貸与された私有地に設置している。 	なし
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明石駅前に所在 ・ 明石駅前の再開発計画のもとで設置された商業施設のうち3フロアを明石市が買い取って公共施設を移転・集約したものであり、5階はワンフロア全体をこども・子育て支援関連施設を集めた「あかしこども広場」としている。（※児童屋内遊戯施設であるハレハレ、中高生世代向けのAKASHIユーススペース、子育て支援センター、一時保育ルーム等） 	あり （7階建ての商業施設内の5階に所在。 4階は市立図書館、 6階は子育て支援施設、保健施設、市役所窓口がある）

いわて子どもの森、ペップキッズこおりやまは運営者の強みが施設にも生かされている。

表 86 特色ある設備

	内容
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営者である社会福祉法人の強みを生かした設備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 普段緊張の中で過ごすことの多い障害のある方にとって刺激を楽しめるのが「スノーブレンの部屋」であり、当館の特徴の一つである。設置背景には、誰でも利用できるユニバーサルな施設にするという考えがあった。運営者が運営している施設の多くは障害者・障害児施設であり、障害者支援関連の専門性が高い職員が多いことも設置背景の一つになるかもしれない。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地・地域性を生かした設備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 空港に隣接しているという特色を生かし、航空、飛行、宇宙等に関する遊具や展示が多い。 ▶ 香川県産木材を利用した木育にも力を入れており、乳幼児スペース「もくもくのへや」の建材のほか、県産木材を利用した遊具（木製すべり台、木の玉プール）がある。
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営者の強みを生かした設備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 未就学児・学齢期のこども向けには通常の遊具と大型遊具を設置し、組み合わせながら遊べるようにしている。 ▶ 食育体験ができるスペース「ペップキッチン」がある。運営者であるNPO法人の理事長は小児科医で、肥満の研究などもしているため、食と健康について関心が高い。地元の大学の食物科の研究者から指導を積極的に受け、食育に注力している。 ▶ 屋内でも外遊びに近い遊びが体験できるよう、砂場を設置している。
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童屋内遊戯施設・中高生世代向けの施設、子育て支援センター等を一体的に設置 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特にここならではの特色を持たせた設備というものはない。 ▶ ワンフロアにこどもの遊び場、中高生世代の居場所、子育て支援センター等、妊娠期から中高生・若者までを対象とした機能が集約されて一体的に運用できていることが、他にはない特色であると考えている。運営者は社会福祉法人、学校法人や保育所、児童館等も運営しているため、それぞれで培われたノウハウが生きている。

大型児童館 2 施設は屋外施設があり、遊びのプログラムでも積極的に活用されている。児童屋内遊戯施設 2 施設には屋外施設はなく、外遊びのプログラムもないか限定的である。宿泊設備の設置はいわて子どもの森のみで、県域が広いことが理由と考えられる。

表 87 屋外・宿泊施設

	屋外設備	宿泊施設
いわて子どもの森	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 1 回「森であそぼう」をテーマに、屋外を活用した遊びのプログラムを実施している。 ・ 季節ごとに「昆虫大捜査線」や「どんぐりのお店屋さん」「森のシアター」など、屋外型のイベントを開催している。 ・ SNS で自然の風景を発信するほか、散策路の柵に「遊びのファニチャー」を設置する等して、身近に自然を感じ、屋外遊び場に興味を持って足が向くような働きかけを行っている。 	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同施設が県に 1 つしかない大型児童館であり、広域行政を担う県としては、県民の利用において県南部など遠方の住民にとっては必要と考え設けたと思われる。
さぬきこどもの国	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さぬきこどもの国の施設整備にあたっては、外で身体を動かして遊べる場を担保するため、屋外施設を整備するという意図があったものと思われる ・ 空港に隣接して立地していることから、航空・宇宙関連の遊具や設備を設けている。屋外には飛行機の実物機体を設置している。 ・ 屋外の遊び場では水風船バトルや穴掘りといったイベントを行っているほか、芝生広場では運動遊びのプログラムも行っている。 	なし
ペップキッズ こおりやま	<p>なし</p> <p>※なお、屋内で外遊びに近い遊びが体験できるよう、砂場を設置している。</p>	なし
あかしこども広場	<p>なし</p> <p>※外遊びのスペースはないが、7階屋上施設で夏に外遊びのイベント（水鉄砲、スイカ割など）を行うこともある。</p>	なし

遊びの指導や支援に関わる職員として、いずれにおいても 10～30 名程度が在籍している。大型児童館の児童厚生員は遊びの指導だけではなく様々なイベントの企画運営に関わっているほか、県内児童館等に対し、移動児童館や研修事業を実施している。

表 88 遊びの指導に関わる職員

	児童厚生員、遊びの指導に関わるスタッフ等の数	役割
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> 児童厚生員（常勤）：5人 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 正規職員 3人 ▶ 非正規職員（1年契約）2人 派遣スタッフ：10～16人程度 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平日が 10人、休日が 14～16人程度の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 正規職員・非正規職員ともに、遊びのプログラムやイベントの企画・運営といったことにも関わる部分、遊びの現場では業務の別はない。 移動児童館を実施。 研修については、県内各地、隣県から研修・講演の依頼があり対応しているほか、移動児童館により遊びのプログラムを展開する研修も実施。また、市町村や保育協会等からの依頼による保育士向けの研修や、社会教育主事の研修講師の担当も実施。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> 児童厚生員（常勤）：23人 児童厚生員以外で遊びに携わる者（常勤）：1人 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な遊びの指導やイベントの企画運営のほか、子育て支援の連携イベント、出前講座（移動児童館）や「遊びについて考える会」（児童館や放課後児童クラブ等向けの遊びの講習）、企業との連携を実施。 子育て支援事業の企画・運営を実施。 研修については、香川県児童館連絡協議会事務局として年に 5～6 回の研修を実施している。
ペップキッズこおりやま	<ul style="list-style-type: none"> こどもの遊びの指導・見守りに関わる者（プレイリーダー）：25人 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 正規職員 15人（有資格者 5人） ▶ 非正規職員 10人（有資格者¹³ 1人） 	<ul style="list-style-type: none"> シフト制により、遊び場には常に 7～10 人弱がおり、遊びのきっかけづくり、助言などを行う。キッチンには常時 4～5 名のスタッフがいる。 プレイリーダーの育成のための研修に力を入れており、全職員が同等の遊びの指導・サポートができるようにしているのが施設の特徴である。 研修は、全職員を集めることができる休館日に実施。外部講師（企業関係者・学識者等）を招聘するほか、自己研修も行う。研修内容としては、おもちゃや遊具を活用した遊び方、こどもの動きや身体の使い方に関する理解を深めるもの。
あかしこども広場	<p>【ハレハレの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの遊びの指導・見守りに関わる者（リーダー）数：33人 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 非常勤：33人（有資格者 7人） 	<ul style="list-style-type: none"> 主にこどもの見守り、安全管理、遊びの提案を実施。 常勤職員は月 1～2 回研修がある。こどもの発達や基本的な応対についての研修はあるが、実際には OJT がほとんどである。

¹³ 保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等を指す

運営者の自主事業として、各施設では様々な取組を行っており、いわて子どもの森ではこどもの自主性を引き出すこと、さぬきこどもの国では県の方針もあり子育て支援に重点が置かれている。

表 89 特色ある取組

	内容
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>こどもの自主性を引き出し、こどもの意見を取り入れたイベントづくり（自主事業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども自由ラジオ：来館者である子どもたちが自ら放送内容を考え、台本を作成し、リハーサルをして館内放送で放送するという取組であり、本取組に参加したいから定期的に通うという利用者もあったとのことである。 ▶ いのちのおはなしキャラバン：親子の信頼関係を深め、子どもの自己肯定感を高めることや親自身の子育てへの自信回復をねらいとする親子向けの「ワークショップ」と、長期的な視点で親子を切れ目なく支えるネットワークづくりを目的とした地域の子育て支援者による「子育て支援交流会」を併せて開催している。「参加するかどうかは本人が決めること」としており、強制的に参加させたり行事や催し物として設定したりはしない。また一人ひとりの背景について、実施団体の職員等に可能な範囲で聞き取りを行い、参加者のもつ背景を考慮しながら内容をアレンジして実施している。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県内の児童厚生施設・子育て支援団体等とのネットワークづくり（自主事業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「こどもまつり」：県内の子育て支援団体・企業がブース設置し、来館者に活動内容を紹介するほか、それらの出展者のネットワークづくりを促進する。 ▶ 「遊びについて考える会」：児童館や放課後児童クラブ、子育て支援団体等の職員向けに、遊び方の講習を行う。年 10 回弱実施。 ▶ 出前講座（移動児童館）：館内の美術、科学、音楽の各工房で実施している遊びのプログラムについて、地域の児童館、放課後児童クラブ等の依頼に応じて、依頼された施設でこども・親子向けに遊びのプログラムを実施する。
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳幼児向けの取組（自主事業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「セミナー室」があり、床全面にスポンジのマットを敷いて、そのうえでこどもたち（とくに乳幼児）が遊べる形にし、ベビーリトミックや読み聞かせといったイベントを月に 10 回ほど開催。乳幼児向けイベントで当施設を知ってもらい、少し大きくなってから遊び場やキッチンにも遊びに来てもらうきっかけづくりとしている。
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運営者の強みを生かした取組（自主事業）</u> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外遊び：近隣の海に近い公園で釣りや火起こし等を行うデイキャンプのような外遊びのイベントを行っている。運営者は小豆島周辺に島を所有しており、こどもを対象としたキャンプを実施するなど、外遊びや野外活動に関するノウハウがあることが団体としての強みの 1 つであり、外遊びのイベントは体験を通じて生きるために必要な力を育む取組と考えている。

子育て支援事業については、大型児童館ではいわて子どもの森ではアウトリーチ事業「いのちのおはなしキャラバン」などを通じ、地域の子育て環境の整備を中心に実施されていた。さぬきこどもの国では子育て支援に力を入れるという県の方針のもと、専門職による相談事業が充実しており、これはペップキッズでも実施されている。あかしこども広場には併設の子育て支援センターがあり、子育て支援・相談等はこちらが担当している。

表 90 子育て支援・相談等の実施

	取組の内容等
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ事業「いのちのおはなしキャラバン」などを通じ、地域の子育て環境の整備を中心に実施している。 ・ 保護者向けの相談事業は実施していない。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士、助産師、栄養士等の専門職への相談事業を定期的実施。これらを目的に来館する人もいる。 ・ 地域のつながりが希薄化していく中で、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援を行う上で、大型児童館にはこれまで以上の役割が必要になると考えている。 ・ 支援が必要になったときに、子育て家庭が多く選択肢から選べ、また複数の施設から支援が受けられるなど、児童厚生施設も含めた子育て支援拠点が子育て家庭をバックアップできるような、強力な支援をしていける環境の整備が重要である。その中で大型児童館は気軽に子どもを連れて遊びに行くことができ、同じ「親」同士もつながることができ、児童厚生員にも相談出来る環境である。子育て県として子育て支援政策を進めていくうえで、大きな役割を担ってほしいという期待がある¹⁴。
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士が定期的に当施設を訪問し、保護者からの子育て相談に応じている。
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センター（市直営）が併設されている。 ・ 子育て支援講座を実施している。

¹⁴ 斜字は市町村ヒアリング調査における聞き取りより記載

こどもの意見を聴取することに特化した取組は、いずれの施設でも行われていなかったが、いずれも現場の中で職員がこどもの声を聞くことに努めており、大型児童館ではそれを取組に生かすことも行われている。

表 91 こどもの意見を取り入れる取組

	取組の有無、内容
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの声は日常の関わりの中で聴くほか、アンケートで聴取している。こどものつぶやきや思いをスタッフが拾い、それを具現化するようにしている。 ・ イベント等のなかでこどもの意見を取り入れている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども自由ラジオ、いのちのおはなしキャラバン ▶ ようかいスタンプラリーのキャラクター募集や、屋外アスレチック遊具の愛称を募集するなどして、一部の遊び場にはこどものアイデアを取り入れている。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の児童厚生員がこどもと接する中で意見や考えは聴取している。 ・ イベント時には参加者のこどもたちにアンケート（記入タイプ、シールタイプ）を実施している。 ・ ご意見箱（施設内3カ所）を設置し、その他の要望を聞き取っている。 ・ 工房では試作中の工作をこどもたちに作ってもらい、こどもの様子や反応を把握したり、難しそうな工程は、簡単にするなど行っている。
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的な取組はしていないが、あそび場にはプレイリーダーを配置し、親子と遊びながら、意見等を聞いている。
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもから直接意見を聴取する取組は行っていないが、現場で利用者の声を聴くことはある。 ・ 市政への意見箱（マルちゃんポスト）はだれでも投書でき、こどもの字で1クールの時間を延ばしてほしいという声があった。

大型児童館では中高生世代の居場所としての役割を果たしたいという声が共通してみられ、さぬきこどもの国では中高生世代向けの取組や、中高生世代によるボランティアを通じた児童館への主体的な関わりが見られる。

あかしこども広場には中高生世代向けのスペースがあり、中高生世代の自発的な取組も見られる。

表 92 中高生世代との関わり

	中高生世代の利用状況、中高生世代向けの取組の内容等
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生の利用を課題に感じている。 ・ 中高生世代が単独で利用するにはハードルがある。中高生世代に居場所を提供したいと思いつつ、大型児童館は毎日ふらっと来て居場所にするような空間にはなりにくい。 ・ 中高生の居場所として NPO 法人が運営しているフリースペースとのつながりもあり、当館のイベントにボランティアで参加したり、フリースペースの活動の一環として中高生世代が2～3週間に1回来訪する。ふらっと来て、施設で遊んで、少し話をするともあれば、何か当館でやりたいことの相談を受けることもある。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校高学年から中高生がパフォーマンスを披露するイベントも実施している。小さなこどもたちに大きなこどもたちの活躍する姿を見せたいと考えている。 ・ 高校生のボランティアが30名ほどいる。高校生自身がイベントの実施に関してアイデアを提案することは少ないが、実施後の振り返りで意見を述べることはある。 ・ 利用者の増加のために、中高生世代の利用増加も必要。中高生は遊びに来る、ボランティアをする以外にも、居場所となれる可能性もある。
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペースがある（利用者数年間延べ約38,000人程度）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 使い方は利用者の中高生世代に任せている。自習、食事やおしゃべりなどもでき、使い方は自由である。 ➢ AKASHI ユーススペースでのイベント等の取組は、何かやってみないかという働きかけはするが、内容は利用者の自発性に任せているので運営者側は立ち入らない。 ➢ 中高生時代に AKASHI ユーススペースを利用していた若者が、ここでの楽しかった経験を伝えたいと卒業後に神戸 YMCA の活動に参加するなどのつながりも生まれている。 ・ 中高生の居場所、特に勉強する以外の目的でも使える居場所はより必要になる。

4施設とそれらの設置者である県・市の具体的な連携体制は限定的で、県・市は運営者の自主性を尊重したいとの意向があると思われる。他の児童厚生施設・子育て支援施設等との連携は、大型児童館では非常に活発である一方、児童屋内遊戯施設にはない。

表 93 自治体や児童厚生施設・子育て支援施設等との連携

	県や市町村の連携	児童厚生施設・子育て支援施設等との連携
いわて子どもの森	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県主催の事業や企画展等を、当館を会場に開催する。県内外への広報での協力。 ・県と市町村の連携によって大型・小型児童館に取組を働きかけることには、施設側が県・市町村の意向を伺わなければならない懸念がある。 ・県としては財政面や周知広報でのバックアップの役割を分担すべきと考える¹⁵。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館連絡協議会を通じた情報共有 ・児童館・児童センター・放課後児童クラブとの日常的なつながりがある。 ・保育士・社会教育主事向け研修の実施。 ・図書館・博物館・科学館など、他の教育施設との連携事業は日常的にある。 ・小型児童館への移動児童館の実施。
さぬきこどもの国	<ul style="list-style-type: none"> ・県との包括協定を結んでいるので、その中で報告・承認すべきことが定められている。それ以外にも細かい相談をすることはある。 ・事業団の本部が所管課の中にあるので、県との連携がしやすい環境である。 ・通常時の運営内容については、年間事業計画を提出して承認を得ている。事業計画をもとに実施しており、大きなイベントを実施する際には相談するようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県児童連絡協議会事務局を運営し、地域の小型児童館・市町との連携を行っている。 ・児童館等職員向けの遊び方講習「遊びを考える会」 ・出前講座（移動児童館）で児童館等に出向いたときには、地域の課題に関する情報共有等を行う。 ・全国児童館連絡協議会や児童健全育成推進財団と、県内小型児童館のつながりの役割や、県児連通信の発行により、県内児童館の連携促進も行っている。
ペップキッズ こおりやま	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携はなし。 ・郡山市と他の市町村との連携した取組は特にない。 ・（設置者である市との連携については）運営内容については民間事業者の自由な発想を生かすほうがよいと考えており、市が定める要件以外については各事業者の発想にゆだねている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携・協働の取組等はない
あかしこども広場	<ul style="list-style-type: none"> ・県や他の市町村との連携は特にない。 （同施設内に明石市子育て支援課（所管課）、母子保健を担当するこども健康課があり、情報共有等を行っている） 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携・協働の取組等はない

¹⁵ 斜字は市町村ヒアリング調査における聞き取りより記載

2.3.3 児童遊園・街区公園

ヒアリングを実施した2つの市区町村について、児童遊園の運営という観点から比較を行う。なお、各表に記載の詳細は、巻末のヒアリング録を参照されたい。

郡山市には児童遊園があるものの「街区公園と兼ねる運用」とされており、明石市には児童遊園はなく、運用においては児童遊園と街区公園の垣根がほとんどない状況が見て取れる。

表 94 設置・運営状況の概要

	郡山市	明石市
児童遊園／街区公園の設置状況	児童遊園：4か所（いずれも公有地上に設置）※ 街区公園：198か所 ※児童遊園4か所のうち、3か所を街区公園、1か所を地区公園と <u>兼ねる運用</u> としている。	児童遊園：なし 街区公園：376か所※ ※民有地上にあるものは10か所程度含まれる。
児童厚生員の配置	なし	—
自治体の所管課	児童遊園の所管はこども政策課だが運営等には関与しておらず、維持管理は公園緑地課が行う	緑化公園課
運営予算	こども政策課では額を把握していない。 維持管理費用のみを見込むもの。	年間数千万円。 維持管理費用のみを見込むもの。
市による定期的な点検	実施（頻度不明）	実施（年4回）
利用状況の把握	こども政策課、公園緑地課ともに行っていない	把握していない。

郡山市、明石市ともに、所管課としては児童遊園／街区公園を活用する取組はみられなかった。

また、大型児童館を持つ岩手県・香川県でも、大型児童館による移動児童館で児童遊園／街区公園を活用する取組はないとのことだった。

表 95 児童遊園／街区公園の活用のための取組

	郡山市	明石市	参考	
			岩手県	香川県
児童厚生施設との連携による外遊びのプログラム等での活用	児童遊園の活用のための取組について、こども政策課では特に行っていない。 希望ヶ丘公園は児童センターの近隣にあるが、児童センター職員が希望ヶ丘公園の利用状況を把握したり、同公園を活用した遊びのプログラムを実施したりするということはない。	なし（市が児童館等を設置していない）	いわて子どもの森では移動児童館を児童遊園で行うことはない。 児童館等の園庭や併設の広場を使用することはある。	さぬきこどもの国では移動児童館で外遊びのプログラムを実施していない。
ヒアリング対象施設における外遊びの実施の有無	なし	あり （自主事業として、近隣の公園で外遊びのイベントを実施）	あり	あり
活用のための取組（アンケート回答）	なし	なし	なし	なし

児童遊園および街区公園において、両市ともに公園愛護会による活動が行われていた。

児童遊園／街区公園の日常的な管理を担うほか、地域交流の拠点となるような取組の実施もされている。

表 96 公園愛護会の概要

<ul style="list-style-type: none"> 公園愛護会活動は、国の施策により、昭和 30 年代より全国各地で創設されたものである¹⁶ 公園愛護会の全国的な実態について公的なデータはない 一般社団法人 みんなの公園愛護会により、2021 年、2022 年に「公園ボランティア実態調査」が公園ボランティアおよび自治体を対象に行われた 2021 年の調査では、公園ボランティア制度がある自治体は回答自治体のうち 34.7%で、様々な制度の下で、24,317 の団体が 27,441 の公園でボランティア活動を行っていることが明らかとなっている
--

表 97 公園愛護会の活動状況¹⁷

	郡山市	明石市
公園愛護会の有無	<ul style="list-style-type: none"> 4 か所の児童遊園については、いずれも公園愛護協力を設置。※ <p>※市全体で 322 公園 216 団体（令和 4 年 1 月 6 日時点）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 公園につき 1 つの公園愛護会がある。（兼務あり）
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 除草、清掃、遊具や樹木などの見回り・点検、公園利用のマナー指導 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃、除草、植栽の水やり、ごみの回収等（月 2 回程度） ラジオ体操や防災訓練等の地域交流、園芸講習会等
報償費（1 愛護会あたり年間）	<ul style="list-style-type: none"> 1 万円＋面積により加算（1 m²あたり 5 円、面積 12,000 m²を限度（6 万円が上限）） ゴミ袋等の物品支給あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 万円＋面積により加算（100 m²未満 22,500 円、以降 100 m²ごとに 50,000 m²まで 1500 円加算。上限 10 万円） ゴミ袋等の物品支給あり。

¹⁶ 令和 5 年 4 月 1 日_明石市都市局都市整備室緑化公園課_公園愛護会マニュアル：

https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kouen_ka/machizukuri/koen/shinokoen/documents/manvuaru5nen.pdf

¹⁷ 斜字は公知情報より記載

2.3.4 児童健全育成推進財団

児童健全育成推進財団へのヒアリング結果は、本事業の考察における参考情報として位置付ける。詳細は巻末のヒアリング録を参照されたい。

3 考察

本事業では、アンケート調査を通じて全国の大型児童館および児童屋内遊戯施設、そして児童遊園の運営の現状を明らかにした。また、ヒアリング調査を通じ、特徴ある大型児童館および児童屋内遊戯施設の運営の実態について詳細を深堀するとともに、児童遊園についても実態を確認した。検討委員会では、それらの調査結果から読み取れる示唆について検討した。

本章では、リサーチクエスションの解となる児童遊園および大型児童館の現状の位置付けと今後のあり方について、調査結果および検討委員会での議論を踏まえ考察する。

3.1 本事業のリサーチクエスション

本事業で設定したリサーチクエスションは以下2点である。

1. 児童遊園は自治体においてどのように位置付けられ、今後どのように活用されていくべきか
2. 大型児童館は、自治体において児童屋内遊戯施設との役割分担も踏まえながらどのように位置付けられ、今後どのような施設として運営されるのが望ましいか

3.2 児童遊園と大型児童館の現状

リサーチクエスチョン1、2のうち、児童遊園・大型児童館それぞれの「現状」に対する解を記載する。「現状」は、法令等における位置付けと、調査から明らかとなった実態に分けて整理する。

3.2.1 児童遊園

【法令等における位置付け】

児童遊園に関する法令等では、児童遊園について以下のように定めている。

表 98 児童遊園に関する法令等の内容（主な内容の抜粋）

法律・規定	該当箇所	内容
児童福祉法	第四十条	児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第三十七条の一	児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
	第三十八条	児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
	第三十九条	児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。
	第四十条	児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。
標準的児童遊園設置運営要綱	第一 機能	児童福祉法による児童厚生施設としての児童遊園は、地域における児童を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有するものである。
	第四 運営	<p>一 児童遊園には、最低基準第三八条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。ただし、他の児童厚生施設の児童厚生員と兼ね、又は巡回の者であってもさしつかえないこと。</p> <p>二 児童厚生員は、近隣地域の児童の遊びの指導を行うものであるが、特に幼児又は小学校低学年児童の遊びの指導と安全の確保に配慮すること。</p> <p>三 児童遊園の適正な管理運営のため、児童委員、児童福祉施設関係者、母親クラブや子供会等の地域組織、社会福祉協議会、地域のボランティア、教育関係者、学識経験者等により構成された児童遊園運営協議会を設置し、児童遊園の環境整備、遊具の保全や更新及び事故の防止等に関し、参加・協力を得るよう努めること。</p>

上記の下線部に着目すると、法令等に位置付けられる児童遊園の本来の役割は以下の3つだと考えられる。

- ① こどものための屋外での遊びの場を担保する
- ② 児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある
- ③ 地域活動の拠点

【調査から明らかとなった実態】

自治体への調査結果からは、上記3つの役割に対して、次の表のとおり現状が明らかとなった。

表 99 児童遊園の本来の役割とそれに対する現状

児童遊園の本来の役割	現状
①こどものための屋外での遊びの場を担保する	屋外の空間としてはあり続けているが、「屋外での遊びの場」という役割を十分に満たす活用がされていない。
②児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある	児童厚生員の常駐・巡回がなされず、「標準的児童遊園設置運営要綱」の記載内容が形骸化している施設が多い。
③地域活動の拠点	役割が果たされていない可能性が高い。

総じて、児童遊園の役割は十分に果たされていない現状があると言える。次に、役割ごとに具体的に考察する。

まず、役割①「こどものための屋外での遊びの場を担保する」についてである。自治体アンケート調査結果および自治体ヒアリング調査結果によると、児童遊園は、「こどものための屋外遊び場」としての活用が不十分な状況にあった。具体的には、「こどものための屋外遊び場」という児童遊園に特有の位置付けを理解し、児童厚生員の配置・巡回を行っている市区町村¹⁸は少なかった。また、その位置付けを活かす取組をしている市区町村はほぼなかった。設置者である市区町村において、「こどものための遊び場」を担保するための取組は、保護者世代も視野に入れた「子育て支援」とし、屋内遊戯施設や子育て支援施設の運営の一環として行われていた。設置管理者にとっても、児童遊園は街区公園¹⁹と明確な違いを持たないと考えられる。

また、検討委員会での議論やヒアリングでは、外遊び離れが進んでいる状況があることの指摘があった。具体的には、デジタル機器の発展等を背景として様々な形の遊びが選択できるこの時代においては、こどもたちが外で遊ぶことの意義を感じづらくなっていることや、遊び方が明確なものでないと遊べないこどもや親が増えているといった意見があった。このことから、こどもたちが、屋外遊びの場よりも屋内遊びの場を優先して選択する

¹⁸ アンケート調査では、児童厚生員による児童遊園の巡回を行っている市区町村は18.9%であった

¹⁹ 都市公園の一種。「主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する」と定義される。

ようになっている可能性がある。さらには、社会の変化によって子どもが犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていることを踏まえ、保護者と一緒でないと外遊びができない状況が生まれているとの指摘があった。これにより、外遊びがしたくてもできないという状況が発生している可能性がある。

以上のことから、児童遊園の、「屋外での遊びの場」という役割が十分に満たされず、街区公園や屋内遊びの場と同等の「遊びの場」となっていると考えられる。

次に、役割②「児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある」について、自治体アンケート調査結果によると、児童厚生員が配置されており、基準を満たしている児童遊園は少なかった²⁰。このことから、児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がなされている実態はほぼないと言える。

一方、視点を変えて、児童遊園に対する地域の日常的な関わりという文脈から考えると、公園愛護会²¹等の活動が街区公園のみならず児童遊園にも実施されている事例がある。

役割③「地域活動の拠点」については、本調査では、児童遊園における地域活動の状況について調査していないため、地域活動の拠点という役割を担っているかどうか明確な解は導けない。しかし、役割①に記載した通り、「こどものための屋外遊び場」という児童遊園に特有の位置付けを理解し、児童厚生員の配置・巡回を行っている市区町村や、位置付けを活かす取組をしている市区町村はほとんどなかったことから、地域活動の拠点の役割は満たされていない可能性が高いと言える。なお、自治体アンケート調査の問い合わせ対応や自治体ヒアリング調査の調整を行う中で、市区町村において児童遊園の責任主体となる部署が曖昧になっている事例があったことから、地域活動拠点としての活用はされていない可能性が高いと考えられる。

3.2.2 大型児童館

【法令等における位置付け】

大型児童館に関する法令等では、大型児童館について以下のように定めている。なお、ここでは、大型児童館の特に外すことのできない役割・機能という位置付けで、児童厚生施設全体にかかる役割・機能、および児童館ガイドラインにおける大型児童館特有の機能・役割を参考に整理した。

²⁰ アンケート調査では、児童厚生員が児童遊園に配置されている市区町村は 31.9%、児童厚生員による児童遊園の巡回を行っている市区町村は 18.9%であった

²¹ 国の施策により、昭和 30 年代より全国各地で創設されたもの。

表 100 大型児童館に関する法令等の内容（抜粋）

法律・規定名	該当箇所	内容
児童福祉法	第四十条	児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第三十八条	<u>児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</u>
児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生省児童家庭局長通知）	3 大型児童館	<p>(1) A型児童館</p> <p>ア 機能</p> <p>2 児童センターの(1)機能に掲げる機能に加えて、次によるものであること。</p> <p>(ア) <u>都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の情報を把握し、相互に利用できること。</u></p> <p>(イ) <u>県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）及びボランティアを育成すること。</u></p> <p>(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。</p> <p>(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。</p> <p>(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。</p> <p>・・・</p> <p>(2) B型児童館</p> <p>ア 機能</p> <p>1 小型児童館の(1)機能に掲げる機能に加えて、次によるものであること。</p> <p>(カ) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。</p> <p>(キ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。</p>
児童館ガイドライン ²²	第9章 大型児童館の機能・役割	設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす <u>中枢的機能</u> を有する「A型児童館」と、

²² 第3章児童館の機能・役割として5項目の記載があり、大型児童館もこれを満たすものとされるが、ここでは大型児童館の機能・役割のみに着目して取り上げた。

法律・規定名	該当箇所	内容
		<p>小型児童館の機能に加えて、<u>こどもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。</u></p>
		<p>1 基本機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、こどもの健全育成の象徴的な<u>拠点施設</u>である。 <p>2 県内児童館の連絡調整・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。</u> <p>3 広域的・専門的健全育成活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。</u>

上記の下線部に着目すると、法令等に位置付けられる大型児童館の役割は以下の5つだと考えられる。

- ① こどものための遊びの場を担保する
- ② 児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある
- ③ 県内児童館の指導や連絡調整等を行う中枢的機能がある
- ④ 都道府県内の健全育成の水準の維持向上のために、人材育成活動や県内児童館のない地域等での健全育成の啓発を行う²³
- ⑤ 自然の中で宿泊や野外活動が行える²⁴

【調査から明らかとなった実態】

本事業で選定した自治体への調査および大型児童館への調査結果からは、5つの役割に対して次の表のとおり現状が明らかとなった。

表 101 大型児童館の役割とそれに対する現状

大型児童館の本来の役割	現状
①こどものための遊びの場を担保する	役割が十分に果たされている。

²³ 役割③④は、関連法令では大型児童館のA型の役割と整理されているが、県内にB型の大型児童館のみ存在する場合はA型の機能を担っていることもあるため、ここではあえて分けずに整理した。

²⁴ 役割⑤は、関連法令では大型児童館のB型の役割と整理されているが、A型の大型児童館においても役割を果たしている場合があると考えられたため、ここではあえて分けずに整理した。なお、B型には、新潟県立こども自然王国、滋賀県立びわ湖こどもの国、姫路市宿泊型児童館星の子館が該当する。

②児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある	役割が十分に果たされている。
③県内児童館の指導や連絡調整等を行う中枢的機能がある	概ね役割が果たされている。
④都道府県内の健全育成の水準の維持向上のために、人材育成活動や県内児童館のない地域等での健全育成の啓発を行う	概ね役割が果たされている。
⑤自然の中で宿泊や野外活動が行える	一部の施設において役割が果たされている。 ²⁵

総じて、大型児童館の役割については発揮されていると言える。役割ごとに考察する。

まず役割①「こどものための遊びの場を担保する」については、アンケート調査結果によると、各大型児童館は遊具や多種多様な遊びのスペースを備えており、こどものための遊びを十分担保していた。回答者の半数以上が、メディアで遊ぶスペースや屋外施設なども備えていた。また、ヒアリング調査結果によると、こどもの権利としての遊びの場を担保する場、0～18才までのすべてのこどもが自由に遊べる場であるという意識が各大型児童館に十分意識されていることがわかった。

役割②「児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある」については、アンケート結果およびヒアリング結果における児童厚生員の配置人数およびその業務内容から、十分に役割が果たされていると言える。

役割③「県内児童館の指導や連絡調整等を行う中枢的機能がある」、④「都道府県内の健全育成の水準の維持向上のために、人材育成活動や県内児童館のない地域等での健全育成の啓発を行う」については、概ね役割を果たしていると考えられる。これは、アンケート調査結果より、「遊びのプログラムを開発し、小型児童館や放課後児童クラブ等に展開」「こどもの発達に応じた遊びの指導について、児童館や放課後児童クラブの職員向けの研修を主催」「こどもの発達や児童福祉に関して、児童館や放課後児童クラブの職員向けの研修を主催」それぞれに対して、約8割の大型児童館が実施していたことから言える。県内児童館への指導や、都道府県内の健全育成の水準の維持向上のための取組がなされていると考えられる。また、ヒアリング調査結果によると、県内の児童厚生施設との連携や、その中で大型児童館の中核的役割の発揮もみられた。なお、③④をさらに推進するには、自治体との連携や大型児童館同士の連携、大型児童館による児童遊園の活用が有意義と考えられるが、現状では限定的である。

役割⑤については、全体的な調査結果から、一部の施設において役割が果たされていることがわかった²⁶。

²⁵ いわて子どもの森の事例より、大型児童館における宿泊施設を活用した修学旅行や近隣施設の利用などが明らかとなっている。

²⁶ 大型児童館 B型については、本事業を通じて得られた事例がアンケート調査において2件、ヒアリング調査においては0件であった。

【児童屋内遊戯施設との比較】

本事業において大型児童館の類似施設として位置付けた児童屋内遊戯施設について、大型児童館と比較する。アンケート結果²⁷およびヒアリング結果²⁸を踏まえて、表 102 および表 103 の通り整理・比較した。

²⁷ アンケート結果の詳細は、2.2.3 を参照

²⁸ ヒアリング結果の詳細は、2.3.2 を参照

表 102 アンケート結果より大型児童館・児童屋内遊戯施設の特徴の比較

	大型児童館	児童屋内遊戯施設
開設の背景	<ul style="list-style-type: none"> 「児童厚生施設が必要であったこと」が最も多く、また「その他」の自由回答から、児童厚生施設の中核的役割が開設時から期待されていた 	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの要望、住民への子育て支援サービス、移住・定住者の増加など、市民サービスとして設置
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の年齢による利用制限を設けていない 利用料はほぼ全年齢で無料 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の年齢は小学校低学年までとするところが多く、中高生世代は特に利用ができない施設が多い 乳児からも少額ながら入場料を徴収するところもあり、小学生以上は半分以上の施設で有料
設備	<ul style="list-style-type: none"> 多種多様なスペースを備えており、メディアで遊ぶスペースや屋外施設なども備えている 	<ul style="list-style-type: none"> 体を動かしたり遊具やおもちゃで遊んだりするスペースがほとんどの施設にある。一時預かりや保護者の交流スペースといった保護者支援に関するスペースは大型児童館よりも多い
併設・周辺施設	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ単体で設置されている 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が何らかの他の施設と併設されていたり、商業施設内に設置されていたりする場合が多くみられる
遊びの指導の専門知識を持つ人材	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従の児童厚生員の配置は、中央値が 7.5 人と一定程度の配置がる 児童厚生員以外で、常勤専従の遊びの指導の専門知識を持つ人材の配置をしている場合もあった 	<ul style="list-style-type: none"> 児童厚生員以外で、常勤専従の遊びの指導の専門知識を持つ人材の中央値は 3.0 人であり、大型児童館の児童厚生員と比べると少なかった 非常勤やボランティアによる人材を活用していると考えられる
こども・親子向けイベント	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に「定期的実施」と答えた取組が多く、遊ぶ以外に多様な経験を与える取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> いずれの取組も「未実施」との回答が多く、こどもが遊具・おもちゃ等で遊ぶことが主目的となっている
保護者向けイベント・講座	<ul style="list-style-type: none"> 取組によって実施割合にばらつきがあり、半数以上の大型児童館が取り組んでいる取組はなし。 「不登校などのこどもの直面する課題に関する相談」は、児童屋内遊戯施設と比較して唯一、大型児童館のほうが実施割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 取組によって実施割合にばらつきがあり、半数以上の児童屋内遊戯施設が取り組んでいる取組はなし。 「不登校などのこどもの直面する課題に関する相談」以外は、大型児童館よりも実施している割合が上回る
地域とのかかわり	<ul style="list-style-type: none"> 様々な取組があり、中高生世代や高齢者等、幅広い年齢層を対象とした取組もある 	<ul style="list-style-type: none"> いずれの取組も実施割合は大型児童館を下回る
他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 他の児童厚生施設等への遊びのプログラム等の展開、遊びの指導や児童福祉等に関する研修の実施など、児童厚生施設の中核的役割を果たす 	<ul style="list-style-type: none"> 他機関との連携は少ないものの、「こどもや保護者の様子から虐待やネグレクト等が疑われる場合の他機関への連携」や「保育園・幼稚園・小学校の遠足など団体利用の受け入れ」は一定程度実施

表 103 ヒアリング結果より大型児童館・児童屋内遊戯施設の特徴の比較

		大型児童館		児童屋内遊戯施設		
		いわて 子どもの森	さぬき こどもの国	ペップキッズ こおりやま	あかし こども広場	
施設単体での取組	屋内遊び	設備	・年齢別スペースや障害のある方にとって刺激を楽しめる設備が充実	・施設の立地、県の特産品を活かした遊具や展示の設置	・遊び場のほか、食育体験ができるキッチンを設置	・小学生以下対象のスペースのほか、中高生世代向けのスペースを設置
		取組	・子どもの自己肯定感をはぐくむことを目的としたアウトリーチ事業やこどもの自主性を重視した事業が充実	・職業体験等、体験を通じた学びを重視した独自性のある事業が充実	・乳幼児向けイベント（ベビーリトミック、読み聞かせ）等	・施設の自主事業としてのイベントのほか、業務委託先の強みを活かしたイベントを実施
	外遊び	設備	・屋外設備あり	・屋外設備あり	・特になし	・特になし
		取組	・外部と連携した取組あり	・立地の特色を生かした取組あり	・特になし	・デイキャンプ等の取組あり
	子育て支援の取組	・アウトリーチ事業などを通じ、地域の子育て環境の整備を中心に実施	・県の施策の1拠点として、施設での子育て相談事業や地域の子育て支援団体との連携に注力	・子育て相談事業を中心に実施	・併設施設で子育て支援講座・子育て相談事業を実施	
外部との連携の取組	設置自治体との連携	・定期的な情報連携の場はなし ・県と大型児童館の役割分担を重視	・定期的な情報連携の場はなし ・県と大型児童館の役割分担を重視	・定期的な情報連携の場はなし ・運営者の自主性を重視	・不定期かつ頻繁に情報共有をしている ・設置者と運営者が同施設内に所在	
	施設との連携 児童厚生	・活発	・活発	・特になし	・特になし	
	機関その他の連携	・保育士等への研修・教育機関と連携した取組の実施	・子育て施設等のネットワークづくりに関与、地域・企業との連携	・特になし	・特になし (併設施設で様々な実施)	

以上より、大型児童館では、多様な特色ある遊びの実施や屋内外の豊富な設備・取組、そして児童厚生施設との連携を通じて、「児童厚生施設の中核的役割」が十分に果たされていると考えられる。一方、児童屋内遊戯施設では地域の子育て支援のニーズに基づき、その中で屋内でものびのび遊べることを重視していると考えられる。

前述の大型児童館の役割①～⑤を踏まえると、児童屋内遊戯施設にはない唯一性のある大型児童館の役割は、役割①「こどものための遊びの場を担保する」のうちの、0～18才までのこどもを対象とすることおよび外遊びの機能、役割②「児童厚生員の配置による遊びの指導・安全配慮」、役割③「県内児童館の指導や連絡調整等を行う中枢的機能がある」、および④「都道府県内の健全育成の水準の維持向上のために、人材育成活動や県内児童館のない地域等での健全育成の啓発を行う」の4つだと考えられる。なお、役割③、④については、児童屋内遊戯施設が市区町村による設置であり市域に対応している一方、大型児童館は都道府県による設置がほとんどであり県域に対応していることから当然であるとも考えられるが、実際、児童屋内遊戯施設においては他機関との連携が少なかったことや、地域の人材育成等が見られなかったことから、唯一性のある大型児童館の役割として取り上げる。

3.3 今後の在り方

リサーチクエスチョン1、2のうち、児童遊園・大型児童館それぞれの「どのように活用されるべきか」に対する解を記載する。

3.3.1 児童遊園

3.2.1 で示した通り、児童遊園の役割は法令等を踏まえると以下の3点であり、いずれも満たされていない状況であった。

- ①こどものための屋外での遊びの場を担保する
- ②児童厚生員による遊びの指導・安全配慮がある
- ③地域活動の拠点

また、自治体において、児童福祉法に基づき設置されている「児童遊園」と、都市公園法に基づき設置されている「都市公園²⁹」のそれぞれの位置付けの違いが理解されていない状況すら読み取れた。

以上の状況を踏まえ、本項では、児童遊園の最大の役割であると考えられる「役割①こどものための屋外での遊びの場の担保」を少なくとも満たせるような児童遊園の今後の在り方を模索する。そのうえで、本事業の検討委員会を通じて、現代においては児童遊園に限らずこどもの外遊びの場の担保が課題であるとの指摘があったことから、本節の主題となる「児童遊園の今後の在り方」からは外れるが、児童遊園以外を含む外遊びの場の今後の在り方についても検討する。

²⁹ その規模により街区公園・近隣公園・地区公園に分かれる

【役割①こどものための屋外での遊びの場の担保】をするための児童遊園の今後の在り方】

現状、児童遊園は屋外の空間としてはあり続けているが、「外遊びの場」という役割を十分に満たしていない。このことを課題ととらえ、

表 104 の通り、アンケート調査やヒアリング調査結果、委員会での指摘等を踏まえ、児童遊園の提供側と利用側の視点から、その要因と解消策案（今後のあり方）を整理した。

表 104 児童遊園が「外遊びの場の担保」を果たしていないという課題に関する要因と解消策案

課題	要因		解消策案 (今後のあり方)	
	1 階層目	2 階層目		
児童遊園は屋外の空間としてはあり続けているが、「外遊びの場」という役割を満たしていない	提供側	自治体による、児童遊園の本来の役割を果たすための活用の試みがない	児童遊園の本来の役割が、自治体に認知・理解されていない	
		自治体が、児童遊園に児童厚生員の巡回・配置をさせていない	児童厚生員の人材不足	
	利用側	こどもの外遊び離れが進んでいる	こどもたちが外で遊ぶことの意義を感じづらくなっている	3. 児童館に勤務する職員からこどもに対する魅力的な外遊びの提案
			遊び方が明確なものでないと遊べない	

よって、3点が、今後児童遊園が外遊びの場としての役割を果たすために必要な対応策案である。具体的には以下の通り。

1. 自治体職員への児童遊園の存在の重要性と役割の啓発

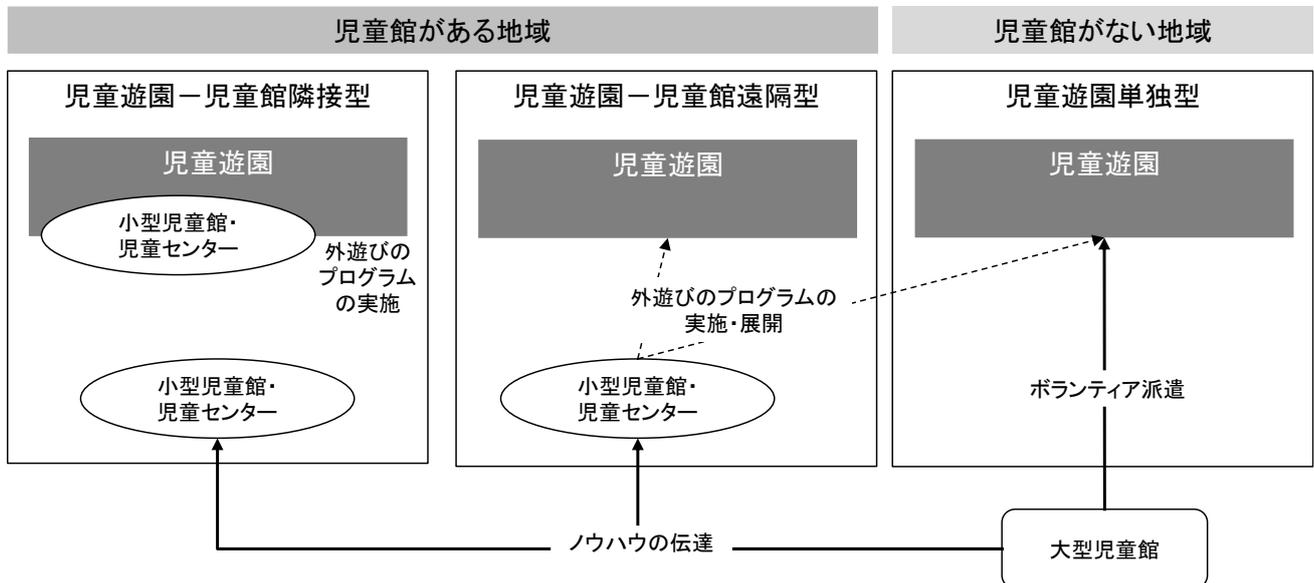
国から自治体職員への、こどもにとっての外遊びおよびその役割を担う児童遊園の存在の重要性、そしてその役割を果たすための体制整備や取組の実施を求める周知が必要であると考えられる。また、児童遊園が児童厚生施設としての機能、役割を発揮することを保障するためには、児童遊園を管轄するのは児童福祉部局が望ましいことの周知も必要である。ただし、児童遊園は公園同様の管理ができることから、都市公園部署による日常的な管理を行うこともあり得ると考えられるため、児童遊園の管轄部署と都市公園の管轄部署の連携・協働を啓発することも一案である。

2. 児童館に勤務する職員による児童遊園での取組の実施

ここでの児童館は、より広域に対応する必要のある大型児童館を除き、小型児童館・児童センターとする。

児童館に勤務する職員による児童遊園での取組は、地域の児童館の設置状況により、図 29 の通り、児童遊園－児童館隣接型、児童遊園－児童館遠隔型、児童遊園単独型の 3 つのパターンに分けられる。

図 29 地域の児童館の設置状況別 児童館に勤務する職員による児童遊園での取組案



児童遊園－児童館隣接型においては、隣接する児童館の職員によって児童遊園を外遊びの場として活用したり、外遊びのプログラムの実施をしたりすることが考えられる。一方、児童遊園－児童館遠隔型、児童遊園単独型においては、児童館の職員が外遊びのプログラムを出張して実施することや、地域の関係団体にノウハウ展開することが考えられる。

そして、上記のようなパターンの実現のためには、児童館職員に対する外遊びへの重要性の周知とその実践方法等に関する情報提供が必要だと考えられる。そのため、ノウハウの少ない児童館に対しては、外遊びのノウハウを有している大型児童館や、外遊びに関するノウハウを有している関係団体から児童館職員向けに、外遊びに関するノウハウを提供するような仕組みが必要である。

3. 児童館に勤務する職員から子どもに対する魅力的な外遊びの提案

児童館に併設の外遊びの場（園庭等）で実施する場合、児童遊園で実施する場合、街区公園等の都市公園法に基づく公園で実施する場合の 3 パターンが考えうる。

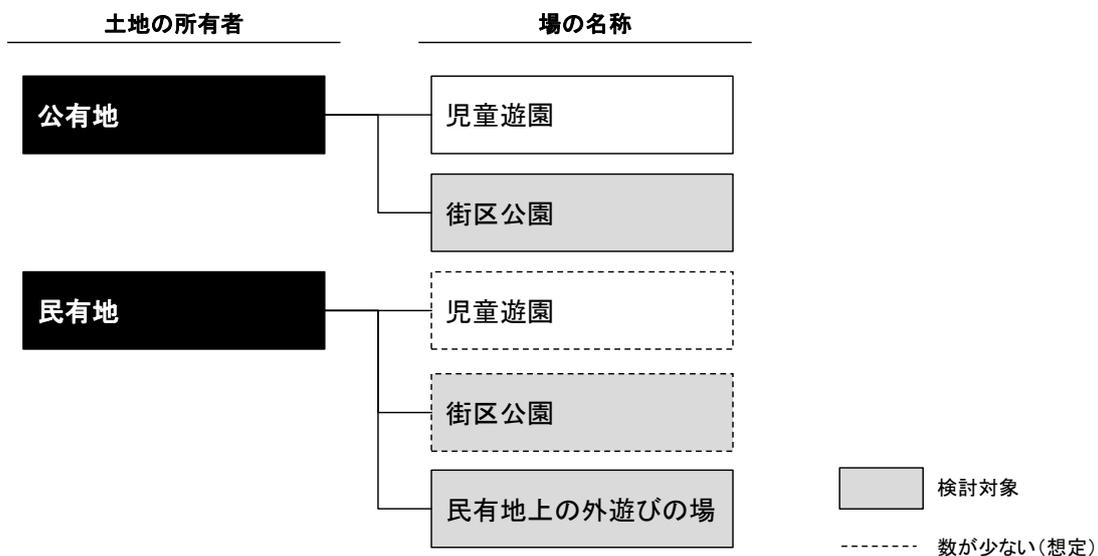
【児童遊園以外の外遊びの場の今後の在り方】

本事業の検討委員会を通じて、現代においては児童遊園に限らずこどもの外遊びの場の担保が課題であることの指摘があった。このことから、児童遊園以外の外遊びの場について、子どもにとって有効な形で活用される道についても模索する。

子どもにとっての外遊びの場の分類として、土地の所有者が公共か民間かという観点の一つ重要となる。街には、行政が所有する土地に整備された遊び場（街区公園、児童遊園等）だけでなく、マンション等の計画時に附置義務として整備されマンションの管理組合

が管理している遊び場もあり、前者が公共、後者が民間の所有と位置付けられる。このことから、「土地の所有者」という軸で整理すると、図 30 の通りとなる。

図 30 こどもにとっての外遊びの場整理³⁰



土地の所有者という軸が重要なのは、公有地であれば、その公共性により広く社会に開けた場であるべきであり、利用者を選ばずに場にアクセス・場を利用できることが前提になるためである。私有地の場合、地域住民からの声によって、場が閉鎖されたり、利用上の制約が生じたりする可能性を持ち合わせている。このことから、どのような子どもたちにとっても平等に提供される外遊びの場として、まずは公有地から検討されることが望ましいと考えられる。

よって、以下では原則公有地に設置される街区公園について検討する。

まずは、利用対象者をこどもに限定しない場である街区公園においては、こども向け・高齢者向けのように各街区公園に特色を持たせることや、1つの街区公園の中でこども向け・高齢者向けとエリア分けを行うこと、そして年代別に利用時間を設定することなどにより、児童遊園と同じようなこどもの遊び場として機能することが考えうる。特に、利用時間の設定であれば、広場の利用スペースが狭くならず空間を十分に使うことができる。このようなルール作りを行う場合には、利用者であるこども自身を含めた組織で検討することが重要である。

次に、街区公園においては、表 96、表 97 の通り公園愛護会による維持管理・活動がされている場合がある。これに関し、検討委員会では、公園愛護会が自治体と連携してこどもの遊びに関する取組をしている場合があるとの指摘があった。このことから、街区公園においては公園愛護会との連携により、こどもの外遊びの場としての整備を行うことができると考えられる。最後に、本節に前述の通り、児童館に勤務する職員からこどもに対す

³⁰ 街区公園は「都市公園」の一つであるが、「都市公園」に含まれる近隣公園・地区公園と比較したときに、街区公園が最も児童遊園の規模感に近いことから、街区公園を取り上げている

る魅力的な外遊びの提案を街区公園等の都市公園法に基づく公園で行うことで、子どもたちにとっての外遊びの場の候補として街区公園が浸透することが考えられる。

民有地上の遊び場の可能性についても検討する。民有地上の遊び場としては、マンションの敷地の一部やマンションに隣接している遊び場、街中にある公園のような場所のうち児童遊園でも都市公園のいずれでもなく、遊具等が備わっている場所等が該当する。検討委員からは、全国の相当数の民有地を子ども達は日常的に公有地の「公園」であるかのように利用している一方、その遊び場の多くについての詳細な情報は公開されておらず、実態の調査もなされたことがないという指摘があった。子どもにとって、その遊び場が民有地上であるか公有地上であるかは関係がなく、一つの外遊びの場として活用とみなせると考えられる。民有地上の外遊びの場の有効活用のためには、まずその存在している件数や所有者、使われ方等についての実態調査が必要だと考えられる。

3.3.2 大型児童館

前提として、大型児童館は、法令等に位置付けられる大型児童館の役割を果たしていた。よって、現在の役割以外から、大型児童館の今後の在り方について模索する。

本事業においては、大型児童館および児童屋内遊戯施設の双方へ調査を実施したことから、それぞれの特徴・機能が比較可能である点を生かし、下表の4つの観点から大型児童館の今後のあり方を検討する。

	大型児童館にある	大型児童館にない
児童屋内遊戯施設にある	A	B
児童屋内遊戯施設にない	C	D

なお、比較は、それぞれの全体を見た時の特徴・機能の傾向について行うものであり、個々の施設によってはその特徴・機能を満たさないものもあることに留意が必要である。

【A いずれの施設においてもある特徴・機能】

以下のような機能は両方の施設が共通して有していた。

- ・ こどものための屋内の遊びの場を提供している（大型児童館の役割①の一部）
- ・ 専門人材による遊びの指導・安全配慮がある（大型児童館の役割②の一部）
- ・ 子育て支援の取組を実施している

これらについては今後も継続的に機能が果たされることが望ましい。

【B 大型児童館がなく、児童屋内遊戯施設にある特徴・機能】

大型児童館がなく、児童屋内遊戯施設にある特徴は以下の通り。

- ・ 施設が何らかの他の施設と併設されている場合、商業施設内にある場合が多い
- ・ 一時預かりや保護者の交流スペースといった保護者支援に関するスペースが多い
- ・ 利用は有料であることが多い
- ・ 利用者のメインターゲットが小学校低学年までであることが多い

これらについては、児童屋内遊戯施設が、地域の子育て支援のニーズに基づき、自治体が独自に設置した施設であるという背景から現れている特徴だと考えられる。大型児童館の現状の役割を踏まえると、特に真似すべき特徴・機能はないと考えられる。

【C 大型児童館にあり、児童屋内遊戯施設にない特徴・機能】

当機能は、大型児童館に特有であると考えられ、継続して発揮されるべき機能である。

- ・ こどものための屋外の遊びの場を担保する（大型児童館の役割①の一部）

- ・ 「児童厚生員」がおり、遊びの指導や安全配慮ができることに加えて、遊びを通してニーズをキャッチし、必要に応じてその解決に向けたソーシャルワークを展開することができるスキルや、児童館に特化したプログラムの知見がある（大型児童館の役割②）
- ・ 県内児童厚生施設の中核的役割を果たしている（大型児童館の役割③）
- ・ 県内児童厚生施設やその他子育て支援の関係機関との情報連携や出張訪問等が活発（大型児童館の役割④）
- ・ 大型児童館から小型児童館（あるいは公園愛護会等の公園利用団体）に対する「外遊び」に関するノウハウの提供や支援を行う人材（伝道者）の育成（大型児童館の役割③・④）
- ・ 全年齢を対象とし、幅広い年代のこどもが訪れることのできる場所である
- ・ 災害時の遊び支援の広域拠点としての機能

特に3点目と4点目に着目すると、以下が、大型児童館が特に強化すべき機能だと考えられる。

- ・ 地域の児童館や子育て支援の関係機関に加えて、近隣の児童屋内遊戯施設なども含む地域の社会資源との連携を通じた「地域エコシステム」の強化

地域の児童館や子育て支援の関係機関は、こども、保護者との接点となっている。児童屋内遊戯施設は、遊びの場の意味合いが大きい施設であるものの、児童厚生施設よりも子育て支援施設としての位置付けが強いと考えられ、その意味で、地域の児童館や子育て支援の関係機関と同様にこども、保護者との接点となっていると考えられる。なお、ここでの関係機関や児童屋内遊戯施設については、フォーマルな機関だけでなくインフォーマルな機関も含み、こどもに関わる「社会資源」の一つとみなす。

そして、大型児童館の役割には、前述の通り、役割③「県内児童館の指導や連絡調整等を行う中核的機能がある」、役割④「都道府県内の健全育成の水準の維持向上のために、人材育成活動や県内児童館のない地域等での健全育成の啓発を行う」がある。

これらのことから、地域の児童館や子育て支援の関係機関のみならず、近隣の児童屋内遊戯施設を含む社会資源との連携で把握された地域の多様な課題やニーズ、そして把握された課題やニーズに対応するための遊びのプログラムやイベント、相談事業等の新たな取組を大型児童館に集約すること、そして、大型児童館が集約された情報を基に遊びのプログラムやイベント、相談事業等の取組を開発・強化し、再び地域に還元するサイクルを実施するような仕組み、つまり大型児童館を開発のハブとした「地域エコシステム」を強化することで、役割③、④をさらに強化できると考えられる。

また、7点目「災害時の遊び支援の広域拠点としての機能」については、現在国において災害時におけるこどもの居場所づくりの必要性が指摘されている³¹ことから、圏域に

³¹ 令和5年12月22日「こどもの居場所づくりに関する指針」

おける遊びの場の担保が求められる大型児童館に期待すべき機能だと考えられる。なお、本事業の大型児童館および児童屋内遊戯施設へのアンケート結果の表 79 においては「災害等の非常時のこども・子育て支援を準備・実施している（食料や物品の備蓄、遊び場の提供、子育て関連設備の提供等）」と回答した大型児童館が 35.7%、児童屋内遊戯施設が 17.2%であった。現状、災害等の非常時に向けた準備をしている大型児童館が全体の 3分の 1 程度であることから、本機能については今後、強化すべき機能だと言える。

【D いずれの施設においてもない特徴・機能】

ヒアリング調査での意見や検討委員会の中で意見を踏まえ、いずれの施設においても見られなかったが大型児童館が持つべき機能として、以下の点を検討する。

- ・ マクロとしての国（こども家庭庁）・メゾとしての大型児童館・ミクロとしての地域の児童館の連携機能の強化

全国的な児童館活動や遊びの普及啓発においては、マクロ・メゾ・ミクロレベルでの取組が重要であるが、大型児童館はメゾに位置づけられると考えられる。大型児童館は、その規模や設置目的に鑑みれば、地域の児童館の中核的機能を発揮することに加え、全国的な普及啓発にも十分関与することができるからである。

その立場を有効活用し、国・大型児童館・地域の児童館で連携する機能の強化ができるとういと考えられる。まず、全国レベルと大型児童館の関係性としては、メゾに位置付けられる大型児童館による取組や関係機関同士の連携を後押しするため、国が情報提供や提案することが考えられる。また、近年こども支援において、先進的な遊びのプログラムの開発、こどもの意見反映、中・高校生世代や若者の居場所づくり、非常時のこどもの遊び・居場所の確保等、ニーズが多様化しており、政策による実行が求められていることを踏まえ、全国レベルでの政策実行のための研究開発、そして政策実行の場としての大型児童館との連携や協働が考えられる。そして、大型児童館と地域の関係性としては、研究開発にあたって地域レベルでの実証が必要な際に地域での実例を参考にすることや、地域で必要とされるニーズに応えるための大型児童館のノウハウ活用・大型児童館によるアウトリーチ的施策の実行が考えられる。

4 今後の児童厚生施設の活用に向けた提言

3章で述べた児童遊園および大型児童館に関する現状と今後のあり方の差を解消するために、主に国が実施すべき施策案3つについて、本事業からの提言として記載する。

【①「こどもにとっての遊びの重要性」特に「こどものための外遊びの場」を担保するための自治体への周知または通知】

こどもにとって学びと同じくらい遊びが重要であることを、まず社会が理解する必要がある。そのためには、こどもにとっての遊びの重要性、特に外遊びの重要性およびその役割を担う児童遊園の存在の重要性の周知が必要である。

そこで、国から自治体へ、児童遊園の役割を果たすための体制整備や取組の実施を求める周知を行うことが必要である。周知の内容には、まず、外遊びの「場」として、児童遊園のみならず街区公園や民有地の遊び場の可能性を検討する必要があることから、都市公園部局と児童福祉部局が連携して外遊びの場の整理や体制整備をできるような依頼を含むことが重要である。さらに、「場」の用意のみならず、こどもが主体的に遊ぶことのできる外遊びを担保するという質的保障を求めることも重要である。質的保障にあたっては、児童館職員による外遊びの場の活用が一案である。

【② 大型児童館に関する強化すべき・追加すべき機能のガイドラインへの追記】

本事業で提示した今後の大型児童館のあり方を踏まえ、大型児童館においては以下の機能について、児童館ガイドライン等の児童館に関する法令に追記することが望ましい。

- ・ 地域の児童館や子育て支援の関係機関に加えて、近隣の児童屋内遊戯施設なども含む地域の社会資源との連携を通じた「地域エコシステム」の強化
- ・ マクロとしての国（こども家庭庁）・メゾとしての大型児童館・マイクロとしての地域の児童館の連携機能の強化
- ・ 災害時の遊び支援の広域拠点としての機能の強化

【③ 児童厚生員の役割の一部の強化に関するガイドラインへの追記】

本事業で提示した今後の児童遊園、およびそれ以外の外遊びの場も含めた「外遊び」の今後のあり方を踏まえると、児童厚生員の存在がカギになると考えられる。そこで、児童厚生員においては以下の役割について、児童館ガイドライン等の児童館に関する法令に追記することが望ましい。

- ・ すべての児童館における児童厚生員に対する、外遊びの総合的な伝道者の役割の強化
- ・ 上記達成のための、大型児童館の児童厚生員による「外遊び」に関する開発・試行や、その結果についての地域へのアウトリーチ役割の強化

付録

付録 1 児童屋内遊戯施設デスクトップ調査結果一覧³²

³² 調査結果は、令和5年7～8月時点の情報を基にしている

①児童屋内遊戯施設の一覧（概要）

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
1	北海道	旭川市こども向け屋内遊戯場「もりもりパーク」	旭川市が中心市街地の活性化と子育て環境の充実を目的に、冬でも子ども連れで遊べる屋内の施設として民間複合施設「フィール旭川」6階に開設。 「森の中の冒険遊び」をテーマとしており、市内企業が制作した木の遊具・おもちゃが中心。大型遊具やクライミングウォール等がある「わんぱく広場」と、ままごとセット等がある「もくもく広場」、小さいこども向けの「ひだまり広場」がある。 コロナ前の来場者数は年間約12万人（R4は約5万人）。	第2期旭川市子ども・子育てプラン「基本方向3 子どもの主体性を育む」	（施設概要） https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/800/808/813/p004297.html （設置根拠） http://morimoripark.jp/products/summary/ （運営費） https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/266/269/genjyoutorikumi_d/fil/dainibu.pdf https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/266/268/p004573.html
2	北海道	はこだてキッズプラザ	中心市街地の賑わい創出を図ることを目的とした施設で、子どもおよびその保護者に対して遊びを通して交流する場と子育てを支援する場を提供する。 体験型コミュニケーションスペース「はこだてみらい館」を併設。大型遊具や体を動かして遊ぶエリアのほか、音や映像を使って遊ぶ施設、乳幼児向けのベビーパークがある。保育士による一時預かり、子育て支援に関する情報提供・相談を行う「子育てコンシェルジュ」のサービスがある。 2022年度年間入場者数 85,215人	はこだてキッズプラザ条例	（施設概要） http://hakodate-miraiproject.jp/kidsplaza-contents/ https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017063000012/ （指定管理） https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017063000012/files/R4_kids.pdf （設置根拠） https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020042700063/files/12jorei_kids.pdf
3	北海道	こども屋内遊戯場 キッズスクエア「ちっくる」	子育てにやさしいまちのシンボルとして、季節や天候によらず遊べる場を開設。 立体的に遊べる大型遊具ネットをはじめウォールクライミングやチューブスライダー等の遊具、幼児専用コーナーがある。 町の公共施設が集まるベルパークちっくべつ（屋外遊技場、キャンプ場、スポーツセンター、郷土館、野球場、ふれあいプラザ、交流会館、プール等）にある。 遊具は6～12歳対象。 翌年に開設された屋外施設は大人が使える健康遊具もあり、「三世代公園」をコンセプトにしている。交流人口増加も目的としており、人口7,000人の町の施設で国内最大規模の遊具等をそろえ、札幌等他市からの来場者も多く、開業後34年ぶりに人口が増加した。	第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略「教育環境の充実」「知名度向上・交流人口の増加」	（施設概要） https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/category/detail.html?category=tourism&content=310 https://tokukita.jp/asobiba/chikkuru.html （設置根拠） https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/common/img/content/content_20230502_151328.pdf （経緯・効果） https://do-shinko.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/H30_donai2.pdf （指定管理者） http://www.chipsk.jp/works/

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
4	北海道	室蘭市／FKホールディングス生涯学習センター「きらん」	当施設は市民の子育て支援、交流を目的とした施設で、子どもが集う「キッズパーク」「プレイコート」、市民の学習をサポートする「ブックパーク」（図書室・自習室・読み聞かせコーナー）、様々な活動の場として利用できる「貸室」（会議室、音楽・料理・工芸スタジオ、和室）、地域の市民活動の拠点となる「市民活動センター」の4つの施設からなる複合公共施設。キッズパークには大型遊具、プレイハウス、平均台、乳幼児スペース等がある。 R3年キッズパーク利用者数 33,831人（総来館者数 226,369人）	室蘭市生涯学習センター整備運営事業	（施設概要） http://murooran-kiran.net/ https://www.city.murooran.lg.jp/main/org9400/kiran_open.html （運営者） http://murooran-kiran.net/group/ （設置根拠） https://www.city.murooran.lg.jp/main/org9400/shisetsu-seibi.html （運営費） https://www.city.murooran.lg.jp/main/org2420/documents/3kiran.pdf （設置費） http://www.city.murooran.lg.jp/main/org2300/documents/h29_yosannogaiyou.pdf
5	北海道	子ども向け屋内遊戯施設「ふるさと遊びの広場 わんぱーく」	平成30年度「（仮称）ふるさと遊びの広場」基本構想に基づいて計画された、天候に左右されず子どもが自由に遊べる場として、また子育て世代の交流の場としても利用できるよう開設された。ネット遊具、チューブスライダー、クライミングウォール、様々なテーマの小部屋（デン）などがあり、一部は年齢制限がある（計画段階の調査で年齢別ゾーニングを望む声が多い）。 根室総合運動公園の一部であり、各種スポーツ用コートやジョギングコース、大型屋外遊具があるちびっこ広場などが隣接している。	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期根室市総合計画（H27）「子育て支援センターの整備や遊び場の創出」 ・人口問題・少子化対策推進に関する施策展開方針（H30）「子ども向け屋内遊戯設備整備構想の検討」 ・根室市都市計画マスタープラン（H29） ・根室市子ども・子育て支援事業計画（H30） ・根室市ふるさと応援寄付金の活用に関する提言書（H29）「活用提案1 子ども向け屋内遊戯施設の整備」 	（施設概要） https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kensetsusuidoubu/toshiseibi/4/5_1/index.html https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/material/files/group/2/04_r4wanpaku.pdf （設置費用） https://hokkaido-nl.jp/article/24077#:~:text=%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%B2%BB%E3%81%AF%EF%BC%95%E5%84%84,%E4%BB%A5%E4%B8%8B%E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%81%8C%E5%8F%AF%E8%83%BD%E3%80%82 https://e-kensin.net/news/143316.html （基本設計） https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/material/files/group/2/R0110_kihonkeikaku.pdf （設置根拠・事業構想） https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/material/files/group/3/kihonkousou.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
6	北海道	南幌町子ども室内遊戯施設「はれっば」	子どもたちが安心してのびのび遊べる室内の遊び場と、町民が自由に交流や活動ができ、地域内・地域間交流の拠点となる複合施設「誘客交流拠点施設の整備事業。遊戯エリア、交流エリア、体験エリアがあり、遊戯エリア内の体を動かして遊ぶ「アクティブ・パークエリア」をポーネルド社が監修し、「木育エリア」は東京おもちゃ美術館が監修。乳幼児から対象の遊具中心のパークゾーンも設置。	南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業	https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/about/invitation-exchange/ https://www.bornelund.co.jp/page/public-playground_list https://jp01.jp/topics/24801/ https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/files/kakuka/kikaku/kouuryuukyotennsisetu/jigyousyabosyu/jissiyouryou.pdf https://e-kensin.net/news/145676.html (R3 予算) https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/files/2021/07/%E4%BB%A4%E5%92%8C3%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%88%E7%AE%97%E8%B3%87%E6%96%99.pdf (R4 予算) https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/files/2022/03/%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%88%E7%AE%97%E8%B3%87%E6%96%99-3.pdf
7	北海道	北見市屋内子ども遊戯場「パラきた Kids」	子どもが天候にかかわらずのびのびと体を使って遊ぶことができる場を提供することにより、健やかな子どもの育成及び子育て世代の交流促進を図ることを目的として、条例により設置。北見市、商工会議所、市内企業等が出資する企業「株式会社まちづくり北見」が運営するコミュニティプラザパラボ(JR北見駅横)のワンフロアを占める(同施設には保健センターも移転)。タワー&すべり台(大型木製複合遊具)、疑似カーリング、マグネットウォール、デジタルクライミング遊具、木の砂場、木製玩具、立体ネット遊具、ボールプールなどがあり、乳幼児向け・小学生向けのそれぞれの区画がある。木の遊具等は市内の木工品企業数社が制作。2023年4月末～5月末で11,000人が来場。	<ul style="list-style-type: none"> ・北見市屋内子ども遊戯場条例(令和4年9月26日条例第22号) ・第2期北見市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6) 	(運営者・まちづくり北見) https://biz-maps.com/item/0W1wXb9rIB (運営者・子どもクラブ) https://www.codomo.co.jp/ まちづくり北見が運営していた(https://biz-maps.com/item/0W1wXb9rIB)。運営者変更に伴い移転利リニューアルか？ (施設概要) https://para-kita-kids.com/guide/ https://www.city.kitami.lg.jp/administration/town/detail.php?content=6379 (移転経緯) https://mamataalk.hokkaido-mp.co.jp/news/doshin/112727/ (設置費用) https://www.hokkaido-mp.co.jp/article/830550/
8	東北	鳥海山木のおもちゃ館「もりのあそびば」	国登録有形文化財の旧鮎川小学校の校舎を活用。子どもが楽しむことだけでなく「多世代交流・木育施設」とすることを目的とする。内装や遊具・おもちゃは市内の職人が制作。無料ゾーンの展示室と、有料のあそびばスペースがある。もりのあそびばは旧小学校の体育館で、大型遊具や木の砂場、おもちゃ遊びができる「あそびのこべや」、2歳以下の乳幼児向け「ハイハイひろば」がある。旧小学校の教室は無料の休憩スペースとして活用。校庭は木製遊具が配置された屋外遊び場となっている。	由利本荘市鳥海山 木のおもちゃ館条例	(施設概要) https://chokaisan-wtm.jp/ https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001503/1002097/1002111/1003670.html (設置費用) https://chokaisan-wtm.jp/floorguide/ayukawaes/#:~:text=%E7%B7%8F%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%B2%BB29%2C959%2C494%E5%86%86,%E3%81%A7%E6%A7%8B%E6%88%90%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
9	東北	ムチュ☆らんど キッズパーク	旧むつ市役所跡地に開設。子育て家庭の交流を促し、子どもの健やかな育成を支援することを目的とし、雨天時や冬期間の天候に左右されることがなく遊ぶことができる屋内遊戯施設として設置。 体を動かして遊ぶスペースにはクライミングウォールやボールプール、おもちゃがあるほか、乳幼児コーナー、図書・飲食コーナーがある。	すくすくサポートプランむつ(第2期子ども・子育て支援事業計画) ○安心して思い切り遊ぶことのできる公園等の整備・充実 3-6-4:キッズパーク(ムチュ☆らんど)	(施設概要) https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kosodate/kidspark/shitsuunaiyuugu.html http://assets.flips.jp/files/users/donguri-kids/140.pdf?_=1465526025
10	東北	弘前駅前公共施設ヒロロスクエア内「プレイルーム」遊び場	「プレイルーム」は未就学児対象で、ボールプール、ハイハイコーナーがあり、おもちゃや粘土で遊べるほか、毎日紙芝居タイムを行う。「遊び場」は3歳～小学生までを対象とし、県産材を使用したオリジナルの木製のおもちゃ・遊具を設置。 「ひろさき子育て世代包括支援センター」を併設しており、保育士への相談や子育て支援情報の提供、交流イベント等も行っている(地域子育て支援拠点事業)。「こども絵本の森」も併設。 弘前駅前地区再開発ビル「HIRORO(ヒロロ)」内の「ヒロロスクエア」は、多世代の市民交流と健康増進の拠点となるよう、「子育て」を中心に、「健康」「交流」「行政」の4つの機能を同じフロアに集約した施設。	第2期弘前市子ども・子育て意支援事業計画	(施設概要) https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kyouiku/kosodate/ekimaekodomonohiroba.html https://www.hirosquare.jp/facility01.html (指定管理) https://sponet-h.com/dms/gyousei/01_boshuyoko.pdf (設置根拠) https://www.city.hirosaki.aomori.jp/oshirase/kyouiku/keikakur4kaitei02.pdf (運営費) https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/yosan/R5yosangaiyou.pdf
11	東北	キッズセンターそらいえ内遊戯室	大型遊具あり。(詳細情報なし) 子育て世代包括支援センターを併設。	三沢キッズセンターそらいえ条例	(施設概要) https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/21,0,140,649,htm (条例) http://www.city.misawa.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/c008RG00000923.html (子育て支援センター) https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/20,32785,108,107,html
12	東北	子育て支援・多世代交流複合施設「こじゅうろうキッズランド」	天気を気にせず遊べる屋内遊び場、多世代交流を目的とした施設。 小学生までの子どもたちが年齢に応じて楽しんで遊ぶことで運動につながるよう、「わくわくパーク」「のびのびランド」「すくすくひろば」の3つのエリアがある。おはなし会、工作ワークショップ、リズム遊び、紙芝居、ライブペインティング、大道芸などのイベントや催し物が豊富。幼稚園や保育園の遠足も受け入れる。運営者のNPO法人は仙台市を中心に児童館・児童クラブの運営や子育て支援事業を多数運営する。 Youtuber あそびうたユニット「あきらちゃん&ジャンプくん」のあきらちゃん(たかはしあきら氏)が施設長を務める。市の地方創生の核として開発された地域にあり、農工商振興施設が隣接する。	第2期白石市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)1地域における保育・子育て支援サービスの充実	(施設概要) https://www.sunpark.jp/kidsland/shokai https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/site/kosodate/12183.html (事業計画) https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/uploaded/attachment/15339.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
13	東北	屋内遊びセンター「けやきホール」	東根市総合保健福祉施設「東根市さくらんぼtantokuruセンター」内に所在（同施設は子育て支援エリア（けやきホール、保育所、地域子育て支援センター）、保健福祉エリア（保健センター、）、医療エリア（休日診療所）、共有エリア（地域交流スペース）、事務エリア（市子育て健康課）が併設）。けやきホールは1～3階が吹き抜けの遊具スペースで、大型の滑り台やジャングルジム、塔などの大型遊具やボールプールがあり、大人も一部遊べるほか、子どもが仕事体験ができる「こどもスタッフ」やクイズあそびなども実施。施設全体では絵本コーナー、赤ちゃんルーム、飲食可能なラウンジなども併設。子育て支援センターと連携したサロンや集いの場も開催。地域・学生ボランティアの受け入れも行う。来館者数 126,170 人（平成 31 年度）。	第 2 期東根市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6） 子ども・子育て支援法	（施設 HP） http://www.tantokuru.jp/ （施設概要・経緯） http://www.tantokuru.jp/12.html （東根市子ども・子育て支援事業計画） https://www.city.higashine.yamagata.jp/files/original/20211031223136466597cf754.pdf （東根市次世代育成支援行動計画後期計画） https://www.city.higashine.yamagata.jp/files/original/2021121511533172986184344.pdf （あそびあランド） http://www.asobia.jp/shisetsu/ （予算） https://www.city.higashine.yamagata.jp/files/original/20230323134259256bdfa8445.pdf
14	東北	まちの子育てステーション「わらすこ広場」	子どもたちが雪や雨の日でも元気に遊べる施設として設置。子育て支援センターを併設しており、保育士等が子育てに関する相談に対応する。複合施設に所在しており、他のフロアには保育園や高齢者施設、診療所などがある。大型遊具等がある「みんなの広場」、乳幼児コーナー、工作・創作・絵本等が楽しめる「絵本・創作コーナー」がある。	・新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例 ・第 2 期新庄市子ども・子育て支援事業計画 7 新庄市の取り組むべき課題 ④地域での子育て支援の充実	（施設概要） https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s007/040/2021092822.html
15	東北	天童市子育て未来館げんキッズ	同市は「子育て支援日本一」のスローガンを掲げており、雨や雪の日でも遊べる屋内遊戯施設・子育て支援拠点施設として開設。遊戯施設は乳幼児（ハイハイ広場）、幼児（ゆめ広場）、児童向け（ぼうけん広場）に分かれており、年齢に合わせた遊具等が配置されている。子どもの遊び場のほか、保護者の交流イベント、妊産婦・父親向けクラス、保育園の説明会などの催し物も行う。子育て支援センターを兼ねており、保育士が子育て相談支援の対応を行う。令和 3 年度利用者数 55,343 人。	第 2 期天童市子ども・子育て支援事業計画 地域子育て支援拠点事業	（施設概要） https://www.city.tendo.yamagata.jp/lifeinfo/kosodate/kosodatesiensisetu.htm https://shisetsu-tds.jp/yamagata-tendou-genkids/category/equipment/ （指定管理者） https://www.city.tendo.yamagata.jp/municipal/shisaku/shiteikanri.html https://www.city.tendo.yamagata.jp/municipal/shisaku/genkidsR4.pdf （予算） https://www.city.tendo.yamagata.jp/municipal/shisaku/R05ippannkaiketokubetukaikaikeiyosansyo.pdf （設置費用） http://www.ikechang.com/news/2015/news20150511.html#yamashin

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
16	東北	山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」	山形市には、冬期間や雨天時に子ども達がのびのびと遊べる屋内施設が少なく、子育て中の保護者から施設の整備について多くの要望があった。これを受け、児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的として当施設を開設した。 大型遊具があるべにっこホールは乳幼児向け「よちよちエリア」、未就学児向け「ふわふわエリア」、小学生向け「わんぱくエリア」に分かれているほか、体育館のような「あそびの大ホール」、おもちゃ・絵本等の「たもくてきルーム」「わくわくコーナー」「えほんコーナー」がある。屋外施設、子育て支援センターも併設。 来場者数は年間当初想定の18万人を上回り、25万人以上のペースであったため、市南部にも遊戯施設を作ることとした。	山形市発展計画(H27)重点施策「子育てしやすい環境の整備」	(施設概要) https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shisetsu/kyoiku/1006614/1001782.html https://ikuji-land.jp/benikko/ (設置費用) https://www.zenken.com/hypusyou/zenkensyou/h27/p64.pdf (子育て支援センター) https://ikuji-land.jp/benikko/#benikko3
17	東北	山形市南部児童遊戯施設「シェルターインクルーシブプレイスコパル」	「障害の有無や年齢・性別などに関わらず「皆が分け隔て無く(インクルーシブに)遊び回れる施設」として開設。 大きな斜面に登れる壁などの「おおがたゆうぎじょう」、体育館、「ものづくりのへや」、視聴覚室「えいぞうとおとのへや」などがある。カフェ、子育て相談室、赤ちゃん休憩室、研修室も併設。屋外は公園・水遊び場。 おもちゃの販売もある。子育て支援センター併設。各種体験イベント、スポーツ、アート等の教室(習い事)、大人のヨガ教室なども行っている。 来所・電話での子育て相談事業も行う。	山形市発展計画(H27)重点施策「子育てしやすい環境の整備」の主要事業「山形市南部への児童遊戯施設整備事業」	(施設概要) https://copal-kids.jp/ (設置者・運営者) https://shelter.inc/purpose/11215#:~:text=%E5%B1%B1%E5%BD%A2%E5%B8%82%E3%81%8CPFI%E6%B3%95.%E7%B6%AD%E6%8C%81%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%82%92%E8%A1%8C%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82 (事業費) https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC185JX0Y2A410C200000/ (設置根拠) https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/keikaku/1006995/1006996/1001826.html (PFI 契約内容) https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/001/823/nanbuyuugi.2019-12-19.kouhyou.pdf
18	東北	上山市総合子どもセンター「めんごりあ」	多世代交流拠点施設「二日町プラザ」1階に所在。同施設は上山市長が代表を務める再開発会社が運営しており、別フロアには高齢者サロン、多目的室等がある。 遊び場のスペースは2歳以下と3歳以上に分かれており、3歳以上のスペースには大型遊具や創作スペースがある。 保育士が常駐。こども服のおさがりのやり取りができる「おさがりBOX」を設置。	・総合子どもセンター設置条例 ・かみのやま子育て応援プラン	(施設概要) https://shisetsu-tds.jp/yamagata-kaminoyama-mengoria/ (設置根拠) https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/uploaded/attachment/21082.pdf (指定管理) https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/soshiki/2/km201300768.html (運営費) https://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/uploaded/attachment/20349.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
19	東北	高島町屋内遊戯場「もっくる」	旧高島第4中学校の体育館を改築。内装・遊具・おもちゃには町産の木材を使用している木育・交流を目的とした遊び場。木のボールプールやおもちゃがあり、ままごとコーナー、ひろすけコーナー、すぎだまプール、ぼうけんひろば、あかちゃんひろばがある。おもちゃは東京おもちゃ美術館監修。子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを併設しており、常駐する保育士に相談も可能。イベント時には託児も可能。地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業(基本型)実施。来場者数 108,000 人。	第2期高島町子ども・子育て支援事業計画 4. 子育てを地域全体で応援する環境づくり (3) 子どもの居場所づくりの推進	(施設概要) https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshikiichiran/fukushikodomoka/2/1/okunaiyugizyou/index.html https://kosodate.pref.yamagata.jp/archives/5970 (設置根拠) https://www.town.takahata.yamagata.jp/soshikiichiran/fukushikodomoka/2/1/1870.html
20	東北	わんぱくひろば みゆうみゆう	1997年開設のいわき市観光物産センター「いわき・ら・ら・ミュウ」の東日本大震災後のリニューアルオープンに際して、天候に左右されず子どもが遊べる場として「わんぱくひろばみゆうみゆう」を新設。施設内は体を使って遊ぶアクティブゾーン、ごっこ遊びの「ロールプレイングゾーン」、ボールプール、乳児用スペースがある。「いわき ら・ら・ミュウ」内には飲食・物産のほかにアーケードゲームがあるアミューズメントパーク、サイクルステーション、震災記念施設等があり、アクアマリンふくしまも隣接。	調査中	(施設 HP) http://www.lalamew.jp/floor/myumyu/ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai1.html (設置年) https://www.pa.thr.mlit.go.jp/onahama/030/20220216/2022021613/20111125.pdf (会社概要) http://www.lalamew.jp/wp-content/uploads/2021/01/91c7410e4b495fd8d354a9626af04685.pdf
21	東北	ちびっこ広場	伊達市は「子育てこそ伊達」をスローガンに子育て支援施策に力を入れており、本施設を含めて4か所の屋内子ども遊戯施設があり、当施設が最初に開設された。2011年に閉校となった小学校の体育館を利用している。エアトラック、サイバーホイール、乳幼児スペース、三輪車広場、ままごとコーナー、光触媒の抗菌砂を使った砂場(現在閉鎖中)などがある。	伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画 「基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保」	(施設概要) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai01.html https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/66/24204.html (設置根拠) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/uploaded/attachment/49146.pdf
22	東北	げんきキッズパークにほんまつ	庭園、郷土資料館、農産物直売所等がある「安達ヶ原ふるさと村」に所在。乳幼児向けの「のびのびルーム」、大型遊具やボールプール、砂場がある「げんきルーム」、小学生を対象とし、三輪車サーキットやクライミングウォール、フリーゲームスペース等がある運動中心の「わんぱくルーム」がある。震災・原発事故で外遊びが制限される中、こどもの運動不足・体力低下のおそれから、子どもたちに十分な運動機会を提供するため、2013年2月28日にオープンしたが、緊急的な対応として既存の施設の改修であったため、広いスペースを確保できず、入場制限の時間帯が生じるなど子ども達の運動機会を十分に確保できていない状況であったため、これらを解消するため、遊び場の増築、国内初のマルチゴール(ミニバスケットやミニサッカーとして使用可能)、木の枝をイメージした雲梯、クライミングウォール、三輪車コースなどを再整備した。	福島県屋内遊び場確保事業 県補助 2/3	(施設概要) https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/mama/shien_jyo_sei/page005936.html https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai37.html (指定管理者) http://www.michinoeki-adachi.jp/about/info.html (運営費・面積) https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/2279.pdf (交付金) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20131101_kanougaku.pdf (経緯) https://www.reconstruction.go.jp/portal/chiiki/2014/20150109141803.html?index_no=9

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
23	東北	スマイルパーク ほばら	コンビネーション遊具、トランポリンなどの大型遊具、屋根付きの半屋外型砂場、0～1歳向け乳児専用スペース、おもちゃや絵本がある2～3歳向け幼児専用スペースがある。 ふるさと福島就職情報センターによる「働きたいママのための無料相談会」も実施している。	伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画 「基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保」	(施設概要) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/66/24201.html https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai64.html (こそだてこそだて) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/site/jju/kosodate.html https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai64.html (設置根拠) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/uploaded/attachment/49146.pdf
24	東北	パレオパーク やながわ	梁川で化石が出土した「パレオパラドキシア」にちなんだ愛称で、恐竜をテーマにしたスライダーやクライミングウォールなどの大型遊具(年長児向け)、ままごとスペース、乳幼児専用スペース、マット運動スペース、屋根付きの砂場がある。屋外運動場を併設。	伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画 「基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保」	(施設概要) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/66/24200.html https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai63.html (設置根拠) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/uploaded/attachment/49146.pdf
25	東北	ファミリーパークだて	遊び場は年齢ごとにエリアわけがされており、年齢に応じて大型のジャングルジムや三輪車サーキット、クライミングエリア、屋内砂場(現在休止中)、乳幼児専用スペースなどがある。 本施設の特徴は、保護者どうしや地域との交流のための飲食スペース「ママカフェ」が設置されていることで、ふるさと福島就職情報センターによる「働きたいママのための無料相談会」も実施している。	伊達市第2期子ども・子育て支援事業計画 「基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保」	(施設概要) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/66/27528.html https://www.city.fukushima-date.lg.jp/site/promotion/48702.html https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/familyparkdate.html (設置費用) https://www.tomiya-city.miyagi.jp/uploads/pdf/zidoyugi-hoshin.pdf (設置根拠) https://www.city.fukushima-date.lg.jp/uploaded/attachment/49146.pdf
26	東北	屋内外運動場 「未来くるやぶき」	「屋内外における子ども等の遊び場を提供することにより、住民の健康増進及び福祉の向上を図る」ことを目的に設置。大型遊具クライミングウォール等と、ベビーゾーンがある屋内運動場と、屋外運動場(フットサルコート)がある(後者は年齢制限なし・団体利用限定)。子育て支援センター「にこにこひろば」を2階に併設。	調査中	(施設概要) https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page001350.html https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai66.html (指定管理) https://www.town.yabuki.fukushima.jp/data/doc/1603697778_doc_1_0.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
27	東北	郡山市元気な遊びのひろば「PEP Kids Koriyama」	東日本大震災による原発事故の影響で外で遊べない時期があった子どもに、体を動かす機会を提供する拠点として設立。2011年8月に郡山市、教育委員会、医師会で組織された「郡山市震災後子どもの心ケアプロジェクト」とボーンランド社が連携して3日間限定の遊び場が開催され、その後郡山市に本社を置くスーパーマーケットにより空き店舗の無償貸与・資金提供により開設。 指定管理者は、発案者の医師(復興庁・復興推進委員)が理事長を務めるNPO法人。 「遊び・学び・育つ」をコンセプトとしている。大型遊具や砂場、三輪車サーキットなどがあるペップアクティブと、食育講座や調理実習を行うペップキッチン、イベント等を行うセミナー室がある。プレイリーダーが常駐。 2017年にリニューアルオープンしている。2018年に入館者累計200万人達成。	郡山市震災後子どものケアプロジェクト事業(R4年度で完了)	(施設概要) http://pep-kids-koriyama.com/ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai03.html https://playscape.bornelund.co.jp/shop/i/i001-0002/ https://www.7andi.com/company/challenge/11519/1.html (運営費) http://pepnet.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/b_report_r4.pdf (設置根拠) https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/40746.pdf https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/40746.pdf
28	東北	プリンス・ウィリアムズ・パーク屋内あそび場	「子どもたちのための安心・安全なあそび場」として、県補助金を活用し子ども達の運動不足、体力不足を解消するために整備。 3歳～12歳対象のプレイルーム、砂遊びのお部屋、三輪車サーキット、小学生(6～12歳)対象のジュニアアスリートエリア(2013年増設)、3歳未満向けのベビーコーナーがある。 遊具を設置した屋外あそび場と英国庭園を併設。	子ども子育て支援事業計画 <基本目標4>子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりの推進 (1)子どもの安全の確保と快適な生活環境づくり ①遊び場の整備	(施設概要) https://www.city.motomiya.lg.jp/site/prince/smile-okunai-top.html (設置根拠) https://www.city.motomiya.lg.jp/uploaded/attachment/15194.pdf
29	東北	わくわくらんどたまかわ	「天空のあそび場」をテーマに「空」と「空港」をモチーフにしたあそび場。福島空港内に設置。 飛行機や管制塔など空港をモチーフにした遊具と、積木やミニカーなどのおもちゃがある。	第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略 (第3版)基本目標3 共に生きる村づくりプロジェクト (1)結婚・出産・子育て支援 イ-⑨ 子どもの遊び場等事業	(施設概要) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai25.html https://fks-ab.co.jp/wakuwaku/ (設置根拠) https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/blogfiles/e15ab23f1d12f654afa0d2f97790e149bf92db2f.pdf (運営委託) https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/reiki_int/reiki_honbun/c569RG00000535.html

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
30	東北	いわきつづるんるん	観光施設いわき市海竜の里センター内に所在。子どもたちが天候に左右されず、のびのびと安心して遊べる場の確保を目的に設置。市内で発見された恐竜化石にちなんで「岩山ゾーン」や「ジャングルゾーン」などがある。屋外には観覧車等の有料遊戯施設がある。	第2次いわき市子ども・子育て支援事業計画 基本目標1 安心して子どもを産み育てるために (3) 安心して子育てできる生活環境の整備 14 屋内遊び場の適正な管理運営事業	(施設概要) https://kankou-iwaki.or.jp/spot/10033 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai52.html (指定管理) https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/100100001614/simple/R5shiteikanriichiran.pdf (設置根拠) https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1587981309801/files/a.pdf (設置費) https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004102/simple/140312_yousiki_01-03.pdf (管理費) https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1675670185830/simple/R5nenndotousyoyosannsetumeisyoippann.pdf
31	東北	桑折町屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」遊び場	1階にベビーズルーム、2階に多目的プレイルームがある。ベビーズルームではアスレチック遊具、ままごとコーナー、レールブロック、絵本コーナーがあり、午前中に不定期で地域子育て支援センター事業を行っている。多目的プレイルームではクライミングウォール、エアホイール、ブロック遊具、ボール運動エリアがある。	第2期桑折町子ども・子育て支援事業計画 基本目標4 子育てを支援する安全・安心なまちづくり (1) 子育てを支援する生活環境の整備 3多目的複合施設利用の推進	(施設概要) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai65.html (設置根拠) https://www.town.koori.fukushima.jp/material/files/group/22/kodomokosodate-chukan.pdf (運営費) https://www.town.koori.fukushima.jp/material/files/group/4/koho_budget_202004all.pdf
32	東北	わんぱくキッズ広場(原町区)	震災後低下した子どもの体力向上と肥満傾向の改善、子育て家庭が安心して子どもを遊ばせることができる環境確保、及び鹿島区の子育て環境を充実させることを目的として設置。人工芝の地面に膜屋根をつけた全天候型遊び場。職員等は配置していない。大型複合遊具がある。屋根付きの児童公園のようなもので、乳幼児スペースや交流スペースはない。遊具は3歳～12歳が対象。	・南相馬市子どもの遊び場条例 ・第2期南相馬市子ども子育て支援事業計画 第4節 次代を担う人材の育成 1 心身の健全育成の推進 子どもの遊び場管理運営事業	(施設概要) https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1510/15101/4/3/3152.html (条例) https://www1.g-reiki.net/city.minamisoma/reiki_honbun/r271RG00000405.html (運営費) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/4/ippann20230412.pdf (設置費用・施設概要) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/57/kodomonoasabiba.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
33	東北	南相馬みんなの遊び場(鹿島区)	2014年、福島県を通じ、㈱Tポイント・ジャパンより砂場のある屋内遊び場を南相馬市内に建設し、寄贈したい申し出があり、受贈(東日本大震災被災地支援事業「みんなの遊び場プロジェクト in 南相馬」)。かしまわんぱく広場の近隣。屋内砂場、おもちゃコーナー、絵本コーナーがある。	・南相馬市みんなの遊び場条例 ・第2期南相馬市子ども子育て支援事業計画 第4節 次代を担う人材の育成 1 心身の健全育成の推進 みんなの遊び場管理運営事業	(施設概要) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai-dokuzi4.html (条例) https://www1.g-reiki.net/city.minamisoma/reiki_honbun/r271RG00000407.html (運営費) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/4/ippann20230412.pdf (整備計画) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/2/20161005-111438.pdf
34	東北	かしまわんぱく広場(鹿島区)	震災後低下した子どもの体力 向上 と肥満傾向の改善、子育て家庭が安心して子どもを遊ばせることができる環境を確保、及び鹿島区の子育て環境を充実させることを目的として設置。人工芝の地面に膜屋根をつけた全天候型遊び場。職員等は配置していない。南相馬みんなの遊び場の近隣。大型複合遊具がある。屋根付きの児童公園のようなもので、乳幼児スペースや交流スペースはない。遊具は3歳~12歳が対象。	・南相馬市子どもの遊び場条例 ・第2期南相馬市子ども子育て支援事業計画 第4節 次代を担う人材の育成 1 心身の健全育成の推進 子どもの遊び場管理運営事業	(施設概要) https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/15/1510/15101/4/3/18575.html (条例) https://www1.g-reiki.net/city.minamisoma/reiki_honbun/r271RG00000405.html (運営費) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/4/ippann20230412.pdf (設置費用・施設概要) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/57/kodomonoasabiba.pdf https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/37/16.pdf
35	東北	小高区こどもの遊び場「NIKO パーク」	震災後の外遊びへの保護者の懸念、こどもの体力低下・肥満増、市民の帰還・定住促進が背景にある。「屋内において遊具等を通じた運動と多様な遊びの場を提供し、もって子どもの体力向上と健全育成を図るとともに、屋内遊び場の利用者相互のコミュニケーションの促進を図ること」を目的とする。保育園と統合・移転し認定こども園となった旧公立幼稚園の跡地を活用しており、新築されたA棟と旧園舎のB棟、旧園庭の屋外遊び場がある。A棟は大型遊具があり体を動かして遊ぶ「動」のスペースで、3歳未満、3~5歳、5歳以上の年齢別の遊具を設置。B棟は「静」のスペースで、おもちゃや絵本コーナー、保護者の交流スペース、多目的室がある。	・南相馬市屋内遊び場条例 ・第2期南相馬市子ども子育て支援事業計画 第4節 次代を担う人材の育成 1 心身の健全育成の推進 子どもの遊び場整備事業 ・南相馬市復興総合計画 基本方針2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり 基本施策 子育て環境の整備 施策 子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備 小高復興拠点屋内子どもの遊び場整備事業(南相馬市定住緊急支援事業計画に基づく)	(指定管理) https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/11/1150/11501/4/1457.html (設置根拠・事業費) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/7/20171023-151953.pdf https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/34/2020-2-o-file1.pdf (条例) https://www1.g-reiki.net/city.minamisoma/reiki_honbun/r271RG00001148.html (運営費) https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/groupp/4/ippann20230412.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
36	東北	川俣町子どもの屋内運動場「おてひめわくわくランド」	1階が乳幼児エリア、2階が未就学児・小学生エリアとなっている。2021年の福島県沖地震の影響で、一時期2階は閉鎖されていた。	・川俣町社会体育施設設置条例／川俣町子どもの屋内運動場管理規則 ・「第二期川俣町子ども・子育て支援事業計画」 第3節 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 1 子どもの居場所・体験機会の提供 (2) 子どもの居場所・遊び場づくり川俣町子どもの屋内運動場の運営	(施設概要) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21055a/okunai61.html https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kosodate-iryowakuwaku.htm https://www.town.kawamata.lg.jp/data/kouhoushi/pdf/201503/201503-04.pdf (設置費用) https://www.town.kawamata.lg.jp/uploaded/attachment/7526.pdf (運営費) https://www.town.kawamata.lg.jp/uploaded/attachment/18956.pdf
37	東北	ふれあいげんきパーク	2022年にオープンした「ふれあいセンターなみえ」の一施設であり、ほかに福祉センター、交流センター、グラウンドがある。小学生が対象で大型遊具やボールプール、ままごとスペース等がある「キッズスペース」、乳幼児用のハイハイコーナー、小学生以上から大人も遊べるクライミングウォール等がある。	調査中	(施設概要) https://www.town.name.fukushima.jp/life/14/34/225/ https://www.town.name.fukushima.jp/uploaded/attachment/16671.pdf https://www.town.name.fukushima.jp/soshiki/12/30807.html
38	関東	日立市全天候対応型子どもの遊び場「Hiタッチらんど・ハレニコ！」	日立市が管理運営を委託する駅前大型商業ビル(開設当時は大型スーパーだった建物)内に所在。当施設は買い物客の誘致も目的としている。アクティブゾーン(大型遊具)、ロールプレイゾーン(おもちゃ、ごっこ遊び)、ベビーゾーン(1歳半までの乳児向け)、サーキットゾーン(三輪車サーキット)、ボールコート(球技)の各ゾーンと、子育て相談や各種イベントを行う子育てサポートエリアがある。開設初年は子育て中の母親の職業相談・仲介を実施したり、転入してきた親子に市内の子育て関連施設を案内する「転入親子・初めて親子ウェルカムバスツアー」では当施設も目的地の一つとなっている。	日立市総合計画(R4～R13)「大綱3多様な活力があふれる産業のまち」日立駅前再活性化事業	(施設概要) https://www.city.hitachi.lg.jp/shisetsu/017/p079506.html https://hareniko.com/ https://playscape.bornelund.co.jp/shop/i/i001-0006/ https://www.city.hitachi.lg.jp/statics/hitachiu/1661/p001.html (日立駅前再活性化事業) https://www.city.hitachi.lg.jp/statics/hitachiu/1721/p001.html (指定管理者) https://www.city.hitachi.lg.jp/statics/hitachiu/1661/p001.html

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
39	関東	ゆうあいひろば(子どもたちのあそび広場)	大型遊具等での健全なあそびや工作教室等の活動を通じ、子どもたちの心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設。大型アスレチック、クライミングウォール、キックバイクサーキット、バスケット・サッカーコート、ままごとスペースなどがある。工作教室、よみきかせ会、おやこリトミックなどのイベントのほか、おもちゃクリニック(持ち込み修理)もある。一部地元プロスポーツチームとタイアップしている。宇都宮中心市街の百貨店後の複合商業施設の5・6階市民プラザ内(6階部分。5階は市役所出先機関)にある。	・宇都宮市民プラザ条例 ・中心市街地活性化計画	(施設概要) https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/jidokan/1004099.html https://www.playdesign-lab.com/report/entry/3308 (一時保育) https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kosodate/hoiku/ichiji/1004030.html (運営者) http://www.city.utsunomiya.tochigi.supercals.jp/keiyaku_buppin/tokumei/tokumei_kekka4/kekka202202.pdf (条例) https://www1.g-reiki.net/utsunomiya/reiki_honbun/e102RG00000920.html (交付金) https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/dai59ninti/plan/a161.pdf
40	関東	大田原市子ども未来館	対象年齢別遊具を備えた「わくわくらんど」には大型遊具や市内の山の名が書かれたクライミングウォールなど5つのゾーンがあり、ごっこあそびスペースの「キッズタウン」もある。大田原市中心市街地の複合施設にあり、同施設は2～3階を占める。その他公共施設、図書館、商業施設等が入居する(複合施設は市が権利者の一つで、子育て支援施設部分のみ直営。その他の商業施設等は指定管理(株式会社大田原まちづくりカンパニー))	大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例	(施設概要) https://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2013111500022/ http://machikan.net/toko_kids.html (指定管理) https://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2017032100019/ https://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2022120200014/file_contents/inspectionlist.pdf (条例)

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
41	関東	キッズピアあしかが	<p>施設内は「アクティブゾーン」、「ルールプレイゾーン」、「ボールプールゾーン」、「サーキットゾーン」、「ベビーゾーン」の5つのゾーンに分かれている。発達段階に合わせた各種遊具は、十分身体を動かす「動の遊び」と、じっくり遊びこむ「静の遊び」の両方が共存しており、遊びを通して体力・知力の発達を促すとともに、子育て世代を含めた多世代の交流の場にもなっている。</p> <p>人間が毎日行う36パターンの動きのほとんどが体験できるとされている。2016年に併設する「子ども映像メディアアートブース」がオープンした。これは小学校高学年を主な対象に、プログラミングやゲーム、ボーカロイド制作を体験できるスペースである。</p> <p>当施設は足利市が遊具設置費と運営費を補助し、高齢者・障害者施設等を運営する社会福祉法人に運営を委託しており、就労継続支援事業A型として障害者が当施設の業務補助を行うことで就労の場にもなっている。大規模スーパーマーケットの2階空き店舗を活用。2021年に入場者数100万人を突破。</p>	調査中	<p>(施設概要) http://mutumikai.ecnet.jp/kidspia/kidspia.html https://playscape.bornelund.co.jp/shop/i/i001-0007/#.text=%E8%B3%E5%88%A9%E5%B8%2%E5%B1%8B%E5%86%85%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E9%81%8A%E3%81%B3%E5%A0%B4.%E4%BA%BA%E6%B0%97%E3%82%92%E8%AA%87%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82</p> <p>(運営) http://www.mutumikai.ecnet.jp/%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%A8%88%E7%94%BB/%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf</p> <p>(設置・運営費) http://www.komei.or.jp/km/kofu-hyodo-kenji/files/2018/01/50bf8f61706f79c147f5dc0c1a41fac4.pdf</p> <p>(ふるさと納税) https://www.sankei.com/article/20200717-OK2NZSRC3ZKKPNNFVXKHCKC53U/</p>
42	関東	キッズランドおやま	<p>施設内は「アクティブゾーン」、「ルールプレイゾーン」、「ボールプールゾーン」、「サーキットゾーン」、「ベビーゾーン」、「絵本コーナー」の6つのゾーンに分かれている。人間が毎日行う36パターンの動きのほとんどが体験できるとされている。</p> <p>JR小山駅西口の再開発ビル・複合施設「ロブレ」5階に所在(ただし2022年大型スーパー撤退)同施設には市の生涯学習センターもある。高齢者・障害者(児)施設、保育園、市の健康施設を運営する社会福祉法人が運営。</p> <p>遊具設置費及び運営費の一部を小山市が補助。2021年入場者数69,682人。</p>	市総合計画3 未来を担う次世代の育成と学び・文化を育むひとづくり	<p>(施設概要) https://www.sensinkai.or.jp/kidsland/about_kidsland https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/35/1478.html</p> <p>(所在施設) https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/41/506.html</p> <p>(事務事業評価シート) https://www.city.oyama.tochigi.jp/uploaded/attachment/231362.pdf</p> <p>(ふるさと納税) https://www.satofull.jp/city-oyama-tochigi/static/use.php</p>

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
43	関東	真岡駅子ども広場	<p>SLが運航する真岡鐵道真岡駅前所在。施設3階には大型遊具がある「ゾーンA・アクティブ」、SL模型やジオラマテーブルがある「ゾーンB・ロールプレイ」、乳幼児向けの「ゾーンC・ベビー」、交流・休憩スペースのほか研修室・赤ちゃんの駅があり、4階にはキッズスペース、プラレール、SLギャラリー、図書室などがあり、土日祝には子どもが乗車できるミニSLが運航している。</p> <p>地域情報推進拠点であった真岡市情報センターの廃止に伴い跡地に整備され、2019年4月にオープン、2020年1月にはリニューアルオープンしている。</p> <p>なお、真岡市では市庁舎移転新設に伴いその周辺整備事業が進められており、令和7年度に子育て、地域交流、図書館などの機能を併せ持つ複合交流拠点が開設予定。</p>	真岡市真岡駅子ども広場の設置及び管理条例	<p>(施設概要) http://m-kodomohiroba.lovesick.jp/index.html (指定管理) https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/somu/gyomu/shiteikanrisha/1006.html (条例) https://www1.g-reiki.net/moka/reiki_honbun/e110RG00001158.html</p> <p>(新複合交流拠点) https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/pj-suishin/gyomu/fukugoushisetsu/6270.html (交付金) https://www.city.moka.lg.jp/material/files/group/47/01suishinkoufukin.pdf</p>
44	関東	桐生市屋内遊戯場「キノビーランド」	<p>大型遊具があるアクティブゾーン、ままごと・おもちゃ遊びのロールプレイゾーン、乳幼児と保護者の交流のためのベビーゾーン、三輪車等で遊べる屋外テラスがある。</p> <p>桐生市保健福祉会館内の子育て支援センターの一部という位置付けで、主な対象は乳児、保育園等に通っていない幼児。子育て相談員も常駐しており、キノビーランドLINEでは子育て相談にも応じている。</p> <p>運営者のNPO法人はほかにも児童の居場所づくり・学童保育、子育て支援、女性・保護者支援、グリーンケアなどの事業を行っている。</p>	<p>第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画(基本目標1)</p> <p>(2)地域子ども・子育て支援事業</p> <p>①地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)(0歳~2歳)</p>	<p>(施設概要) https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/spot/1012698/index.html (運営者・運営費) https://kids-valley.org/user/media/kid_valley/page/outline/pdf/keikaku_2022.pdf (設置根拠) https://www.city.kiryu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/273/siryou1.pdf</p>
45	関東	渋谷区子育てネウボラ「Coしぶや」	<p>渋谷区ネウボラは子育て広場やカフェ・プレイグラウンドがある「子育て支援フロア Coしぶや」と健診・保健相談を行う「健診・保健のフロア」、専門職による発達・教育に関する相談を行う「専門相談フロア」を一体化した8階建ての施設で、こども・家庭の切れ目のない支援を行うために開設された。</p> <p>子育て支援フロアは広いスペースと木製の箱型ジャングルジム、落書きができる窓があるプレイグラウンド、こどもの創造活動を支える専門職員「アトリエリスタ」がいるアトリエ、保育士・助産師が常駐して相談もできる子育てひろばなどがある。</p>	<p>第2期渋谷区子ども・子育て支援事業計画 渋谷区子育てネウボラ事業(各相談・健診・子育て支援事業の全体をさす)</p>	<p>(施設概要) https://shibuya-city-neuvola.tokyo/facility/coshibuya/ (予算) https://files.city.shibuya.tokyo.jp/assets/12995aba8b194961be709ba879857f70/eff03ca950984ee9a7a31326fee675fe/assets_com_data_zaisei_yosan_pdf_yosan30_gaiyo.pdf (運営費) https://files.city.shibuya.tokyo.jp/assets/12995aba8b194961be709ba879857f70/23b9300ffb524d6d9042536de2daecb3/assets_kusei_000053709.pdf (設置根拠) https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/shibuyaku-kodomo-plan/kosodateshienjigyo_plan.html</p>

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
46	中部	加賀市屋内児童遊戯施設「かがにこにこパーク」	<p>市の中心部にある中央公園内に位置し、周囲には屋外遊具設備等のある広大な芝生広場をはじめ、スポーツ施設、研修・宿泊施設、文化施設等が立地。旧中央公園体育館を耐震化・大規模改修及し屋内児童遊戯施設へ機能転換した。</p> <p>市民は利用登録時に顔写真を登録した専用パスで無料で入れる。子どもの自由で楽しい遊び場及び子育て世代の交流の場を提供し、もって子どもの健全な育成及び安心して子育てができる環境の充実を図ることを目的として設置。</p> <p>6～12歳対象の大型ネット遊具やボルダリングがある「アドベンチャーえりあ」、3～6歳向けのスライダーやタワー遊具がある「チャレンジえりあ」。1～3歳向けの「タッチングえりあ」、遊具を使わず自由に遊べる「フリーえりあ」がある。</p> <p>飲食スペースや多目的室も併設。学童クラブや放課後等デイサービスを実施している曜日もある。</p> <p>開設初年度の2018年の入場者数は123,829人。2022年度は86,159人。</p>	<p>かがにこにこパーク条例「第2期加賀市子ども・子育て支援事業計画」</p> <p>4 子どもからおとなまで、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(1) 地域で安心できる子どもの居場所づくり</p>	<p>(施設概要)</p> <p>https://nicopa.jp/https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/shiminkenko/kosodate_shien/7/1237.html</p> <p>https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/38/1shiryu2_3.pdf (指定管理者)</p> <p>https://kamomama.com/other/%E3%80%8C%E3%81%8B%E3%81%8C%E3%81%AB%E3%81%93%E3%81%AB%E3%81%93%E3%83%91%E3%83%BC%E3%82%AF%E3%80%8D%E6%8C%87%E5%AE%9A%E7%AE%A1%E7%90%86%E8%80%85%E3%81%AE%E4%B8%80%E5%93%A1%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8A (管理費)</p> <p>https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/31/R5yosansetumeisiryu.pdf (設置費用)</p> <p>https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/34/06h29tousyoyosanssyuyoujigyouougaiyou.pdf (設置根拠)</p> <p>https://www.city.kaga.ishikawa.jp/material/files/group/38/dai2kisienjigyoueikaku.pdfhttps://www.1g-reiki.net/kaga/reiki_honbun/r287RG00000892.html</p>
47	中部	屋内交流広場「あめるんパーク」	<p>金沢城北市民運動公園内に位置する。子どもから大人まで様々な年代が楽しめる「のびのび広場」や、発育段階に応じた遊びができる「親子アスレチックゾーン」など、普段は体験できないことを通して、家族みんなが元気で健康的な生活を送るための総合施設、とされている。</p> <p>「のびのび広場」は人工芝のコートで、遊具などが配置されているほか、バレーボールやサッカー等に利用できる多目的コート。「親子アスレチックゾーン」は複合型のネット遊具やトランポリンなどの大型遊具があり、幼児エリアには、ぐんぐんウォール(クライミング)、わくわくアスレチック(幼児アスレチック)、きらきら広場(バランス・体操)、もくもく広場(木育コーナー)などたくさん遊具があり、乳幼児エリアには、よちよち広場(対象年齢0～1才)、るんるん広場(対象年齢1～3才)があり、幅広い年齢の子供たちが楽しめる施設がある。</p>	<p>第2次金沢版総合戦略</p> <p>基本目標1 若い世代に優しく、子育ての喜びを分かち合うまちをつくる</p> <p>(1) 妊娠から出産・育児までの期間を安心して過ごすことができる環境づくり</p> <p>④ 親子が気軽に利用できる拠点の充実</p>	<p>(施設概要)</p> <p>http://www.okunaikouryuhiroba.jp/index.html (指定管理者)</p> <p>https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/digitalgyoseisenryakuka/gyomuannai/5/52/21331.html (設置根拠)</p> <p>https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/2/20230331sougousenryaku.pdf (設置費用)</p> <p>https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/16/08bunsupo_r5.pdf</p>

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
48	中部	カブッキーランド	小松駅前の複合施設こまつ A×Z スクエアの1階にある子育て支援施設。複合施設内には図書館カフェ、公立小松大学キャンパス、ホテルなどが入居し、地権者は小松市である。こども、親子、多世代で遊べることを目的としており、遊戯施設の「すくすくひろば」とクッキングスタジオがある。すくすくひろばは、大型遊具・運動スペースの「どきどきゾーン」、知育玩具などで遊べる「わくわくゾーン」、乳幼児向けの「にこにこゾーン」がある。	調査中	(施設概要) https://www.kabukkyland.com/%e9%81%8b%e5%96%b6%e4%bc%9a%e7%a4%be%e6%a6%82%e8%a6%81/ (予算) https://www.city.komatsu.lg.jp/material/files/group/5/h29yosan-aramashi.pdf (事業スキーム) https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/machinaka/01_PDFdate/02_jirei.pdf (設置費用) https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/machinaka/01_PDFdate/02_jirei.pdf
49	中部	かほく市こども屋内運動施設「あそびの森 かほつくる」	かほく市谷公園の老朽化した市立体育館の改修に伴い、市民の要望の高かった雨や雪の時でも遊べる全天候型施設として屋内遊戯施設を設置。屋外にも遊具や芝生広場を併設。屋内遊戯場には立体ツリー遊具やボールプールなどがあり、絵本コーナーや休憩スペースもある。年間来場者数は旧金津体育館で 6,766 人(R1)だったものが、かほつくるがオープンした R3 年には 62,563 人と 10 倍近くになった。	第2期かほく市創生総合戦略推進計画(総合戦略) 基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本方針3-① 安心して子育てできるサポート体制の充実 具体的施策2親と子がともに健やかに成長できる環境づくり	(施設概要)) https://k-kuru.com/ https://www.clubpalette.net/facility/kahokuru/index.html (設置根拠) https://www.city.kahoku.lg.jp/006/603/604/d000619_d/fil/00015977002.pdf (交付金) https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/20200311kyoten.pdf (指定管理者) https://www.clubpalette.net/management/
50	中部	キッズパークつるが	敦賀市には 2001 年に旧核燃料サイクル開発機構が設置したこども向け科学教育施設「アクアトム」があったが、原発事故等があり 2011 年末に閉館。その後、新しい観光地の結節点であるこの場所を中心とした市街地の活性化の必要から、同地を移譲されていた敦賀市が開設。海・野原・山の各エリアに分かれており、それぞれ大型遊具や屋内運動場、クライミングウォールなどが設置されており、乳幼児向けの「よちよちはらつぱ」もある。	アクアトム(キッズパークつるが)個別施設計画(敦賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画)	(設置費用) https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/yosan_kansa/yosan/2016.html (経緯) https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/kikakuseisaku_bu/h-sousei_ka/furusato_kobetsu.files/aquatomkidsparktsuruga.pdf https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/plan/toshi_keikaku/tsuruga_chusin_kasei/shigaichikasseika.files/houkoku2.pdf (設置費用) https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/yosan_kansa/yosan/2016.html

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
51	中部	甲府市子ども屋内運動遊び場「おしろらんど」	甲府市は山梨大学との連携のもと、「運動遊び」に力を入れており、同大理事・副学長中村和彦氏が提唱する「幼児期に必要な36の動き」を遊びながら自然と体験し、運動能力・体力向上に資する遊び場を整備した。体を動かして遊ぶアクティブエリア、ごっこ遊びやおもちゃで遊ぶロールプレイエリア、乳幼児スペースのベビーエリアがある。市の運動遊び事業で養成されている「プレイリーダー」が子どもの発達に合わせて遊ぶ。	甲府市子ども未来応援条例 甲府市子ども屋内運動遊び場条例 運動遊び事業 甲府市子ども・子育て支援計画「計画目標3 地域で子どもを支え合う環境をつくる 施策6 子ども自身の可能性を育てる支援 ⑨ 子ども運動遊び場の提供」	(施設概要) https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kodomoooen/asobiba/oshiroland.html (運動遊び) https://www.city.kofu.yamanashi.jp/toshisenryaku/undouasobi/child.html https://www.bornelund.co.jp/results/childcare-support/6004.html https://www.city.kofu.yamanashi.jp/toshisenryaku/undouasobi/child.html#%E9%81%8B%E5%8B%95%E9%81%8A%E3%81%B3%E3%83%97%E3%83%AC%E3%82%A4%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%80%E3%83%BC%E7%A0%94%E4%BF%AE%E4%BC%9A (指定管理) https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kodomoooen/documents/senteikekka2.pdf (設置費用・管理費) https://www.city.kofu.yamanashi.jp/zaise/shise/yosan/yosan/documents/3r03omonajigyo_3.pdf
52	中部	浜松こども館	百貨店撤退後に市が再開発事業として整備した商業施設(民営)の3フロア分に所在する。「子どもたちが子どもらしさを十分に発揮して、安心して思い切り遊ぶことができる愛情ある環境づくりを目指し」「その中で多くの人とかかわりを持ち、社会性や創造性を高めていくことを期待」「親たちが相互扶助のネットワークを広げ、子育ての専門的支援を受けながら、子育てを楽しむ環境を醸成」することを理念としている。浜松の山と海を模した大型遊具がある「だいち」「みずべ」ゾーン、宇宙をモチーフにした遊具がある「そら」ゾーン、浜松の地場産業(楽器・自動車)のおもちゃがある「まち」ゾーン、乳幼児と保護者向けの「おうち」ゾーンがある。ベビーマッサージ等のクラスやイベントも実施。	・浜松こども館条例 ・「浜松市分野別計画」 2 子育て・教育 ① 子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり(こども家庭部)	(施設概要) https://kodomokan.entetsuassist-dms.com/ (指定管理) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/katei/shiteikanri/30sentei/30kodomokanseishounennoie.html (R5 予算) https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/document/s/148959/senryakuikakaku.pdf (条例) https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki_honbun/o700RG00000846.html (面積・設置年) http://www.ms-edi.co.jp/works/758/

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
53	中部	ターントクルこども館	未来を担うすべての子どもたちが、限りない夢と創造力を持ち、健やかに成長していくために、大井川児童センターが有する集い・遊びの機能に加え、読書や体験などの成長段階に応じた学びの機能を有する複合的な機能を配置し、子どもを中心とした保護者や幅広い世代の人々、子育て支援団体等が交流できる子育て支援の拠点を目指すとされている。市の漁業をモチーフにした船型の大型遊具や魚型の木のおもちゃがあるスペース、乳幼児向けスペース、マグロの解体ショーができるままごと遊びスペースなどがある「焼津おもちゃ美術館」(東京おもちゃ美術館監修)、よみきかせイベントなどを行うこども向け図書館「やいづ えほん」とがある。	第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画「推進施策3 子育てを社会全体で支える環境づくり (6)地域や家庭での教育力の向上」	(施設概要) https://yaizu-kodomokan.com/ https://www.city.yaizu.lg.jp/g04-003/yaizu-kodomokan.html https://www.city.yaizu.lg.jp/g04-003/kodomokan_kousou.html (ターントクルこども館整備基本構想) https://www.city.yaizu.lg.jp/g04-003/documents/kousou.pdf (ターントクルこども館施設管理運営計画) https://www.city.yaizu.lg.jp/documents/10024/kanrriunneikeikaku_kodomokan202103.pdf (R5 市予算) https://www.city.yaizu.lg.jp/g02-003/documents/02_shuyoujigyou.pdf
54	中部	島田市こども館プレイルーム「ほるね」	おもちゃやブロックで遊べる「静の遊び場」、クライミングウォールやボールプールなど大型遊具がある「動の遊び場」と乳幼児コーナーがある。市内企業から寄贈されたシステムで、オンライン上で混雑状況を把握できる。こども館内には、おもちゃや絵本がありイベント等も行われる活動室、一時託児所、ファミリー・サポート・センターが所在。	・しまだ子ども未来応援プラン ・島田市こども館条例	(施設概要) https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/kodomokan.html#%E3%81%BD%E3%82%8B%E3%81%AD (指定管理者) https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/siteikannri.html
55	中部	田原親子交流館すくっと	3歳～12歳を対象とした大型遊具、クライミングウォール、3歳未満の子供のためのさくらルーム(子育て支援センター)、カルチャールーム、マルチスタジオ等がある。一時預かり、カルチャールーム、マルチスタジオは別途料金。市の三河田原駅前工場跡地活用事業(街づくり推進課)で整備された複合施設内に所在。飲食店のほか、市の観光案内所等があり、商業施設部分のみ指定管理。	田原市 第2期子ども・子育て支援事業計画「4 子育てを支援する生活環境の整備」 田原市親子交流館の設置及び管理に関する条例	(施設概要) https://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/shussanikuji/1001098/1006329/1006366.html https://www.city.tahara.aichi.jp/kosodate/shussanikuji/1001098/1006329/index.html (条例) https://www1.g-reiki.net/city.tahara/reiki_honbun/i587RG00000658.html?id=j21 (設置根拠) https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/569/1-3_plan_final_2.pdf
56	中部	春日井市子ども屋内遊び場ぐりんぐりん	季節や天候に関係なく乳児から小学生までが遊べる屋内施設。子どもの年齢区分に応じた4つのエリアがあり、発達を促す遊び場のデザインや発達段階に沿った遊び環境の提案を行っているポーネルド社の遊具や玩具を設置している。乳幼児用のベビーエリア、知育・体験遊び(幼児用)「ロールプレイエリア」、幼児向け大型遊具の「アクティブエリア」小学生向けの「チャレンジエリア」がある。春日井市の市民活動施設内に所在。同市内には交通児童遊園もある。	春日井市子ども屋内遊び場条例 第2次新かすがいっ子未来プラン「重点③ 放課後児童の居場所の充実」	(施設概要) https://www.city.kasugai.lg.jp/shisetsu/kosodate/1026859/index.html https://kasugai-guringurin.rsvsys.jp/ (条例) https://www2.city.kasugai.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/e000RG00000890.html (指定管理) https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/seisaku/shiteikanrisha/shiteiitiran.html

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
57	中部	げいのうわんばーく	津市芸濃庁舎南側の芝生広場と屋内施設の交流プラザがある。交流プラザ内にはボルダリングスペースやアスレチックスペース、らくがき、読書スペースなどがあるほか、談話コーナーや乳幼児スペース(子育て支援センターも開設)がある。 芝生広場はベビーカーで一周できる遊歩道やよちよち歩きの子どもから遊べる築山型遊具、東屋(日陰)、テーブルセットがある。	子育て支援対策・児童館運営事業	(施設概要) https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/100100000762/index.html (設置) https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000005747/simple/41369.pdf (予算) p.18 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000006918/simple/R5gaiyou.pdf https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000006918/simple/R5kakubugaiyou.pdf
58	近畿	ギャラリーあそびの森こどものあそびば「かめまるランド」	主に未就学児を対象とする。 ごっこあそびや工作ができるロールプレイ・組立あそび・クラフトあそびエリア、おもちゃ等の音あそび×アクティブ/ロールプレイエリア、体を動かして遊ぶアクティブエリア、2歳くらいまでのベビーエリアがある。子育て支援センターとして相談もでき、屋外には遊具がある「あおぞらひろば」と「芝生ひろば」がある。 生涯学習施設・道の駅「ギャラリーかめおか」内に所在している。図書館、ホール、貸室、デイサービス、子育て支援関係施設等、亀岡市内の社会福祉・市民活動の中心となる複合施設の一部である。	第2期亀岡子ども・子育て支援事業計画 基本施策:2 安全・安心な子どもの遊び場・居場所づくりの支援「子どもの遊び場・居場所づくりの支援」こどものあそびば整備事業	(施設概要) https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/27/3481.html (設置根拠) https://www.city.kameoka.kyoto.jp/uploaded/attachment/14851.pdf
59	近畿	かめおかこども木育ひろば「KIRI no KO」	地元のサッカーチームの本拠地であるサンガスタジアム byKYOCERAの付帯施設の一つであり、大河ドラマ館跡地を活用して開設。 スタジアム内には企業主導型保育園もある。 体を思いっきり動かすことをテーマに、亀岡市を象徴する山や霧、保津川など、亀岡市らしさをモチーフにしている。	第2期亀岡子ども・子育て支援事業計画 基本施策:2 安全・安心な子どもの遊び場・居場所づくりの支援「子どもの遊び場・居場所づくりの支援」こどものあそびば整備事業	(施設概要) https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/27/46401.html https://kirinoko.com/ (設置根拠) https://www.city.kameoka.kyoto.jp/uploaded/attachment/14851.pdf
60	近畿	親子のあそび場 GATAGOTO	市民交流促進施設(遊び場である「ガタゴト」と、市民活動支援施設及び図書施設(カフェ、キッチンスタジオ、図書室等)がある。 高架下のスペースを活用しており、所有する阪急電鉄と京都市営で包括的連携協定が締結されて公共施設設置が行われた。 遊び場のガタゴトには体を動かして遊ぶ「アクティブエリア」、ごっこ遊びや組み立て遊びの「静のあそびエリア」、乳幼児用のベビーエリアがある。屋外遊び場もあり、高架下なので雨でも利用できる。保護者どうし・地域交流の場である「プレイフル・カフェ」、市民活動を行う「多目的室」絵本や児童書が中心の「ライブラリー」が併設。 年間来場者数 28,852 人(R2)	京都市交流促進・まちづくりプラザ条例	(施設概要) https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000254/254509/gaiyou.pdf https://kyoto-machipla.com/ https://www.bornelund.co.jp/results/childcare-support/6085.html (条例) https://www2.city.kyoto.lg.jp/somu/bunsho/kouhou/r0106/0611/0611_1.pdf (指定管理) https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000026/26365/050401.pdf https://kyoto-machipla.com/wp-content/uploads/2022/08/%E4%BB%A4%E5%92%8C3%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%80%E4%8B%E6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
61	近畿	子育てウェルカムステーション「HUGOOD TAKAISHI」	たかいし市民文化会館アプラたかいし内に所在。アプラたかいしは旧市民文化会館・図書館が移転したもので、1、2階は飲食店等があり、公共施設が入る3・4階に劇場ホール、図書館生涯学習センター等と共にHUGOOD ODがある。 「まなびのひろば」は絵本・子育て情報コーナーと一時預かりを行っており、保育士資格を持つスタッフが常駐。「いこいのひろば」は休憩スペースとなっており、「あそびのひろば」は未就学児を主な対象とするボールプール、おもちゃコーナー、ベビーコーナーなどがある。	第2期高石市 子ども・子育て支援事業計画 4 子育てと仕事、地域生活を支えるまち (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり	(指定管理) https://www.city.takaishi.lg.jp/kakuka/seisakusuishin/sogoseisaku_ka/siteikannri/shiteikanrisya_ichiran.html (設置根拠) https://www.city.takaishi.lg.jp/material/files/group/3/jisedaikokikeikaku.pdf
64	近畿	WACCU TOYOOKA 子ども広場	天候等に関係なく安全に体を動かして遊ぶことができる場として設置。体を動かして遊ぶ「アクティブエリア」、高学年向けの難易度の高い大型遊具がある「チャレンジエリア」、ごっこ遊びや知育玩具の「ロールプレイエリア」、組み立て・工作遊びの「コンストラクションエリア」、乳幼児向けの「ベビーエリア」がある。 再開発ビルの1フロアを市が買い取り設置した豊岡市民プラザ内の子育て支援総合拠点ないにある。子育て総合センター(一時預かり、相談、ファミサポ)、市民交流広場、生涯学習サロン、市の貸室などが併設されている。	豊岡市立子ども広場の設置及び管理に関する条例	(施設概要) https://www.city.toyooka.lg.jp/kosodate/kosodate-shien/1019816.html https://aity-kodomohiroba.com/ (豊岡市子育て総合拠点等整備構想) https://www.city.toyooka.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/988/kousou.pdf (運営費) https://www.city.toyooka.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/025/055/2023ippan.pdf (条例) https://www3.city.toyooka.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r269RG00000973.html
66	近畿	かさい子ども広場&パパママオフィス「アスモ」	成長に合わせて遊べる「動の遊びゾーン」「静の遊びゾーン」「ベビーゾーン」がある。コワーキングスペース兼中学生以上の自習室として利用可能な「テレワークセンター」が併設。 再開発事業により設置された商業施設・公共施設の複合施設にあり、図書館や地域交流センターなどがある。	商工振興事業(子育て環境の充実、まちの賑わい創出のため、屋内型遊戯施設を運営する。加えて一時預かりやテレワークセンターを併設し、ポストコロナ時代に合った新しい働き方を推進する。)	(施設概要) https://www.city.kasai.hyogo.jp/soshiki/20/25956.html (予算) https://www.city.kasai.hyogo.jp/uploaded/attachment/19524.pdf
67	近畿	桜井市まほろばセンター内「ひみこぱーく」	大型遊具や体を動かして遊ぶ「動」のあそびゾーン、ブロック・ままごと・組み立て遊びの「静」のあそびゾーン、2歳ごろまでの乳幼児向けのベビーゾーンがある。プレイリーダーが常駐。 公共施設、商業施設、マンションの複合施設にあった地域交流促進・多世代交流促進拠点の「まほろばセンター」(保育士常駐)のリニューアルの中核であり、センターには子育てのサポートを行う「ドレミの広場」(地域子育て支援拠点事業)や健康づくりを促進する「健康ステーション」、高校生向けの無料自習室、市民活動のための多目的ホール等も併設。	第2期桜井市子ども子育て支援事業計画?	(施設概要) https://playscape.bornelund.co.jp/shop/i/i012-0004/ https://mahorobacenter.city.sakurai.lg.jp/himiltuko https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/machidukuribu/syokoushinkouka/mahorobasenta/1551682935682.html

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
68	近畿	奈良市子どもセンター内「にじいろ」	こどもセンターは地域子育て支援センター、キッズスペース、こどもの発達相談、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所、の5つの機能を併せ持つ子育て支援拠点として整備された。 キッズスペース「にじいろ」は全天候型の屋内遊び場。乳幼児向けのベビークラスは地域子育て支援センターに付属。 未就学児向けのキッズスペースはアクティブエリア、ロールプレイエリアがあるほか、ウッドデッキエリアや屋外広場(予約不要)がある。	第2期奈良市子ども子育て支援事業計画基本目標(4)様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実 ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実 (奈良市児童相談所((仮称)奈良市子どもセンター)の設置)	(施設概要) https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/132632.html https://www.city.nara.lg.jp/site/childcenter/
69	近畿	子育て世代活動支援センター「WakuWaku」	0～2歳の乳幼児向け「めばえエリア」、3～5歳向けの「すまいるエリア」があり、小学生以上は市民交流エリア「ふぁみりいエリア」で遊べる。地域子育て支援拠点事業も実施。	第2期 有田市子ども・子育て支援事業計画(基本目標のすべてで当施設に言及)	(施設概要) https://www.city.arida.lg.jp/kosodatenavi/kosodate-shien/1001986.html (設置根拠) https://www.city.arida.lg.jp/kosodatenavi/kosodate-shien/1002464.html
70	中国・四国	下関次世代育成拠点施設「ふくふくこども館」	JR 下関駅ビル3階に所在。「次世代を担う子どもたちを多世代で育む」を基本コンセプトとした市民の交流と子育て支援の拠点施設。 下関の海をテーマにした様々な遊具があるプレイランド、下関の歴史や産業・文化をテーマにしたギャラリーや図書室、体験型学習設備がある交流・クリエイティブランド、多目的室、一時預かり室、相談室がある。	“For Kids”プラン 2020 基本目標IV 子どもの安心を支える地域の環境づくりー施策目標1 地域で子育てを支える環境づくり 施策展開の方向1 子育て支援拠点施設の充実 次世代育成支援拠点施設による子育て支援事業ー施設目標2子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境づくり 施策展開の方向1 雨の日に遊べる場の提供	(施設概要) https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/broadcaster/56097.html http://fukufuku-kodomokan.jp/ (予算) https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/51025.pdf+AJ78 (指定管理) https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/69323.pdf (運営費) https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/65120.pdf (設置根拠) https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/2897.pdf

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる事業・条例・計画等	リンク
71	九州・沖縄	北九州市立子どもの館	<p>子どもの遊びや多世代交流、保護者の子育て交流の場を提供する子育て支援施設として設置。</p> <p>運動・スポーツ、遊具エリアのほか、キャラクターや民族衣装を体験できる変身スタジオ、昔風のお屋敷探検エリア、館内各所に設置されたなぞなぞを解くアクティビティなどもある。</p> <p>子育て支援として、保護者向け・親子教室や、同市が同じく設置する子育てふれあい交流プラザとの連携事業として赤ちゃん同窓会(同年生まれの子どもと保護者の交流イベント)等も行う。</p> <p>2021年度利用者数約25万人(参考:コロナ前の2019年度約81万人)。</p>	<p>元気発進！子どもプラン(第3次計画)【令和2～6年度】</p> <p>施策(5)地域における子どもの居場所づくり</p>	<p>(施設概要) https://www.kodomo-how.com/</p> <p>(指定管理) https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000992530.pdf</p> <p>(運営者) https://www.sociofund.org/post/%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6%E6%96%BD%E8%A8%AD%E3%81%8C%E4%BD%9C%E3%82%8B%E3%80%81%E4%BA%A4%E6%B5%81%E3%81%AE%E5%A0%B4-npo%E6%B3%95%E4%BA%BA-%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E</p> <p>(設置根拠) https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/11500078_00002.html</p>
72	九州・沖縄	北九州市立子育てふれあい交流プラザ元気のもり	<p>遊び場、育児相談、親子・市民活動団体の情報交換や交流が図られる広場(フォーラム)の提供により、子どもの感性を育み、子育て中の親が持つ負担・不安感を解消し、子育て支援の地域活動の活性化を図ることを目的とした、その拠点となる総合的な子育て支援施設として開設。</p> <p>木製の大型遊具や木の砂場がある「木の広場」、スポンジのボールプール、ままごと遊びの「ごっこ広場」、打楽器で遊べる「音の広場」、水遊びができる「水の広場」のほか、乳幼児用スペース、絵本コーナー、創作コーナーなどで遊べる。</p> <p>「親育ち」も目的の一つであり、保護者向けの飲食スペース、リフレッシュルーム、図書室などがある。</p> <p>2022年度利用者数89,469人(参考:コロナ前の2019年度442,451人)</p>	<p>元気発進！子どもプラン(第3次計画)【令和2～6年度】</p> <p>施策(5)地域における子どもの居場所づくり</p>	<p>(施設概要) https://www.kosodate-fureai.jp/(指定管理)</p> <p>https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000992530.pdf(運営者)</p> <p>https://www.sociofund.org/post/%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6%E6%96%BD%E8%A8%AD%E3%81%8C%E4%BD%9C%E3%82%8B%E3%80%81%E4%BA%A4%E6%B5%81%E3%81%AE%E5%A0%B4-npo%E6%B3%95%E4%BA%BA-%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E6%9C%AA%E6%9D%A5%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%AF%E5%8C%97%E4%B9%9D%E5%B7%9E(設置根拠)</p> <p>https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/11500078_00002.html</p>

#	地域	施設名	施設の概要	設置根拠となる 事業・条例・計画等	リンク
73	近畿	あかしこども 広場	<p>妊娠期から中高生まで幅広くてい年齢の子を地域でサポートすることを目指した総合施設で、商業施設のワンフロアに設置。</p> <p>所在する商業施設の設置・運営と共に同施設は明石市中心市街地活性化基本計画の事業の一つである。</p> <p>遊び場である「親子交流スペース ハレハレ」のほか、「中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース」、子育て講座やワークショップを行う「多目的・キッチン・ギョギョワークルーム(貸室)」の各スペースがあり、同じフロアに乳幼児親子の交流・相談を行う「あかし子育て支援センター」、一時預かりを行う「にこにこ保育ルーム」、ファミリーサポートセンターがある(別フロアにこども健康センターがある)。</p> <p>「親子交流スペース ハレハレ」は小学生以下とその保護者を対象とし、市民は利用無料。「中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース」は主に中高生世代を対象とし、利用は無料で、サークル活動等を行う交流スペースや音楽・ダンススタジオ、があり、自習等に利用できるスペースや進路・就職情報コーナーがある。</p> <p>施設の利用には本人確認を経て利用者カード作成が必須。</p> <p>「ハレハレ」令和元年度利用者数:113,671人、令和2年度利用者数(見込):80,000人</p> <p>「AKASHI ユーススペース」令和元年度利用者数:48,117人、令和2年度利用者数(見込):40,000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あかしこども広場条例 ・あかしこども広場条例施行規則 ・あかしこども広場管理運営事業 	<p>(施設概要) http://akashi-kodomo-hiroba.jp/ (運営費・利用者数)</p> <p>https://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/kenzenka_shitsu/shise/kaikaku/gyoseihyoka/jimujigyo/document/s/06_kodomokyoku.pdf</p> <p>https://www.city.nasushiobara.lg.jp/material/files/group/60/h29nasushiobaraclubshisatsuhoukoku2.pdf</p> <p>(明石市中心市街地活性化基本計画)</p> <p>https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/machisaisei_shitsu/shise/gyose/kekaku/documents/chukatsu_plan2_all.pdf</p>

#	地域	施設名	(市区町村担当課) 設置者	市区町村区分	運営者	運営形態	設置年	料金	料金詳細	入替・クール制 ・予約制	小学生の場合の料金 市区町村住民	利用対象者						目的別スペースの有無										
												0~2歳	3~5歳	小学生(低学年)	小学生(高学年)	中学生	高校生	運動(走る、登る、ホール遊び等)	大型遊具	おもちゃ遊び ・工作	体験・探検	読み聞かせ	絵本・図書室	乳児用スペース	イベントホール 集会室・	一時預かり	保護者交流	その他
23	東北	スマイルパーク ほばら	福島県伊達市 (こども未来課)	一般市	(おそ らく直 営)	公営	2015	無料	—	時間帯 ごとに人 数制限 あり	無料	●	●	●	●			●	●									人形劇、英語教室等 イベント
24	東北	パレオパーク やながわ	福島県伊達市 (こども未来課)	一般市	(おそ らく直 営)	公営	2015?	無料	—	時間帯 ごとに人 数制限 あり	無料	●	●	●	●			●	●	●	●	●						読み聞かせ、体操教 室等イベント
25	東北	ファミリーパークだ て	福島県伊達市 (こども未来課)	一般市	(おそ らく直 営)	公営	2018	無料	—	混雑時 は人数 制限あり	無料	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●			人形劇、英語教室等 イベント
26	東北	屋内外運動場 「未来くるやぶき」	福島県矢吹町 (子育て支援課)	町村	株式会 社フク シ・エン タープ ライズ (R3年 度まで。現 在不明)	民営(指定管理)	2015	無料	—	1日3ク ール(各 90分) 入れ替 え制	無料	●	●	●			●	●	●	●	●							

付録2 自治体向けアンケート調査票

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「課題番号9 児童厚生施設のあり方に関する調査研究」

自治体アンケート 調査票

【本調査の目的】

本調査は、こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童厚生施設のあり方に関する調査研究」の一環として実施します。
本事業は、総合的に児童厚生施設に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施します。

【本調査の調査対象及び回答対象】

本調査は、都道府県・市区町村（悉皆）を調査対象として実施します。

本調査では以下の3つの施設種別を回答対象とします。
本調査は5つの大問があり、大問2～4は以下の3つの施設種別についてそれぞれお尋ねするものです。
これらが貴自治体に設置されている場合、その施設についてご回答ください。
設置されていない施設種別に関する大問はご回答不要です。

・児童福祉法上の児童厚生施設である大型児童館（大問2）

※小型児童館、児童センターは除きます。

・児童福祉法上の児童厚生施設である「児童遊園」または「街区公園」について（大問3）

貴自治体が設置している状況に応じて、①②のいずれかを想定してご回答ください。

- ①児童遊園：児童遊園を児童厚生施設として条例により設置している場合は、児童遊園についてご回答ください（街区公園に関する回答は不要です）。
- ②街区公園：児童遊園を設置していないが、児童公園等の都市公園法上の街区公園として設置している場合は、街区公園全般についてご回答ください。

※いずれも「公有地上にあるもののみ」を対象とします。

※特に但し書きなく本調査で「児童遊園」「街区公園」としている場合、上記①②を指すものとします。

※詳しくは補足資料もご覧ください

・児童屋内遊戯施設（大問4）

※児童福祉法によらず各自治体が設置することも向けの屋内遊び場を指します。詳しくは補足資料をご覧ください。

【ご回答いただくにあたって】

- ・上記の施設を所管する課室の管理職のお立場にある方がご回答ください。
- ・回答の所管課室が複数にまたがる場合、お手数ですが、1つの調査票にまとめてご提出ください。
- ・特段の指示がない限り、**令和5年度4月1日時点**の値をお答えください。
- ・ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果をPwCコンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。個人、児童館・施設名、地域等が特定されることはありません。

■ご回答方法■

調査票（本ファイル）に記入

■ご提出先■

調査票を添付し、以下の事務局メールアドレスまで送付してください。
インターネット環境によりメールでの送付が難しい場合は、事務局メールアドレスまでご連絡ください。

※ 調査票にご回答いただき、**令和5年11月10日(金)**までに次のメールアドレスまでご返信ください。

事務局	児童館アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス （ご回答専用）	jidou-kaitou@researchworks.co.jp

【お問い合わせ先】

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。

事務局	児童館アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス	jidou@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

【住 所】〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

1. 自治体基礎情報

1-1. 貴自治体の基本的な情報についてご回答ください。

(町村の場合、郡名は不要です。)

都道府県名		市区町村名	
ご回答者の氏名			
ご回答者のご所属			
ご回答者の役職			
連絡先電話番号			
連絡先メールアドレス			
住民基本台帳人口		千人	
住民基本台帳人口における児童人口 (0～18歳未満)		千人	

1-2. 自治体区分をご回答ください。

<選択肢>

- ① 都道府県
- ② 政令指定都市
- ③ 中核市
- ④ 一般市
- ⑤ 特別区
- ⑥ 町
- ⑦ 村

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

1-3. 貴自治体において、大型児童館を設置していますか。「回答」欄に当てはまる選択肢をご回答ください。また①を選んだ場合は、「所管する課室・係」にご記入ください。

<選択肢>

- ① 設置している ⇒ 「所管する課室・係」欄にご記入ください
- ② 設置していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に〇〇局〇〇課〇〇係のように入力してください

所管する課室・係

1-4. 貴自治体において、児童厚生施設である児童遊園、または児童遊園を設置していない場合街区公園を設置していますか。

当てはまる選択肢を「回答」欄にご回答ください。また①を選んだ場合は、「所管する課室・係」にご記入ください。

<選択肢>

- ① 児童遊園または街区公園を設置している ⇒ 「所管する課室・係」欄にご記入ください
- ② 児童遊園または街区公園のいずれも設置していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に〇〇局〇〇課〇〇係のように入力してください

所管する課室・係

1-5. 貴自治体において、児童屋内遊戯施設を設置していますか。「回答」欄に当てはまる選択肢をご回答ください。また①を選んだ場合は、「所管する課室・係」にご記入ください。

<選択肢>

- ① 設置している ⇒ 「所管する課室・係」欄にご記入ください
- ② 設置していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

▼ 回答欄に〇〇局〇〇課〇〇係のように入力してください

所管する課室・係

1-6. 大型児童館（基本的にはご回答は都道府県の場合のみ）、児童遊園または街区公園、児童屋内遊戯施設の施設数をご回答ください。設置されていない場合、0とご記入ください。

	大型児童館		児童福祉法上の児童遊園		街区公園（児童福祉法上の児童遊園を設置している場合は回答不要）		児童屋内遊戯施設	
	施設数	か所	施設数	か所	施設数	か所	施設数	か所
運用中の施設数 （休止中のものも含む）								
具体的な計画が策定され整備予定（整備中を含む）の施設数								

2. 大型児童館について

大問2は大型児童館が設置されている都道府県・市のみご回答ください。

2-1. 大型児童館の施設名についてご回答ください。

<選択肢>

- ① 岩手県立児童館いわて子どもの森
- ② 秋田県児童会館みらいあ
- ③ 栃木県子ども総合科学館
- ④ ぐんまこどもの国児童会館
- ⑤ 新潟県立こども自然王国
- ⑥ 富山県こどもみらい館
- ⑦ いしかわ子ども交流センター
- ⑧ いしかわ子ども交流センター小松館
- ⑨ いしかわ子ども交流センター七尾館
- ⑩ 福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）
- ⑪ 福井県こども家族館
- ⑫ 愛知県児童総合センター
- ⑬ 三重県立みえこどもの城
- ⑭ 滋賀県立びわ湖こどもの国
- ⑮ 兵庫県立こどもの館
- ⑯ 姫路市宿泊型児童館「星の子館」
- ⑰ さぬきこどもの国
- ⑱ えひめこどもの城

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

2-2. 大型児童館の設置根拠となる条例の有無とその条例名についてご回答ください。

<選択肢>

- ① 大型児童館設置に関する個別の条例 ⇒ 「条例名」欄に具体的にご記入ください
- ② こども基本条例等 ⇒ 「条例名」欄に具体的にご記入ください
- ③ その他の条例・計画等 ⇒ 「条例名」欄に具体的にご記入ください
- ④ 個別の条例を制定していない

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください

回答
条例名（具体的にご記入ください）

2-3. 令和4年度の運営費（当初予算ベース）についてご回答ください。
複数年契約の場合は、等分して1年あたりの運営費をご回答ください。
（指定管理者制度の場合は指定管理料をご回答ください。）

▼ 数値を入力してください

	千円
--	----

2-4. 小型児童館や児童センターとの役割分担において、大型児童館に特に期待される役割についてご回答ください。（複数選択可）

<選択肢>

- ① 遊びのプログラムの開発及び小型児童館、児童センター等への展開
- ② 小型児童館や児童センターが持たない遊びや体験等のプログラム・施設の利用者への提供
- ③ 都道府県内の小型児童館、児童センター、放課後児童クラブ等の職員に対する研修
- ④ 都道府県内の小型児童館・児童センター、放課後児童クラブ等のネットワークづくり
（定期的な協議や情報共有の場の設置）
- ⑤ 都道府県内の小型児童館・児童センターの取組に関する住民向けの情報発信、周知広報
- ⑥ 他の都道府県の大型児童館との連携
- ⑦ 災害等の非常時にこどもに遊び場や居場所、支援を提供する機能
- ⑧ 災害等の非常時に都道府県内の児童館等に対して人員や物資、場所を提供する機能
- ⑨ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑨その他」の具体的な内容									

2-5. 大型児童館の利用者であるこども・若者に対する大型児童館による支援において、現在、注力している取組をご回答ください。（複数選択可）

<選択肢>

- ① 小型児童館、児童センターが実施するこども・若者支援の取組の連携
- ② 民間団体のこども支援活動（学習支援や体験プログラム等の提供等）のための施設の提供
- ③ 大型児童館が中高生のための居場所となるための取組
（開館時間の延長、自習室の設置、支援相談担当者の配置等）
- ④ 大型児童館が実施するイベント等の運営に関わるなど、中高生が主体となって参加する取組
- ⑤ 大型児童館がこどもの意見や要望を聴取する場を設け、政策に反映させるための取組
- ⑥ 大規模災害等の非常時にこどもに遊び場や居場所、支援を提供するための取組
- ⑦ 大規模災害等の非常時に都道府県内の児童館等に対して人員や物資、場所を提供するための取組
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑧その他」の具体的な内容									

2-6. 大型児童館の今後の方向性、取り組んでいきたい取組、期待される取組についてご回答ください。（複数選択可）

<選択肢>

- ① 小型児童館、児童センターが実施するこども・若者支援の取組の連携
- ② 民間団体のこども支援活動（学習支援や体験プログラム等の提供等）のための施設の提供
- ③ 大型児童館が中高生のための居場所となるための取組
（開館時間の延長、自習室の設置、支援相談担当者の配置等）
- ④ 大型児童館が実施するイベント等の運営に関わるなど、中高生が主体となって参加する取組
- ⑤ 大型児童館がこどもの意見や要望を聴取する場を設け、政策に反映させるための取組
- ⑥ 大規模災害等の非常時にこどもに遊び場や居場所、支援を提供するための取組
- ⑦ 大規模災害等の非常時に都道府県内の児童館等に対して人員や物資、場所を提供するための取組
- ⑧ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください

回答									
「⑧その他」の具体的な内容									

3. 児童遊園・街区公園について

大問3の設問での回答対象は以下の通りです。貴自治体のあてはまるほうに関してご確認ください。
 (児童屋内遊戯施設について、詳しくは「(補足資料)児童遊園及び街区公園について」のシートタブをご参照ください)

特に但し書きなく本調査で「児童遊園」「街区公園」としている場合、以下の①②を指すものとします。

- ① 児童遊園： 児童遊園を児童厚生施設として条例により設置している場合は、児童遊園についてご回答ください(街区公園に関する回答は不要です)。
- ② 街区公園： 児童遊園を設置していないが、児童公園等の都市公園法上の街区公園として設置している場合は、街区公園全般についてご回答ください。

※いずれも「公有地上にあるもののみ」を対象とします。

3-1. 児童福祉法上の児童厚生施設である児童遊園または街区公園の設置について、貴自治体が上記のいずれについて回答されるかご回答ください。

<選択肢>

- ① 児童遊園について回答する
- ② 街区公園について回答する

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

3-2. 3-1.で回答した児童遊園または街区公園を所管しているのは、福祉部局ですか、それとも建設部局ですか。該当するものをご回答ください。

<選択肢>

- ① 福祉部局
- ② 建設部局
- ③ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

「③その他」の具体的な内容

3-3. 児童遊園または街区公園の運営形態別の設置数についてご回答ください。

公設公営(市区町村が設置・運営)		か所
公設民営(市区町村が設置し、公益法人・社会福祉法人等の民間団体が運)		か所
その他		か所

3-4. 児童遊園または街区公園の面積別・設備別の設置数についてご回答ください。

	330平米未満	330平米以上 660平米未満	660平米以上 2,500平米未満	2,500平米以上	不明	合計(自動)
遊具						0か所
広場						0か所
トイレ						0か所
不明						0か所
合計(自動)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

3-5. 児童遊園に配置されている児童厚生員についてご回答ください。

<選択肢>

- ① 専任
- ② 兼任 ⇒ 具体的な兼任先をご記入ください
- ③ 児童厚生員の配置が求められる児童遊園を設置していない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つ選択してください

回答

「②兼任」の具体的な兼任先

3-6. 児童厚生員またはボランティア等による巡回状況についてご回答ください。

	巡回なし	月1回未満	週1回 ～月1回	毎日 ～週2, 3回
児童厚生員				
公園愛護会等の公園の維持に係る団体				
自治会、町内会				
母親クラブ、こども会等の地域活動団体				
その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください				
「その他」の具体的な内容				

3-7. インクルーシブな公園、冒険遊び場等の整備・活用等、新たな児童遊園づくりの取組があればご回答ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

4. 児童屋内遊戯施設について

大問4は児童屋内遊戯施設を設置している市区町村のみご回答ください。

(児童屋内遊戯施設について、詳しくは「補足資料」児童屋内遊戯施設について」のシートタブをご参照ください)

4-1. 貴自治体が設置している児童屋内遊戯施設に該当するものの施設名をご回答ください。

(児童屋内遊戯施設の対象については別紙をご参照ください。複数ある場合はすべて記載してください。整備中のものについても、具体的な計画が策定されていれば記載してください。)

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

4-2. 児童屋内遊戯施設の設置根拠条例についてご回答ください。

<選択肢>

- ① 条例を制定している ⇒ 「**条例名**」欄に具体的にご記入ください
- ② 条例を制定していない ⇒ 「**設置根拠となる規則等**」欄に具体的にご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

条例名 (具体的にご記入ください)

設置根拠となる規則等 (具体的にご記入ください)

4-3. 設置の目的についてご回答ください。

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

4-4. 子ども・子育て支援事業計画での位置づけについてご回答ください。

<選択肢>

- ① 子ども・子育て支援事業計画において取り組むべき事業・取組として、施設の設置を位置付けている
- ② 子ども・子育て支援事業計画において取り組むべき事業・取組としては位置付けていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

4-5. 自治体の総合計画における位置づけについてご回答ください。

<選択肢>

- ① 総合計画において取り組むべき事業・取組として、施設の設置を位置付けている
- ② 総合計画において取り組むべき事業・取組としては位置付けていない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

4-6. 設置費用についてご回答ください。

▼ 数値を入力してください

	千円
--	----

4-7. 設置のために国や都道府県等の補助を受けた場合、交付金等の名称と補助割合をご回答ください。

- ① 交付金等の名称

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

- ② 割合

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

	%
--	---

4-8. 令和4年度の運営費（当初予算ベース）についてご回答ください。
(指定管理者制度の場合は指定管理料をご回答ください。)

▼ 数値を入力してください

	千円
--	----

4-9. 運営費について、国や都道府県等の補助を受けている場合、交付金等の名称と補助割合をご回答ください。

- ① 交付金等の名称

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

--

- ② 割合

▼ 回答欄に文字または数値を入力してください

	%
--	---

4-10. 運営方法についてご回答ください。

<選択肢>

- ① 公設公営（自治体による直営）
- ② 公設民営（指定管理）
- ③ 公設民営（委託）
- ④ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください

回答

「④その他」の具体的な内容

4-11. 児童福祉法上の児童厚生施設（小型児童館、児童センター、大型児童センター、大型児童館）ではなく、独自に設置した理由についてご回答ください。（複数選択可）

<選択肢>

- ① 児童館がない地域に住む乳幼児、未就学児・家庭に居場所・安全な遊び場を提供するため
- ② 児童館がない地域に住む小学生・中学生・高校生世代に居場所、安全な遊び場を提供するため
- ③ 天候によらずすべてのこどもが遊べる遊び場を確保するため
- ④ 地域子育て支援拠点事業や子育て支援センター、保健センターなど、子育て支援に関わる他の公的機関と併設し、子育て支援策の中核拠点とするため
- ⑤ 図書館や生涯学習センター、運動公園など一般市民向けの公共施設との複合施設として整備し、まちづくりや市民交流、市街地活性化の拠点とするため
- ⑥ 地域の魅力を発信する施設（観光案内所、農産物直売所等）と合わせて設置し、自治体外からの誘客・移住者促進に活用するため
- ⑦ 児童厚生施設の設置基準を満たす施設を設置することが困難であるため
(用地の確保、児童厚生員の確保等)
- ⑧ 財源の確保を柔軟に行えるため（ふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用、複合施設の利用料の活用、民間から敷地・施設の寄付や無償提供があった等）
- ⑨ ランニングコストも含め、児童厚生施設より安価に設置・運営することができるため
- ⑩ 児童厚生施設の設置基準と、住民の要望する施設像にギャップがあったため
⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑪ その他 ⇒ 具体的な内容をご記入ください
- ⑫ あてはまるものはない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答											
<input type="checkbox"/>											

「⑩児童厚生施設の設置基準と、住民の要望する施設像にギャップがあったため」の具体的な内容

--

「⑪その他」の具体的な内容

--

5. ヒアリング調査ご協力の可否

5-1. 本調査では、ご回答いただいた内容の詳細を伺うため、ヒアリング調査を実施したいと考えております。つきましては、業務が多忙のところ誠に恐れ入りますが、ヒアリング調査にもご協力いただきたく、ご協力の可否について、ご回答ください。

※ ①②を選択された場合、ご記入いただいた連絡先にご連絡させていただくことがございます

<選択肢>

- ① 協力できる
- ② 詳細を聞いてから協力の可否を判断する
- ③ 協力できない

▼ 上記<選択肢>からあてはまるもの一つを選択してください

回答
<input type="checkbox"/>

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

お手数ですが、こちらの電子ファイルの調査票（Excel）を電子メールに添付して、**令和5年11月10日(金)**までに次の宛先にご提出していただくようお願いいたします。

事務局	児童館アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス）
メールアドレス (ご回答専用)	jidou-kaitou@researchworks.co.jp

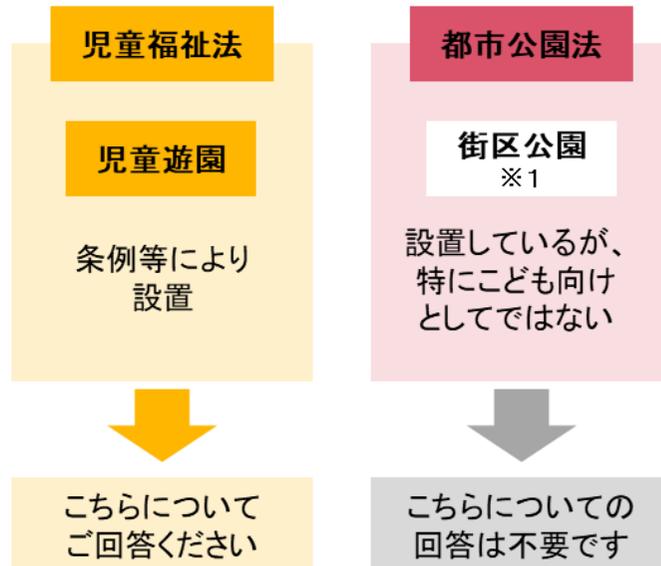
1. 児童遊園及び街区公園について

- 自治体が屋外にこどもの遊び場を設置する場合、児童福祉法上の児童厚生施設として児童遊園を設置している場合(下図①)と、児童厚生施設としての児童遊園は設置していないが都市公園法上の街区公園設置している場合(下図②)があると考えられます。本調査で対象とするのは、①の場合の児童遊園と、②の場合の街区公園です。

児童遊園及びその代替として設置されている都市公園法上の街区公園の考え方

1

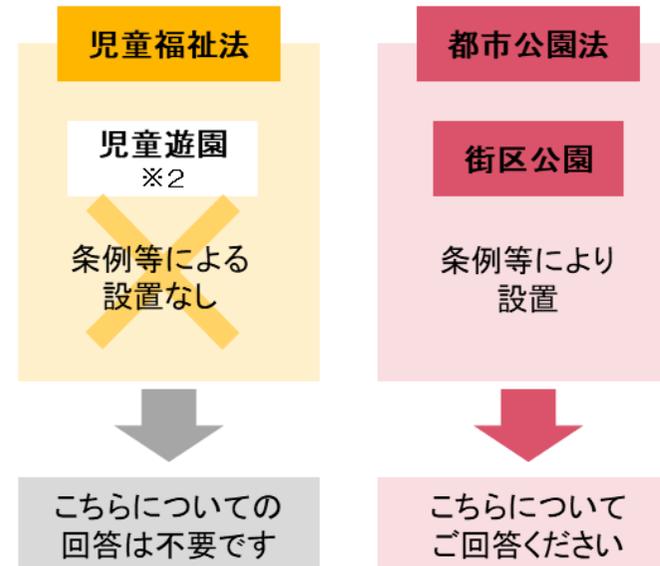
児童福祉法上の児童厚生施設として「児童遊園」を設置(活用)している



※1 街区公園は本来子ども向けとして設置されなければならないものではないため、児童厚生施設である児童遊園が設置されている場合には、児童遊園についてのみご回答ください。

2

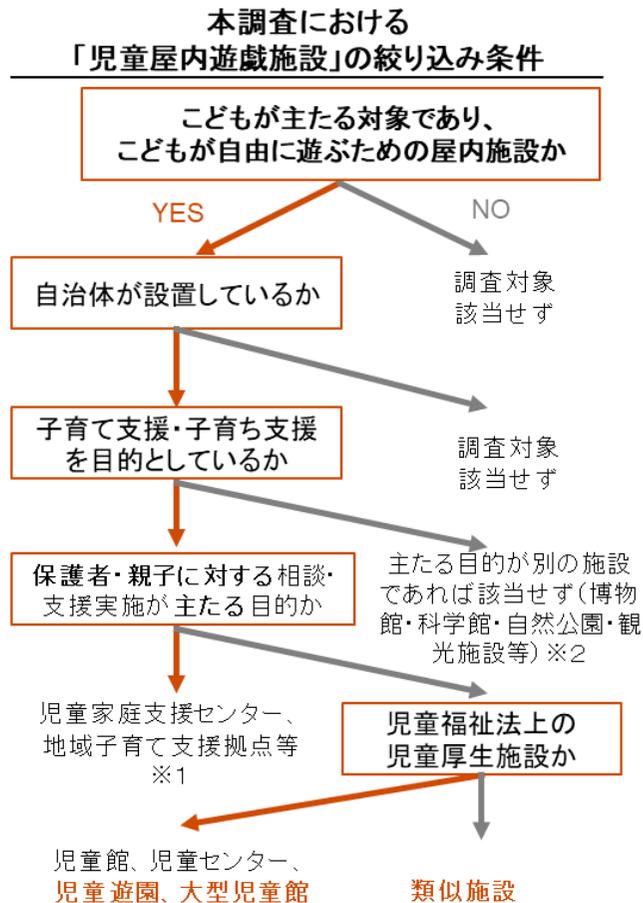
児童厚生施設としての児童遊園はないが、都市公園法上の「街区公園」を設置(活用)している



※2 児童厚生施設の設置等に関する条例がない場合、施設の名称上は「児童遊園」であっても、児童福祉法上の児童厚生施設ではなく、都市公園法上の「街区公園」であることがあります。この場合「街区公園」としてご回答ください。

2. 児童屋内遊戯施設について

- 「児童屋内遊戯施設」の対象としては、その施設がこどもを対象とした屋内で遊べる施設であること、自治体が設置していること、子育て・子育て支援を目的としているが相談・支援実施を主たる目的としていないもの、児童福祉法上の児童厚生施設に位置づけられていないもの、という観点としています。
- 体験し遊びながら学ぶ施設(博物館・科学館・木育施設等)は、本調査では優先度を下げています。



こどもの遊び場となる施設の種類と特性

	民間が設置する施設	自治体が設置する施設		
		子育て支援・子育て支援を 目的とした施設	児童福祉法上の 施設	その他の施設
屋内型	学童クラブ・ 放課後児童クラブ 地域子育て支援拠点	児童家庭支援センター	児童厚生施設 小型児童館・ 児童センター	博物館 美術館 観 地方創 光施設 生
	こども向け 屋内遊び場	こども向け 屋内遊び場※1	児童屋内遊戯施設 大型児童館 児童遊園	こども向け 屋内遊び場 ※2
屋外型	民営公園	本事業の調査対象	都市公園法 上の 街区公園	比較対象として調査

注: 比較対象として調査

こどもの遊び場として提供されている場所

注) ※1 子育て支援に関する施設で、子連れで訪れてこどもを遊ばせることができるスペースはあるが、施設そのものはこどもが遊ぶことを主たる目的とした施設ではない

※2 自治体の子育て支援計画等に子育て支援施策の一つとして位置づけられていることもあるが、本来別の目的を持つ施設がある

付録3 大型児童館・類似施設アンケート設問・選択肢一覧

**こども家庭庁 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「児童厚生施設のあり方に関する調査研究」
大型児童館・児童屋内類似施設アンケート調査 設問・選択肢一覧**

こちらはオンラインでのアンケート回答時に、事前に設問・選択肢をご確認いただくためのものです。
こちらに記入して返送はしないでください。

通し 番号	番号	大問タイトル	番号	設問文	回答形式	選択肢
-	-	調査の趣旨・回答に関するお願い	-	【本調査の目的】 本調査は、こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「児童厚生施設のあり方に関する調査研究」の一環として実施します。 本事業は、総合的に児童厚生施設に関する状況を把握し、課題を整理、分析することを目的として実施します。	-	-
			-	【本調査の対象】 本調査は、全国の大型児童館（悉皆）及び市区町村が独自に設置する屋内児童遊戯施設（抽出、詳細は補足資料を参照）を対象として実施します。 なお、ここの「こども」は0～18歳未満を指します	-	-
			-	【設問の構成について】 調査票には計5種類の大問があり、大型児童館・児童屋内遊戯施設のいずれも同じ設問にご回答いただけます。 なお、大型児童館か児童屋内遊戯施設かによって、一部回答不要場合があります。	-	-
			-	【回答者について】 本調査票を受け取られた施設の施設長（館長・所長等）や主任児童厚生員など現場責任者の方がご回答ください。	-	-
			-	【回答の取扱いについて】 ご回答いただいた内容は匿名にて集計し、結果をPwCコンサルティング合同会社のホームページ上に開示いたします。個人、児童館・施設名、地域等が特定されることはありません。	-	-
			-	【回答方法について】 ご回答は、依頼状に記載されているQRコードからWebアンケートフォームにアクセスしてご入力の上、令和5年11月10日（金）までにご回答・送信をお願いいたします。 インターネット環境等によって難しい場合は、上記メールアドレスまでご連絡ください。	-	-
-	-	お問い合わせ先	-	【お問い合わせ先について】 本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問い合わせください。 事務局：大型児童館・児童屋内遊戯施設アンケート回収事務局（株式会社リサーチワークス） メールアドレス：jidou@researchworks.co.jp 電話番号：03-6821-2067 受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）	-	-
			-	【調査実施主体】 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部 【住 所】〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー	-	-
-	-	留意事項	-	年度・年月の指定がない設問については、令和5年4月1日を基準日としてご記入ください。	-	-

1	1 基礎情報	1 施設名をご回答ください。	記述	-
		2 都道府県を選択してください。	選択（単一）	-
		貴施設が所在する市区町村をご回答ください。	記述	
		3 貴施設の種別をご回答ください。 ※種別の解説は別シートを参照してください	選択（単一）	①大型児童館A型 ②大型児童館B型 ③市区町村が設置した独自の児童屋内遊戯施設
		4 ご回答者の役職をご回答ください。	選択（単一）・記述	①児童館長・施設長 ②児童館長・施設長以外の副館長・副施設長もしくは主任児童厚生員等の現場責任者 ③上記以外の児童厚生員 ④その他（具体的に）
		ご回答者のお名前をご回答ください。	記述	
		5 連絡先電話番号をご回答ください。	記述（数値）	-
		6 連絡先メールアドレスをご回答ください。	記述	-
		7 設置・運営の形態をご回答ください。	選択（単一）・記述	①公設公営 ②公設民営（指定管理） ③公設民営（委託） ④その他（具体的に）
		8 運営主体をご回答ください。 （指定管理・委託等の場合は、指定管理者・受託者の種別を選択してください。共同事業体の場合、貴施設における子どもの遊びやイベント、教室等の運営に関わる団体の種別を選択してください。）	選択（単一）・記述	①都道府県 ②市区町村 ③社会福祉法人 ④公益社団／財団法人 ⑤一般社団／財団法人 ⑥特定非営利活動法人 ⑦営利企業 ⑧その他（具体的に）
		9 開設年をご回答ください。 （設置・運営者の変更、リニューアルオープン、移転などがあった場合でも、最初に開設した年をご回答ください。）	記述（数値）	-
10	10 利用対象をご回答ください。（複数選択可） （貴施設で実施される遊びやイベント、教室等の対象となる人を指します。付き添いとしてのみ来所可能な場合は除きます。）	選択（複数）	①乳児（0～2歳） ②幼児（3歳～就学前） ③小学生（1～3年） ④小学生（4～6年） ⑤中学生 ⑥高校生世代 ⑦保護者等（地域住民含む）	
11	11 職種別の職員の人数をご回答ください。清掃・警備等の専従スタッフは除きます。 （役割が重複する場合、貴施設で担う役割の主たるものを中心に人数を記入してください。 ※整数で記入してください。また、0人の場合も「0」と記入してください。 例：施設長が行政職員でもある場合→「児童館長・施設長」に算入。 児童屋内遊戯施設で子どもの遊びの指導・見守りに関わる者が行政職員でもある場合→「児童厚生員以外で子どもの遊びの指導・見守りに関わる者」に算入）	記述（数値）	①児童館長・施設長 ②児童厚生員（大型児童館の場合のみ） ③行政職員 ④児童厚生員以外で子どもの遊びの指導・見守りに関わる者 ⑤その他の職員 ⑥常駐する職員はいるが、児童厚生員等が巡回している 上記①～⑥について： ・保育所・幼稚園教諭の内数 ・保健師・看護師等の内数	
12	2 貴施設の利用について	1 令和4年度の年間延べ利用人数をご回答ください。 ※整数で記入してください。また、0人の場合も「0」と記入してください。	記述	①乳児（0～2歳） ②幼児（3歳～就学前） ③小学生（1～3年） ④小学生（4～6年） ⑤中学生 ⑥高校生世代 ⑦保護者等（地域住民含む） ・年齢別に集計していない場合は総数
		2 貴施設の入場料についてご回答ください。 （大人と子ども1組あたりの料金設定の場合、半額ずつをご回答ください。年齢区分内で料金が異なる場合、高いほうの金額をご記入ください。 例：1歳未満無料、1歳以上100円の場合、②を選択）	選択（単一）	①無料 ②1～200円 ③201～500円 ④501円以上 ⑤利用対象者ではない（入場できない）
		3 所在する市区町村の住民と、住民以外の料金設定の違いについてご回答ください。	選択（単一）	①料金設定は同じ ②料金設定は異なる（年齢区分によっては一部異なる場合も含む） ③当該市区町村住民以外は利用できない

15	3 施設の設備等について	1 貴施設の延床面積（室内部分のみ）をご回答ください。	選択（単一）	①200平米未満 ②201～500平米未満 ③500～1,000平米未満 ④1,000平米～2,000平米未満 ⑤2,000平米以上
16		2 遊びやイベント、教室等のための常設の目的別スペースの有無についてご回答ください。（複数選択可）	選択（複数）・記述	①走る、登る、ぶら下がる、跳ぶなど体を動かす遊びのスペース（エアトラック、クライミングウォール、ホールボール、サイバーホイール、トランポリン、三輪車サーキット、など） ②ジャングルジム、すべり台、ブランコ、ネット遊具、築山などの固定された大型遊具で遊ぶスペース ③知育玩具やブロックなどのおもちゃ遊びや、お絵かきや工作などの創作遊びスペース ④ままごと用キッチンやミニ電車などごっこ遊びのためのスペース ⑤絵本、読みかけのためのスペース ⑥暗いところや大型模型などの探検・体験のためのスペース ⑦音楽や映像などのコンテンツや、プログラミング、eスポーツなどのメディアで遊ぶスペース ⑧ハイハイ、よちよち歩きの乳児専用の遊ぶスペース（授乳室やおむつ替えスペースは除く） ⑨集会室、多目的室、研修室等のイベントや教室等を行うスペース ⑩保護者用の交流のためのスペース ⑪こどもの一時預かり（併設の地域子育て支援拠点で実施している場合を含む） ⑫子育て相談室（併設の地域子育て支援拠点で実施している場合を含む） ⑬屋外遊戯施設・設備（屋外の遊具や水遊び場、自然体験ができる公園・森林等、トラックや球技のコート等） ⑭その他（具体的に）
17		3 貴施設の周辺・併設施設についてご回答ください。（設置者・運営者の所属や施設の位置づけ等ではなく、施設そのものの設置状況をご回答ください。）	選択（単一）	①単体で設置されている ②他の施設と併設されている
18		4 3-3で「②他の施設と併設されている」を選択した方に伺います。（複数選択可） 貴施設の周辺・併設施設、設置状況についてご回答ください。（設置者・運営者の所属や施設の位置づけ等ではなく、施設そのものの設置状況をご回答ください。）	選択（複数）	①市区町村の子育て支援センターや地域子育て支援拠点等に設置されている ②民営の商業施設内に設置されている ③図書館や保健センター、体育施設など他の公共施設が複合施設や運動公園内に設置されている ④公立保育所・幼稚園等や小学校と併設されている
19		5 3-4で「市区町村の子育て支援センターや地域子育て支援拠点等に設置されている」を選択した方に伺います。 設置形態をご回答ください。	選択（単一）	①市区町村の子育て支援センターや地域子育て支援拠点等と併設されている ②市区町村の子育て支援センターや地域子育て支援拠点等の中に付属するスペースである
20	4 施設の機能について	1 開設の背景・目的についてご回答ください。（複数選択可）	選択（複数）	①児童福祉法上の児童厚生施設として必要であったため ②市区町村独自の住民等への子育て支援サービスとするため ③住民から天候（雨・雪、冬季の寒さ）にかかわらず遊べる屋内の遊び場の要望があったため ④東日本大震災・原発事故により外遊びができなくなったため ⑤子育て支援を充実することにより、移住者・定住者・交流人口を増加させるため ⑥地域の多世代交流・まちづくりの拠点とするため ⑦市街地のにぎわい創出のため ⑧その他（具体的に）
21		2 子どもの遊びをサポートしたり運動遊び等を指導するスタッフ（プレイリーダー等）についてご回答ください。（複数選択可） （大型児童館の場合、児童厚生員以外で子どもの遊びを指導する役割を持つスタッフについてご回答ください。）	選択（複数）	①貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ常勤・専従職員がいる ②貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ非常勤職員または有償ボランティアがいる ③貴施設や市区町村等が実施する研修等を修了し、こどもの遊びの指導の専門知識を持つ無償ボランティアスタッフが（子どもに接するボランティアスタッフに研修受講を必須としている） ④スポーツ指導者、学識経験者、民間企業などから専門知識を持つ人を外部講師として招いている ⑤児童厚生員以外に子どもの遊びや運動遊びを指導・サポートするスタッフはいない ⑥その他（具体的に）

22	4 施設の機能について (つづき)	3 実施していることも、親子向けのイベントや親子教室などの取組状況についてご回答ください	選択 (複数) ・記述	<ul style="list-style-type: none"> ①リトミックや体操などの運動教室 ②歌、楽器などの音楽教室 ③お絵かき・工作などの創作教室・ワークショップ ④英会話教室 ⑤紙芝居、読み聞かせや、観劇・コンサートなどの芸術鑑賞 ⑥調理体験、食育 ⑦動物とのふれあい ⑧当月生まれのこどもの誕生日会 ⑨夏祭り、クリスマス、正月などの季節行事 ⑩同年齢等年の近い子を持つ親子の交流イベント ⑪健康診断、身体測定 ⑫防災や交通安全などの啓発イベント ⑬地域子育て支援拠点事業 (連携型) ⑭移動児童館、移動遊び場 ⑮中高生世代向けのプログラム ⑯施設の運営やイベント等にこどもの意見を反映するための取組 <p>①～⑯について： ・定期的に実施している ・不定期に実施している ・実施していない ・休止している</p>
		上記選択肢以外に実施しているイベント等がございましたら取組について具体的にご回答ください。	記述	—
23	4 実施している保護者向けのイベントや講座・相談などの取組状況についてご回答ください。(複数選択可)	4 実施している保護者向けのイベントや講座・相談などの取組状況についてご回答ください。(複数選択可)	選択 (複数) ・記述	<ul style="list-style-type: none"> ①プレママ・パパクラス、祖父母クラス等の保護者向け講座 ②ベビーマッサージや離乳食等の乳児の保護者向け講座 ③専門職への相談・専門職による出前講座 (発達など) ④保護者向けの就職相談・育休後の復職相談など保護者の就労に関する相談 ⑤保育所・幼稚園等への就園、小学校・中学校の就学の説明会 ⑥不登校などのこどもの直面する課題に関する相談 ⑦その他 (具体的に)
24		5 地域コミュニティや地域住民との関わり・交流に関する取組についてご回答ください。(複数選択可)	選択 (複数) ・記述	<ul style="list-style-type: none"> ① (児童館以外の場合) 移動児童館を受け入れている ② 貴施設利用により近隣店舗で割引やサービスを受けられるなどの取組を実施している (子育て支援バスポート事業などへの参加も含む) ③ 災害等の非常時のこども・子育て支援を準備・実施している (食料や物品の備蓄、遊び場の提供、子育て関連設備の提供等) ④ 貴施設を利用しない親子のために赤ちゃんの駅機能を備えている ⑤ 中高生の職業体験を受け入れている ⑥ 高齢者との交流イベントを行っている ⑦ 図書館と連携した読み聞かせイベントや移動図書館、地域スポーツクラブと連携した運動教室等を実施している ⑧ 地域の文化 (祭り、地場産業等) の体験や展示を行っている ⑨ その他 (具体的に) ⑩ あてはまるものはない
25	6 他機関との連携等の取組についてご回答ください。(複数選択可)	6 他機関との連携等の取組についてご回答ください。(複数選択可)	選択 (複数) ・記述	<ul style="list-style-type: none"> ① こどもや保護者の様子から虐待やネグレクト等が疑われる場合、市区町村や保育所・幼稚園・学校等、要保護児童対策地域協議会等に連携している (市区町村が運営している連携できる場合も含む) ② 遊びのプログラムを開発し、小型児童館や放課後児童クラブ等に展開している ③ こどもの発達に応じた遊びの指導について、児童館や放課後児童クラブの職員向けの研修を主催している ④ こどもの発達や児童福祉に関して、児童館や放課後児童クラブの職員向けの研修を主催している ⑤ 保育園・幼稚園・小学校の遠足など団体利用の受け入れをしている ⑥ その他 (具体的に) ⑦ あてはまるものはない
26		7 運営上の課題や、行政に支援を求めることについてご回答ください。(複数選択可)	選択 (複数) ・記述	<ul style="list-style-type: none"> ① 人件費・施設の維持管理のための予算確保 ② 遊具やおもちゃ、絵本等の維持・更新のための予算確保 ③ 見守りや施設の維持管理のためのスタッフの人手確保 ④ 専門的な知識・技能を持つ人材の不足 ⑤ 地域の子育て家庭への周知広報 ⑥ 地域のその他の児童厚生施設との連携・ネットワークづくり ⑦ 行政の所管部署との連携強化・明確化 ⑧ その他 (具体的に) ⑨ あてはまるものはない
27	8 これまで行った取組で、利用者のこども・保護者のための支援やこどもにとってのよりよい経験のために有益だった取組があれば、内容を具体的にご回答ください。 (地域のこども・保護者のニーズや地域の特性に応じたイベント・取組、貴施設の特性を生かしたイベント・取組等のほか、遊びに関する支援や、子育て支援等の福祉的支援など幅広い意味を含みます。)	8 これまで行った取組で、利用者のこども・保護者のための支援やこどもにとってのよりよい経験のために有益だった取組があれば、内容を具体的にご回答ください。 (地域のこども・保護者のニーズや地域の特性に応じたイベント・取組、貴施設の特性を生かしたイベント・取組等のほか、遊びに関する支援や、子育て支援等の福祉的支援など幅広い意味を含みます。)	記述	—
28		9 現在、課題となっていることの内容とその解決に向けた取組の方向性、および今後取り組んでいきたいことについて、具体的にご回答ください。	記述	—
29	5 ヒアリング調査ご協力の可否	1 本調査では、ご回答いただいた内容の詳細を伺うため、ヒアリング調査を実施したいと考えております。つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、ヒアリング調査にもご協力いただけますよう、お願い申し上げます。ご協力の可否について、ご回答ください。 ※「協力できる」「詳細を聞いてから協力の可否を判断する」を選択された場合、ご記入いただいた連絡先にご連絡させていただくことがございます。	選択 (単一)	<ul style="list-style-type: none"> ① 協力できる ② 詳細を聞いてから協力の可否を判断する ③ 協力できない

付録4 ヒアリング録

No.	1
ヒアリング対象名	岩手県
種別	自治体（都道府県）
日時	2024年1月10日（火）15:00-16:30
場所	Teamsによるオンライン会議

1. 事前調査票の内容

(1) 回答者

1 所属課室・係	子ども子育て支援室 子ども家庭担当
2 役職	子ども家庭担当課長
3 主な担当業務	子ども家庭担当事務の総括に関すること
4 保有資格 (保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員 免許、社会福祉士等)	なし

(2) 自治体概要

1 都道府県名	岩手県
2 児童人口	167,024 人
3 大型児童館施設の名称	いわて子どもの森
4 3の開設年	平成15年（2003年）
5 市町村内の小型児童館数	50 か所
6 運営形態	指定管理
7 施設の理念・コンセプト	「子どもに健全な遊びを提供し、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすること」を目的とし、子ども自身の主体性、自発性を何よりも大切としながら、子どもたちが多様な遊びや体験に取り組み、「楽しさ」「感動」「発見」に出会えることを目指す。
8 開設の背景	岩手の将来を担う創造性豊かな岩手っ子を育成するため、自然の中でのびのびと自由に遊びやふれあい体験ができる、障害児を含めた全県的な子どもの健全育成活動の拠点として、遊びの指導者を育成する等、県内の児童健全育成活動を支援する中核的な施設として整備したもの。

2. ヒアリング項目

(1) 大型児童館の設置について

① 政策上の根拠

- いわて子どもの森条例（平成15年度いわて県条例第25号）に基づき設置。

② 大型児童館設立の理念・コンセプト

- 岩手県は、「県内の児童健全育成活動を支援する中核的な施設」として大型児童館「いわて子どもの森」を2003年に設置した。施設コンセプトは「おとなも こどもも のんびりゆっくり ほけーっとしようよ」である。

③ 設置の経緯

- 岩手県が大型児童館を設置しようとした詳細な背景は、当時の資料が残っていないため不明。
- きっかけとして考えられる事実として、いわて子どもの森のオープン半年前の平成14年12月に、それまでは盛岡駅までであった東北新幹線が八戸駅まで延伸したことがある。いわて子どもの森が所在する県北地域、沿岸地域の活性化は県としての課題とされていたため、県北地域の活性化に目が向けられる時期であったのではないかと考えられる。

④ 立地について

- いわて子どもの森の所在地は、県庁所在地の盛岡市から車で1時間半程度の距離にある。休日に家族で車で出かけるのにちょうどよい場所であり、隣県である青森県の南部地域、秋田県鹿角地域からもアクセス可能。

⑤ 設置費用について

- 約60億円。財源は全額公費で賄った。

⑥ 屋外遊園・設備、宿泊施設等の有無、設置の意図

- 岩手県は全国の都道府県で北海道について面積が2番目に大きい。同施設が県に1つしかない大型児童館であり、広域行政を担う県としては、県民の利用において県南部など遠方の住民にとっては必要と考え、宿泊設備も設けたものと思われる。

(2) 大型児童館の運営について

① 大型児童館に期待すること・運営方針

- 小型児童館への遊びのプログラムや研修の展開等、中核的な役割を期待している。現在、その期待は充足されており、今後も同様の役割を発揮することを期待している。
- 現在いわて子どもの森には多数の来館者が訪れている。いわて子どもの森が所在する一戸町周辺や県北部だけでなく、県内に50か所ある小型児童館を通じて、県全体に展開されるハブとなることを期待している。
- 施設は指定管理制度で運営しているため、日ごろの現場での運営は指定管理者の裁量にゆだねる部分

が大きい。施設のあり方について、県からいわて子どもの森に対して指導はしていないが、運営協議会などの意見交換の場を設けて情報共有はしている。

② 運営者について

- 指定管理者は公募により選定している。2003年の設置当初から、現在の指定管理者である社会福祉法人岩手県社会福祉事業団が指定管理を担っている。

③ 運営費について

- 運営費（指定管理料）は年間 191,333,000 円で、ほぼ全額が公費を財源とする。
 - 宿泊施設利用料などの利用料収入がわずかな割合だが活用されている。
- 運営費の使途の内訳としては人件費が大きな割合を占めており、施設の維持管理費も含まれている。
- 施設の改修や新設には、運営費外から別途県が予算措置をする。
 - 例えば、近年ウッドデッキを運営費外の予算で新設した。まだ躯体等の大規模修繕は実施していない。
- 歳入増という観点では、大型児童館は広く県民一般のためのものというよりはこどものためのものなので、独自の財源確保は可能であれば求められていると考える。歳出に関しては人件費や施設維持費等、削減できないものであるため、歳入の増加は課題である。
 - 毎年 2 億円弱の運営費がかかるうえに、開館から 20 年以上経って施設の老朽化も進んでいる。また、県北地域は、盛岡市と比べても雪が多く寒冷な地域であるため施設の劣化も速く、維持管理費の確保が難題である。
- 県といわて子どもの森の指定管理者は、それぞれ役割分担をして施設運営に携わっている。県は施設を持続可能な形で運営していくことに主眼があり、施設側は利用者へのサービスの充実という観点で運営に当たっている。
- 持続可能な形で魅力的な公共施設を維持するため、施設による収入の増加の手段について、ネーミングライツやふるさと納税の活用などは検討や試行を行っている。
 - ふるさと納税の活用については実際に試みた。水回りの設備改修のためのクラウドファンディング型のもので、実際に寄付された資金を充当した。
- 運営費は、施設の安全な維持管理と適切な運営に対するもので、利用状況によって変動しない。
 - 例えばコロナ禍で利用者が減った際にも指定管理料は増減せず、その代わりいわて子どもの森では自宅や学校でできる遊びのプログラムを発信するなど、平時とは違う取組を行っていた。指定管理者が公共性の高い事業団だからこそこのビジネスモデルが成り立っていると考えられる。

④ 県と市町村の協働・役割分担

- 岩手県子ども子育て支援室は、大型児童館の運営を担当している。子ども子育て支援室がいわて子どもの森に期待していることは、「県内の児童厚生施設の中核的役割」である。地域巡回事業によって地域の児童館に出る機会を増やすこと、あるいは地域の児童館職員等を対象とした研修会などで大型児童館に参集する機会を作ることを求めている。県は市町村に対し、研修会等への参集を呼び掛けている。

⑤ 県内のその他の児童厚生施設との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- 大型児童館と小型児童館の連携等の取組に関し、県と市町村の間での公式な協働の枠組みは設けて

いない。

- 県と市町村の連携によって大型・小型児童館に取組を働きかけることは、施設側が県・市町村の意向を伺わなければならない懸念がある。
 - 指定管理で運営していることから、いわて子どもの森の自主性を損なうことは避けたいと考えており、県としては財政面や周知広報でのバックアップの役割を分担すべきと考える。
 - 小型児童館どうしの県内のネットワークづくりについては現場の裁量に委ねている。
 - 岩手県は県域が広いと、県内各地の関係者が1か所に集まる取組を行うことは難しい。
 - 県の出先機関として4つの振興局に分かれて各地域を管轄しており、振興局ごとには児童館どうしネットワークがあるかもしれない。
 - 大型児童館による児童遊園の活用について、県として検討はしていない。
 - 岩手県には児童遊園¹が48か所あり、盛岡市内にも岩手県営運動公園モデル児童遊園「遊びの森」が存在しているが、子ども子育て支援室の別の担当が管轄している。いわて子どもの森では、移動児童館等の行き先として児童遊園を活用する取組は現時点ではない。
- ⑥ 他の大型児童館との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組
- 県として他の大型児童館との連携体制づくり等は行っていない。
 - 児童厚生施設の持続可能性については県でも継続的に検討しており、大阪府の「堺市立ビッグバン」の担当職員と情報交換をしたことがある。必要に応じた協力・連携はあるが、都道府県庁レベルで継続的な連携体制はない。
 - いわて子どもの森の職員は他の大型児童館とのネットワークを構築していると聞いている。個々の連携は施設単位でなされていると認識している。
- ⑦ こどもの意見を取り入れるための取組の有無、内容
- こどもの意見を聴取するための場づくりは現時点ではない。ただし、こどもの権利擁護は子ども子育て支援室の担当であるため、今後注力していきたいと考えており、こどもの意見聴取のために、遊びのスペシャリストである児童厚生員にはファシリテーションなどの面で期待したい。
 - 現状では中高生も含めて、いわて子どもの森での意見聴取の取組はない。アクセスの難しさやコロナ禍の影響もあるが、オンラインで行うなどソフト面での検討の余地はあると考える。
 - いわて子どもの森には、子ども自由ラジオ²という館内放送の自主運営をする取組があり、こどもの自主性を引き出すこの取組は県としても評価している。
 - 来館者である子どもたちが自ら放送内容を考え、台本を作成し、リハーサルをして館内放送で放送するという取組であり、本取組に参加したいから定期的に通うという利用者もあつたとのことである。
 - 開館当初から実施していたが、新型コロナウイルス感染症対策の関係で一時中断していた。

¹ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shisetsu/1003452.html>

² <https://www.iwatekodomonomori.jp/workshop/index.cgi?no=977>

(3) 大型児童館の利用について

① 利用料についての考え方

- 現在は宿泊設備の利用料等を除き、利用料は無料としている。
- 施設の持続可能な運営のために利用料有料化は選択肢になりえるが、上記の通り、その他の収入確保を検討・施行しており、現時点では有料化の考えはない。

② 屋外施設・設備、宿泊施設の活用について

- いわて子どもの森が所在する一戸町には世界遺産があり、それらと合わせた修学旅行先になることもある。
- 東北新幹線延伸に伴い、並行在来線の運営母体が県の出資する第三セクターとなったことなどの状況を踏まえ、近隣地域の資源を生かし、地域密着での連携を検討していきたい。
 - 近隣にはスキーリゾート施設やインターナショナルスクールがあるほか、青森県三沢市の米軍基地の関係者家族等があり、こどもが宿泊して遊べる場所のニーズがあるため、活用可能性があると考えている。
- 具体的な取組内容については、指定管理者に十分な実績もあり、自発的に検討してくれるため、県からの指示等によって逆に制約をかけないよう、指定管理者からの積極的な提案を期待したい。

③ 県外からの利用について

- 岩手県としては、同施設は県民のために設置した施設であり、他県在住者の利用を明確に意識したわけではないが、県外からの利用者について区別しているわけではない。
- 施設の利用者があふれてしまうようなことがあれば別だが、こどもたちが一緒に遊ぶ際に多様性が担保されることは良いことだと認識している。
- いわて子どもの森と盛岡市の距離と同程度のところには、歴史的にもつながりの強い青森県八戸市、秋田県鹿角市などもあり、県外からの利用者にとっても利用しやすいものと思われる。

(4) 児童福祉における大型児童館の今後の展望・課題等

① 大型児童館の価値と県の役割

- いわて子どもの森の『みんなの合言葉「おとなも こどもも のんびりゆっくり ぼけーっとしようよ」』にも表現されているように、居場所としての在り方を大切にしていきたい。
- そのための県としての役割は、施設の維持や安定的な運営によって遊びの場の持続可能性の担保の面から施設をサポートすること、「遊び」の機能や価値を広く県民に発信していくことであると考える。
 - 20年間運営してきて、かつて利用していたこどもが親になって遊びに来るように、利用者とのつながりができていた。その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で自由に利用ができなかった数年間があり、利用しなくなってしまった人もいた。
 - そもそも少子化によって利用者の母数も減少していく。
 - 本来「遊び」にはこどもの自己実現を支援するツールや避難場所としての機能があり、いわて子どもの森はそれを追求しようと活動してくれているが、一般的には軽くとらえられがちなどところがある。
 - そうした状況においても、遊びはこどもにとって普遍的なものであることから、「遊び」の場としての継続については県としてサポートしていきたい。

② 児童厚生員の確保・育成について

- 県としての児童厚生員の活用・育成に関する取組はない。

- 子どもの森が現在も人材を募っていることから、人材の確保の重要性は強い。
- これまで子どもの森の児童厚生員がこどもたちを引き付けていたこともあり、新規の人材確保だけではなく既存の児童厚生員へのサポートも考えていきたい。
- 大型児童館での活動だけでなく、児童厚生員はこどもの権利擁護のアドボカシーの面でも重要な役割がある。
 - 令和 6 年 4 月の児童福祉法改正に関連して、県としてこどもの権利擁護のための児童福祉施設への支援を行うにあたり、こどもとのコミュニケーションや遊びを通じた支援に関する児童厚生員の助言やサポートの在り方を検討しているところである。
 - 親以外にこどもに関わる第三者である大人は必要であり、児童厚生員が持つ専門性は非常に重要になる。

③ 官民、国と自治体の連携の可能性

- 公共施設が持続可能で魅力的な支援を行えるかという点については、財源確保だけではなく、民間事業者との連携・活用が求められている。
 - 岩手県内の例でいうと紫波町のオガールプロジェクトは官民連携の好事例となっており、町の遊休地に町役場、公共の図書館やスポーツ施設、民間の商業施設が集まったもので、自治体とともに民間事業者が提供する魅力により再投資を促進するような事業計画のもとで運営されており、参考になる。
- 大型児童館の遊びの場としての重要性や児童厚生員の育成の必要性については、国による体制支援や発信もあるとありがたい。
 - 大型児童館では県を超えた広域的な取組がされる場合もあり、児童厚生員の育成などは 1 つの大型児童館に限定されない課題であると考える。
 - 国立の児童厚生施設がなくなっても、マインドは大型児童館が引き継いでいると感じている。必ずしも全都道府県に大型児童館が必要だというわけではなく、各児童厚生施設がそれぞれに役割を担いつつも、それを前後から支える国からの支援が必要である。

④ 大型児童館の価値・メリット

- 大型児童館の価値として、非日常的な空間の中で多様なバックグラウンドを持つこどもが集まるという点がある。
 - 岩手県特有の問題でもあるが、遊園地のように、各地から気軽に来られるこどもの遊び場が少ない。地域の公園等の遊び場はあるが、訪れるのは基本的に近隣住民であり、いつもの遊び仲間としか接することはない。こどもの声を拾い上げることは重要であり、地域に根差した場で、日常生活に対するこどもの意見を聴取することに加え、非日常的な場所で、いつもと違う遊びの場や遊び相手の中で得られる気づきというものもあるのではないかと考えている。
 - こどもも保護者もいつもとは違う環境の中で、遊びのスペシャリストである大人の児童厚生員と触れ合うことも重要である。いわて子どもの森は、「おとなのお約束」を提示し、大人が怒ったり、こどもに先回りして指示を出したりしないことを求めている。大型児童館は非日常的な空間でもあり、1 回きりしか来館しないこともあるが、その中で児童厚生員はこどもと関係を構築し、主体性を引き出す努力をしている。こうしたこどもと大人の関係づくりについていわて子どもの森の児童厚生員は十分実績を積み上げてきてくれているし、こうしたことがリピーターにもつながっていると考える。 以上

No.	2
ヒアリング対象名	岩手県立児童館いわて子どもの森
種別	大型児童館
日時	2023年10月27日（金）12:30-13:30
場所	GoogleMeet によるオンライン会議

1. 事前調査票の内容

(1) 施設概要

① 施設名	岩手県立児童館いわて子どもの森
② 施設開設年	2003年
③ 運営主体名	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
④ 運営形態	指定管理（2006年～）
⑤ 設置根拠	いわて子どもの森条例
⑥ 貴団体が運営に関わるようになった時期	2003年4月から（2003～2005年は運営を受託）
⑦ 開設の背景	遊びのための空間や時間、仲間の減少により、子どもが「すこやかに成長」できる環境が著しく悪化した。この状況を踏まえ、子どもの多様な遊びや交流の場を確保し、各地域の健全育成施設や団体とのネットワークを形成しながら、全県を通じて活動の活発化を促進する環境の整備が重要な課題であると認識し、県立児童館の整備に取り組む。（岩手県すこやか子どもランド（仮称）運営基本計画より）
⑧ 施設の理念・コンセプト	<p>みんなの合言葉「おとなも こどもも のんびりゆっくり ぽけーっとしようよ」は、正面玄関に掲示するほかリーフレットにも掲載している。</p> <p>また、開館前に作成された基本事業計画では、目指す姿を「アジュール（もどってこれる場所）＝すみか（巣）」とし、なによりも居心地の良い・いつまでもそこにいたくなる・何度でも訪れたい居場所、と定義している。</p> <p>現在のホームページ³には、トップページに「子どもの森がめざすもの」というメニューがあり、「理念とメッセージ」を掲載している。</p>

³ <https://www.iwatekodomonomori.jp/message/index.html>

(2) 回答者

1 役職	チーフプレーリーダー（主査児童厚生員）
2 主な担当業務	<p>遊び場の安全管理の総括/遊びのプログラム、イベント等の企画調整実施/遊びのプログラムの普及/研修会・講座の企画実施/広報紙の制作/SNS の総括/アウトリーチ事業の総括/県児童館協議会に関すること/新採用職員の育成/実習生の受入/事業費の予算執行管理等</p> <p>なお、仕様書上では</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遊びに関する実践及び研修に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ア.遊び体験業務 イ.遊び環境サポート業務 ウ.児童健全育成に係る指導者のネットワークづくり エ.遊びに関する情報収集及び情報提供 オ.その他、健全育成に関すること ●その他の業務 <ul style="list-style-type: none"> ア.広報業務（施設の利用促進の宣伝活動等） イ.施設等の管理運営に関する調査、研究及び資料の収集 ウ.その他の管理運営に必要な業務 <p>と定められており、これを基に本施設において担当業務を分けている。</p>
3 保有資格（保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等）	<p>幼稚園教諭一種</p> <p>小学校教諭一種</p> <p>児童厚生一級特別指導員</p>

(3) 職員の体制について（2023年10月時点）

職種	勤務形態（有償・無償のボランティアは過去1年以内に月1回以上の活動がある登録者について）	人数	(2)3 の保有資格を持つ職員の内数
1 館長・施設長	常勤専任	1 人	1 人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
2 副館長・副施設長	常勤専任	1 人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
3 行政職員	常勤専任	人	人

職種	勤務形態（有償・無償のボランティアは過去 1 年以内に月 1 回以上の活動がある登録者について）	人数	(2)3 の保有資格を持つ職員の内数
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
4 児童厚生員	常勤専任	5 人	5 人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
5 児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる者	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
6 その他の職員	常勤専任	5 人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	10～16 人 ※派遣会社スタッフ	3 人
	無償ボランティア	人	人

2. ヒアリング項目

(1) 施設の利用について

① 利用者数

<利用者数>

- 入館料を徴収していないため、利用者の年齢および正確な人数の把握は難しい。
- 総利用者数は日単位と月単位と年単位で集計している。
 - 日ごとに正面入口に設置しているセンサーカウンターにより人数を把握している。
 - コロナの前は年間約 21 万人程度。令和 4 年度は年間 143,350 人で、利用者人数はまだ完全に回復していない。

<季節による変動>

- コロナ前の平成 30 年度と、直近の令和 4 年度の入館者数は以下の通り。

	総数	4～9月	10～3月	最大	最小
H30	212,047人	156,941人 (74%)	55,106人 (26%)	8月:41,119人 (19.4%)	12月:4,596人 (2.2%)
R4	143,350人	96,890人 (68%)	46,460人 (32%)	5月:23,097人 (16.1%)	12月:3,030人 (2.1%)

- 令和4年度においては、5月と8月の利用者はほぼ同数で、ゴールデンウィークやお盆に集中する傾向は毎年共通している。
- 毎年、上半期の時点で年間入館者数の約7割が利用しており、下半期の利用は、年間の3割程度である。
- 屋外遊び場は、11月上旬～4月下旬の期間は閉鎖している。

<利用者の属性>

- コロナ禍以前は、土日・平日・お盆・ゴールデンウィーク等で無作為に特定の日を抽出し、来館者の年齢や属性に関する調査を行い、調査日における利用者の年代の割合・平均値を把握していた。
- 利用者の大まかな内訳は、子ども55%、大人45%程度となっている。
- 年齢別では、最多の割合を占めるのは4歳で14～15%。これはメインの大型遊具の利用最低年齢が4歳であるため、4歳になると遊びに来るようになる子どもが多いことが影響している。5～7歳がそれぞれ10～13%であるため、4～7歳では子どもの利用者の4割を占める。
- 「いつでもだれでも来られる場所」という位置づけのため、大人だけで来館する場合もある。
- 居住地別では、県内の利用者が6割、県外からの利用者が4割程度である。
 - ゴールデンウィークや夏休みは全国からの来館者も増え、旅行の途中に立ち寄る人もいる。
 - 当館は岩手県北部に位置しており、岩手県南部からより青森県南部のほうが近いため、利用者全体の2割が青森県からの来館者である。
 - 青森県の保育所や児童館が、遠足としてバスで団体利用することも多く、団体利用が青森のみという日もある。
- 利用者の7割は、リピーターである。

② 利用料

- 入館料は、子ども・大人の区別なく無料としている。利用者の居住地による利用料の区別はしていない。
- 入館料とは別に、宿泊施設の利用は有料であるほか、一部の遊具は有料（100円～300円）で、それぞれ利用者が支払う。
- 遊びのプログラムに参加する場合、参加費として材料費等の実費を徴収する場合がある。
- 運営は県の指定管理料で行う。宿泊にかかる利用料は収入として、運営費に上乗せをしている。

③ 利用者の利用動機

- 家族や友人たちと遊びに来る目的で来館する人が多い。
- 保育所・小型児童館・学校等の遠足で利用されることがある。

- 大人だけの場合は視察・見学の目的が多い。例えば他県の屋内遊戯施設の職員が来ることもある。

④ 貴施設を利用したこどもの反応

- 利用者向けのアンケートを置いている。特に書くように声をかけているわけではないが、たまに書いてくれる子や、来館するたびに書いてくれる子もいる。
 - こどもたちからは前向きな声が多く、「楽しかった、また来たい」とか「すごかったよ、ありがとう」「おもちゃ湯のサッカー、家族で白熱しました」「スタッフのお姉さんが優しくかった」などといった回答があった。
 - 10歳児から「おとなのお約束があるから、怒られずにのびのび遊べました」といった声があった。
 - ◇ 「おとなのお約束」は、リーフレットなど当館の配布物すべてに記載している。他の屋内遊戯施設から、自施設でも使用したいという声がある。

「おとなのお約束」

みんなの合い言葉	おとなのお約束
<ul style="list-style-type: none"> ● 事故は自分の責任。自分の判断で自由にあそぼう。 (自由にあそんでもらうために、できるだけ制約を加えないことにしています) ● ごみは出さずに自分で持ち帰ろう。 (地球のことを考えて、マイはし、マイカップを持って来たきみはえらい) ● わからないことはスタッフのお兄さん、お姉さんにどンドン聞こう。 (おそろいのユニフォームをきていますよ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● まず、子どもの話に耳を傾けること。 ● 早くしなさいと、むやみにせかさなさいこと。 ● あぶないからやめなさいという前に、本当にそうかをよく考えること。 ● 服を汚してもおこらないこと。

(2) 施設の設備について

① 延床面積

- 延床面積は 6,313 平方メートルである。
- 屋外施設も含めると、全部で 30 ヘクタールで、東京ドーム 6 個分に相当する。一日で遊びきれないという声もある。
- 屋外設備も当館の一部で、同じ指定管理者が管理している。

<外遊びや屋外設備に対する考え方、それらを活用した取組等>

- 毎月 1 回「森であそぼう」をテーマに、屋外を活用した遊びのプログラムを実施している。
- 季節ごとに「昆虫大捜査線」や「どんぐりのお店屋さん」「森のシアター」など、屋外型のイベントを開催している。
- SNS で自然の風景を発信するほか、散策路の柵に「遊びのファニチャー」を設置する等して、身近に自然を感じ、屋外遊び場に興味を持って足が向くような働きかけを行っている。
- 外遊び離れが進んでいること、また遊び方が明確なものでないと遊べないこどもや親が増えていることから、木製のアスレチック遊具を令和 3 年度に新設した（何も無い原っぱや広場だけでは、何をしたらよいかわからないこどもや、つまらないと感じる親が増えている）。遊具の愛称を利用者から募集し、積極的な活用を呼びかけた。
- 移動児童館では、実施施設の園庭や併設されている広場等を使用することはあるが、児童遊園や公

園では実施していない。当館の移動児童館は、会場を固定して定期開催するものではなく、申請のあった団体等の施設を訪問し、遊びのプログラムを実施するやり方である。県が広いため、実施前の下見が難しく、初見で危険箇所を把握し、初対面のこどもの集団と遊びのプログラムを展開することは難しいと考えるためである。

② 目的別の設備・スペースの設置意図

<年齢別のスペースについて>

- このスペースも利用に年齢の上限を設けてはいない。
 - 乳幼児向け遊び場「ピヨピヨ」についても、利用は乳幼児限定にはしていない。
 - ◇ 例えば「ピヨピヨ」で 10 歳以上のこどもが走り回っているような状況があっても、その場にいるスタッフが小さい子どもに気を付けるよう声かけをする可能性はあるが、利用を禁じることはない。また実際にはそうしたパターンはほぼない。
 - 施設全体で、こどもたちが場をどう使うかは自分たちで考えて周りを見ながら遊ぶ、他の人にも気をかけるなどどの職員・スタッフも声かけをしている。「走ってはいけない」とは言わず「走ってもいいけれどほかの人にぶつからないように周りをよく見てね」といった形で一度本人に考えてもらうような声かけをしている。
- 利用に年齢の下限を設けている遊具は 1 か所だけある。
 - メインの大型遊具「のっぴい」は 4 歳以上が使える。これはこの遊具の設計基準によるものであり、運営者の意図的なものではない。

<スヌーズレンの部屋について>

- 普段緊張の中で過ごすことの多い障害のある方にとって刺激を楽しめるのが「スヌーズレンの部屋」である。
 - 使用には予約が必要で、健常者も利用可能だが障害のある方が優先である。
 - 設置背景には、誰でも利用できるユニバーサルな施設にするという考えがあった。
 - 他の大型児童館にはない、当館の特徴のひとつとも言える。
- 当館が立地している「奥中山」は酪農と高原野菜とともに福祉を謳う地域であり、福祉施設が多い。街を歩いているといつも障害のある方に出会い、障害のある方と過ごすのは日常である。こういった障害児のみならず障害者を支援する資源も多いという地域性が、「スヌーズレンの部屋」の設置背景の一つでもあるかもしれない。
 - スヌーズレンの部屋を、地域の障害児や障害者が利用することもある。
- また当事業団が運営している施設のうち、児童厚生施設である当館以外の多くは障害者・障害児施設であり、障害者支援関連の専門性が高い職員が多いことも設置背景の一つだと考えられる。
 - 当事業団には有資格者の職員もいる。例えば、当館の館長は社会福祉士である。

(3) 施設の機能について

① 児童厚生員の役割、待遇

<職員構成⁴>

- 運営者である岩手県社会福祉事業団の職員と、遊び場の見守りや受付業務などを担当する業務委託先の派遣スタッフがいる。
 - 事業団の職員は 12 人（館長や運転技士も含む）で、11 人はフルタイム勤務である。1 人は労務員（障がい者雇用）で、4 時間勤務である。
 - 事業団の職員は、業務系の認定児童厚生員の有資格者職員と、総務系職員の 2 つに大別されている。総務系職員は当事業団が運営している複数施設の間を転勤しているので、福祉系の資格を持つ職員が多く、業務系の職員には、認定児童厚生員資格のほか幼稚園教諭や保育士、教員など子どもに関わる資格を持つ職員もいる。
 - 派遣スタッフは、平日が 10 人、休日が 14～16 人程度（前述の通り、遊び場の見守り、受付業務等を担当）の配置となっている。
- 採用時点でのこどもに関する資格の有無は問わない。
 - 絵を描くのが得意、環境教育に携わってきた、海外に在住していたなど多様な経験を持つ人材を採用しており、得意分野や強みを活かしながら、遊びのプログラムを立てている。
 - 児童厚生員の資格は採用後に取得して活躍してもらっている。

<児童厚生員>

- 児童厚生員は 5 人⁵いる。
 - すべて事業団職員である。
 - 5 人とも常勤で、3 人が正規職員、2 人が非正規職員である。
 - ◇ 非正規職員は 1 年ごとの契約である。本人が希望すれば更新でき、最長年限はない。試験への合格により正規職員に転換できる。
 - 正規・非正規で業務の別はない。
 - 当館が持っている予算の支出事務、研修事業の企画・実施は正規職員が事業ごとに分担して受け持っている。

② 子育て支援（相談等）、児童福祉に関わる職員の配置（有資格者数、経験等）

- 保護者の子育て相談については、実施していない。

③ こどもの育ちや子育て支援において有効だった取組・イベント等

- どの取組もこどもの育ちに有効だと考えて行っている。
- 「走らないで」というようなこどもの遊びを制約する声かけをしない、むやみに注意の掲示を出さないようにするなど、こどもが自分で考えて遊び、こどもの主体性が引き出せるような遊び場の環境構成にすることを心掛けている。

⁴ 2023 年 10 月 1 日現在

⁵ 定数は 6 人（正規 3/非正規 3）で、1 人欠員がある状況

④ 注力している取組

- 当館ではアウトリーチ事業の一つとして、助産師と協働で「いのちのおはなしキャラバン事業⁶」を実施している。いのちのおはなしキャラバン事業は、親子の信頼関係を深め、子どもの自己肯定感を高めることや親自身の子育てへの自信回復をねらいとする親子向けの「ワークショップ」と、長期的な視点で親子を切れ目なく支えるネットワークづくりを目的とした地域の子育て支援者による「子育て支援交流会」を併せて開催しているものである。「もう自分なんていなくてよい」「がんばってもどうせダメだ」というこどもが目立つようになったことを背景に始めた自己肯定感をはぐむための取組である。
 - 学校以外の児童館や児童クラブ、保育所や子育て支援センター等の施設に出向いて実施しており、10年以上続けている。
 - 厚生労働省が作成した遊びのプログラムのマニュアルにも掲載されている。
- アウトリーチは、地域の子育て環境を整備していく目的も大きい。市区町村、小型児童館、民生委員、保育士、学校教員などを集めて実施するため、地域の児童健全育成の土壌を作る意味がある。

<こどもの意見を取り入れるための取組>

- こどもの声は日常の関わりの中で聴くほか、アンケートで聴取している。こどものつぶやきや思いをスタッフが拾い、それを具現化するようにしている。
- 「こども会議」や「こどもが運営協議会の委員になる」といった、こどもの意見聴取の場を設定したり仕組みを整えたりする等の取り組みは特段行っていない。
- イベントによっては、こどもがボランティアスタッフとして活動する機会を設けている。
- いのちのおはなしキャラバン事業については、「参加するかどうかは本人が決めること」としている。実施団体（保育所や児童館、児童クラブ等）の職員が強制的に参加させたり行事や催し物として設定したりはせずに、必ず本人の意思を確認してもらうようにしている。また一人ひとりの背景は、実施団体の職員等に可能な範囲で聞き取りを行い、参加者のもつ背景を考慮しながら内容（アクティビティの順番、使用する言葉等）をアレンジして実施している。
- ようかいスタンプラリーのキャラクター募集や、屋外アスレチック遊具の愛称を募集するなどして、一部の遊び場にはこどものアイデアを取り入れている。

⑤ 地域住民・利用者のニーズをどのようにくみ上げているか

- 利用者のニーズは、アンケートおよび来館時に直接利用者や保護者から声を聴くなど、日常の中で把握できるように努めている。
 - アンケートは、置いてある用紙に来館者が自由に書くというもので、必須で求めているわけではない。
 - 宿泊利用者には、アンケートへの協力を明確にお願いしている。これまでの来館回数や当館を何で知ったかといった情報のほか、利用した感想を自由記述するものである。
- 移動児童館等で出向いた先の児童館や学童保育所の職員と情報共有をすることもある。各施設の課題やニーズ、こどもたちの現状について聞き取ることもある。

- 大型児童館に来館した子どもには基本的に保護者が一緒についている。保護者が付いているときと、子どもだけにいる時では子どもの様子が異なることがあるため、他の施設に出かけたときには子どもたちだけの様子を尋ねている。
- 県の児童館連絡協議会でも情報収集を行っている。研修を企画するときは、協議会の場で小型児童館の職員にどのような研修をやりたいかについて聞き取ることもある。個人的なつながりで聞くこともあり、フォーマル・インフォーマルな関係の両方を用いて尋ねている。

(4) 周辺にある施設等と関わりについて

① 地域の中のどのような場所にあるか

- 施設は単体で設置されている。
- 数百メートル先には、当館が所在する一戸町が運営している温泉施設とスキー場施設があり、レジャー客が当館に立ち寄ることもある。
 - 一戸町と連携し、町が実施するスタンプラリーのスタンプポイントになることで、地域の来訪者の回遊を促している。

② 併設施設の有無

- 併設施設無し。

③ 他の児童厚生施設や子ども・子育て支援施設等、あるいはその他の施設との連携の有無

- 児童館・児童センター・放課後児童クラブとのつながりは常日頃からある。
 - 例えば、市町村や保育協会等からの依頼により保育士向けの研修を行っている。
 - 生涯教育・社会教育関係で、社会教育主事の研修講師も受けているため、学校関係者とのつながりもある。
- 県内各地や隣県から研修・講演や、遊びのプログラム実施を依頼されることがある。
- 図書館・博物館・科学館など、他の教育施設との連携事業も実施している。専門分野が異なるため互いに補いやすい。
 - 例えば図書館との連携では、読み聞かせをしに行き、その内容から遊びに展開する取組をすることもある。
 - 当館が博物館の研究員を呼ぶこともある。例えば夏に「昆虫大捜査線」というイベントを開催し、当館の屋外設備で虫取りをし、研究員に捕獲した虫の解説をしてもらう。その際に専門家である研究員と子どもの間に児童厚生員が入って、難しい言葉を言い換えたりするなどして連携している。
- 移動児童館で各地の小型児童館に出向いた際には、当館の開発した遊びのプログラムを実施するほか、そこにあるものや設備でできる遊びのプログラムの展開方法を子どもや小型児童館職員に伝えてくる。小型児童館もこういった研修には協力的である。
 - 当館から定期的に広報物を送ったり、「遊びのレシピ」⁷という冊子を送付したりしているので、受け取った児童館から情報連携を依頼されることがある。各児童館は当館の活動を「知ってくれている」という認識。

⁷ <https://www.iwatekodomonomori.jp/yomimono/index.cgi>

<設置者である岩手県との連携について>

- 岩手県主催の事業や企画展等を、当館を会場に開催している。
- 県内外への広報での協力もしている。

(5) 課題等

① 施設の老朽化

- 設置から 20 年が経過しており、施設が老朽化しており雨漏りすることもある。先行して開設した他の大型児童館でも同じ問題が発生しているという認識である。
- 大きい修繕が必要な場合は県に伝え、予算を確保してもらっている。県が主導して、大規模修繕の工事が行われている。

② 社会的変化の影響

- 修繕費用のほか、物価高による燃料費上昇、最低賃金上昇による業務委託料の上昇でコストが全面的に上がっている。一方で指定管理料は 5 年ごとの契約で、5 年均等割りのため、特に人件費負担が年々重くなっている。
- コロナで来館者が大きく減少したときは宿泊利用料の収入も減少していた。

③ 安定的な施設経営や維持管理のための対応策

- 特に実施していることはない。助成金を確保して個別の事業に使用するといったことはあるものの、安定的な財源確保としては難しい。
- 独自の財源確保は契約上特に制限されていないが、明確な打ち手がないため、現状、独自の財源確保はしていない。

④ 人材確保

- 人材確保に苦戦しており、今も欠員が出ている状態である。
 - 県庁所在地である盛岡市から車で 1 時間以上かかる立地であるため、通勤アクセスが良くない。
 - 児童館で働きたい・児童厚生員になりたいという学生は保育士養成校の学生であることが多い。その奨学金の免除要件として保育士として何年か勤務するというものがあるが、児童厚生員はその要件に当てはまらず奨学金免除の対象にはならないということがある。そのため、経済的な理由から児童厚生員をあきらめて保育士になるというケースがある。
 - ◇ 岩手県の社会福祉協議会が行っている奨学金があるが、今年度から、返済免除の条件に児童福祉施設に就職し 5 年間勤務という規定が設けられた。

⑤ 中高生の利用

- 中高生の利用を課題に感じている。
 - 立地的にこどもがひとりでこられるようなところではないため、現実的には交通費を払って電車・バスで来るか車で来ることになる。小学生であれば保護者と来るが、中高生世代が単独で利用するにはハードルがある。
 - 中高生世代に居場所を提供したいと思いつつ、大型児童館は毎日ふらっと来て居場所にするような空間にはなりにくい。居場所に関する有識者により、「日々の居場所というよりも、いざというとき

や何かあったときにいける場所という位置づけが大型児童館である」という指摘があったので、そういう場所でありたいと思っている。

- 中高生の居場所として NPO 法人が運営している「岩手町のユースセンター」⁸（中高生や大学生、青年の居場所（フリースペース））とのつながりがあり、当館のイベントにボランティアで参加したり、活動の一環として中高生世代が2～3週間に1回来訪したりする。ふらっと来て、施設で遊んで、少し話をすることもあれば、何か当館でやりたいことの相談を受けることもある。

(6) その他

① 県外との関わり

- 県内への情報の発信方法として、広報紙「子どもの森ニュース（紙媒体）」を県内の幼稚園、保育所、小学校、児童館、児童クラブ等の施設、道の駅や観光施設に個別送付し掲示・設置してもらっている。
- 青森県に対しては、要望があった観光施設等に送っており、当館から広報物設置を依頼することはほとんどなく、やや消極的な広報の仕方をしている。
 - 青森県側から積極的に情報を取りに来てくれている。
 - 青森県の保育士や児童館職員の研修に招かれることも多い。
- SNS の発信を見て来る人が多い。
 - 八戸市など青森県南部の近い地域の広報誌の取材が来ることもあり、それを見た人が来館することもある。

② 運営費が岩手県の財源であるなか、他県から来館することに対する解釈

- 当館としては「どこから来てもこどもはこども」なので、この地域や県に限らず、「日本の子どもたちの遊びの環境を守る」というつもりで仕事をしている。少なくとも東北全体は見ていきたいと思っている。
- 青森県からの来訪者がアンケートに「岩手にこんな施設があつてうらやましい」「利用料を払いますよ」と書かれることはあり、光栄な気持ちである。

以上

⁸ <https://www.morioka-youthcenter.com/>

No.	3
ヒアリング対象名	香川県
種別	自治体（都道府県）
日時	2024年1月23日（火）09:30-10:40
場所	WEBEXによるオンライン会議

1. 事前調査票の内容

(1) 回答者

	回答者①	回答者②	回答者③
1 所属課室・係	子ども政策推進局 子ども政策課	子ども政策推進局 子ども政策課	子ども政策推進局 子ども政策課
2 役職	課長補佐	主任主事	副課長
3 主な担当業務	総括	さぬきこどもの国の運営・管理	—
4 保有資格 （保育士、幼稚園教諭、 小中学校・高校教員免許、 社会福祉士等）	なし	なし	—

(2) 自治体概要

1 都道府県名	香川県
2 児童人口	138,337人（R5.4.1時点）
3 大型児童館施設の名称	さぬきこどもの国
4 3の開設年	平成7（1995）年
5 市町村内の小型児童館数	37か所
6 運営形態	指定管理（2005年度まで管理委託→指定管理）
7 施設の理念・コンセプト	都市化の進展、核家族化の進行、交通量の増大などにより、児童の健全な遊び場の不足や集団で遊ぶ機会の減少など、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、次世代を担う児童の健全育成が重要な課題である。 児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学との触れ合いを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図ることを目的とする。
8 開設の背景	児童を心身ともに健全に育成し、その資質の向上を図るための場として、また県内児童館の中核的施設となる大型の児童厚生施設の整備を図る。

2. ヒアリング項目

(1) 大型児童館の設置について

① 政策上の根拠

- 大型児童館の整備については、「香川県 21 世紀長期構想」（平成 2 年度策定、事業計画年度平成 3～7 年度）において計画。県内の児童育成、学習・児童の学びや創作活動の場となるとともに、県内児童厚生施設のセンターとなる役割を持つ施設とすることを目的とした。
- さぬきこどもの国条例（平成 7 年香川県条例第 1 号）において、運営をしていく上での料金の設定等、仕様上の規定を定めた。

② 大型児童館設立の理念・コンセプト

- 1. （2）⑦に記載の施設の理念・コンセプト「遊びながら発見し、ふれあいながら創造する」は、さぬきこどもの国を指定管理にするにあたり、管理者業務仕様書の基本方針として県がさぬきこどもの国の在り方として示しているものである。理念・コンセプトは開設時から変更はしていないが、設備など運営に必要なものは時代にに応じて整備している。
- 香川県や設置地域の特色を屋内・屋外設備に生かしており、触れたり体を動かしたりして遊びながら科学や芸術を学べる施設としている。
 - 敷地内の屋内施設「わくわく児童館」には、木育を目的とした県産木材による「木の玉プール」を設置している。
 - 空港に隣接していることから、航空・宇宙関連の遊具や設備を設けている。屋内には飛行関連のアミューズメント設備や、屋外には飛行機の実物機体を設置している。
 - これらの遊具・設備により、知育・教育の面だけでなく、身体全体を動かして遊べる施設としている。

③ 設置の経緯

- さぬきこどもの国は高松空港に隣接して設置されている。前述した香川県 21 世紀長期構想の中で大型児童館を設置することが決まり、用地を検討していた際に、高松空港隣接地が適した土地と判断された。
- 施設の名称検討には、こどもの声を取り入れた。
 - 児童館の名称はこどもから公募し、「わくわく児童館」と名付けられた。
 - 他にも施設内の設備に関して、こどもの意見を反映したところがあった。

④ 立地について

- 用地はもともと県の所有地であった。
- 香川県庁からは車で 30 分弱の距離で、市街地在住者でも比較的アクセスしやすく、日常的な利用も可能である。
 - 香川県は面積が狭く、県内の自動車道がよく整備されているため、県内各所から車でアクセスしやすい。
 - いつもとは違う広々とした場所で思いきり身体を動かせる遊びができる場所となっている。

⑤ 設置費用について

- さぬきこどもの国は総工費約 126 億円。
 - 設置に際しては、県費に加え、当時の補助金も活用した。

- 民間からの寄付や民間企業の協力も募った。

⑥ 屋外遊園・設備、宿泊施設等の有無、設置の意図

- 設置当時の時代背景として、家庭用ゲーム機が普及しており、こどもの外遊び機会の減少が懸念されていた。さぬきこどもの国の施設整備に当たっては外で身体を動かして遊べる場として、屋外施設を整備するという意図があったものと思われる。
- 宿泊設備はない。

(2) 大型児童館の運営について

① 大型児童館に期待すること・運営方針

- 県内市町に 37 の小型児童館が設置されているが、大型児童館として、より広域的に県内児童の遊びの場とすること、また小型児童館の中核的役割を担う施設として位置づけている。
- 大型児童館の中核的な役割としては、さぬきこどもの国の児童厚生員が各小型児童館職員向けの研修を行ったり、連絡協議会事務局の運営を行っている。県内唯一の大型児童館として、児童の健全育成や児童館の機能強化を期待している。

② 運営者について

- 平成 7（1995）年の開設以降は管理委託をしていたが、平成 18（2006）年から指定管理者制度を導入した。県庁全体としてコスト削減のため指定管理者制度の導入が求められていたことが背景にある。
- 指定管理者制度導入以降、現在まで 4 期にわたって、公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団が指定管理者として運営に当たっている。
 - 指定管理者の法人形態は、仕様書を満たせる事業者であれば特段の指定はない。
 - なお、指定管理者の要件として、児童厚生員 8 名という要件があるなど、要件を満たせる事業者は少ない。

③ 運営費について

- 令和 4 年度の運営費は 3 億 5625 万円。これは指定管理料の 1 年あたりの額である。
- 運営費のごく一部に施設の利用料を充当している。

④ 県と市町村の協働・役割分担

- 県としては、指導・監査を実施し、適切な運営が図られるよう努めている。公立の小型児童館がほとんどのため、運営主体である市町において、それぞれ工夫して運営されている。

⑤ 県内のその他の児童厚生施設との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- 大型児童館の役割である児童館同士の連絡調整や研修、情報交換等の場を設ける等支援を通じて、各児童館との連携を図っている。

⑥ 他の大型児童館との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- 大型児童館の運営について、近県の大型児童館と情報交換を行うことが日常的にある。
 - 例えば、大型児童館でのキャッシュレス決済の導入、指定管理料の在り方等について、大型児童

館を設置している県や、隣接する愛媛県の大型児童館「えひめこどもの城」と意見交換するなど、課題に応じて連携・情報交換することがあった。

➤ さぬきこどもの国と他の大型児童館とのやり取りもあると考えられる。

⑦ こどもの意見を取り入れるための取組の有無、内容

- こどもに限定せず、利用者に対してアンケートを行っており、利用者全体の意見を踏まえながら運営している。利用者の声は投函されたものには必ず回答して掲示している。

(3) 大型児童館の利用について

① 利用料についての考え方

- 県内・県外のこどもや保護者が安心して遊びに来られる場所として整備運営しているため、駐車場も含めて利用料は無料である。
- ただし、スペースシアター（プラネタリウム）の観覧料、サイクルセンターの自転車利用料がかかるほか、ワークショップ等実費がかかる場合がある。
 - 他県の児童館の利用料等を調査したうえで、利用料を設定している。

② 屋外施設・設備、宿泊施設の活用について

- さぬきこどもの国では屋外遊具のリニューアルを計画しているところである。
- もともとこどもの遊ぶ機会が減っている中で、コロナ禍でさらにその機会が減り、こどもの運動能力低下も懸念されている。運動能力の向上のため、また安心して遊べる遊び場の確保は県として重要と考えている。

③ 県外からの利用について

- さぬきこどもの国の年間利用者数はコロナ禍前で約 60 万人。そのうち県外からの利用は 2 ～ 3 割で、多くは徳島県からの利用者である。徳島市内から車で 30 分程度のアクセスの良さも利用者数に影響している。
- 香川県では、「子育て県かがわ」としてこどもや子育て家庭にとって住みやすい、子育てをしやすい県になることを目指している。子育て県としての県外への魅力発信において、大型児童館も大きな役割を持つ拠点であるため、県外からの利用者は歓迎している。
 - こどもの遊び場の減少や地域のつながりの希薄化によって、子育て中の保護者は孤独感を感じたり、子育てに息詰まったりすることもある。その中で大型児童館は気軽にこどもを連れて遊びにいけることができ、同じ「親」同士もつながれ、児童厚生員にも相談出来る環境である。子育て県として子育て支援政策を進めていくうえで、大きな役割を担ってほしいという期待がある。

(4) 児童福祉における大型児童館の今後の展望・課題等

① 県の子育て支援政策において、児童厚生施設が果たす役割

- 無料で安心して遊べるこどもの遊び場、居場所の確保という大型児童館の役割は今後も変わらず重要である。また、こどもの意見聴取する場としても、より重要になってくると考えている。
- 地域のつながりが希薄化していく中で、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援を行う上で、大型児童館にはこれまで以上の役割が必要になると考える。施設の老朽化が問題となる中、大型遊具のリニューアルも計画しているが、財源にも限りがある中、どのように整備・運営するのが児童の健全育成につながるか検討していきたい。

- 県としては、子育て家庭にとって安心して相談したり、必要な情報が得られたりするような子育て支援拠点の充実を目指している。児童厚生施設もこうした役割を持っており、それをより周知し、県全体での子育て支援体制を強化したい。
 - さぬきこどもの国では臨床心理士による育児相談、助産師・栄養士による子育て相談も行っており、こどもが喜んで遊びに行くところで相談もできることは保護者にとって心強いと思う。こうした取組は各市町でも行われているが、保護者にとって相談先や立ち寄り先、居場所の選択肢が増えるのは良いことだと考えている。
 - さぬきこどもの国の職員からは、保護者が悩みを気軽に専門家に聞けることで保護者の不安解消につながっていると聞いている。
- 子育て支援の拠点としては、大型児童館のほかに地域子育て支援拠点などもある。各施設の特性や基本的な機能は異なり、また、それぞれの保護者や子育て家庭が置かれている環境によって、必要な支援も異なっている。
 - 支援が必要になったときに、子育て家庭が多くの選択肢から選べ、また複数の施設から支援が受けられるなど、児童厚生施設も含めた子育て支援拠点が子育て家庭をバックアップできるよう、強力な支援をしていける環境の整備が重要である。

② 大型児童館の意義・価値

- 香川県でも小型児童館の数が減少傾向にある。こどもの遊びの場が減ってきているなかで、県として充実した環境の提供は重要なことである。児童厚生員は、こどもの遊びのプロの目線から子育て支援、遊びのプログラム展開ができると考えており、県としての子育て支援策の中核としての意味がある。
- 児童厚生施設に求められていることも時代とともに変わる。小型児童館も様々な取組を行っているところではあるが、大型児童館があることで、常に情報発信、情報共有、充実した集合型研修の実施等が可能になり、また県立の大型児童館を通じて他県の情報共有もしながら充実した支援ができると考えている。

③ その他

- 国からは情報提供があればありがたい。また、運営や施設の維持・修繕等には費用が掛かるため、補助金があればありがたい。

以上

NO.	4
ヒアリング対象名	さぬきこどもの国
種別	大型児童館
日時	2024年1月31日(水) 09:30-12:00
場所	さぬきこどもの国

1. 事前調査票の内容

(1) 施設概要

1	施設名	さぬきこどもの国
2	施設開設年	1995年
3	運営主体名	公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団 ※事業団は県の外郭団体で、事業本部は県庁にあり、県職員が兼務している。 基本財産の99%は県の出資で、その運用益と指定管理料や自主事業等で運営している。 ほかに2つの県立の青少年宿泊施設の一部業務の委託を受けている。
4	運営形態	指定管理 ※開設から2005年度までは県からの管理委託
5	設置根拠	さぬきこどもの国条例
6	団体が運営に関わるようになった時期	2006年4月から指定管理
7	施設の理念・コンセプト	<p><u>基本理念</u> すべての児童・青少年が心身ともに健やかに、情操豊かに育つことを目指し、最善のサポートを実践する。</p> <p><u>基本的考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創造」子どもたちが遊びや創造体験を通じて、多くの人と関わり、様々なことを学ぶことで、夢を追求していけるように支援する。 ・「挑戦」子どもたちが個性や能力を伸ばし人生を切り開いていけるよう、前例にとらわれない企画を実施する。 ・「連携」さぬきこどもの国は地域に支えられていることを常に意識し、各分野の活動で地域と連携したプログラムを実施する。 ・「安全・安心」子どもたちが健やかに活動できるように、安全・安心な環境の整備を進める。 <p>※基本理念・基本的考え方は、県が示した施設の目的・機能等を踏まえ、事業団が示したものであり、これを基本方針として5か年計画を策定し、県の承認を得ている。 ホームページ等に示されている「遊びながら発見し、ふれあいながら創造する」はこれをもとに一般向けにしたキャッチコピーである。</p>

8 開設の背景	<p>(建設の趣旨)</p> <p>都市化の進展、核家族化の進行、交通量の増大などにより、児童の健全な遊び場の不足や集団で遊ぶ機会の減少など、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、21世紀の社会を担う児童の健全育成の拠点となる施設の整備が重要な課題となっている。</p> <p>こうした中において、「さぬきこどもの国」は、児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学との触れ合いを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図るために整備された施設である。</p> <p>※上記の記載は、県が整備計画時点で規定していた内容である。</p>
---------	--

(2) 回答者

	回答者①	回答者②	回答者③	回答者④
1 役職	園長	総務グループリーダー	育ち・支援グループリーダー	企画・シアターグループスタッフ
2 主な担当業務	総括	総務グループの総括に関すること	育ち・支援グループの総括に関すること	企画・シアターグループの業務に関すること
3 保有資格（保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等）	—	—	児童厚生一級指導員、中学校教諭(音楽)、高等学校教諭(音楽)	児童厚生一級指導員、養護教諭

(3) 職員の体制について (2023年10月時点)

職種	勤務形態 (有償・無償のボランティアは過去1年以内に月1回以上の活動がある登録者について)	人数	(2)3の保有資格を持つ職員の内数
1 館長・施設長	常勤専任	1人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
2 副館長・副施設長	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
3 行政職員	常勤専任	0人	0人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
4 児童厚生員	常勤専任	23人	19人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
5 児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる者	常勤専任	1人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
6 その他の職員	常勤専任	1人	0人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人

2. ヒアリング項目

(1) 施設の利用について

① 利用者数

- 利用料を取っていないため、正確な利用者数の把握はできない。利用者数は、以下の方法で把握した延べ人数を合算しており、その結果では令和4年度は429,597人である。
 - 利用料が設定されているスペースシアター、サイクルセンターの利用者数
 - 美術工房、科学工房の利用者数（子ども一人につき1セットの材料を提供しているため、それで把握されることの実数に付き添いの大人を勘案し、平日は1.5を乗じた利用者数、土日祝、夏・冬・春休みは1.8を乗じた数）
 - 音楽工房、もくもくのへやの利用者数
 - こども劇場及び研修室等のイベントの参加者数
 - 団体利用の利用者数

② 利用者の属性

- こどもだけで来ることが難しい立地のため、利用者は親子連れが多い。
 - 平日は未就園児とその母親の来館が多い。
 - 土日は小学生・幼稚園児と保護者が多い。
- 大型児童館は18歳までを対象としているが、中・高校生世代の来園者は平日・土日ともに少ない。高校生は、ボランティアとして来館する場合がある。
- 常に保護者が一緒に来館しているため、工房やイベント以外の自由に遊ぶスペースでは基本的には保護者が見ているもとで自由に遊んでもらうこととなっている。
 - 遊び方のマナー等については施設側からは特に言わず、トラブルがあった時の対応のみ行う。
 - 誰もが自由に利用できる施設であるため、不審者対策、災害・火事対策、怪我の対策として、訓練やマニュアル作成を通じて対応している。工房や各遊び場ではスタッフが見守りをしており、休日は警備員が巡回している。
- 県外からの利用について、正確には把握していないが、駐車場の車のナンバーから推察される範囲では、休日や長期休暇期間は2～3割、ゴールデンウィークや夏休みでは3～4割程度と考えている。
 - 徳島、岡山、高知といった隣接県のほか、京阪神からの来館者もいる。
 - これ以外に、空港が近い国際線が就航している中国、台湾、香港といった海外からの来館者もある。
- 季節による変動は大きくないが、春・秋は小学校等の遠足による団体利用の予約で団体枠の定員に達する場合がある。（施設としての定員は設けていない。）
 - 団体枠の定員は1日全体で500人としている。雨天時にも屋内で食事ができる程度の人数である。
- 利用者を個別に把握することには限界があるため、リピーターかそうでないかの把握は難しい。
 - 2、3か月に1回くらいの利用が多いと思われる。
 - 音楽工房では、平日に実施している5歳までの子どもを対象としたイベントに週に2、3回参加する人もいる。

③ 利用料等に対する考え方

- 公共施設であるため、利用料金は県議会での議決を経て県の条例で上限額が定められている。現在は入館無料。
 - 有料のスペースシアター観覧料（大人 500 円、高校生 300 円、4 歳以上～中学生 100 円）、サイクルセンターの自転車使用料（種類により利用時間・料金を設定）も同様に条例で上限額が設定されている。
- 利用料の収入は運営管理費、事業費に充当している。
 - 収入となる取組としては、有料のスペースシアター・サイクルセンターの自転車使用料と、自主事業で県の承認を得て実施している館内のカフェ、自動販売機、土産物の販売があり、これらの売り上げを運営費に充当している。
 - イベント情報誌「こどもの国 news」における事業者広告費はイベント情報誌の発行費に充当している。
- 利用時間を複数の枠に分ける「クール制」は設けていない。
 - 美術・科学工房は、利用が集中しすぎないように定員を定めている。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大中は乳幼児スペース、工房等でクール制や利用人数制限を行っていた。
- 利用者登録は行っていない。

④ 利用者の利用動機

- 館内ではほぼ毎日 1 つ以上のイベントが行われており、音楽イベント、子ども劇場等のほか、イベント情報誌には載っていないボランティアによる企画などもあり、これらのイベントを目当てに来館する利用者が多い。
- 利用者アンケートでの利用動機に関する回答では、外で思いっきり遊べるから、工房で遊びたいから、イベント等に参加したい、2 歳までの部屋「もくもくの部屋」を使いたい、等の声がある。
- 子育て相談事業を目的に来館する人もいる。事業の詳細は、(3) 2 を参照。

⑤ 貴施設を利用したこどもの反応

- こどもの意見表明の機会の担保のための取組は行っていないが、現場の児童厚生員が子どもと接する中で、こどもの意見や考えは聴取している。
- 利用者アンケートを年に 4 回（6、9、12、3 月）に各 1 か月間実施し、利用者全体の声を把握している。
 - それぞれ平日 50 人、土日 200 人、の計 250 人程度を対象に、職員が直接利用者にアンケートを配布して実施している。
 - 利用者アンケートでの感想では、思い切りあそぶことを目的に来ている利用者は満足しておりまた来たいといった声が多く、特にネガティブな意見はない。
- 個別のイベントでは参加者アンケートを行っており、様々な体験ができるという点に関しては保護者の満足度が高い。
 - こんなイベントをしてほしい、という要望もあり、取り入れるようにしている。
- 館内 3 か所に「ご意見箱」があり、子どもも含めて来館者が自由に思ったことを書いて投稿する。遊具や遊びに関する要望や施設・設備の改善要望が書かれている。

- 遊具の要望など、施設の整備に関わることなどは、県にも伝えたくえで取り入れるか検討する。
- 工房では試作中の工作をこどもたちに作ってもらい、こどもの様子や反応を把握したり、難しそうな工程は、簡単にするなど行っている。

(2) 施設の設備について

① 延床面積

- 屋内施設の延べ床面積は 5,009.92 m²である。
- 敷地面積は約 25ha である。

② 目的別の設備・スペースの設置意図

- 空港に隣接しているという特色を生かし、航空、飛行、宇宙等に関する遊具や展示が多い。
 - 平成 30 年度のリニューアルでは、スペースシアターのプラネタリウムを更新した。
 - 令和元、3 年度のリニューアルでは、令和元年度（1 階）は宇宙に関する展示、令和 3 年度（2 階）は「飛翔」をテーマにした展示の整備を行なった。
- 香川県産木材を利用した木育にも力を入れており、乳幼児スペース「もくもくのへや」の建材のほか、木製すべり台や木の玉プールなどの遊具に県産木材を使用している。
- 屋外の遊び場では水風船バトルや穴掘りといったイベントを行っているほか、芝生広場では運動遊びのプログラムも行っている。
- 季節の花を植えた花壇があり、飛行機と一緒に写真を撮りたい大人にも人気がある。

③ 施設の立地について

- 県庁所在地から約 15km であり、自家用車で気軽に遊びにしやすい場所である。
- 高松空港に隣接しており、空港周辺ではスポーツやレクリエーションの場として利用できるさぬき空港公園（香川県営の都市公園）と一体的に利用されている。

(3) 施設の機能について

① 児童厚生員の役割、待遇

- さぬきこどもの国の正規職員（常勤）は 26 名で、23 名が児童厚生員である。うち 19 名が認定児童厚生員資格を保有している。19 名の内訳は、児童厚生一級指導員 9 名、二級指導員 10 名となっている。
 - 認定児童厚生員資格保有者のうち、13 名が館内の遊びの指導に関わっている。
- ほかにボランティア（わくティア）が遊びの企画の実施や、さぬきこどもの国の活動サポートを行っている。
- 日常的な遊びの指導やイベントの企画運営のほか、児童厚生員に係る業務には以下のものがある（企画・シアターグループ、育ち・支援グループが担当）。
 - 香川県内の子育て支援団体の連携イベント
 - ◇ 5 月に実施する「こどもまつり」では、県内の子育て支援団体や企業がブース設置し、来館者に活動内容を紹介するほか、当館がそれらの出展者のネットワークづくりを促進する場となっている。10 月にはかがわ子育て支援フェスティバルを開催している。
 - ◇ 館内には子育て支援団体のチラシを配置している。

- 出前講座（移動児童館）
 - ◇ 美術、科学、音楽の各工房で実施している遊びのプログラムについて、地域の児童館、放課後児童クラブ等の依頼に応じて施設に出向き、こども・親子向けに遊びのプログラムを実施する。
 - ◇ 年間 70 回ほど実施しており、依頼があれば島嶼部にも赴く。
 - ◇ 出前講座では、昔はシャボン玉遊びなどを実施していたが、現在の実施内容は美術、科学、音楽、親子あそび等のプログラムから希望を募集するため、外遊びのプログラムは基本的にない。外遊びのプログラムへの要望が出てきたら検討したい。
- 遊びについて考える会
 - ◇ 児童館や放課後児童クラブ、子育て支援団体等の職員向けに、遊びの講習を行う。年 10 回程度実施。
 - ◇ 担当の児童厚生員は工房スタッフが中心である。
- 企業との連携
 - ◇ 企業からの材料提供によって、館内でイベントを行う。廃材や端材をいかに活用するかというところから、企業と一緒に考えて遊びのプログラムを構成することもある。
 - ◇ 過去には、繊維会社から端切れの提供を受けてクリスマスオーナメントを作るイベントや、企業から提供された廃材で好きなものを工作するイベントなどを実施したことがある。
 - ◇ これらは企業がボランティアで実施しているものであり、宣伝や販売は一切行わない。

② 子育て支援（相談等）、児童福祉に関わる職員の配置（有資格者数、経験等）

- 育ち・支援グループのうち、支援グループが企画・運営を担当している。
- 利用者の相談を受ける臨床心理士、助産師、栄養士等の専門職は外部の協力を得ている。
- 臨床心理士に相談できる「はぐくみ Room」（個別相談・毎週土曜）、助産師・栄養士への相談・交流ができる「はぐくみ広場」（月 2 回・木曜日）、助産師への相談や母親どうしの交流を行う「助産師のほっと相談室」（月 1 回・土曜日）の参加を目的に来館する利用者もいる。
 - 相談内容は、離乳食、発達、産後の母体について等で、それぞれ専門家に相談することができる。
 - 生後数か月の乳児向けの「ほっと相談室」では乳児の身体測定、母乳を出やすくするマッサージや哺乳量の測定などを行っており、定期的に来る人もいる。
- 子育て相談事業参加者の具体的な利用動機としては、「自治体の相談室等に行くのは敷居が高いがこどもを遊ばせるついでに相談できる」「自治体の相談事業は土曜日に行われていない」「家族に相談していることを知られたくないから大型児童館に遊びに行くことにする」、などがある。
- 乳幼児や未就学児だけでなく 18 歳未満のこどもすべてを対象とした相談事業もある。
 - 「はぐくみ Room」では、小学生以上の発達障害等の相談も受けている。
 - 発達障害や学校不登校などのこどもを持つ保護者向け相談事業「ペアメン café」を年に 3 回実施（ペアメンはペアレントメンターの略）。今まさにこどもが発達障害や学校不登校などを抱えているという保護者と、かつて経験した保護者による座談会のような形式である。
- 相談事業で把握された内容について、学校や幼稚園・保育園等との連携は行っていない。

③ こどもの育ちや子育て支援において有効だった取組・イベント等

- 遊びの取組・イベントでは、見るだけ、聞くだけで終わらずに、そこから何らかの体験ができるということを重視している。（「お仕事拝見！切手デザイナー」、「達人に学ぶ！～殺陣～」など）
- 空港の近くに立地することを生かして、各航空会社による航空教室（飛行機の仕組みやパイロットの仕事を学ぶ）を実施している。
- 運動あそびのプログラムとして、「わんぱくキッズ」「JUMP-JAM」を実施している。
 - 児童の生活習慣病の課題に対して、遊ぶ場所も減っている中、運動機会確保、運動機能向上を目的に実施。
 - 「JUMP-JAM」は、児童健全育成推進財団と NIKE が協働で開発した遊びのプログラムであり、「わんぱくキッズ」は、集まった子ども自身がその場で、自分たちで何をして遊ぶか決めるものである。
- 小学校高学年から中高生向けのイベントも実施している。
 - 思春期の子どもへの相談事業・イベントとして、小学校 4 年生以上の子どもとその親を対象に「親子で本気で遊ぶ！！～思春期子育てとどう向き合うか～」を実施している。親子で運動遊びをするプログラムと、子どもどうし、親どうしが別の部屋でそれぞれ相談・交流するプログラムから成る。
 - 中高生世代の利用者を増やすことを目的に、中高生世代を対象とした「輝け中高生」というイベントを実施している。応援団やよさこいなどのパフォーマンスを披露してもらい、小さな子どもたちに中高生の活躍する姿を見せたいと考えている。
- 手話を用いた遊びのイベント「しゅわしゅわ・ポップハンド」を行ったことがある。
 - 聴者とうろ者による劇団が実施しており、聞こえない人にどのように伝えられるかを子ども自身が考えられるような取組である。
 - 聴者・ろう者ともに参加が可能で、特別支援学校等にも告知している。
- 出前講座以外のさめきこどもの国以外で実施するイベントとして、「動く！あそびパーク」がある。
 - 商店街のアーケードでの半屋外遊びや、公共施設の研修室でのカード・ボードゲームなどを実施する。

<ボランティア・外部のインターン等の受入れ>

- ボランティア「わくティア」を募集しており、現在高校生から 80 代までの 105 人が登録している。そのうち高校生は 3 割程で、元保育士・幼稚園教諭や、退職者など参加者は様々である。
 - 工房の補助（工房の受付・制作補助、特殊な工具を使用する際の補助など）、おはなし分野（読み聞かせ）、サポート分野（イベントサポートや封入作業等）等のほか、わくティア自ら企画・運営し、イベントを行うこともある。
 - わくティアの活動に参加するためには、ボランティア研修会への事前参加が必須である。ボランティア研修会では、実際の参加者の活動の様子や、児童館とはどのようなものかという基本的なことを説明する。
 - 高校生自身がイベントの実施に関してアイデアを提案することは少ないが、実施後の振り返りで意見を述べることはある。活動の中で小さい子どもから「楽しかった」「ありがとう」という言葉を受けて、高校生本人の経験や保育業界への志望に繋がることもある。
- 毎年 2～3 校の近隣の中学校からの職場体験を受け入れている。大学生のインターンシップや児童館実習も受入れている。
- 県内 4 大学で保育や児童福祉を学ぶ大学生と児童厚生員がともに遊びのプログラムを開発し、当園

において「はぐみカレッジ」を実施している。

- ④ 地域住民・利用者のニーズをどのようにくみ上げているか
 - 利用者アンケートを実施している（（１）５参照）。
- ⑤ 施設の運営や取組等に子ども自身の意見を反映する機会の有無、内容
 - イベント時には参加者の子どもたちにアンケート（記入タイプまたはシールタイプ）を実施している。
 - ご意見箱（施設内３カ所）を設置し、その他の要望を聞き取っている。

(4) 貴施設以外の機関等との関わりについて

① 併設施設の有無

- 併設施設無し。

② 設置者である都道府県・市町村との連携

- 県との包括協定を結んでいるので、その中で報告・承認すべきことが定められており、情報連携している。それ以外にも相談をすることはある。
- 事業団の本部が所管課の中にあるので、県との連携がしやすい環境である。通常時の運営内容については、年間事業計画を提出して承認を得ている。事業計画をもとに実施しており、大きなイベントを実施する際には相談するようにしている。

③ 他の児童厚生施設や子ども・子育て支援施設等、あるいはその他の施設との連携の有無

<県内の児童厚生施設との連携>

- 香川県児童館連絡協議会事務局を運営しており、さぬきこどもの国と地域の小型児童館・市町村との連携を行っている。児童館の情報交換や児童館等職員の研修等を行うなど、積極的な児童館活動の推進役を果たすとともに、児童館活動の活性化に努めている。
 - 児童館連絡協議会としての役割では、連絡協議会は年に５～６回の研修の実施、地域の児童館でのイベント運営費の一部補助、児童館フェスティバル（県内の児童館がさぬきこどもの国に独自の遊びのプログラムを持ち寄り、来館者が体験する。毎年５月に実施）の実施などがある。
- 出前講座で児童館等に出向いたときには、地域の課題に関する情報共有等を行う。
- 全国児童館連絡協議会や児童健全育成推進財団等からの情報を県内児童館に伝えたり、県児童通信の発行により、県内児童館の連携促進も行っている。

<子ども・子育て支援施設等との連携>

- 子育て支援の機関とのつながりもある。（３）１に記載の通り、５月に実施する「こどもまつり」では、県内の子育て支援団体や企業がブース設置し、当館がそれらの出展者のネットワークづくりを促進する場となっている。また、１０月にはかがわ子育て支援フェスティバルを開催している。

<他の大型児童館との連携・交流>

- 都道府県立児童厚生施設連絡会という大型児童館どうしの連携協議会があり、複数の大型児童館の児童厚生員、管理職が集まり情報共有・交流する場が以前はあった。新型コロナウイルス感染症拡大により中止となり、ここ数年は実施されていない。

- 他の大型児童館とは個々に連携することがある。
 - 知己を得た他の大型児童館職員とメールや電話で情報共有をすることはある。
 - ぐんまこどもの国からの依頼を受けて、来年度、オンラインイベントを実施する予定。それぞれの特性を生かした遊びやイベントを計画している。
 - 兵庫県立こどもの館やえひめこどもの城に職員全員で視察に行ったこともある。

<その他の施設との連携>

- 高松空港周辺の5施設（香川県園芸総合センター、香南アグリム、さぬき空港公園、さぬきこどもの国、高松空港株式会社）が参加する「高松空港周辺施設連絡会」の事務局を担当している。それぞれの施設の周遊を促し各施設の利用促進を図ることを目的としたもので、SNS 等での情報発信を行っているほか、スタンプラリーイベントも行っている。

(5) 課題等

① 課題

- 利用者を増やすことが課題である。
 - 利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前は年間約 60 万人で推移していた。今年度はその7割くらいまで回復した。
 - 利用者の増加には、小さいこどもとその保護者だけではなく、中高生世代や祖父母も含めた3世代での利用の増加が重要であると考えている。
- 中高生世代にとっては、遊びに来る場所、ボランティアをする場所以外にも、居場所となれる可能性もある。大型児童館は中高生世代のための居場所がないから来ない、来ない中高生世代のための取組がない、という状況を避けたい。
- 2025 年で開館から 30 周年を迎えることもあり、日常的に修繕、維持が必要である。

② 児童厚生施設の価値の発信の必要性

- 国としての児童厚生施設に対する考え方をより明確にしてほしい。児童館とはこんな場所であるということ定義・周知してもらえると良いと思う。
- 当館としては、様々な取組を通して大型児童館の役割を模索しているが、県の子育て支援施策の一翼を担い、こどもがいつでも遊びに来られる場所、子育て相談もできる場所として子育て県かがわの大きな拠点を担っている。

以上

No.	5、6
ヒアリング対象名	郡山市
種別	自治体（市区町村）
日時	2023年12月26日（火）10:00-11:30
場所	Zoomによるオンライン会議

1. 事前調査票の内容

(1) 回答者

	回答者①	回答者②
1 所属課室・係	こども部こども政策課	こども部こども家庭未来課
2 役職	主任主査兼こども企画係長	子育て事業係長
3 課の主な担当業務 （郡山市 HP より）	（児童遊園の担当課） <ul style="list-style-type: none"> • 子育て支援の総合企画に関する事 • 放課後児童クラブに関する事 • 子ども食堂に関する事 • すこやか子育て寄附金に関する事 • 子育て環境に関する事（ウェルカム赤ちゃん・赤ココステーション） • 結婚・婚活に関する事（少子化対策） • 少年センターに関する事 • こどもまつりに関する事 • セーフコミュニティ（こどもの安全対策）に関する事 	（児童屋内遊戯施設の担当課） <ul style="list-style-type: none"> • 手当・助成に関する事 • 子どもの健康診査について • 妊娠・育児等の相談について • 子どもの健康について • 子育て支援について
4 保有資格 （保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等）	なし	なし

(2) 自治体概要

市町村 全体に ついて	① 市町村名	郡山市
	② 児童人口	46,147 人（2023.11.30 現在 18 歳未満）
	③ 都道府県内の大型児童館の有無	無
	④ 市町村内の児童館数	1 か所（希望ヶ丘児童センター） ※ニコニコ子ども館は地域子育て支援拠点（子育て支援センター）。市内 4 箇所の地域子育て支援拠点の中核をなす。
児童遊園/ 街区公園に ついて	⑤ 児童遊園の施設数/児童厚生施設である児童遊園を設置していない場合は街区公園の施設数	児童遊園 4 か所 ①希望ヶ丘公園 ②鴻ノ巣公園 ③酒蓋公園 ④七ツ池公園
	⑥ 運営形態 ※公有地上にある施設について、あてはまるものすべて <input type="checkbox"/> をクリックしてください。	自治体直営 ※児童遊園の所掌はこども政策課である一方、定期点検など実際の管理運営は都市公園を所掌する公園緑地課が都市公園と共通して行っており、管轄が分散している。
児童屋内 遊戯施設に ついて	⑦ 名称	<ul style="list-style-type: none"> 郡山市元気な遊びのひろばベップキッズこおりやま⁹ 郡山カルチャーパーク屋内子どもの遊び場 大槻公園体験学習施設 八山田こども公園体験学習施設
	⑧ 児童屋内遊戯施設の施設数	4 か所
	⑨ 運営形態	指定管理 / 委託 ※ベップキッズこおりやまは委託、その他の 3 施設は指定管理。
	⑩ 施設の理念・コンセプト	4 施設に共通する理念・コンセプトはなく、設置の経緯や設置地域によって異なる（後述）。
	⑪ 開設の背景	原子力災害による屋外遊びが控えられたことによりこどもたちの精神や発達への影響が考えられたことから、屋内で自由に遊ぶことができる施設が必要となった背景がある。

⁹ ベップキッズこおりやま： <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/1398.html>

郡山カルチャーパーク： <https://www.koriyamaculturepark.com/playground>

大槻公園： <https://www.kwest.jp/otsuki/kids.html>

八山田： <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/1355.htm>

2. ヒアリング項目

(1) 児童遊園／街区公園について

① 児童遊園／街区公園の設置について

- 郡山市では、郡山市児童遊園設置条例に基づき、4か所の児童遊園を設置しており、このほかにも都市公園（街区公園・地区公園等）を多数設置¹⁰している。
- 郡山市では児童遊園は都市公園を兼ねる運用となっており、4か所のうち、希望ヶ丘公園、鴻ノ巣公園、七ツ池公園は街区公園、酒蓋公園は地区公園を兼ねている。
 - 児童福祉法上の児童厚生施設にあたる児童遊園は運営管理者の設置が必要となっているが、現状は管理者を児童遊園に配置していない。
 - 運営実態としては都市公園を管轄する公園緑地課のその他の街区公園や地区公園と変わらず、これら4か所の児童遊園の維持管理・運営予算もこども政策課ではなく公園緑地課が管轄している。
 - よって、制度上「児童遊園」はあるものの、現状ではこども政策課（児童遊園の担当課）が、児童遊園の運営に携わることはなく、維持管理・運営における制度と実態の整理については今後の課題である。
- 児童遊園を街区公園・地区公園として兼ねる運用にした経緯・理由については不明だが、広く開かれた公園としたいということであったと考えられる。
- 児童遊園設置条例は昭和40年に施行された¹¹が、鴻ノ巣公園（供用開始昭和37年、街区公園）、酒蓋公園（同37年、地区公園）はこれ以前から設置されている。七ツ池公園（同44年、街区公園）は児童遊園として設置されたのが先であり、後から都市公園として設定された。希望ヶ丘公園（同63年、街区公園）は、供用開始当時、この地域には市営住宅がありこどもも多かったため、人の集積が図られたことに合わせてこどもたちの遊べる場として設置されたと思われる。

<児童遊園と都市公園を兼ねていることのメリット・デメリット>

- 児童遊園の維持管理を公園緑地課が行うことによる利用にあたっての問題は特になく、管理者としてのやりづらさは特はない。
- こどもの遊び場を担保することについては、郡山市におけるこどもの遊び場として、児童遊園以外にも児童屋内遊戯施設が非常に豊富にある。まずはハードの部分で児童遊園と児童屋内遊戯施設の役割分担を検討し、ソフトの面ではこれから検討の論点を洗い出したいと考える。

② 児童遊園／街区公園の運営について

(ア) 運営費について

- 運営費は公園緑地課で管轄しているので、こども政策課では把握していない。
- 運営予算は維持管理費用のみを見込んだ額である。

<運営形態（公設公営／公設民営）について>

¹⁰ <https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/62238.pdf>

¹¹ 成立は昭和40年

- 4つの児童遊園はいずれも公有地上に設置されており、私有地上の公園を児童遊園としているケースはない。

(イ) 維持管理について

- 現在、児童厚生員の巡回は行っていない。市として児童遊園を設置してから時間が経っているため（児童遊園設置条例は昭和40（1965）年施行）確証はないが、過去には配置していた形跡はある。
- 頻度は不明だが、市としての点検・維持管理は公園緑地課が行っている。
 - 児童遊園の運営に関して地域団体等が協力することは現状ない。
 - 児童遊園の4つ全てに、公園愛護協力会がある。（公園緑地課確認）

(ウ) 児童遊園／街区公園の利活用について

- 児童遊園の利用状況の把握はしていない。
- 希望ヶ丘公園は児童センターの近隣にあるが、児童センター職員が希望ヶ丘公園の利用状況を把握したり、同公園を活用した遊びのプログラムを実施したりすることはない。
- 今後の児童遊園の在り方については、どのように子どもが使いやすい形に変えていくのか、条例の改廃を含めて要検討という認識。

(2) 児童屋内遊戯施設について

① 児童屋内遊戯施設の設置について

(ア) 政策上の根拠及び貴市町村の施策における位置づけ

- ペップキッズこおりやまは「郡山市元気な遊びのひろば条例」により設置。
- その他3施設の設置は個別条例によるものではなく、いずれも都市公園（街区公園・地区公園）の土地に設置されているため、郡山市都市公園条例が設置根拠法令となっている。
- こども家庭未来課は4か所の児童屋内遊戯施設以外にも、希望ヶ丘児童センター、「ニコニコこども館」ほか4か所の地域子育て支援拠点を管理・運営している。
 - 各施設を回るスタンプラリーのような形で、子育て世帯に利用を促すような取組は行っている。
 - 希望ヶ丘児童センターは、郡山市児童センター条例に基づいて平成3年に開設されたものである。

(イ) 児童屋内遊戯施設設立の理念・コンセプト

- 2011年の東日本大震災後の原子力事故を契機にペップキッズこおりやまが設置された。当時、屋外で遊ぶことや土・砂に触れることが忌避されていたことで、屋内の遊び場を確保する必要から当該施設が設置された。ペップキッズこおりやまは開設以降、連日満員になり、児童屋内遊戯施設に対する強いニーズを感じたことから、同様に他の施設の整備が進められた。
 - 後続の3施設は、開設までに最大5～6年かかった。
- 未就学児を対象とし、同じコンセプトで設置されている地域子育て支援拠点に比べて、4つの児童屋内遊戯施設はそれぞれに特徴がある。
 - ペップキッズ（小学生以下対象）は上記の通り、震災後に屋内でのびのび遊べる場所が求められていた際に、地域のニーズを受けて民間の力も借りて設置された。
 - 郡山カルチャーパーク屋内子どもの遊び場や大槻公園体験学習施設（15歳以下対象）はペップキッズよりやや上の年齢の子どもも対象としているが、大槻公園体験学習施設には乳幼児向けスベ

ースもあり、より低年齢児も対象としている。

- 八山田こども公園体験学習施設（15歳以下対象）は屋内のみならず屋外での遊びも可能なようしており、より地域密着型を目指している。
- 児童館ではなく屋内遊戯施設としたのは、当時、屋内遊び場に係るニーズが高かったためである。
 - 児童屋内遊戯施設は、児童館とはコンセプトが異なるという考えもある。児童館は、放課後児童クラブができる前の小学生の放課後の居場所づくりのための場所という点に重きを置かれていた部分があり、一方、現在設置している児童屋内遊戯施設は、小学生に限らず利用でき、また家族でも遊びに行ける場所でもあり、趣が異なる。

(ウ) 立地について

- ペップキッズこおりやまは市内企業によって無償貸与された私有地に設置している。
- ほかに3つの屋内遊戯施設は公有地に設置しており、いずれも市の既存のリソースを活用したもので、新たな土地取得はしていない。
 - 郡山カルチャーパーク屋内子どもの遊び場と、大槻公園体験学習施設は、いずれも既存の都市公園内に児童屋内遊戯施設が設置されたものである。八山田こども公園体験学習施設は、公立小学校の跡地を利用して建てられたものである。

(エ) 設置費用について

- 国の交付金や民間からの無償提供があり、かつペップキッズこおりやま以外の土地は既存の都市公園等を活用したため、市としては新たな自己負担はなかった。
 - ペップキッズこおりやまについては、ヨークベニマル（地元流通大手）から、所有する施設をリノベーションし、遊び場に対応した施設としたうえで無償貸与され、開設したものである。
 - それ以外の3施設については、国の復興支援のための交付金を用いて設置した¹²。
 - 福島県による屋内遊び場確保事業の補助は受けていない。

(オ) 郡山市庁内での設置・運営の連携について

- 郡山市では、児童屋内遊戯施設の設置に関してはこども政策課、完成後の運営に関してはこども家庭未来課が担当している。
 - ペップキッズこおりやま以外の3施設については、設置の検討段階では、こども家庭未来課で運営していくことが決まっていなかったため、どのような施設とするか、どのように設置するかといったことについて、こども政策課とこども家庭未来課で連携するということにはなかった。なお、3施設について、完成直後は、こども政策課が運営委託を行い指定管理者選定までを繋ぎ、指定管理移行後にこども家庭未来課に移管した。
 - 実際の各施設の運営においては、4施設とも業務委託または指定管理としている。
 - ◇ 運営内容については民間事業者の自由な発想を生かすほうがよいと考えており、市からはイベントの開催回数などについて要件を定めてはいるが、それ以外については各事業者の発想にゆだねている。

¹² アンケート回答より、活用された交付金は福島再生加速化交付金（1/2）、震災復興特別交付税（1/2）。

(カ) 運営費用について

- ペップキッズこおりやまのみ業務委託、他 3 施設は指定管理で運営されている。
- ペップキッズこおりやまだけ指定管理ではなく委託なのは、複数年契約では交付金の対象とならず、交付金を有効に活用するためである。
 - ペップキッズこおりやまの運営費の 7 割を占める委託料は、全額交付金で賄われている。
 - ペップキッズこおりやまの運営費用は年間 1 億円程度で、これは市だけで賄うことは不可能であり、国からの交付金の継続を要望していくことが重要である。
- その他の指定管理・複数年契約で運営される 3 施設の運営費のうち、人件費部分は復興財源の交付金から措置される。施設の維持管理費に関しては市の独自財源を用いており、交付金等は充当されていない。
 - これらの 3 施設は市のその他の施設の運営と変わらない。
 - 令和 4 年度における運営費（決算額）は以下の通り。
 - ◇ 大槻公園体験学習施設：6,721,000 円
 - ◇ 八山田こども公園：8,596,000 円
 - ◇ カルチャーパーク子どもの遊び場：24,181,000 円

(キ) 屋外遊園・設備、宿泊施設等の有無、設置の意図

- ペップキッズこおりやま以外の 3 施設は、公園内に設置されているため、屋外の遊び場も併設されている。
 - 大槻公園体験学習施設と郡山カルチャーパーク屋内子どもの遊び場は、住民ニーズが高かった児童屋内遊戯施設を増やすため、当時すでにあった都市公園内に追加する形で児童屋内遊戯施設を設置したものである。
 - 2017 年に小学校跡地に新設された八山田こども公園は敷地が広大であり、開設当初に児童屋内遊戯施設（体験学習施設）に加えて屋外遊具も設置した。
- 大槻公園には宿泊施設が併設されており、一般利用も可能だが、スポーツ、合唱など学童・学生の合宿などにも利用されている。

② 児童屋内遊戯施設の運営について

(ア) 当該施設に期待すること・運営方針・運営者について

- ペップキッズこおりやま以外の 3 施設は、各施設が設置されている公園の指定管理者が児童屋内遊戯施設の管理者となっている。
 - 指定管理者は、郡山カルチャーパーク屋内子どもの遊び場及び八山田こども公園体験学習施設は公益財団法人郡山市観光交流振興公社である。大槻公園体験学習施設は民間の学校法人国際総合学園である。
 - 指定管理者の決定にあたっては、地理的に近い周辺施設と合わせて効率的に運営ができるように組み合わせ、指定管理者を公募している。
- 民間事業者が管理する大槻公園はレストランも併設されている。立地は市内から離れており、BBQ も実施できる。

(イ) 県と市町村の協働・役割分担

- 児童屋内遊戯施設について、費用補助・運営内容面での県の関与はない。

- 郡山市と他の市町村との連携した取組は特にない。広域圏の中で照会しあうことはあるが、イベント共催などの実績はない。
- ペップキッズこおりやまの開設当初、同様の施設は他になかったため、他市町村からの視察が多数あった。
 - ペップキッズこおりやまの運営者は、他市の児童屋内遊戯施設に対して研修を行っており、例えば喜多方市で児童屋内遊戯施設を立ち上げる際に、運営に関する研修（1日）を行ったと聞いている。

(ウ) 貴市町村内の他の部局との連携の有無、有る場合はその内容

- こども政策課・こども家庭未来課以外の郡山市庁内の連携に関しては、設置されている公園の指定管理者の選定や仕様づくりなどは公園緑地課と共同で行っている。
 - 運営内容等について、公園担当課と児童屋内遊戯施設担当課であるこども家庭未来課で協議する場合がある。

(エ) 他の児童厚生施設等との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- 児童館は市内に1施設しかないため、特に連携はない。
- 地域子育て支援拠点はあるが、未就学児を対象としており、児童屋内型遊戯施設とは位置づけが異なる。
- 児童遊園／街区公園との連携は特になし。

(オ) 他のこども・子育て関連施設との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- 特になし。上述の通り、市の4施設それぞれに特徴や役割が異なる。施設ごとの物理的な距離、施設規模により期待する役割が異なるためである。

(カ) こどもの意見を取り入れるための取組の有無、内容

- 特になし。

③ 児童屋内遊戯施設の利用について

(ア) 利用料についての考え方

- 屋内遊戯施設は4施設とも利用無料である。
- ペップキッズこおりやまが児童屋内遊戯施設として唯一だった時期には、市外からの利用者も受け入れていた。

(イ) 屋外施設・設備、宿泊施設の活用について

- 宿泊やワークショップ等に関しては、別途実費が必要である。

(ウ) 市町村外からの利用について

- 市外からの利用については制限や区別はなく、誰でも利用できることを主とした施設である。
- ペップキッズこおりやまにおいては、定員に対する利用希望者数を把握するために利用者票への記入を求めているが、どこから来たかという質問を設けてあるため、市外からの利用者数は把握している。

(工) 利用者登録の有無とその理由

- 利用者登録は行っていない。
- ペップキッズこおりやまでは1クールの定員に対して利用希望者を把握するため、利用希望者は利用者票に大人・こどもの人数を記入する。名前や電話番号といった個人情報の記入はない。
- 保護者同伴での利用を求めているため、けがや事故のないよう、保護者が安全に配慮しながらの利用をお願いしている。

(3) こども・子育て支援施策における児童屋内類似施設の今後の展望・課題等

① 自治体の全体的な政策において、児童厚生施設／児童屋内遊戯施設が果たす役割

- 震災・原発事故後の復興の中で児童屋内遊戯施設を設けてきたが、防波堤などのインフラ等のハード事業と異なり、児童厚生施設や屋内遊戯施設の運営はソフト事業である。その運営においては財源の担保については国や県の責務で補助が必要と考えている。
- 郡山市への移住促進や帰還促進のための目的というよりも、より深刻なのは市外に出たくても出られない住民による遊び場に対するニーズであった。このニーズに対する対応をどう実現するかということが当時は重要な論点だった。
 - まずは原発事故による不安を気にせず遊べる場所の確保が必要だったが、設置後に季節変化に左右されず遊べること、熱中症や感染症の恐れがなく遊べるという利点に気づくこともあった。

② 他のこども・子育て支援施策との関連性

- 地域子育て支援拠点などもある中で、児童屋内遊戯施設は今のところは市として期待する利用者数と実際の利用状況はバランスが取れていると考えている。しかし、今後は少子化等の状況を踏まえ、当該施設のあり方について検討が必要となるものと思われる。

③ 児童厚生施設の活用にあたっての課題

- 希望ヶ丘児童センターは屋内・屋外両方の設備があり、屋外には遊具や、サッカーなどができる広場があるため、基本的には外遊びの児童が多い。
- 児童厚生員として保育士や元教員が配置されていて、土日にはドッジボール教室等も行っている。しかし、平日については屋外の利用が多く、また、全体としての利用者も土日と比較すると少ない。
- 希望ヶ丘児童センターは平成3年に設置していることから、コンセプトが合わなくなってきており、建物も老朽化していることから、今後、児童屋内遊戯施設との連携も含めて、活用について検討が必要な状況である。
 - 施設の耐用年数が50年程度とすると、築30年以上になる施設を大規模改修することについて適切かは検討が必要である。
 - 児童館は放課後に一度帰宅したこどもが遊びに行くところであり、放課後に直接児童が行く場所としては放課後児童クラブがある。
 - ◇ 開設された平成3年当時に想定されていた児童館の利用の仕方としては、児童が放課後に帰宅すると自宅に保護者がいて、こどもが帰宅後にランドセルを置いて児童館に行って、遊んだり宿題をしたりすることでこどもの放課後の居場所とする、というものだった。共働き家庭が増加した現在では、放課後の時間に自宅に保護者がいないため、その新たなニーズに対応するため、居場所が必要な児童には学校から直行できる放課後児童

クラブがある。

- ◇ 放課後児童クラブは学校の近隣に設置されている一方、1 か所しかない児童センターは学校からも遠い。
- ◇ これらのことから、児童センターの今後の在り方については検討が必要な状況がある。
- 希望ヶ丘児童センターを地域子育て支援センターとして使おうとする場合にもやはり改修が必要になる。
 - 乳幼児・未就学児とその保護者に対して児童館も果たせる役割はあるが、乳幼児の受入れには、授乳室おむつ替えのスペース、子育て相談室などが必要になる。
 - 現在の施設は小学生が主に使う想定での施設設計になっている。
- 希望ヶ丘児童センターは、運用上は午前中が未就学児の利用時間帯、午後は小学生、夕方以降は中学生と時間帯を分けている。
 - こどもたちの年代によって異なるニーズに応えられる施設とするためには、児童厚生施設より市の独自施設のほうが柔軟性が高い。
 - こどもの発達年齢に合わせて利用時間帯を分けないと、体格が全く違うため事故リスクの管理も負担になってくる。
- こども家庭未来課としては、新たな施設の設置ではなく運営を担当している。今ある施設をいかに有効活用するか、ニーズの変化に応じていかに施設を変更していくかという観点で考えていきたい。

以上

No.	7
ヒアリング対象名	郡山市元気な遊びのひろば PEP Kids Koriyama
種別	児童屋内遊戯施設
日時	2023年11月2日(金) 15:30-16:30
場所	GoogleMeetによるオンライン会議

1. 事前調査票の内容

(1) 施設概要

① 施設名	郡山市元気な遊びのひろば PEP Kids Koriyama
② 施設開設年	2011年
③ 運営主体名	認定 NPO 法人郡山ベップ子育てネットワーク
④ 運営形態	業務委託
⑤ 設置根拠	郡山市元気な遊びのひろば条例
⑥ 貴団体が運営に関わるようになった時期	2012年5月から ※これ以前は郡山市の直営
⑦ 開設の背景	2011年3月11日発生の東日本大震災直後の放射線環境下に生きる福島の子どもたちの発達に必須な運動遊びの環境(屋内施設)を創出した。 (ヒアリングでの内容) 震災後の子どもたちの心身のケアに資する施設の設置の必要性が高まり、プロジェクトチームが発足し、プロジェクト開始から3カ月で開設に至った。 開設当時、外部向けに広報された部分がたくさんあり、団体の見学も多くあった。福島県内の各自治体に、こうした施設の必要性が感じられ、それぞれの自治体が動き出したのだと思う。当施設の方から直接的ななにかを動きをしていたわけではない。
⑧ 施設の理念・コンセプト	以下を施設の理念としている。 「福島の子どもたちを日本一元気に！～子どもに生きる力を～」 ・親子で遊んで、子どもたちの心と体の健康づくりを目指します。 ・子育て支援人材の育成を目指します。

(2) 回答者

① 役職	事務局長
② 主な担当業務	事務一般
③ 保有資格(保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等)	特になし

(3) 職員の体制について (2023年10月時点)

職種	勤務形態	人数	(2)3の保有資格を持つ職員の内数
1 館長・施設長	常勤専任	1 人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
2 副館長・副施設長	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
3 行政職員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
4 児童厚生員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
5 児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる者	常勤専任	15 人	5 人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	10 人	1 人
	無償ボランティア	人	人
6 その他の職員	常勤専任	5 人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	3 人	人
	無償ボランティア	人	人

2. ヒアリング項目

(1) 施設の利用について

① 利用対象年齢ごとの利用者数

- 利用形態は親子で遊ぶ形を想定しており、こどもの利用対象は小学生以下としている。
 - 主な利用者は0歳～小学3年生程度である。小学4年生以上は部活などもあるため利用は多くないと考えている。
 - 中高生世代であるきょうだいと一緒に来場する場合は、きょうだいは「保護者」としての来場になる。
- 施設開設当初は年間30万人程度の利用があった。
 - コロナ禍で利用者は減少したが、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の5類移行で利用者数が回復している。
 - 2023年度は4月から現在までの7カ月で約13万人、年間では20万人ほど見込まれ、利用者数はコロナ禍前の3分の2程度の水準に回復した。
- 当施設の利用者の7割が郡山市、3割は県外市町を含む他の自治体である。
 - 周辺17市町村から成る「こおりやま広域圏¹³」（※注：地方自治法に基づく連携中枢都市圏）があり、圏域内からの利用者が多い。

<季節による変動>

- 親子での参加を基本としているので、休日を中心に利用者が多い。
- 特に、春休み、夏休み、冬休み期間中の利用が多い。
- 寒さ・暑さによる利用者数の変動はない。

② 利用料に対する考え方

- 利用料は無料。
- 遊び場「ペップアクティブ」の利用は、75分ずつの4クール制となっている。
 - クール制にしているのは、多くの人に利用してもらうためと、時間を区切ったほうがこどもがだらげることなく本気で遊びやすいと考えるためである。
 - 1クールの利用が終了しても次クールを連続利用することはでき、実際そうしていることもいる。
 - クール間の休憩時間は清掃等を行っている。利用者の最善を考えた運営管理に努めており、そのためにクール間のインターバルは必要だと考えている。
 - ◇ コロナ禍においてはクール間の休憩時間を利用して消毒や清掃をしていた。
 - コロナ禍では混雑を避けるため電話による事前予約制で利用者の集中回避に努めた。
- 食育体験スペースの「ペップキッチン」は60分ずつの3クール制となっている（※注：電話または来場による予約制）。

<利用者登録の有無>

- 利用者登録は行っていない（個人情報に極力持たないようにするため）。

③ 利用者の利用動機

- 利用者にとっては雨や雪など気象条件に影響されずに利用できる点が利用の動機となっており、かつ利

¹³ <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/koikiken/list154.html>

無料という点が訴求ポイントとなっている。

- 過去に実施した利用者アンケートでもこれらの点が評価されたほか、「色々な遊具があってうれしい」「（屋内施設なのに）砂場もあるのはびっくりした」など設備の充実について好意的な意見が寄せられた。

④ 貴施設を利用したこどもの反応

- 2019年、東邦銀行のシンクタンクである経済研究所に依頼して、経済効果の程度について確認する目的で利用者アンケートを実施した。
 - 楽しかった遊具など施設の利用に対する感想や、他に訪れた場所などを尋ねた。
 - 調査結果は「私たちのあゆみ」という冊子¹⁴にとりまとめた。経済効果に関するアンケート結果のほか、施設概要や財政も含まれている。

(2) 施設の設備について

① 延床面積

- 2000㎡程度である。
- 単体で設置されている施設である。

② 目的別の設備・スペースの設置意図

- 大きいこどもは走り回ったりすることもあるので、施設内の安全性や快適性を考え、0～2歳くらいのこども向けの遊び場は仕切りを設けて「ベビーブース」としている。
- 未就学児・学齢期のこども向けには通常遊具と大型遊具を設置し、組み合わせながら遊べるようにしている。
- 食育体験ができるスペース「ペップキッチン」がある。
 - 参加人数やアレルギー情報などを把握する必要があるため、事前予約が必要。
 - 食育に力を入れている背景として理事長の存在がある。運営者であるNPO法人の理事長は小児科医で、肥満の研究などもしているため、食と健康について関心が高い。地元の大学の食物科の研究者から指導を積極的に受け、食育に注力している。
 - こどもたちが調理を体験し、実際に食べることができ、自宅でも夕食づくりの手伝いなどにつながると考えている。
- 屋内施設だが、屋内でも外遊びに近い遊びが体験できるよう、砂場を設置している。

(3) 施設の機能について

① こどもの遊びを指導・サポートするスタッフの役割、待遇

- 施設内には遊び場であるペップアクティブと食育体験スペースのペップキッチンの2つのスペースがあり、それぞれで活動の指導を行う者として前者にはプレーリーダー、後者にはキッチンスタッフを配置しており、全部で30名ほどのスタッフがいる。
 - 遊び場であるペップアクティブには「プレーリーダー」が17名在籍している。
 - ◇ シフト制により、遊び場には常に7～10人弱がおり、遊びのきっかけづくり、助言などを行う。

¹⁴ オンラインでは非公開

- ◇ 常勤専任と非常勤・有償ボランティアの両方がいるが、プレーリーダーとして期待していることには変わりはない。
- ◇ 採用予定数は充足している。
- 食育体験スペースのペップキッチンには指導者として各クール 3 人を配置している。
 - ◇ キッチンにはテーブルが 3 台設置されており、1 台あたり 4 名のこども、指導員 1 名を 1 グループとして活動している。
 - ◇ 指導者として補助者もいるため、キッチンには常時 4～5 名のスタッフがいる。
- プレーリーダーの育成のための研修に力を入れており、全職員が同等の遊びの指導・サポートができるようにしているのが施設の特徴である。
 - 研修は、休館日である第三水曜日と木曜日に実施している。普段はシフト勤務のため、全職員を集めることができる休館日に実施している。
 - 外部講師を招聘するほか、自己研修も行う。
 - ◇ 外部講師は遊びのスペシャリストである企業関係者（ポーネルンド社）や砂場の遊び方に長けた学識者等が講師を務める。
 - 研修内容としては、おもちゃや遊具を活用した遊び方、それによるこどもの動きや身体の使い方に関する理解を深めるものとなっている。
- キッチンスタッフ研修（経験豊富な指導員と同様の指導ができるような仕組みの確認）も行っている。

② 子育て支援（相談等）、児童福祉に関わる職員の配置（有資格者数、経験等）

<保護者の子育て相談>

- 臨床心理士が定期的に当施設を訪問し、保護者からの子育て相談に応じている。
 - 事前予約をしていれば個別相談を受けることが可能。
 - 臨床心理士の訪問にかかる経費は、運営者である NPO 法人が支払っている。
 - 以前は月 4 回、当施設で子育て相談事業をしており、そのうち 1 回は、市の子育て相談の担当者が来場し行っていた。しかし市の子育て相談は他の場所でも行われているため当施設での実施は中止となり、2023 年 4 月からは月 3 回の実施となった。

③ こどもの育ちや子育て支援において有効だった取組・イベント等

- 遊び場やキッチンのほかに「セミナー室」があり、床全面にスポンジのマットを敷いて、そのうえでこどもたち（とくに乳幼児）が遊べる形にしており、これが利用者に好評を博している。
 - ベビーリトミックや読み聞かせといったイベントを月に 10 回ほど開催している。
 - 乳幼児向けのこうしたイベントで当施設を知ってもらい、少し大きくなると遊び場やキッチンにも遊びに来てもらうきっかけづくりとしている。
- 市内の幼稚園・保育園・小学校による団体利用も受け入れている。
 - 当施設が保有するバスで送迎をする場合もある。要請があれば郡山市以外の他自治体に行くこともある。

④ 注力している取組

- 上記「3. こどもの育ちや子育て支援において有効だった取組・イベント等」参照。

⑤ 地域住民・利用者のニーズをどのようにくみ上げているか

- 具体的な聞き取りなどは行っていない。
- 外部のスポーツ指導者からセミナー室でのイベント実施について相談を受けたり、食材会社やスーパーなどからキッチンでのイベントの相談を受けることがあり、施設を提供することがある。

<委託業務仕様書等による必須事業と、運営者独自の取組について>

- 委託業務仕様書の中では、ベップアクティブ及びベップキッチンの運営のほか、外部講師による体験交流教室や講演会等の開催、スタッフの研修等が含まれる。
- 独自の事業としては、臨床心理士による子育て相談（3回/月）、ベビーのイベントや、ボランティアの企画提案型のイベント等の実施がある。

<貴施設の運営にこどもの意見を反映するための取組について>

- 直接的な取り組みはしていないが、あそび場にはプレーリーダーを配置し、親子と遊びながら、意見を聞いている。

(4) 周辺にある施設等と関わりについて

① 地域の中のどのような場所にあるか

- 周辺には飲食店やスーパーはあるが、併設施設はない。

② 併設施設の有無

- 単独の施設である。

③ 他の児童厚生施設やこども・子育て支援施設等、あるいはその他の施設との連携の有無

- こどもや保護者の様子を連携するなども含めて、直接的にはない。
- 施設の PR のためのチラシのやり取りはある。例えばキッチンで作るメニューは月替わりであり、それを他のこども・子育て施設に置いてもらうということはある。
- 市内に日本大学工学部があり、大学生による科学実験教室を数回行ったことがある。
- コロナ禍では、保育所や学校に対してプレーリーダーの派遣要請があり、当施設からプレーリーダーの派遣について検討していた。
 - 当時は入場制限をしていたため、プレーリーダーの稼働に余裕があったが、現在は当施設自体の稼働率が高まっており、派遣者を確保することが難しくなっている。

(5) 課題等

- 郡山市からの業務委託費と、民間企業からの寄付で運営している。民間企業からの寄付を維持し、いかに施設を存続していくことが課題である。
 - 運営経費は年間約1億円で、7割が市からの委託費（業務委託）、3割が民間企業からの寄付である。民間企業の寄付先は、当施設以外にこども食堂など色々な用途に分散しつつある傾向がある。
 - 当施設の運営は運営者の NPO 法人の主たる事業であるため、施設として存続されなければ NPO 法人の存続にも関わる。
- 震災直後の厳しい時期に、「こどもたちに屋内の遊び場を」との思いで、市内のスーパーであるヨークベニマルの会長（当時は社長）から市に対し資金提供と土地の無償貸付が行われた。これをきっかけに他

の企業も含め民間企業からの寄付が今まで続いてきていると考えているが、いつなくなるかはわからない状況である。

- 同社からは現在でも毎年約 2000 万の寄付を受けている。
- 他にも地域の民間企業・個人、NPO 法人の会費からの寄付で運営している。
- 施設の永続的な運営のためには財源の確保が必要であり、利用料の設定は大きな検討課題の一つである。
 - 開設当初に無料としたのは、こどもたちへの想いもあったためである。

以上

No.	8
ヒアリング対象名	明石市（子育て支援課）
種別	自治体（市区町村）
日時	2024年1月30日（火）09:30-11:00
場所	あかしこども広場

1. 事前調査票の内容

(1) 回答者

1 所属課室・係	こども局子育て支援室子育て支援課
2 役職	課長
3 主な担当業務	<p>※明石市事務分掌規則より抜粋 子育て支援課</p> <p>(1) 子育て支援に係る市民団体その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること (2) 子育て支援事業に関すること。 (3) 子育て支援センターの管理運営に関すること。 (4) こども基金に関すること。 (5) あかしこども広場（他の所管に属するものを除。）の管理運営に関すること。</p>
4 保有資格 （保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等）	なし

(2) 自治体概要

市町村全体について	1 市町村名	兵庫県明石市
	2 児童人口	50,512 人 ※令和4年度 0歳~17歳
	3 都道府県内の大型児童館の有無	有
	4 市町村内の児童館数	0 か所
児童屋内遊戯施設について	5 名称	あかしこども広場（親子交流スペースハレハレ、AKASHIユーススペース（中高生世代交流施設））
	6 児童屋内遊戯施設の施設数	1 か所
	7 運営形態	委託 ※あかしこども広場内の施設のうち、あかし子育て支援センターは公設公営。それ以外を業務委託としており、受託者は開設当初から現在まで公益財団法人神戸 YMCA である。

8	施設の理念・コンセプト	<p>(整備目的)</p> <p>こどもが安心して思いっきり体を動かし、遊ぶことができる安全な遊具を配置し、こどもにとって社会性や生きる力を養う上で最も重要な遊びを親子や他のこども達と共に体験できる場を提供し、こどもの成長を支える。</p> <p>また、音を聴く、体を動かす等の活動を通じた親子間、参加したこども同士及び親同士の触れ合いを通じたこどもの遊びと子育て親子の仲間づくりの場として整備する。</p>
9	開設の背景	<p>平成 25 年度末に策定した「(仮称) こども健やかひろば」整備計画を検討するにあたって、外部有識者を含めた検討委員会で議論するなかで、学識経験者より先進的な大型遊具等を取り入れた施設があれば、こどもの発達・発育に寄与するとのご意見を踏まえ、全国の先進事例を研究の上、現在の形で整備に至った。</p> <p><地域特性></p> <p>明石市の中心部は市東部にある明石駅（兵庫県内で 3 番目の乗降客数）周辺で、駅から南に約 500m のところに港がある。</p> <p>1998 年の明石海峡大橋開通により、淡路島からの高速バスが開通するなど自動車交通の比重が高まり海上交通が衰退したことで、明石駅と港の間の駅南側の人の往来が半減し、中心市街地が衰退した。本施設の設置は、こうした中で実施された明石駅周辺の再開発計画における再開発ビルの整備の一環として設置したものである。</p>

2. ヒアリング項目

(1) 児童遊園／街区公園について

※明石市緑化公園課のヒアリング録参照（別途）

(2) 児童屋内遊戯施設について

① 児童屋内遊戯施設の設置について

(ア) 政策上の根拠及び貴市町村の施策における位置づけ

- 明石市は、「こどもを核としたまちづくり」を掲げて、様々な子育て支援施策を全国に先駆けて実施してきた。中でも、市の子育て施策で最も力を入れて取り組んできたのが「5つの無償化」施策（医療費・保育料・おむつ・給食・公共施設の利用の無料化）である。
- 無償化施策の1つである公共施設の利用の無料化に児童屋内遊戯施設（親子交流スペースハレハレ）が含まれており、明石市のこどもであれば、保護者の所得に関わらず、無料で遊んで交流できるまちづくりを展開している。
- 「あかしこども広場条例」にて利用料金等について定めている。

(イ) 児童屋内遊戯施設設立の理念・コンセプト

- 施設の理念・キャッチフレーズなどは特にないが、「親子の安全な遊びを確保すること」を大切にしてい

る。

- 「5つの無償化」施策に基づく点、施設の整備目的等は、開設以降も変化はない。

(ウ) 設置の経緯

- 1. (2) 9 の通り、明石駅周辺の中心市街地の再開発計画があり、その一つとして整備されたのが、現在あかしこども広場がある商業施設「パピオスあかし」である。
 - 再開発組合には地元商店主、地元住民、公共交通機関、金融機関等が参加しており、市も参画していた。
- 「パピオスあかし」にあかしこども広場を設置する以前、市内には現在のような児童屋内遊戯施設や中高生世代向けの施設は特になかった。
 - 現在同じビル内にある子育て支援センターや図書館は、以前から市内東部地域にあった。
- 再開発計画の実施に当たり、駅前に設置する「パピオスあかし」に開設する公共施設について、市民のニーズを聞き取るパブリックコメントを実施した結果、図書館、子育て施設、保健医療施設が上位となった。この結果を受けて、もともと移転予定であった市役所窓口とともにこれらの公共施設を集約し、2017年4月に開設した。
 - パブリックコメントの結果で子育て支援施設を求める声は2番目に多かったため、子育て支援施設としてのあかしこども広場に対する市民のニーズは反映されていると思われる。
 - こどもから直接意見を聴取するということはなかった。
- 6階建てのパピオスあかしにおいて、公共施設は4～6階に所在する。
 - あかしこども広場は5階にあり、主に以下の4つの機能を備えている¹⁵。6階の一部も含めて、妊娠期～中高生世代まで一括してこども・子育て支援が可能な施設としている。
 - ◇ あかし子育て支援センター（0歳～就学前のこども・親子を対象とした遊び場・子育て相談等）
 - ◇ 親子交流施設ハレハレ（0歳～小学生とその保護者を対象とする児童屋内遊戯施設）
 - ◇ 中高生世代交流施設 AKASHI コーススペース（主に中高生世代を対象とする自習スペース、交流スペース、音楽・ダンススタジオ¹⁶）
 - ◇ 一時保育ルーム「にこにこ保育ルーム」（生後6か月以上の未就学児対象）
 - そのほか、キッチン、工作ルーム、多目的ルーム等の貸室があり、あかしこども広場の利用者や市民サークル等にも貸出ししている。
 - 4階は市立図書館、6階は明石市役所窓口、こども健康センター、子育て世代包括支援センターがあり、屋上施設もある。
- 親子交流施設ハレハレと中高生世代交流施設 AKASHI コーススペースはいずれも明石市民は無料で利用できる。これは、ハレハレは明石市の5つの無償化施策を反映したものである（AKASHI コーススペースは市民以外でも中高生世代であれば無料）。
- 子育て支援センターは、市内に5か所あり、そのうちの1か所があかしこども広場内のあかし子育て支

¹⁵ このほか、明石市子育て支援課、明石市ファミリーサポートセンターの事務室もある。

¹⁶ 中高生世代交流施設 AKASHI コーススペースでは利用者がすべて中高生世代であれば利用無料。成人は利用可能だが有料。明石市民以外も同様である。

援センターである。

- 児童館としてではない屋内遊戯施設として設置したのは、設置時の担当者によると、明石市にはこれまで児童館がなかったため、市民にとってなじみのない児童館ではなく、自由に楽しめるところがよいという意図があったためとのことである。
 - 市内には 28 の小学校があるので、全地域に児童館を作ることは現実的に難しい。
 - 放課後児童クラブは各小学校に設置している。

(工) 立地について

- 駅前広場の再整備を含めた再開発計画の総事業費は 315 億円。
 - 内訳：工事費 227 億円、補償費 59 億円、調査設計費等 16 億円、事務費・金利 13 億円
 - 周辺道路やマンションなどを含む。
- 4～6 階については、公共施設を設置するため明石市が買い取ったもの。
- パピオスあかしの土地はパピオスあかし管理組合の所有で、土地購入時に民間からの寄付等はない。
- 所在地である明石駅南側は、上述の通り明石海峡大橋開通以降、自動車での移動が一般化し海上交通の重要性が低下する中で駅から港の間の中心市街地の回遊性が低下し衰退していた地域で、もとは駅に背を向けて雑居ビルや木造建築物が密集していた。
- 再開発事業全体の面積は 2.2ha である。

(オ) 設置費用について

- 4～6 階の 3 フロアの取得費用は 72 億円で、うち 32 億円は国費からの補助である¹⁷。
 - こども広場の区画については、14.3 億円 (2,477 m²)。

(カ) 屋外遊園・設備、宿泊施設等の有無、設置の意図

- あかしこども広場には屋外設備、宿泊設備はないが屋上広場において、あかしこども広場のイベントとして夏にプール、外遊び、スイカ割りなどを行っている。

② 児童屋内遊戯施設の運営について

(ア) 当該施設に期待すること・運営方針

- 「大型遊具等を活用し、こどもと保護者が共にふれあい、遊ぶことを通じて親子の絆の醸成とこどもの冒険心や好奇心、危機回避能力及び運動能力を養う場所」であることを期待している。
- あかしこども広場の児童遊戯施設（ハレハレ）は利用にあたっては保護者同伴が必須だが、AKASHI ユーススペースはこどもだけで利用が可能であり、小学校高学年児童も一人で利用している場合がある。こども、若者、親子連れが自由に訪れ、必要な支援や居場所にアクセスできる場所である。

(イ) 運営者について

- 弾力的な運用を図るため、設置以降、あかし子育て支援センター以外は業務委託で管理している。

¹⁷ 自治体アンケートの回答では、県 20、市 25、事業者 10、国 45%となっている。

受託者は当初から公益財団法人神戸 YMCA である。

- 受託者は公益性の高い団体に絞って選定したわけではなく、仕様に定められた条件を満たす事業者を公募で求めた。
 - 初回プロポーザルでは、公益社団法人等のみならず、株式会社からも応募があった。
 - にこにこ保育ルームやファミリーサポートセンターでは保育士資格者の配置が必要であるほか、ハレハレでも保育士、幼稚園教諭の資格者や運動系の専門学校卒などのスタッフが必要であるため、公募には資格者に関する要件もあった。
- 公募の提案内容、金額を総合的に評価して神戸 YMCA を選定した。
 - 神戸 YMCA の青少年の健全育成に強みがある点は高評価につながっていると感じている。

(ウ) 運営費用について

- 運営費用は年間約 1 億 2,700 万円で、すべてあかしこども広場運営業務の委託費である。
 - 委託業務に含まれる業務は親子交流スペースハレハレ・中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース・一時保育ルームの運営、利用カード発行窓口、貸室管理、子育て支援講座開催など。
 - すべて市の一般財源からの支出である。
 - 開館時間や講座の開催回数から見込まれる額であり、利用者の増減によって委託費が増減することはない。
 - 貸室の利用料収入は、令和 4 年度は 481 万円で、市の歳入として計上。

(エ) 県と市町村の協働・役割分担

- 県との連携はなく、明石市子育て支援課単独の施策として実施。
 - 市内の放課後児童クラブとの連携等もない。

(オ) 貴市町村内の他の部局との連携の有無、有る場合はその内容

- あかしこども広場で気になる保護者やこどもがいれば、子育て支援課を通じて母子保健を担当しているこども健康課等（パピオスあかし 6 階に所在）に連携している。
 - その場合、こども健康課でも当該親子は既に健診等を通じて把握していることが多い。
- 学校、幼稚園・保育園等との連携はない。

(カ) 他の児童厚生施設等との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- 明石市内に児童館、児童遊園等がないため、児童厚生施設との連携はない。

(キ) 他のこども・子育て関連施設との連携のためのネットワークづくり、協働のイベント等の取組

- あかしこども広場としては特になし。
- 明石市子育て支援課としては、公益財団法人こども財団¹⁸を通じて子育て関係団体に「こども応援助成金」を出すことはあり、32 団体に助成をしている。

¹⁸ <https://city-akashi-kosodate.jp/soshiki/shiengakari/kodomokikin/737.html>

(ク) こどもの意見を取り入れるための取組の有無、内容

- 明石市政全体として、市長への意見箱（マルちゃんポスト）で大人・子どもを問わず市民の意見を聴取しているが、対象を子どもに特化した意見聴取を行う取組はない。
- 新市長になって、子どもを対象にしたタウンミーティングを8月に実施し、若者の意見を聞いている。
- あかし子ども広場としては、普段の遊びの中で利用者・保護者の声を聴くことがある。
- AKASHI ユーススペースでは、利用者の中高生世代のこどもの発案でイベント等を行っている。

③ 児童屋内遊戯施設の利用について

(ア) 利用料についての考え方

- 利用料については明石市の5つの無償化施策のため、市民は無料である。
- 現状では市の財政や施設の修繕等の財政的課題がないため、利用料で施設を維持しようという考えはないが、今後施設の老朽化などによって議論になってくる可能性はある。

(イ) 市町村外からの利用について

- 市民に優先的に使ってもらいたいとの考えから、市民以外は1回（1クール）300円（大人・子ども共通）とし、利用料に差をつけているが、利用を制限することはない。
 - 神奈川県大和市「屋内子ども広場げんきっこ広場」、静岡県島田市「プレイルームぼるね」参考に料金を設定した。

(ウ) 利用者登録の有無とその理由

- あかし子ども広場を利用する際には、大人・子どもによらず、1人1枚、必ず利用者カードを作成し利用者登録をする必要がある。
 - 登録制にしている理由としては、市民・市外住民により利用料金の違いがあり、その違いを利用時に明確・簡便に把握するため、利用定員がある施設の定員管理・利用状況把握のためである。市では利用状況に関するデータを集計し庁内・議会等への報告も行っている。

(エ) 屋外施設・設備、宿泊施設の活用について

- 屋外設備はないが、受託者である神戸 YMCA の自主事業として、近くにあるあかし公園を活用した外遊びの取組がある。海が近いので釣り、海岸での火起こし等のイベントを行っている。

(3) 子ども・子育て支援施策における児童屋内類似施設の今後の展望・課題等

- 現状では特に課題等は感じていない。
 - あかし子ども広場のみの成果ではないが、再開発事業としては、明石駅周辺の活性化は一定程度果たされている。
 - あかし子ども広場に移転する前と比較すると、子育て支援センターの利用者は大幅に増加している。
- 2022年3月に策定した、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の施策展開の柱のひとつに、「こどもの育ちをまちのみんなで支える」としており、その展開の方向性として「安心して子育てができる環境の整備」があり、子育てにかかる無料化施策の推進は継続して進める事業となっているため、児童屋

内遊戯施設は、引き続き運営する。

- こどもの意見を反映する取組は今後整備が必要と考えている。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する前は、10万人以上の利用者があり、感染拡大期には利用者が半減したが、令和4年度にはほぼ回復し、市民から好評を得ている。
 - なお、当該施設が市の東部地域にあるため、市の中央から西部地域に住んでいる市民からは利用しづらいといった意見があるが、場所や予算など課題もあることから、新たに整備する計画等の予定はない。
- 感染拡大中は実施できなかった夏祭りイベントで、今年度は中高生世代と小さい子どもが交流できるイベントを実施することを検討している。

以上

No.	9
ヒアリング対象名	明石市（緑化公園課）
種別	自治体（市区町村）
日時	2024年2月5日（月）16:00-17:00
場所	電話・GoogleMeetによるヒアリング

1. 事前調査票の内容

(1) 回答者

1	ご所属課室・係	明石市都市局 都市整備室緑化公園課・公園管理係
2	役職	係長
3	主な担当業務	公園及び緑地の維持管理に関すること。
4	保有資格 (保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員 免許、社会福祉士等)	なし

(2) 自治体概要

市町村 全体に ついて	1	市町村名	明石市
	2	児童人口	50,512 人 ※令和4年度 0歳~17歳
	3	都道府県内の大型児童館の有無	有
	4	市町村内の児童館数	0か所
児童遊園/ 街区公園に ついて	5	児童遊園の施設数/児童厚生施設である児童遊園を設置していない場合は街区公園の施設数	街区公園：376か所
	6	運営形態	自治体直営

2. ヒアリング項目

(1) 街区公園について

- ① 街区公園の政策上の根拠（条例等）
 - 明石市都市公園条例により設置。
- ② 児童遊園を設置していないまたは廃止した理由
 - 児童遊園は緑地公園課の管轄でないため、児童遊園が過去に全くなかったのか、児童遊園を設置し

なかった理由など含めて不明である。

③ かつて児童遊園を設置していた場合、廃止した時期

- 児童遊園については設置していたかどうかも含め不明。

④ 街区公園が立地する土地について

- 明石市緑化公園課が管理している都市公園における所有・管理の形態は以下の3パターンに分かれており、376ある街区公園もこのいずれかに当てはまる。
 - パターン1) 市が土地を所有し、市が都市公園として告示しているものについては、市が所有及び表面管理を行う
 - パターン2) 県有地に立地する公園のうち、市が都市公園として告示しているものについては、市が表面管理のみ行う
 - パターン3) 神社地等に立地する公園のうち、市が都市公園として告示し、市との間で土地賃貸借契約が締結されているものについては、市が表面管理のみ行う
- 集合住宅等に付随する公園等に関しては、市が所有権を持たないものは、把握しているが市による表面管理は行わない。
- 「表面管理」とは、遊具や植栽等に問題がないか確認する点検で、市として年4回行っている。市有地とそれ以外でも管理方法に差異はない。

土地所有者	公有地		私有地
	明石市	国、県	民間（神社地等）
明石市の管理対象	○ (パターン1)	市により都市公園として告示のあるもののみ○ (パターン2) ※街区公園では376カ所のうち10カ所程度が該当	市により都市公園として告示し、市との間で土地賃貸借契約が締結されているもののみ○

(2) 児童遊園／街区公園の運営について

① 運営費について

- 運営費は、人件費を除いて年間数千万円程度で、パターン1、2の維持管理（補修等）、ボランティアである公園愛護会に支払う年間管理料が含まれる。
 - 公園愛護会の年間管理料は、会により支払う場合とそうでない場合がある。
 - 支払う場合、管理対象の公園面積等によって金額は変動する。

② 維持管理について

- 市が年4回巡回点検し、遊具や植栽の状態を確認する。
- 日常的な管理は公園愛護会が行っており、補修が必要な場合などは市に連絡がある。しかし、愛護会が存在しない場合、市が日常管理を行う。
- 公園愛護会は市民によるボランティアで、月2回程度、清掃等の維持管理（清掃、除草、植栽の水

やり、ごみの回収等）を行っており、市ではその活動に対し管理料を支払っている。点検項目や頻度は愛護会ごとに異なる場合がある。

- 愛護会はそのほか、公園利用の啓発（マナー看板の設置等）のほか、ラジオ体操や防災訓練等の地域交流、園芸講習会等を行っている。
 - 愛護会は地域の子ども会等の自治組織や、高齢者等のボランティアで、市から指定するものではなく市民の自発的な取組である。1公園につき1つの愛護会があり、1つの愛護会が複数の公園を兼務している場合もある。
 - 市では公園愛護会の活動に関してマニュアル19を策定している。
 - 令和6年3月時点では、278公園で愛護会が活動している。（兼務あり）
- 市民から直接、電話やメール等で補修が必要な個所等の連絡が来ることも多数ある。

③ 児童遊園／街区公園の利活用について

- 利用状況把握のための取組は、市としては特に行っておらず、公園愛護会等でも行っていない。高齢者が日中に清掃等の管理作業中に見て知っているということはあるが、把握の術がない。
- 街区公園を子ども向けや高齢者向けのように設定しているということはないが、各公園の傾向は把握している（新興住宅地にありこどもの利用が多い等）。
- 遊具の数や、その補修が必要な頻度等によって、使用頻度が高い公園・低い公園というものはある。

④ その他

- 明石市が子育て支援に力を入れていることから、子どもが増えて公園が足りないという声は、市民の声として聞くことはある。
- 都市公園法上、街区公園をみだりに廃止することはないため、基本的には今ある公園を維持していく。

以上

No.	10
ヒアリング対象名	あかしこども広場
種別	児童屋内遊戯施設
日時	2024年1月30日(火) 09:30-12:00
場所	あかしこども広場

1. 事前調査票の内容

(1) 施設概要

1	施設名	あかしこども広場（親子交流スペースハレハレ、中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース）
2	施設開設年	2017年
3	運営主体名	公益財団法人 神戸 YMCA
4	運営形態	業務委託
5	設置根拠	あかしこども広場条例
6	団体が運営に関わるようになった時期	施設運営は2017年4月から（開設前の2016年12月から準備に携わる）
7	施設の理念・コンセプト	<p>（仮称）こども健やかひろば整備計画より抜粋 「こども達が輝きながら健やかに育ち、次世代への架け橋となること、こどもの成長を通じて自らも成長すること、そして市民みんながつながり、まちが元気になること」を目指し、以下の4つの基本理念として、こども広場を整備した。</p> <p>【育成】子育て支援と次世代育成のための拠点 【健康】将来の明石を担うこども(妊婦)の健康拠点 【交流】こどもを中心に幅広い人々がふれあう交流拠点 【成長】人が学び、成長する学びの場の拠点</p> <p>方針を基にした「あかしこども条例」に基づき施設を整備 （あかしこども広場条例第1条）</p> <p>子どもの健やかな育ちを総合的に支援するとともに、子どもを中心とした多様な交流を創出し、及び子どもの健全な居場所を提供することにより、次世代を担う子どもの育成と子育て支援の推進を図るため、本市にこども広場を設置する。</p>
8	開設の背景	<p>明石市では、明石海峡大橋開通に伴う海上交通利用者の減少や明石駅前の大規模小売店舗の撤退などにより、中心市街地が衰退傾向にあったことから、市全体の活力の活性化を図るため、2010年年11月に明石市中心市街地活性化基本計画を策定し、再開発ビル内に市民の利便性を向上に寄与する公共施設を整備することで、中心市街地の活性化につなげる方針で進めた。</p> <p>当初、当該ビルの4階から6階に整備する公共施設は、本庁の窓口機能を移転する計画であったが、市民が満足のいく計画に変更すべく、様々な手法により市民意見を聴取した結果、図書館や子育て支援施設、健康・保健施設などを望む意見が多かったことから、市民意見を反映した内容で整備計画を見直すことになった。</p>

(2) 回答者

	回答者①	回答者②	回答者③
1 役職	明石市子育て支援課課長	公益財団法人神戸 YMCA あかしこども広場事業統括 責任者	公益財団法人 神戸 YMCA
2 主な担当業務	※明石市事務分掌規則より抜粋 (1) 子育て支援に係る市民団体その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること (2) 子育て支援事業に関すること。 (3) 子育て支援センターの管理運営に関すること。(4) こども基金に関すること。 (5) あかしこども広場（他の所管に属するものを除。）の管理運営に関すること。	あかしこども広場運営業務 委託仕様書に記載されている範囲の運営に関する業務	親子交流スペースハレハレの運営に関する業務
3 保有資格（保育士、幼稚園教諭、小中学校・高校教員免許、社会福祉士等）	なし	第2種衛生管理者	なし

(3) 職員の体制について（2023年10月時点）

● 親子交流スペースハレハレ

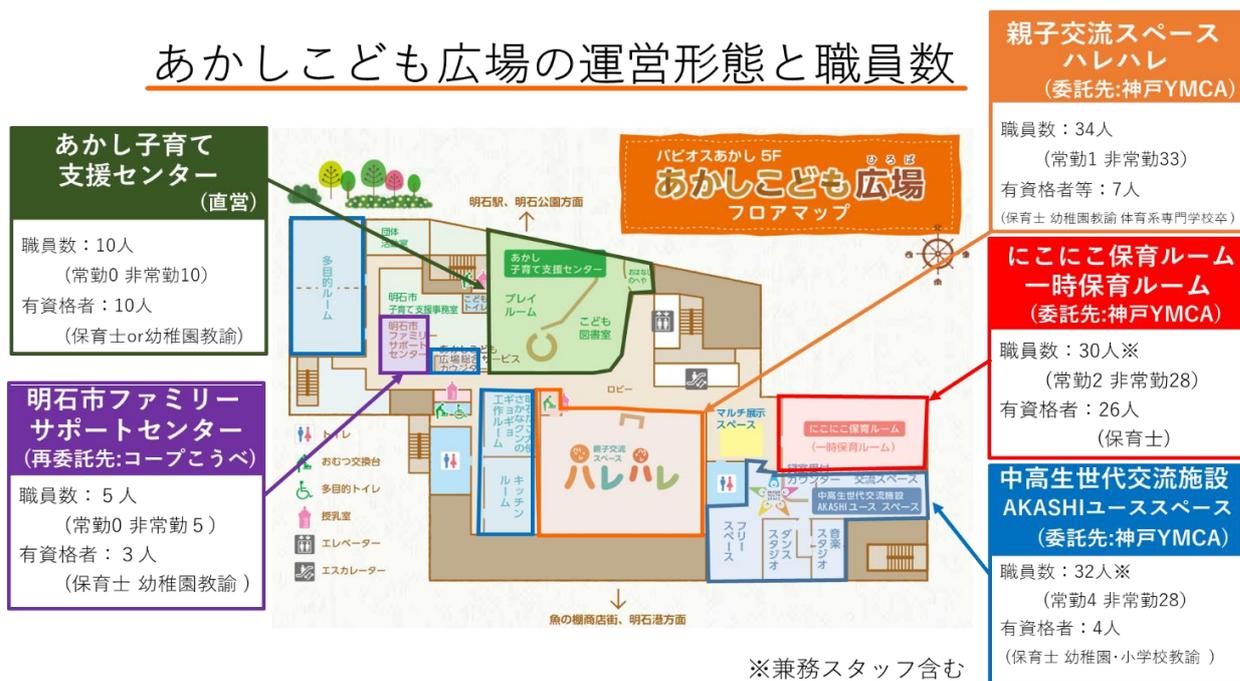
職種	勤務形態	人数	(2) 3の保有資格を持つ職員の内数
1 館長・施設長	常勤専任	1人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
2 副館長・副施設長	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
3 行政職員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
4 児童厚生員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
5 児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる者 ²⁰	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	33人	7人
	無償ボランティア	人	人
6 その他の職員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人

²⁰ あかしこども広場では「リーダー」と呼ばれる

● 中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース

職種	勤務形態	人数	(2) 3の保有資格を持つ職員の内数
1 館長・施設長	常勤専任	1人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
2 副館長・副施設長	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
3 行政職員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
4 児童厚生員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人
5 児童厚生員以外でこどもの遊びの指導・見守りに関わる者	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	28人	4人
	無償ボランティア	人	人
6 その他の職員	常勤専任	人	人
	常勤兼任	人	人
	非常勤・有償ボランティア	人	人
	無償ボランティア	人	人

あかしこども広場の運営形態と職員数



出典：明石市提供資料

2. ヒアリング項目

(1) 施設の利用について

① 利用者数

- ハレハレは新型コロナウイルス感染症が拡大する前は、年間 10 万人以上の利用者がいた。感染拡大期には利用者が半減したが、令和 4 年度にはほぼ回復し、101,553 人となっている。
 - 土日祝、長期休暇期間の利用者が特に多い。各クールの定員は 120 人で、平日は各クール 50 人程度の利用だが、土日は定員に達することが多い。
 - 新型コロナウイルス感染拡大期は各クール当たりの定員も絞っていた。
- 中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペースの令和 4 年度の利用者数は約 38,000 人。
 - 利用者数の変動についてはハレハレと同様の傾向があるが、中学校・高校の試験期間は特に利用が増えるのが特徴である。

② 利用者の属性

- ハレハレの場合、乳幼児とその保護者が平日の利用者の 9 割ほどを占める。
 - 明石市では 3 歳児保育を実施しており、3 歳児以上は幼稚園又は保育園に通っているため、平日の日中に利用しているこどもの年齢は、0 歳児～ 2 歳児が多い。
 - 全体としては 3 歳以上～小学校 1、2 年生くらいのこどもの利用もあるが、小学校高学年の利用はほとんどが弟妹の付き添いであると思われる。
 - ハレハレではこども一人での利用は不可であるため、放課後の小学生のみで遊びに来るということはない。
- 市外からの利用は、令和 4 年度は 16,093 人で、全体の 15.8%である。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大以前の平成 31 年度は 23.5%で、感染拡大中の令和 2 年度は市民限定にした時期もあったため 0.8%まで下がった。徐々に回復傾向にあるものの、感染拡

大以前よりは減少している。

- AKASHI ユーススペースは、平日日中には、学校に通う中高生は基本的に來ることができないため、浪人生や資格取得のための勉強をしている大人等が利用している。
 - 大人も利用可能だが、中高生世代のための施設であるため、中高生世代が多い時間帯は大人の利用は控えるよう案内することもある。

③ 利用料等に対する考え方

- ハレハレは明石市民であれば利用無料、市民以外は 1 人 1 回 300 円である。
- あかしこども広場の利用は明石市民、市民以外ともに、1 人 1 枚、こども利用者カードの登録が必要である。
 - 利用者カード登録の目的は、市民と市民以外の識別である。あかしこども広場内のほとんどの施設・サービス利用の際は市民と市民以外で利用料が異なる。また、定員がある施設の利用状況把握・定員管理のためである。
 - 利用者の保険は、ハレハレについては神戸 YMCA が加入している保険でカバーされている。AKASHI ユーススペースでのイベント等では、イベントごとに参加料に保険金額が含まれている。
- ハレハレの利用時には施設前の券売機に利用者カードをかざしてどのクールでも利用可能な入場券（当日 9 時から発行）を発行する必要がある。希望のクールの時間帯にハレハレに行き、入場する際に利用者カードをカードリーダーにかざして入場する。これにより利用人数を把握している。
 - オンライン事前予約を可能にしてほしいという声があり、開設当初に検討したが、予約で定員に達していても実際に訪れない人がいると、当日利用したい人が利用できなくなるため、施設前の端末での予約としている。なお、当日の利用状況はオンラインで確認できる。
- ハレハレはクール制を取っており、現在は 1 日 5 クール、各クール 70 分である。
 - 開設当初は 3 クール制だったものが、市民の要望により 5 クール制になった。定員に空きがあれば、クールを連続しての利用も可能である。その場合、再度予約が必要である（市民以外は再度料金も必要）。
 - クール制を取っている理由としては、安全に遊べる環境を維持するための時間が必要であるためである。各クールの間には遊具の整頓や掃除を行っている。新型コロナウイルス感染症拡大中の期間は、より念入りに遊具や設備の消毒・換気を行っていたので、各クールの利用時間を短縮して対応していた。
 - クール制には、より多くの人に遊んでもらうためという理由もある。ハレハレには安全に遊ぶための定員があり、いつまでも遊んでいる人がいると、平等に利用者みんなが遊ぶことができないためである。
- AKASHI ユーススペースは、利用者カードの登録は必要だが、中高生世代であれば市民・市民以外共に利用無料である。大人は音楽・ダンススタジオの利用は有料である。
- 利用料収入は施設の運営に活用されている。

④ 利用者の利用動機

- ハレハレは未就学児を中心とした親子が、天候に関わらず身体を動かして遊べる場所として訪れることが多い。AKASHI ユーススペースは主に中高生が自由に過ごせる場所（小学校高学年の利用もある）、あかし子育て支援センターは乳幼児を主な対象として遊ばせながら相談もできる場所、と各施設の機能分担がある。

- ハレハレは乳幼児向けの子育て支援センター等の遊び場に比べて、未就学児から小学校低学年くらいのこどもが身体を動かしてのびのび遊べる場所としてのニーズを満たすことができている。
- AKASHI ユーススペースの交流スペースの使い方は利用者の中高生世代に任せている。自習や、食事や交流などもでき、使い方は自由である。
- AKASHI ユーススペースでのイベント等の取組は、何かやってみないかという働きかけはするが、内容は利用者の自発性に任せているので運営者側は立ち入らない。
 - 利用者が自発的にライブイベントを行ったり（年 3 回、多目的ルームやフリースペースのほか、パピオスあかし 2 階の市民広場（オープンスペース）でも実施）、キッチンでお菓子作りのイベントなどが行われたりしている。

⑤ 貴施設を利用したこどもの反応

- ハレハレや AKASHI ユーススペースでは利用者アンケート等は特に行っていない。子育て支援講座は講座ごとにアンケートを行っている。
- ハレハレを利用する中でスタッフに直接話してくれることはあり、楽しかった等の感想や大型遊具を入れ替えてほしいといった要望を聞くことがある。
 - 民間の児童屋内遊戯施設は利用料が高いが、ここは同様の設備がそろっている上、スタッフとも話せるということで好評の声が多い。
- 中高生時代に AKASHI ユーススペースを利用していた若者が、ここでの楽しかった経験を伝えたいと卒業後に神戸 YMCA の活動に参加するなどのつながりも生まれている。

(2) 施設の設備について

① 延床面積

- パピオスあかし 5 階フロア全体で約 3,200 m²である。

② 目的別の設備・スペースの設置意図

<親子交流施設ハレハレ>

- ハレハレの内部は身体を使って遊ぶアクティブゾーンと、おもちゃを使って遊ぶスペースに分かれており、間に大型遊具を設置することであえて視界を遮り、それぞれの遊びに集中できるようにしている。
 - 大型遊具も市の備品として 2 点購入し、その 2 つを 4 か月おきに入れ替えている。
- 乳幼児スペースは、大きいこどもが入って来ないよう、ソフトブロックで仕切られており、授乳室・おむつ替えスペースにつながっている。ただし、乳児はここでしか遊べないというわけではなく、アクティブゾーンで遊ぶことに制限はない。

<中高生世代交流施設 AKASHI ユーススペース>

- グループ・サークル活動や交流ができる交流スペース、自習や読書灯ができ就職・進路情報に関する書籍等があるフリースペースのほか、楽器が備え付けられた音楽スタジオ、ダンススタジオがある。
 - ダンススタジオはダンスの練習に使えるが、使い方は自由としているので、映画等の上映会イベントを行ったり、フリースペースが満席の時に机を運び込んで自習に使われたりしているときもある。

<その他の施設>

- あかし子育て支援センター（市直営）、にこにこ保育ルーム（生後 6 か月以上の未就学児の一時保育）、貸室（工作ルーム、キッチンルーム、多目的ルーム、団体活動室）がある。

<全体共通事項>

- 特にここならではの特色を持たせた設備というものはない。
- 外遊びのスペースはないが、パピオスあかし屋上施設で夏に外遊びのイベント（水鉄砲、スイカ割など）をすることもある。
- 授乳室は 3 か所に設置している。土日は父親が付き添いで来ることもあるため、お湯が使える授乳室も整備している。
- インクルーシブな取組として、外国人親子向けに英語のパンフレットを用意している。外国人は、市内在住外国人ももちろんのこと、海外旅行客も受け入れている。利用者カードの作成時に本人確認書類で氏名、生年月日、住所の確認が必要であるが、旅行者の場合はパスポートに住所の記載がないので、住所情報を必須にしないなど柔軟に対応している。

③ 施設の立地について

- 明石駅前の再開発計画のもとで設置された商業施設のうち、3フロアを明石市が買い取って公共施設を移転・集約したものであり、5 階はワンフロア全体をこども・子育て支援関連施設を集めた「あかしこども広場」としている。
- ワンフロアにこどもの遊び場、中高生世代の居場所、子育て支援センター等、妊娠期から中高生・若者までを対象とした機能が集約されて一体的に運用できていることが、ほかにはない特色であると考えている。
 - 運営者の神戸 YMCA は社会福祉法人、学校法人や保育所、児童館等も運営しているため、それぞれで培われたノウハウが生きている。

(3) 施設の機能について

① こどもの遊びを指導・サポートするスタッフの役割、待遇

- ハレハレは職員数 34 人（常勤 1（施設長）、非常勤 33、うち有資格者 7（保育士、幼稚園教諭、体育系専門学校卒））がいる。開館中は平日 5 人、土日 6 人の職員でシフトを組んで配置している。
 - 主にこどもの見守り、安全管理、遊びの提案を実施している。こどもを連れてきたが自分はスマートフォンを見ているだけというような保護者には、親子交流施設であるため一緒に遊ぶよう声掛けをすることもある。
 - 保護者との雑談の中で悩みなどを聞くこともあり、必要であれば相談事業を案内することもある。
- AKASHI ユーススペースは職員数 29 人（常勤 1、非常勤 28、うち有資格者 4 人（保育士、幼稚園教諭、小学校教諭））がいる。
- 常勤職員は月 1 ～ 2 回研修がある。こどもの発達や基本的な応対についての研修はあるが、実際には現場の OJT がほとんどである。
 - あかしこども広場の職員は、神戸 YMCA が指定管理等で運営する公立体育館等での勤務経験がある職員を配置している。
 - 非常勤職員についても、神戸 YMCA の他の部門や保育所等での勤務経験がある職員を配置している。

- 遊具やおもちゃを提供している民間企業から、開設当初に遊具やおもちゃの使い方に関する講習を受けた。現在はその講習を受けた職員が新たな職員に講習を行っている。

<神戸 YMCA 関連法人間の連携や団体の強みを生かす取組>

- 神戸 YMCA は子育て支援関連施設を複数運営しており、内部でノウハウや課題の共有を行っており、施設の運営や職員の育成につなげている。
 - 月に1回、神戸 YMCA の3法人（当施設運営者である公益財団法人神戸 YMCA のほか、学校法人神戸 YMCA 学園、社会福祉法人神戸 YMCA 福祉会）による全体運営会議があり、情報共有をしたり、課題を議題に上げて協議している。
 - 年数回、神戸 YMCA として運営している子育て支援施設（保育園や児童館、子育てひろば等）の連携の会議を実施している。
 - ◇ 神戸市の乳幼児から未就学児向けの屋内遊戯施設である「こべっこあそびひろば西神中央」は、神戸 YMCA が運営している。神戸市西部にあり、あかしこども広場と地域的な近さもあるため、来年度から情報共有、連携をしていきたいと考えている。今年度も、1回自主事業の講座のノウハウの共有を行った。
- ② 子育て支援（相談等）、児童福祉に関わる職員の配置（有資格者数、経験等）
- あかしこども広場内の施設ごとに資格要件が異なっており、業務委託仕様書で定められている。
 - 例えば、ハレハレであれば保育士・幼稚園教諭資格があれば尚可の要件であるが、にこにこ保育ルームは保育士の有資格者が必須で、保育園や幼稚園の勤務経験があるスタッフを配置している。あかし子育て支援センターにも幼稚園教諭免許保有者や保育士資格者を配置している。
- ③ こどもの育ちや子育て支援において有効だった取組・イベント等
- 神戸 YMCA の自主事業として、近隣の海に近い公園で釣りや火起こし等を行うデイキャンプのような外遊びのイベントを行っている²¹。
 - 神戸 YMCA は小豆島周辺に所有する余島でこどもを対象としたキャンプを実施するなど、外遊びや野外活動に関するノウハウがあることが団体としての強みの1つであり、こうした外遊びのイベントは体験を通じて生きるために必要な力を育むための取組と考えている。
 - 運動遊び、特に小学生を対象とした身体を動かす遊びはニーズが高く、イベント等でも実施している。
 - 子育て支援講座は市からの委託内容としては離乳食講座などを実施しているが、実施時にアンケートを取っており、他の講座のニーズがあればそれを反映したものを自主事業として実施している。
 - 具体的には、クッキングや屋外での釣りに関する取組等を実施し、好評を得ている。
- ④ 地域住民・利用者のニーズをどのようにくみ上げているか
- 意見聴取の取組や利用者アンケートは特になし。現場での利用者の声を聞くことがある。

²¹ 神戸 YMCA 単体としての活動ではなく、あかしこども広場の活動の一環として行っている

- ⑤ 施設の運営や取組等に子ども自身の意見を反映する機会の有無、内容
- 子どもから直接意見を聴取する取組は行っていない。
 - 市政への意見箱は子どもも含め誰でも投書できる。子どもの字で 1 クールの時間を延ばしてほしいという声があった。

(4) 貴施設以外の機関等との関わりについて

- ① 併設施設の有無（観光・誘客施設、公共施設（その他の児童厚生施設、図書館、体育館・運動場・屋外遊び場、保健センター、自治体の出張所等）、民間商業施設、高齢者施設 等）
- 上記の併設施設がある場合、併設している狙いや共通サービス、満たしたい利用者のニーズ 等
 - 商業施設内に設置されている。他の施設との共通サービス等は特にない。
- ② 設置者である都道府県・市町村との連携
- 施設の運営に関して、県や他の市町村との連携は特にない。
- ③ 他の児童厚生施設や子ども・子育て支援施設等、あるいはその他の施設との連携の有無
- 他の児童厚生施設や明石市の子ども・子育て支援施設等との連携した取組は特にない。
 - 明石市で里親をしている人に対しては、里親の資格を持って利用可能にするなどの連携はしている。
 - 同じ神戸 YMCA や関連法人が運営する施設については、神戸 YMCA を通じて連携・協議を行っている（（3）1, 3 参照）。

(5) 課題等

- 開設以降、あかし子ども広場の利用者が多いことから、利用者のニーズに合っており、順調に運営されていると考える。
- 明石市は子育て支援に力を入れていることで子どもも含め人口が増加しているが、全体的な少子化の傾向は続くと思われるため、今後のあかし子ども広場の在り方については、市とともに検討していくことが必要だと感じている。
- 最近出てきた課題として、中高生の居場所はより必要だと考えている。明石市として設置している中高生世代の居場所は、現在 AKASHI ユーススペースのみである。市の西部地域にも設置を求める声があるが、現時点では新設は難しい。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で人との関わりが制限される中で、中高生にとっては、人との接触がそもそも少ない勉強をするためのスペースにニーズがあった。制限が緩和されるようになり、少しずつ交流は活発になりつつあるため、勉強をする場所以外の居場所も求められてくると感じている。

以上

No.	11
ヒアリング対象名	一般財団法人 児童健全育成推進財団
種別	関係団体
日時	2024年2月9日(金) 15:00-16:30
場所	GoogleMeetによるオンライン会議

1. 事前調査票の内容

(1) 回答者

	回答者①	回答者②
1 役職	事業部部長	事業部課長補佐
2 主な担当業務	研修事業全般	研修事業全般
3 保有資格 (保育士、幼稚園教諭、 小中学校・高校教員免 許、社会福祉士等)	学芸員・図書館司書	精神保健福祉士

(2) 団体の事業活動の具体的な内容及び実績

項目	具体的な実施内容	実績
1 全国児童館連絡協議会	<p>全国の児童館連絡協議会が連携して児童館（放課後児童クラブ等を含む）活動の充実・発展を図り、児童の健全育成を推進することを目的として、下記の活動を実施している。</p> <p>(1) 児童健全育成や児童館に関する意見、提言等の発信</p> <p>(2) 全国の児童館活動の向上のための情報共有や意見交換</p> <p>(3) 災害時等の相互扶助</p> <p>(4) 児童館推進を目的とした社会活動</p> <p>(5) その他、本会の目的を達成するために必要な取り組み</p>	<p>・定期総会 1回/年 37団体 45名（役員・事務局除く）</p> <p>・役員会 2回/年 (令和5年度の参加実績)</p>
2 地方分散型児童厚生員等基礎研修・資格認定業務委託 連動資格 児童厚生二級指導員	<p>《地方分散型児童厚生員等基礎研修会》</p> <p>各都道府県内の児童館連絡協議会が主体となり児童健全育成推進財団の研修体系に準拠した児童厚生員等基礎研修会が開催されている。施設単位での研修や広域の研修の機会が少ない職員の</p>	<p>《地方分散型児童厚生員等基礎研修会》</p> <p>34団体、延べ回数 268回、延べ受講者数 12,829人 (令和5年度実績)</p>

項目	具体的な実施内容	実績
	<p>方々にも参加しやすい仕組みとしている。</p> <p>《資格認定業務委託》</p> <p>個々が自己研鑽する姿勢を強化するために本財団だけでなく各児童館連絡協議会でも資格認定事務を行う。資格取得を促進することで、地域における児童健全育成活動全体を活性化させる。</p>	
<p>3 認定児童厚生員資格制度</p>	<p>児童館・放課後児童クラブ等の児童健全育成に従事する者が意図的、計画的に専門知識・技術を身につけるための具体的指標として、研修体系に連動した下記の認定児童厚生員資格制度を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生二級指導員 ・児童厚生一級指導員 ・児童厚生一級特別指導員 ・児童健全育成指導士 	<p>《資格取得者数 ※累計》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生二級指導員 23,618名 ・児童厚生一級指導員 2,738名 ・児童厚生一級特別指導員 24名 ・児童健全育成指導士 36名 <p>(令和6年度3月末実績)</p>
<p>4 児童厚生員等基礎研修会</p> <p>連動資格 児童厚生二級指導員</p>	<p>児童館・放課後児童クラブの初任者を対象とした4日間の研修会。</p> <p>児童館・放課後児童クラブの基本的機能や児童健全育成目的、児童期の発達課題や遊びの意義等の理論科目と具体的なプログラムなどの指導技術を修得する実技科目を設定し、こどもや保護者への適切な援助と指導技術の向上のために実施する。</p>	<p>参加者 東京会場 148名 大阪会場 100名</p> <p>(令和5年度実績)</p>
<p>5 全国中堅児童厚生員等研修会</p> <p>連動資格 児童厚生一級指導員</p>	<p>5年(60か月)以上の勤務経験を備えた児童健全育成に携わる中堅層の職員のための3日間の研修会。</p> <p>児童館・放課後児童クラブを地域福祉の観点から巨視的に捉えると同時に、こどもの健全育成や子育て支援活動の総合的理解を深めるために実施する。</p>	<p>参加者 90名</p> <p>(令和5年度実績)</p>
<p>6 児童厚生一級特別セミナー</p> <p>連動資格 児童厚生一級特別指導員</p>	<p>児童厚生一級指導員資格取得者が、児童健全育成に関する最新の情報を学ぶとともに、自らが10分間の実践報告に取り組み、プレゼンテーションの力を高めるために実施する。(3年更新制)</p>	<p>参加者(実践報告者) 7名 聴講者 27名</p> <p>(令和5年度実績)</p>

項目	具体的な実施内容	実績
7 全国児童厚生員等指導者養成研修会 連動資格 児童健全育成指導士	8年（96か月）以上の勤務経験を備えた地域の児童健全育成活動についてリーダー的立場にある児童厚生員等を対象とした3日間の研修会。こどもや家庭、地域の直面する課題や、これからの児童健全育成活動について統合的に考察し、地域のオピニオンリーダー、または児童福祉施策のスーパーバイザーを養成するために実施する。	参加者 16名 (令和5年度実績)

2. ヒアリング結果

(1) 団体の事業内容

<各研修と対応する資格について>

① 全国の児童館のネットワーク(全国児童館連絡協議会)

- 全国児童館連絡協議会（全児連）には 43 団体（39 道県、4 政令市）が参加している。全都道府県のうち、参加していない 8 府県については都道府県児連が存続できなくなった、あるいは、事務局の確保が困難数等の理由がある。財団としては、全ての都道府県に児童館連絡協議会が設置されているのが望ましいと考え、働きかけている。
- 都道府県単位の児童館連絡協議会（県児連）の事務局は、大型児童館がある県では大型児童館が担っている。大型児童館がない県では、地域ブロック単位で小型児童館が、あるいは都道府県の児童館管轄課が事務局を務めるなどして持ち回りで全児連に参加している場合がある。
- 財団の会員には全国の数千の児童館が含まれるため、財団からは都道府県ごとに対して情報を提供しており、県児連から県内の児童館にそれらの情報が速やかに共有されることを期待している。また、県単位での情報の集約や、各県ごとに研修（④の地方分散型研修）を開催することができるなど、県児連と全国団体として全児連が組織されていることは重要である。

② 児童館・放課後児童クラブの人材育成支援（人材育成制度全体について）

- 人材育成の制度は、現在は財団の独自財源で行っているが、かつては国の補助で行っていた。
- 財団は設立当初（1976 年）から児童厚生員の研修事業を行ってきたが、1992 年から児童厚生員資格制度と合わせて研修事業を体系化した。体系化の目的は、研修で学んだ証として資格が与えられること、またそれにより児童厚生員の専門性をアピールできることである。
- 複数の段階に応じた研修機会を設けており、対象は児童館（大型児童館含む）職員と、放課後児童クラブ職員のうち放課後児童支援員資格保持者である。
- 児童厚生施設ではない放課後児童クラブの職員も研修受講の対象としているのは、1998 年に放課後児童クラブが制度化された当時、まだ放課後児童クラブの職員のための研修制度がなく、児童館の児童厚生員の研修への参加ニーズがあったためである。また、現在も、児童館の一機能として放課後児童クラブを実施している場合もあり、関連が深い。以前は、児童厚生員研修事業における放課後児童クラブ職員の受講者は 1 割程度であった

が、放課後児童クラブ数が拡大するにつれて、受講者が増加し受講者の過半数を占めるほどになった。これにより、基礎研修の開催回数を増やしていた時期もあった。放課後児童支援員の資格が創設されてからは、児童厚生員に関する研修を受講する前に放課後児童支援員に関する研修の受講が必要となったため、現在は児童厚生員に関する研修に対する放課後児童クラブ職員の受講者数は減少傾向にある。

- 研修内容において、児童遊園に関しては、児童厚生施設の一種類として児童遊園があるという説明にとどまっている。大型児童館については、平成 31 年に改定された児童館ガイドラインで新たに大型児童館に関する章が設けられ、大型児童館の役割が明確に記載されるようになったことを踏まえ、基礎研修等において「児童館論 I」のなかで触れている。

③ 児童厚生員等基礎研修会

- 本研修を受講することで、児童厚生二級指導員資格を取得できる。
- 現在は年間 2 回²²（東京・大阪で各 1 回）、財団が実施している。
- 理論、実技の 12 科目が必修科目である。各回 4 日間の日程で、児童館の基本機能や、遊びの実技に関する内容を扱う。
- 4 日間連続した研修に参加することが難しい受講者のために、「地方分散型児童厚生員等基礎研修・資格認定業務委託」を実施している。県児連への業務委託を通じ、基礎研修会の内容を地域で実施し、1～2 年程度かけて全 12 科目を学べるようにしている。

④ 「全国中堅児童厚生員等研修会

- 児童館・放課後児童クラブでの 5 年（60 か月）以上の勤務経験がある二級資格保持者向けに行うもので、本研修の受講と資格認定試験を経て、児童厚生一級指導員資格を取得できる。
- 現在は年 1 回（1 日間）、財団が実施しており、東京と関西のいずれかで毎年交互に開催している。
- 研修では、地域に出て活動する際に必要な視点、そのためのプログラム立案の方法、児童館活動に関するレポートの書き方などを学ぶ。プログラム立案においては、フィールドワークの手法も取り入れており、グループ単位で研修会場外に出て、地域の社会資源を調べ、それを活用したプログラムを考える。

⑤ 児童厚生一級特別セミナー

- 一級資格保持者が定期的に学ぶ仕組みとして作られたもので、本研修会受講と課題の審査を経て、児童厚生一級特別指導員の資格を取得できる。
- 年に 1 回（1 日間）、主に東京で財団が実施している。
- 一級指導員資格を得られる中堅研修会と、児童健全育成指導士資格と連動する指導者養成研修会との研修機会として、人材育成研修制度全体の中で最後にできた研修プログラムである。
- 参加者は児童健全育成に関する最新の情報を学ぶほか、児童館ガイドラインに準拠した自信の活動を 10 分にまとめ、聴衆の前でプレゼンテーションを行う。

²² かつては年間 4 回実施していたこともある

- 定期的に学ぶ機会として設けられたため、児童厚生一級特別指導員の資格のみ 3 年ごとの更新制である。

⑥ 全国児童厚生員等指導者養成研修会

- 児童館・放課後児童クラブでの 8 年以上（96 か月）の勤務経験がある、一級資格保持者を対象としており、本研修受講と、児童健全育成賞の入賞（佳作以上）をもって児童健全育成指導士として認定される。
- 修了者は基礎研修で講師を担当するなど、全国的な指導的立場になる方も多い。
- 児童健全育成賞は、児童健全育成に関する優れた実践報告に対して贈られる。
- 研修内容は、行政や学校との連携などを含めたより広い視点で児童健全育成に携わる際の実践的な内容を学ぶもので、少人数で行われる。

(2) 児童厚生員の人材育成について

<人材育成支援事業の目的>

① 団体が児童厚生員の人材育成において重要視すること（特に大型児童館・児童遊園について）

- 「児童厚生員」という名称が、現在「児童の遊びを指導する者」という表現になっているが、それは児童館の役割の全体を表していないと考えている。そもそも「指導」ではなく「支援」だと考えており、遊びを教えることだけが役割ではない。
児童館は 0～18 歳未満のすべての子どもを対象としているため、乳幼児の子育て支援、中高生の居場所づくり等、すべての年齢層の子どもへの支援を行うほか、保護者支援も含めた幅広い役割が求められる。
- 遊びを指導する者という名称から児童厚生員は「遊び」のプロだとよく勘違いされるが、遊びはあくまで子どもたちの福祉課題を見るための手段と考えており、子どものソーシャルワーカーであると研修でも強調している。

② 児童厚生施設や運営する自治体から求められている児童厚生員像に関する理解

- 子ども家庭庁が設立され、「こどもまんなか社会」が目指される中で、児童館はすでにこどもの意見を述べる場の提供が児童館ガイドラインにも明記されている実際に児童館でのそうした取組も増えてきており、児童厚生員にはこどもの声を聴くファシリテーターとしての役割・スキルが求められている。
- なお、日常的な遊びを通じて子どもと接する中で、こどもの考えを聞き取り、家庭や友人関係を含むニーズを見つけ、行政に伝えていくということは、これまでも児童館が行ってきたことである。

③ 大型児童館・児童遊園における児童厚生員の役割

- 大型児童館については、県内全体をみる巨視的な視点が求められる。特に小型児童館がなく、児童館を通じた支援が入りづらいところに移動児童館でアウトリーチするスキルが重要である。
- 児童遊園については、そもそも児童厚生員が常駐しているところは少ないのではないかと。巡回に関しては一部の児童館が対応していると思われる。

- ④ ボランティアや他の児童福祉施設では代替できない、児童厚生施設の専門職員としての役割
- 遊びを通じて、地域のかかりつけ機関のような役割を担っていると考えている。
他の児童福祉施設は措置等、問題が発生した時に対応する施設だが、児童厚生施設は、地域に開かれており誰でも来ることができる。遊びを通じてこどもの健全育成や問題の発生予防に努め、気になる子・家庭があると、児相などの他の児童福祉施設につなぐ。
 - 問題の発生予防の効果は可視化しづらいため、その役割を十分に満たしているかどうかの評価は難しい。
- ⑤ 児童厚生員の現状（質・数）及び課題
- 0～18歳のこどもに関わり続けるという児童厚生施設の特性が生かされない運営が強いられている現状もある。
児童館は現在、公設公営が半数程度を占めるが、今後民営の施設が増えてくると、指定管理者制度の場合、継続的な児童健全育成が難しくなる可能性がある。民間企業の参入で競争原理が働くことで、運営費はシビアになってきている。
 - 児童厚生員の雇用は不安定なことが多い。
指定管理者制度の場合、3～5年で契約が見直されるため、児童館の職員も年限付きの雇用になる。また、指定管理制度化では、自治体からの指定管理料を抑える必要があり、そのために人件費を下げざるを得ず、職員が長く勤められない一因にもなっている。なお、公営の児童館には専任の職員や保育所との兼任の職員がおり、そういった場合には安定して仕事を続けていると考えられる。
 - 指定管理の見直しの際には、児童厚生施設としてのこどもたちへの丁寧な支援の成果に重点が置かれるべきだが、こうした成果は数値化・可視化することが難しく、成果は利用者数、イベント集客数が指標になりがちである。
 - 地域とともに活動を展開する児童館の指定管理者が変わることで、地域との関係もリセットされてしまう懸念もある。指定管理者が変わるタイミングで、児童館の職員や備品も入れ替わり、こどもにとっては混乱を招く。これを問題視し、指定管理者が変わっても職員を引き継ぐケースもある。
 - 児童館ガイドラインが発出された背景の一つに、こうした流れも影響していると理解している。地方の独自性が求められる中で国が方針を示すことへの懸念もあったようだが、現在では指定管理の仕様書策定においてもガイドラインを参照されるようになった。これによって児童館は「ただこどもと遊んでいればいい」とみなされるような認識を防止できる。現場も自治体もガイドラインに立ち返っている。
- ⑥ 社会的な背景による課題
- 国による自治体への児童館に関する事業費は、用途が地方自治体が自由に設定できる地方交付税交付金である。自治体の中で必要に応じて配分される予算の項目の一つであることから、他の緊急性のある課題が優先されることが多く、児童館に予算がつきにくい。
- ⑦ ボランティア育成や地域の人材活用に対する考え、又は実施している取組
- 児童館には職員を2名以上配置することが定められているが、その人数でガイドラインの内容をすべて行うということではなく、地域の人材活用が想定されている。地域住民を招いて講座を開いた

り、こどものやりたいことに関わってもらおうということがある。

- 若者に関しては、児童館ガイドラインにも「利用したことのある若者を支援し、居場所づくりに協力する」とある。18歳以降は学生ボランティアとして来てもらうという関わり方もある。
- 職員やボランティアにもセーフガーディングのような行動規範を設定し、しっかり理解してもらうことがこどもに関わる支援者が性被害を起こす事件を予防することにつながる。

⑧ 児童厚生員の今後に対する展望

- こどもまんなか社会、こどもの声ということが国策として大々的に言われるようになった。これまでも国の委員会等でも好事例を紹介してきたが、全国的にさらなる向上が必要である。
- 児童館の活動はガイドラインを指針としつつ、地域によってさまざまな活動がある。こどもの意見を聴くことはよりどんな児童館であっても重要であるが、こども会議を実施するだけではなく、日ごろの関わり、信頼関係の中でこどもの声は出てくるもの。こどもの実行委員会を作ってイベントなども行っており、こどもの意見聴取には色々なスタイルがある。
- 意見を積極的に言わないこども、こどもの声なき声をどうやって聞いていくのかは課題。

⑨ 国の児童厚生員の育成・活用に関する取組に求めること

- 児童館関連団体と共に要望書を毎年国に提出している。直近では、身近な子育て機関としての児童館の活用や、中高生世代の居場所、モデル事業等、運営安定のための第三者評価の実施、ICT環境整備等を要望している。

(3) 大型児童館について

<大型児童館の現状に対する認識や課題感、求められる役割の変化>

① 「児童屋内遊戯施設」に対する認識

- 他の遊戯施設と大型児童館の違いは、ガイドラインにも示されている通り、県内の象徴的な健全育成の拠点施設として県内の児童館がない地域へのアウトリーチを行うことに加え、県内児童館の連絡調整・支援、広域的・専門的健全育成活動の展開を行っていることである。

② 大型児童館の望ましいあり方、及びそのために団体が取り組まれていること

- 大型児童館に求められる役割は大きくは変化していない。求められていることを表現したのが改正された児童館ガイドライン。広域に必要なプログラム、アウトリーチの活動をガイドラインでより強化した。
- 大型児童館でも科学館という名前のあるところもある。展示や体験は博物館でも代替できる場合があるが、アウトリーチ機能は大型児童館ならではの機能である。
- 直接のプログラム提供だけでなく、県内児童館の全体の活性化という役割、県内の旗振り役をしてもらうことを期待している。
- 大型児童館が他の県に出向いて小型児童館等に対して指導を行うことは現実的には簡単ではないが、県を超えて実技的な研修を行うこともある。依頼があれば出向く。地道な底上げの視点を持っている職員もいる。
- 東北には大型児童館が2館しかないが、県児連がブロックごとに広域対象の児童館ネットワークの会議を設けている。

③ 現在、大型児童館全体において注力されている取組

- こども家庭庁が主催する全国こどもの健全育成リーダー養成セミナーで、こどもの意見表明の1つの切り口として、大型児童館であるいわて子どもの森から「自由ラジオ」という事例の紹介があった。「いわて子どもの森」は山奥にあって、参加者は毎週バスを乗り継いで来館している。ラジオの生放送の中で突発的に出てきたこどもの意見は色々あり、おとな側も覚悟をして聞いているそうである。20年前の自由ラジオ初代メンバーであった子がそのセミナーに参加し「当時、プレーリーダーと話に来ており、大型児童館に居場所を感じていた」。また、「その時の経験が今の仕事につながっている」など、いい影響を与えた事例として話をしてくれた。大型児童館においても、今求められているこどもの居場所づくり、意見聴取におけるエビデンスになる内容だった。

④ 今後注力すべき取組及びそのための団体の方向性や想定

<注力すべき取り組み>

- 国からの支援の要請での連携、および文化財や出版物の普及に注力したい。
- 舞台芸術を大型児童館と連携して行うなど、児童劇とこどもが出会う啓発事業を行いたい。

<国に求めること>

- 大規模予算の支援、事業費補助などを要求したい。
- 特に、都道府県が使える予算の支援を期待したい。補助割合は1/3→1/2に向上したものの、国立こどもの城の閉館以降、大型児童館に関するポジティブなメッセージを発信してほしい。

(4) 児童遊園について

<児童遊園が置かれている状況に対する現状認識>

① こどもの屋外遊び場としての児童遊園の必要性

- 児童遊園を併設している児童館そのものが少ない。実態調査によると、児童遊園を併設している児童館は4.8%、100館くらいだと認識している。
- 児童厚生施設のうち、児童館を残すのに精いっぱいな状況。社会福祉施設調査でも児童遊園における児童厚生員のデータがない。
- 都市公園において高齢者向けの設備が増えてきている一方、こどもに特化した公園の必要性はあると思う。
- 都市公園と児童遊園の違いについて、児童厚生員がどのように認識しているかはわからない。

② 児童遊園の活用のために団体が取り組まれていること

- 移動児童館を児童遊園で行うなどの推奨は現在、財団としてはしていない。

③ 国の児童遊園に関する取組に求めること

- 活用の促進には国から自治体へのメッセージを出してもらう必要があるのではないかと。関わりの強化を国が自治体に働きかける必要がある。屋外でこどもの遊びを指導する児童厚生員の設置強化、常勤・巡回を置くことの発信が必要である。
- 遊びのプログラムに関する専門委員会、こども家庭審議会の居場所づくり部会でも児童遊園を取り上げて、建設的な提言をしてもらおうと良い。

(5) 震災支援について

- 当団体は災害時に被災した児童館の支援活動は継続して実施している。
- 東日本大震災の際も、募金、物的支援、遊びのプログラムを持って人的支援を行った。また、民間会社と協力して仮設児童館も設置した。
- 今年発生した能登地方の震災においては、募金活動や、被災した各児童館への物的・人的支援を行っている。ニーズ調査も実施した。支援をしたいという全国の児童館職員は多いため、マッチングさせている。現地では児童館、児童クラブの職員も被災しており、有資格者を揃えられていない。有資格者を派遣してこどもの居場所を確保するようにしている。
- 当団体は災害を専門にしていいため、災害支援を専門とする NGO に協力をする形で支援を行っている。
- 県児連を通じて、ニーズや被災状況の把握ができるという強みがある。現在、支援活動がスピーディに進んでおり、県児連の存在価値を再認識している。

以上

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
児童厚生施設のあり方に関する調査研究

発 行 日：令和6年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社